

鳴門市地域防災計画

令和7年3月

鳴門市防災会議

第1編 共通対策編	1
第1章 総則	1
第1節 総則	1
第2節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第2章 災害予防	8
第1節 防災知識の普及・啓発	8
第2節 防災訓練	10
第3節 緊急輸送体制の整備	11
第4節 火災予防対策	13
第5節 自助・共助(近助)の推進	14
第6節 ボランティア受入体制の整備	16
第7節 住民等の避難対策	17
第8節 企業防災の推進	21
第9節 要配慮者支援対策の充実	21
第10節 帰宅困難者等対策	25
第11節 広域応援・受援体制の整備	26
第12節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供	27
第13節 防災拠点施設等の整備	29
第14節 物資等の備蓄体制の整備	29
第15節 孤立集落対策の強化	32
第16節 土砂災害等予防対策	33
第17節 徳島県戦略的災害医療プロジェクトの推進	36
第18節 大規模停電・通信障害への備え	37
第19節 事前復興の取組	38
第3章 災害応急対策	39
第1節 災害応急対策の流れ	39
第2節 市の活動体制	40
第3節 防災関係機関との情報の伝達	58
第4節 災害情報の収集・伝達	64
第5節 災害広報	69
第6節 自衛隊災害派遣要請	71
第7節 防災関係機関応援要請	73
第8節 災害救助法の適用	77
第9節 避難対策の実施	80
第10節 避難所外避難者の支援対策	88
第11節 広域一時滞在(広域避難)対策の実施	89
第12節 交通確保対策	91
第13節 緊急輸送対策	94
第14節 消防計画	97
第15節 水防活動	110
第16節 防犯活動	110
第17節 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	110
第18節 救出・救助対策	110
第19節 医療救護活動	112
第20節 飲料水の供給	115

第21節 飲料水以外の生活用水の確保	116
第22節 食料の供給	117
第23節 被服、寝具等の生活必需品の供給	119
第24節 燃料の供給等	120
第25節 保健衛生活動	120
第26節 防疫	122
第27節 遺体の捜索及び火葬等	122
第28節 要配慮者支援対策の実施	124
第29節 動物救済対策	127
第30節 廃棄物の処理	128
第31節 応急仮設住宅の供与	131
第32節 住宅の応急修理	132
第33節 被災者向け住宅の確保	133
第34節 災害公営住宅	134
第35節 障害物の除去	134
第36節 貯木及び在港船舶対策	135
第37節 ボランティア活動の支援	136
第38節 義援物資の受入れ・配分	137
第39節 公共土木施設の応急対策	137
第40節 鉄道施設の応急対策	140
第41節 地域バスの応急対策	140
第42節 民間バス事業者の応急対策	141
第43節 渡船等の応急対策	142
第44節 電力施設の応急対策	142
第45節 LPガス供給の応急対策	143
第46節 水道施設の応急対策	143
第47節 下水道施設の応急対策	144
第48節 通信設備の応急対策	144
第49節 火薬類を扱う施設の応急対策	146
第50節 高圧ガス(LPガス供給施設を除く)を扱う施設の応急対策	147
第51節 石油類及び薬品を扱う施設の応急対策	148
第52節 放射性物質を扱う施設の応急対策	148
第53節 学校等被災時の応急教育対策	149
第54節 災害警備対策	151
第55節 災害応急対策従事者の雇用	151
第56節 土砂災害応急対策	152
第4章 災害復旧・復興	156
第1節 復旧・復興の基本方針	156
第2節 公共施設災害復旧事業計画	156
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	156
第4節 被災者の生活再建等の支援	158
第5節 被災者生活再建支援金の支給	160
第6節 災害弔慰金等の支給及び貸付け	162
第7節 被災者台帳の作成・利用	163
第8節 罹災証明書及び罹災届出証明書	163
第9節 安否情報の提供	164
第10節 雇用機会及び労働条件の確保	165

第 1 1 節 市税等の徴収猶予及び減免等.....	165
第 1 2 節 被災者向け生活相談窓口の開設.....	166
第 1 3 節 復興法に基づく計画的復興.....	166
第 1 4 節 防災のまちづくり.....	167
第 2 編 南海トラフ地震対策編	168
第 1 章 総則	168
第 1 節 総則.....	168
第 2 節 徳島県津波浸水想定（平成 24 年 10 月 31 日公表）.....	168
第 3 節 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次公表分）（平成 25 年 7 月 31 日公表）.....	169
第 4 節 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次公表分）（平成 25 年 11 月 25 日公表）.....	170
第 5 節 徳島県津波災害警戒区域（平成 26 年 3 月 11 日指定）.....	175
第 6 節 鳴門市南海トラフ地震等防災・減災対策推進計画.....	175
第 2 章 災害予防（ハード対策）	177
第 1 節 建築物等の耐震化.....	177
第 2 節 都市防災機能の強化.....	179
第 3 節 土砂災害等予防対策.....	181
第 4 節 津波災害予防対策.....	181
第 5 節 水道施設の耐震化.....	182
第 6 節 危険物等の災害予防対策.....	182
第 3 章 災害予防（ソフト対策）	184
第 1 節 津波災害等に関する広報及び防災教育... ..	184
第 2 節 避難場所及び避難路の確保.....	184
第 3 節 避難計画の作成.....	186
第 4 節 自治体業務継続計画（BCP）の作成... ..	186
第 5 節 火災予防に関する指導及び消防力の整備	187
第 4 章 災害応急対策（南海トラフ地震臨時情報等への対応）	190
第 1 節 基本方針.....	190
第 2 節 南海トラフ地震に関連する情報とは.....	190
第 3 節 臨時情報（調査中）発表時の措置.....	192
第 4 節 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置.....	193
第 5 節 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置.....	194
第 6 節 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の避難対策等.....	194
第 7 節 公共施設やライフライン等への対応.....	196
第 3 編 直下型地震対策編	199
第 1 章 総則	199
第 1 節 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定（平成 29 年 7 月 25 日公表）.....	199
第 2 章 災害予防	204
第 1 節 活断層変位による災害の予防対策.....	204

第 2 節 建築物等の耐震化.....	215
第 3 節 都市防災機能の強化.....	215
第 4 節 土砂災害等予防対策.....	215
第 5 節 水道施設の耐震化.....	215
第 6 節 危険物等の災害予防対策.....	215
第 7 節 避難対策の充実.....	215
第 8 節 火災予防対策の充実.....	215
第 9 節 自治体業務継続計画（BCP）.....	215
第 4 編 風水害対策編	216
第 1 章 水害	216
第 1 節 災害予防.....	216
第 2 節 災害応急対策.....	219
第 2 章 風害	220
第 1 節 災害予防.....	220
第 3 章 雪害	221
第 1 節 災害予防・災害応急対策.....	221
第 4 章 高潮・浸水等	222
第 1 節 災害予防.....	222
第 5 章 土砂災害等	223
第 6 章 建築物災害予防対策	223
第 1 節 災害予防.....	223
第 7 章 危険物等の災害予防対策	223
第 5 編 大規模事故等災害対策編	224
第 1 章 総則	224
第 1 節 総則.....	224
第 2 章 海上災害対策	225
第 1 節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保.....	225
第 2 節 捜索、救助、救急及び消火活動.....	226
第 3 章 航空災害対策	228
第 1 節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保.....	228
第 2 節 活動体制の確立.....	228
第 3 節 捜索、救助、救急及び消火活動.....	229
第 4 章 鉄道災害対策	230
第 1 節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保.....	230
第 2 節 活動体制の確立.....	230
第 3 節 救助、救急、医療及び消火活動.....	230
第 5 章 道路災害対策	232
第 1 節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保.....	232
第 2 節 活動体制の確立.....	232
第 3 節 救助、救急、医療及び消火活動.....	232
第 6 章 大規模な火事災害対策	234
第 1 節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	

.....	234
第2節 活動体制の確立.....	234
第3節 救助、救急、医療及び消火活動.....	234
第7章 林野火災対策	235
第1節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保 235	
第2節 活動体制の確立.....	235
第3節 救助、救急、医療及び消火活動.....	235
第8章 原子力災害対策	237
第1節 総則	237
第2節 体制の整備.....	238
第3節 緊急事態応急対策	239
第4節 中長期対策.....	241
第6編 防災気象情報編	242
第1章 総則	242
第1節 総則	242
第2節 特別警報	244
第3節 警報	246
第4節 注意報.....	248
第5節 気象庁「あなたの街の防災情報」（キキクル 等）	249
第6節 気象庁から発表されるその他の気象情報	250
第7節 火山に関する警報・予報等.....	255
第2章 地震及び津波関係	258
第1節 地震・津波情報 発表フローチャート図 258	
第2節 緊急地震速報	259
第3節 大津波警報・津波警報・津波注意報	261
第4節 津波情報	263
第5節 津波予報	264

第1編 共通対策編

第1章 総則

第1節 総則

1 鳴門市の地勢

当市は、徳島県の東北端に位置し、南は吉野川、北は阿讃山脈、東は紀伊水道に面し、東西約19.25 km、南北13.52 km、面積135.66 km²（令和6年10月1日時点国土地理院より）、人口53,228人（令和6年12月31日時点、住民登録人口より）の市である。

鳴門市役所	所在地	北緯	東経
	鳴門市撫養町南浜字東浜 170	34度10分9秒	134度36分40秒

2 鳴門市の地質

当市は、全面積の約6割が山地のため、平地は約4割である。市域の北部は阿讃山脈の東端にあたり山地が多く、南部は吉野川の北岸下流域に位置しており、吉野川流域に開けた沖積平野となっている。

市の最高峰である大麻山は標高538mで、山地は上部白亜系の和泉層群で構成されている。

阿讃山脈の南麓、ほぼ吉野川に沿う形で西日本最大の活断層である「中央構造線活断層帯」が東西に走っており、この断層帯を構成する断層のうち、市内では大手海岸から讃岐山脈のほぼ南縁に沿って延びる「鳴門断層」と、その少し南を並走する「鳴門南断層」の2つの活断層がある。

3 鳴門市の気象

徳島県は、四国山地の北側と南側で大きく2つの気候区に大別される。鳴門市を含む北部は典型的な瀬戸内気候に属し、温暖で全国的に見て少雨地域の部類であり、南部は典型的な太平洋気候に属して、四国山地の南東斜面を中心とした山地は、日本でも有数の多雨地域で台風や梅雨、秋雨の季節には記録的な降水量になることがある。また、県内は面積の約8割を山地が占めており、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きく、冬場には大雪による雪害が発生することもある。このような複雑な気象特性から、自然災害の影響を受けやすい地域となっている。

4 鳴門市の降水量及び気温

- (1) 1991年から2020年に観測された、徳島県内各地の年平均降水量で、木頭（きとう）観測所・海陽（かいよう）観測所・福原旭（ふくはらあさひ）観測所で3,000mm以上となっている。一方、最も少ないのは剣山（つるぎさん）の北側の穴吹（あなぶき）及び池田（いけだ）観測所で約1,500mmとなっている。剣山系を境として、県北部の降水量は県南部の多いところのおよそ半分となっている。雨の多い年には剣山系南側では、4,000mm以上に達することもある。また、雨の少ない年には剣山系北側では、1,000mm以下のこともある。「鳴門市消防年報」（鳴門市消防本部）によると、鳴門市の年平均降水量は約1,226mmであり、県内では雨量が少ない地域に属する。
- (2) 鳴門市における年平均気温は、約17℃で、1年を通じての寒暖差は約38℃となっている。

鳴門市の平均気温及び年降水量				
年	気温(℃)			降水量(mm)
	平均	最高	最低	総量
2016	16.8	35.6	-4.5	1,329.5
2017	15.8	34.7	-1.5	1,151.5
2018	16.6	37.9	-3.2	1,394.0
2019	16.6	34.6	-0.8	1,185.5
2020	16.5	35.4	-1.4	1,353.5
2021	16.9	35.1	-3.7	1,236.0
2022	16.8	36.1	-1.7	926.0
2023	17.0	35.7	-2.2	1,226.5
平均	16.6	35.6	-2.4	1,225.3

「鳴門市消防年報」(鳴門市消防本部)より。

5 用語

用語	意味
法	災害対策基本法をいう。
県本部(長)	徳島県災害対策本部(長)をいう。
県支部(長)	徳島県災害対策支部(長)の鳴門支部(長)をいう。
県現地災害対策本部(長)	徳島県災害対策本部の現地災害対策本部(長)をいう。
市対策本部(長)	鳴門市災害対策本部(長)をいう。
市警戒本部(長)	鳴門市災害警戒本部(長)をいう。
国計画	防災基本計画をいう。
県計画	徳島県地域防災計画をいう。
本計画	鳴門市地域防災計画をいう。
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
避難場所	災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所
避難所	避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設
要配慮者	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、外国人、その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

6 鳴門市地域防災計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、鳴門市（以下「市」という。）の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する特別防災区域を除く。）に係る災害対策に関し、次の事項について定め、もって防災の万全を期するものとする。

- (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関、市、徳島県（以下「県」という。）、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の対処すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及びその他の災害予防の計画
- (3) 災害対策本部等の組織、災害に関する注意報又は警報等の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

7 計画の基本方針

本計画は、国計画及び県計画並びに関係行政機関、関係公共機関等の業務計画を踏まえ、市の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、過去に経験した災害と、これに対して実施した応急対策及び復旧状況等を検討して作成するものである。

被害を出さないという「防災」の考え方及び災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても、人命を守ることを最優先として各防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項を定めるものである。

また、南海トラフ巨大地震や風水害など大規模災害時のリスク軽減を図るため、国土強靱化地域計画を作成し、計画に基づきハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。

8 計画の周知徹底

本計画は、市関係職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知を図るものとする。

9 計画修正の方針

本計画は、法 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、速やかに修正するものとする。

10 計画の構成

本計画の章立ては、「編、章、節」とする。段落は、「1、(1)、1.、ア、○、・」とする。箇条書きは「(1)、1.、ア、○、・」とする。

共通対策編	各編に共通する総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
南海トラフ地震対策編	南海トラフ地震(遠地津波を含む)による災害対策
直下型地震対策編	直下型地震による災害対策
風水害対策編	風水害による災害対策
大規模事故等災害対策編	海上事故、航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模な火事、林野火災、原子力事故による災害対策
防災気象情報編	災害対応等に関連する気象情報
資料編	各編に付属する各種資料

第2節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災機関の概要

防災機関の種類	詳細
鳴門市	
徳島県	
指定地方行政機関	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所、徳島海上保安部、徳島地方気象台
指定公共機関	西日本電信電話株式会社徳島支店、株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター、西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所
指定地方公共機関	一般社団法人鳴門市医師会、一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会、NX徳通株式会社鳴門支店、社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会、公益社団法人徳島県看護協会徳島支部、一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部、一般社団法人徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会
自衛隊	陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部
その他	鳴門商工会議所、大麻町商工会、里浦農業協同組合、大津松茂農業協同組合、徳島県農業協同組合徳島北地区、鳴門市水産振興協議会、地方独立行政法人徳島県鳴門病院、徳島バス株式会社、鳴門市民生委員児童委員協議会、鳴門市女性防火クラブ連合会、鳴門市自主防災会連絡協議会、国立大学法人鳴門教育大学、鳴門市自治振興連合会、株式会社テレビ鳴門、鳴門市水道指定業者協同組合、一般社団法人徳島県建設業協会鳴門支部、公益社団法人徳島県建築士会鳴門地域会、一般社団法人徳島県産業資源循環協会

2 鳴門市

市は、県に準じた次の対策を立て、災害に対処するものであるが、災害救助法発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたる。

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災知識の普及・啓発
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検
- (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (7) 市地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 市民等に対する災害広報
- (9) 警報の伝達及び避難の指示
- (10) 消防・水防その他の応急措置
- (11) 被災者の救難、救助、その他の保護及び避難所の開設
- (12) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (14) 施設及び設備の応急の復旧
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 企業防災の推進
- (21) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

3 徳島県

県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに市町村に対し必要な指示勧告を行う。

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9) 消防・水防その他の応急措置
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (13) 施設及び設備の応急の復旧
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (21) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

4 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

- (1) 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
- (2) 水防のための洪水予報(吉野川)、氾濫警戒情報(旧吉野川)並びに水防警報(吉野川・旧吉野川)及び情報の伝達
- (3) 被災河川管理施設の復旧(直轄区域)
- (4) 国道(11号、28号)の直轄区間の整備と維持管理
- (5) 国道(11号、28号)の直轄区間の災害復旧

5 徳島海上保安部

- (1) 海上災害の予防
- (2) 災害情報の収集・連絡
- (3) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供
- (4) 海上における救助、救急及び消火活動
- (5) 海上交通の安全確保
- (6) 人員、物資等の緊急輸送
- (7) 海上における治安、社会秩序の維持
- (8) 危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置

6 徳島地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

7 西日本電信電話株式会社徳島支店・株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

8 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

- (1) 電力施設等の防災管理
- (2) 電力供給
- (3) 被害施設の応急対策及び災害復旧

9 四国旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
- (3) 災害時における旅客の安全確保

10 本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター

- (1) 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)鳴門市内区間の整備と防災管理
- (2) 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)鳴門市内区間の維持管理

- (3) 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)鳴門市内区間の災害復旧

1 1 西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所

- (1) 高松自動車道(鳴門IC～引田IC)の整備、防災管理、維持管理及び災害復旧
(2) 徳島自動車道(鳴門JCT～徳島IC)の整備、防災管理、維持管理及び災害復旧

1 2 一般社団法人鳴門市医師会

- (1) 災害時における傷病者の収容及び保護
(2) 災害時における傷病者の治療及び助産
(3) 救護班の編成等

1 3 一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会

LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

1 4 NX 徳通株式会社鳴門支店

災害時における地域内輸送拠点の利用の協力

1 5 社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会

- (1) ボランティア活動体制の整備
(2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

1 6 公益社団法人徳島県看護協会徳島支部

- (1) 災害時における医療救護の実施
(2) 避難所における避難者の健康対策

1 7 一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部

- (1) 医療器材等の確保に関する事項
(2) 医療薬品等の確保に関する事項

1 8 一般社団法人徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会

- (1) 災害時における歯科医療救護の実施
(2) 避難所等における被災者の災害歯科保健医療
(3) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

1 9 陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び情報収集
(2) 市が実施する防災訓練への協力
(3) 災害派遣の実施(被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)
(4) 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

2 0 鳴門商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係の被害調査及び応急対策への協力に関する事項
(2) 救助物資、復旧資機材の確保についての協力に関する事項

2 1 大麻町商工会

- (1) 市が行う商工業関係の被害調査及び応急対策への協力に関する事項
(2) 救助物資、復旧資機材の確保についての協力に関する事項

2 2 里浦農業協同組合、天津松茂農業協同組合、徳島県農業協同組合徳島北地区

- (1) 被害状況調査及び応急対策への協力に関する事項
(2) 農作物等の災害応急対策の指導に関する事項
(3) 救助物資及び応急食料の確保の協力に関する事項

2 3 鳴門市水産振興協議会

- (1) 被害状況調査及び応急対策への協力に関する事項
(2) 水産物等の災害応急対策の指導に関する事項
(3) 救助物資及び応急食料の確保の協力に関する事項

2 4 地方独立行政法人徳島県鳴門病院

- (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事項
- (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事項

2 5 徳島バス株式会社

旅客自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項

2 6 鳴門市民生委員児童委員協議会

要配慮者等の安否確認等への協力に関する事項

2 7 鳴門市女性防火クラブ連合会

- (1) 被害状況調査及び応急対策への協力に関する事項
- (2) 避難所等での避難者の保護に関する事項

2 8 鳴門市自主防災会連絡協議会

- (1) 地域における災害予防及び初期防災活動に関する事項
- (2) 地域住民への情報伝達、避難誘導及び救援措置等への協力に関する事項

2 9 国立大学法人鳴門教育大学

- (1) 学生の安全の確保に関する事項
- (2) 防災教育の普及への協力に関する事項

3 0 鳴門市自治振興連合会

- (1) 地域における災害予防及び初期防災活動に関する事項
- (2) 地域住民への情報伝達、避難誘導及び救援措置等への協力に関する事項

3 1 株式会社テレビ鳴門

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事項
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関する事項
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事項

3 2 鳴門市水道指定業者協同組合

- (1) 水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事項
- (2) 災害時における給水の確保に関する事項

3 3 一般社団法人徳島県建設業協会鳴門支部

- (1) 公共施設の応急復旧への協力に関する事項
- (2) 救出活動等における重機、車両等の建設資機材の提供協力に関する事項

3 4 公益社団法人徳島県建築士会鳴門地域会

- (1) 災害に強い建物づくり、まちづくり活動
- (2) 防災訓練等
- (3) 被災建築物の応急危険度判定への協力
- (4) 被災建築物の応急危険度判定関連業務への協力

3 5 一般社団法人徳島県産業資源循環協会

災害時における廃棄物処理等に関する事項

第2章 災害予防

第1節 防災知識の普及・啓発

1 方針

大規模災害時には市・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、自らの身の安全は自ら守ること（自助）を基本認識とし、平時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、初期消火や近隣の負傷者、要配慮者等を地域の人々が協力しあって助け（共助【近助】）、避難所での活動、あるいは市や県など行政が行う防災活動（公助）への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助(近助)、公助がそれぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う市民をあげての取り組みが重要であり、市民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して市民に防災思想、防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「徳島県事前復興指針」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

また、平時からの取り組みとして、市は、平常時や災害時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念である「フェーズフリー」について研究を行い、市民への普及・啓発に努めるものとする。

市民防災運動を強力に推進するにあたっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

2 市民に対する防災知識の普及・啓発

市民の防災意識の高揚を図り、災害時には市民自らが、「自分たちのまちは自分たちで守る」との認識のもとに、防災行動力を身につけるよう、防災知識の普及・啓発を図る。

3 普及・啓発の内容

- (1) 簡単な気象知識
- (2) 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と市民がとるべき行動
- (3) 災害危険箇所
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 災害対策の現状

- (6) 災害時における応急措置並びに心得
- (7) 指定緊急避難場所、安全な親戚知人宅、ホテル旅館等を含めた適切な避難場所の選択、避難経路、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識
- (8) 市民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備
- (9) 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 地震、津波及び風水害に関する一般的知識
- (12) 地震保険制度及び保険共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (13) 「平時の延長が災害時にも役に立つ」考え方
- (14) 南海トラフ地震に関する事項
 - 1. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - 2. 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - 3. 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - 4. 正確な情報の入手方法
 - 5. 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - 6. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - 7. 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - 8. 市民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - 9. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

4 普及・啓発の方法

- (1) 県立防災センターの活用による普及・啓発
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等による普及・啓発
- (3) 「広報なると」による普及・啓発
- (4) 映画、動画による普及・啓発
- (5) 講習会、集会等の開催及び訓練の実施による普及・啓発
- (6) 広報車の巡回による普及・啓発
- (7) インターネットや携帯電話の利用による普及・啓発
- (8) 防災マップの配布による普及・啓発
- (9) 実施時期

普及・啓発の内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うものとする。

徳島県震災を考える日	毎年9月1日
徳島県震災を考える週間	毎年8月30日から9月5日まで
防災の日	毎年9月1日
防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
山地災害防止キャンペーン	毎年5月20日から6月30日まで
土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで

防災とボランティアの日	毎年1月17日
防災とボランティア週間	毎年1月15日から1月21日まで
津波防災の日	毎年11月5日
春季全国火災予防運動	毎年3月1日から3月7日まで
秋季全国火災予防運動	毎年11月9日から11月15日まで
文化財防火デー	毎年1月26日

5 学校教育、社会教育を通じての普及・啓発

学校・幼稚園においては、「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、すべての子どもたちの防災能力の強化を図るため、体験的・実践的な教育を実施する。また、学校・幼稚園としてすべての子どもたちの安全を確保するため、防災マニュアルの充実と防災備品の整備に努めるとともに、学校・幼稚園からの情報発信によって家庭・地域・消防団との連携強化を図る。

社会教育においては、各種学級講座や出前講座の中で、また青少年団体、婦人団体等の集会等の社会教育の機会を活用して、防災知識の普及・啓発に努める。

6 職員等に対する防災教育

(1) 市職員に対し、少なくとも年1回以上、次の教育を実施する。

1. 災害関係法令の周知
2. 本計画に基づく災害時の活動方法
3. 部、班における災害時の活動方法
4. 本計画内容に基づく訓練の検討会

(2) 消防職員に対し、常時、次の教育を実施する。

1. 水害、火災及び災害関係法令の教育
2. 水害、火災の防御技術の習得
3. 本計画に基づく災害時の検討会

(3) 消防団員に対し、年1回以上、次の教育を実施する。

1. 水害、火災及び災害関係法令の周知
2. 水害、火災の防御技術の習得
3. 本計画に基づく各分団の活動要領

(4) 一般市民に対する防災思想の普及・啓発の徹底を図るため次の事項を行う。

1. 本計画及び関係法令周知のための講演、座談会、出前講座等
2. 本計画の内容に基づく災害時の行動
3. 本計画の内容に基づく災害時の協力体制
4. 本計画の内容に基づく訓練の検討会

7 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 防災訓練

1 方針

災害時には、情報の収集・伝達、市民の避難・救出救護をはじめとする広範な対策に的確・迅速な実施を期するため、個別又は防災関係機関と協力して各種訓練を実施するものとする。また、市は、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。そして災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施

し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うように努めるものとする。

市民は、それらの訓練等に積極的に参加し、防災知識及び防災対応力を養うものとする。

2 市が実施する各種防災訓練

本計画が災害時に活かされるためには、平素から防災関係機関相互の緊密な連携と災害に対処し得るたゆまぬ訓練の積み重ねが必要である。

これらは、風水害のほか突発的に発生する地震に対しては特に要請されることである。このため、各機関、防災組織及び市民との協力体制の確立を重点とした総合訓練並びに個別訓練の実施を強力に推進していく。

(1) 市民参加による訓練

防災機関の訓練と相まって、各自主防災組織と連携し、市民参加による防災訓練を実施する。

(2) 事業所の訓練

防災の日、春・秋の火災予防運動期間、危険物安全週間等を中心に、出火防止、初期消火、応急救護措置及び避難訓練等を実施する。

(3) 防災機関の訓練

本計画が災害時に十分活用され、的確に遂行できるよう県、隣接市町村その他の関係機関と協力して防災訓練を実施する。

図上訓練	あらゆる災害を想定して、関係機関が集まり災害応急対策について図上で実施する。
動員配備訓練	市対策本部の設置を迅速、的確に行うため実施する。
通信情報伝達訓練	気象に関する警報等の伝達、災害時における通信、伝達等を円滑に行うため実施する。
避難訓練	津波災害などにおける避難指示、伝達、誘導及び避難所の開設等が的確に行えるよう実施する。
救急、救助訓練	救急、救助に関する正しい理解と認識を深める目的で実施する。
総合防災訓練	上記の各種訓練を総合し、年度内に一回、地域内の適当な場所を選定し、災害対策の万全を期するため、必要に応じて実施するものとする。
水防訓練	水防活動の円滑な運用のため、水防計画に基づき消防団及び施設の管理者の協力を得て、水防訓練を実施する。

(4) 訓練項目

1. 観測（水位、潮位、雨量、風速）
2. 通報（消防団の動員、居住者の応援）
3. 輸送（資機材、器具、人員）
4. 工法（各種水防工法）
5. 樋門、水門、陸閘、角落し等の操作
6. 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第3節 緊急輸送体制の整備

1 方針

震災時等における救護・救助活動、食料、医薬品その他の物資等の確保及び広域的な応急対策を実施するため、必要な緊急輸送体制をあらかじめ検討しておくものとする。

2 市の緊急輸送路

市は、輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークの確保に

努める。

(1) 道路

1. 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港等を接続する幹線道路

2. 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、警察、市町村役場、地域の医療拠点及び広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

緊急輸送道路(第1次・第2次)		
	路線名	区間
第1次	一般国道28号 (神戸淡路鳴門自動車道)	鳴門市(兵庫県境)～鳴門IC
	四国横断自動車道 (高松自動車道)	板野町(香川県境)～鳴門IC
	四国横断自動車道 (徳島自動車道)	鳴門JCT～徳島IC
	国道11号	徳島市～鳴門市(香川県境)
	国道28号	国道11号(松茂町)～鳴門市
第2次	県道栗津港撫養線	鳴門・大塚スポーツパーク～国道28号(鳴門市) 鳴門市撫養町立岩四枚53番～市道立岩南浜線(鳴門市) 市道立岩南浜線(鳴門市)～アミノバリューホール駐車場入口
	県道鳴門公園線	国道11号(鳴門市)～鳴門ウチノ海総合公園 瀬戸撫養線(鳴門市撫養町)～鳴門北IC 鳴門市バイパス 三ツ石工区(事業中)
	県道12号鳴門池田線	市道板東保育所西線(鳴門市)～徳島北灘線(鳴門市大麻町) 徳島北灘線(鳴門市大麻町)～徳島引田線(板野町)
	県道41号(徳島北灘線)	鳴門池田線(鳴門市)～道の駅「第九の里」
	県道42号(瀬戸撫養線)	鳴門公園線(鳴門市)～国道28号(鳴門市)
	鳴門市道立岩区画西6号線	市道運動公園線(鳴門市)～鳴門総合サービスセンター
	鳴門市道運動公園線	市道立岩南浜線(鳴門市)～市道立岩区画西6号線(鳴門市)
	鳴門市道板東保育所西線	市道板東中央線(鳴門市)～鳴門池田線(鳴門市)
	鳴門市道板東中央線	鳴門市消防本部消防署大麻分署～市道板東保育所西線(鳴門市)
	鳴門市道中山黒崎線	国道11号(鳴門市)～市道斎田黒崎線(鳴門市)
	鳴門市道斎田黒崎線	市道中山黒崎線(鳴門市)～徳島県鳴門病院
	鳴門市道南浜吉永線	国道28号(鳴門市)～市道立岩南浜線(鳴門市)
	鳴門市道立岩南浜線	市道南浜吉永線(鳴門市)～栗津港撫養線(鳴門市)
	鳴門市道小桑島斎田線	うずしおふれあい公園～市道小桑島大桑島線(鳴門市)
	鳴門市道小桑島大桑島線	市道小桑島斎田線(鳴門市)～国道28号(鳴門市)
	鳴門市道明神板屋島鳴谷	鳴門公園線(鳴門市)～鳴門複合産業団地線

鳴門市道中山川瀬線	国道11号（鳴門市）～なるとソフトノミックスパーク
-----------	---------------------------

3 民間事業者との連携

- (1) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 市及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

4 緊急通行車両の確認手続き

- (1) 県及び警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出確認制度を活用する。
- (2) 市は、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

5 緊急輸送活動

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市及び県は、国と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

（参考）徳島県災害時物流体制確保マニュアル

第4節 火災予防対策

1 方針

災害時に被害の大きくなるものは、二次的に発生する火災によるところが多い。このため、出火防止や初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防に対する指導・啓発を進め消防力の向上に努める。

2 予防査察計画

- (1) 市内全地区の予防査察台帳を備え、防火対象物及び危険物製造所等の施設について査察を行い、その設備、構造、危険物の貯蔵及び取扱い並びに火気取扱いの状況について、不相当と認めた場合はその都度指導し、即時改善のできないものは台帳に記載し、次回の査察時に特に綿密に改善状況を査察し是正に努める。
- (2) 法令に違反しているものについては、警告等を発し速やかに処置させるものとする。

3 地水利調査

市内全地区の地水利調査修理簿を備え、地水利について調査を行い使用不能又は故障のものがある場合は速やかに報告し、修理を要するものは、その都度修理又は補修を行い地水利の確保に努める。

4 防火管理体制の強化

多数の者が勤務し、又は収容されている建築物においては防火管理者を中心とする防火管理を徹底するとともに、出火防止の強化を図る。

- (1) 防火管理者有資格者の養成及び万一出火した場合の初期消火技術の指導等を行う。
- (2) 防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置促進を図る。
- (3) 法令の研究及び管理能力の向上を図る。
- (4) 防火安全体制の確立を図るため、防火対象物の定期点検報告制度等に基づき、防火管理の徹底を図る。
- (5) 市民等の自主防災のために必要な教育及び訓練の指導強化を図る。

5 危険物施設の管理、危険物取扱者の指導強化

危険物災害の予防を図るため、危険物等の貯蔵又は取扱いの実態を把握し、危険物災害の防止と保全対策等の強化を図る。

- (1) 危険物施設保安監督者等を中心とする危険物の貯蔵、取扱い等の必要な教育、保安訓練などを図るものとする。
- (2) 危険物施設の予防規程等の作成は、実態に即した実効性のある作成指導を行う。
- (3) 危険物保安監督者の選任は、適格を期するとともに知識、技能の向上を図る。
- (4) 市民等の自主防火のため、有事における自衛消防組織の行動力を高めるとともに、防火意識の高揚を図る。
- (5) 各危険物施設等の定期点検及び適正な維持管理を図る。
- (6) 法令の研究及び技能の向上を図るための講習を行う。

6 防火思想の普及・啓発

一般市民に対し防火思想の普及・啓発の徹底を図るため次の事項を行う。

- (1) 婦人会、青年団体、児童、生徒等を通じて防火・防災用品の取扱能力を高める。
- (2) 防火思想の普及・啓発のため講演、座談会等を行う。
- (3) 消火器具、通報設備等の使用方法及び通報要領等の周知の徹底を図る。
- (4) 避難等の教育訓練の実施。

第5節 自助・共助(近助)の推進

1 方針

災害対策は、市民(自助)、地域(共助【近助】)、行政(公助)がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害時には連携して対応することにより被害の軽減が図られることを強く認識して、その対策への取り組みを推進する必要がある。

市は、国や県と連携し、市民、事業者(要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。)が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、「自助・共助(近助)」に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、市民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

ここで、災害時に初動で対応するのは地域で組織される自主防災組織であり、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

さらに、市は、孤立などの理由で支援が受けられない中でも、個人や地域の力で生活が持続できるよう、防災知識の普及啓発や地域で自活できる取組を推進する。

2 災害対策の役割分担

- (1) 市民の役割（自助）：市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という意識にたつて、災害から自分の命や生活を守る活動をいう。
- (2) 地域の役割（共助【近助】）：市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識にたつて、地域住民が力を合わせ、また地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合い、災害から地域を守る活動をいう。
- (3) 行政の役割（公助）：行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い県土を実現する活動をいう。

3 自助における防災対策

市民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において次の項目等を話し合い又は事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。市は、防災出前講座の実施や家族継続計画（FCP）の普及などにより、「自助」の意識向上に取り組む。

- (1) 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策
- (2) 備蓄、非常持出品の準備
- (3) 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (5) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (6) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

4 自主防災組織の意義

自主防災組織は、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識にたつて自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。

組織の役割としては、平常時においては、防災知識の普及、地域における災害危険箇所等の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等を行う。災害時には、情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、市民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動を行う。

5 自主防災活動の推進

市は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 自主防災体制の整備

1. 地域市民の連帯意識の啓発等の普及に努め、自主防災組織の効果的な育成強化を図るとともに、鳴門市自主防災会連絡協議会等において、相互の情報交換等を行うことにより、活動活性化を図る。なお、本市における地区自主防災会数は42団体で、組織率は100%である。
2. 女性防火クラブの育成
家庭防火思想の普及徹底と、万一災害が発生した場合女性同士がお互いに協力して活動できる体制を整えるため組織づくりを推進する。
3. 幼年・少年消防クラブの育成
幼年・少年時から災害予防思想の普及・啓発を図ることを目的として、地域の学校単位等での組織づくりを推進する。

(2) 自主防災組織の活動活性化

市は、地域における防災力の強化を図るために、各地区自主防災会に対する活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の自主防災活動への参加を促進するなど自主防災組織の活動活性化に向けた支援を行うものとする。

6 市民及び事業者による地区内の自主防災活動の推進

市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

7 関係団体との連携

自主防災組織の活動においては、自主防災組織相互の連携のほか、地区自治振興会や消防団、民生委員・児童委員、学校等の様々な関係団体と連携し、防災をはじめとする地域の安心・安全への取り組みを推進するものとする。

【資料編】自主防災組織一覧表

第6節 ボランティア受入体制の整備

1 方針

阪神・淡路大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

大規模災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。市は、ボランティア活動が効果的に活用されるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努めるものとする。

2 NPO・ボランティア等との連携

災害時にボランティア団体等の協力を求めるため、平常時から県、社会福祉協議会、ボランティア団体等及び災害中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組

織)との連携を図るものとする。

3 ボランティア受入体制等の整備

災害時のボランティア活動には、被災建築物の応急危険度判定等一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアと避難所等における炊き出し、支援物資の管理や配布等特別な資格を要しない様々なボランティアがあるが、それぞれの活動形態に対応した受入れのための体制の整備を図るものとする。また、ボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備、災害時の具体的マニュアルの策定等により体制づくりを推進するものとする。

市は、鳴門市地域防災計画等において災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

4 ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

5 情報共有会議の整備・強化

市及び県は、災害ボランティアの活動環境として、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

6 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、市民やNPO・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

7 専門ボランティアの活動への支援等

市は、専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

また、土砂災害に係る啓発や危険箇所の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常兆候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても、その育成を図り、活動を支援する。

第7節 住民等の避難対策

1 方針

市は、災害時に住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所及び避難路の選

定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図るものとする。また、県及び関係機関は、市が取り組む避難対策について、必要に応じて支援を行う。

2 避難情報の発令体制の構築

- (1) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- (2) 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。
- (3) 市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って、津波、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。
- (4) また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3 住民の避難誘導體制の整備

- (1) 市は、警戒避難体制（避難指示等の発令区域及びタイミング、指定緊急避難場所、避難経路並びに住民の避難誘導の方法など）をあらかじめ計画する。その際、複合災害の発生を考慮するよう努めるものとする。
- (2) 市は、洪水、土砂災害等における避難情報の判断基準、その伝達方法及び避難すべき区域の範囲を明確にし、河川管理者及び水防管理者等の協力を得て、住民への周知徹底に努める。
- (3) 市は、被害想定等を踏まえ必要があるときは、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。
- (4) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、市は、次の各号とおり指示等の発令基準を設定し、必要に応じて見直すよう努める。ただし、安全な場所にいる人までが避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあるため、発令対象区域を災害リスクのある区域に限定する。また、国及び県は、発令基準及び発令対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
 1. 洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等に基づき設定する。
 2. その他の河川等については、氾濫により居住者、地下空間又は施設等の利用者に命の危険が及ぶと市が判断した場合、前号と同様とする。
- (5) 市は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。
- (6) 市は、避難計画の整備、防災行政無線等による迅速な情報伝達手段の確保、夜間の避難に備えた照明設備の導入、避難誘導標識の設置並びに避難場所及び避難路等の標高の公表等、避難環境の整備に努める。また、市、国及び県は地域の特性に応じた避難施設及び避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

4 避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定（法第49条の4）

市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害時における円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、管理者の同意を得た上で、災害の種別に応じて、指定緊急避難場所として指定する。

(2) 指定緊急避難場所に関する事項

1. 市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。
2. 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市に届け出ることとする。
3. 市は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。
4. 市は、地域の実情等を勘案し、あらかじめホームレス受入れの方策の策定に努める。

(3) 広域避難場所の指定

1. 市は、広域避難場所を指定する。
2. 指定は、建ぺい率及び周辺の空地等の状況を考慮して行う。
3. 指定する場所は、延焼の拡大、輻射熱及び煙から避難者の安全を確保できる広さを有するグラウンド、公園、広場その他の公共等の空地とする。あわせて、避難中の災害を防止するため、当該広域避難場所へ通じる主要避難路を指定する。
※ 市町村や県の境を超えて避難することを意味する「広域避難」とは意味が異なるので、注意が必要である。

(4) 市は、指定緊急避難場所、広域避難場所を指定する際は次の点に留意するものとする。

1. 崖崩れ、津波、浸水等の危険がない場所であること。
2. 近隣に危険物がない場所であること。
3. 地区分けをする場合においては、主要道路、河川等を境界とし、市民等がこれらを横断して避難することはできるだけ避けるようにすること。
4. 避難路と連結されていること。

5 避難所

(1) 指定避難所の指定

1. 市は、政令で定める基準に適合する施設を、管理者の同意を得て指定避難所に指定し、場所及び収容人数等について、平常時から住民へ周知徹底を図る。
2. 指定は、地域的特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を考慮して行う。

(2) 指定避難所に関する事項

1. 市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、場所、収容人数等について公示する。
2. 指定避難所の管理者は、改築等により重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市に届け出ることとする。
3. 市は、指定避難所を廃止し、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。
4. 市は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じて電力容量の拡大に努める。
5. 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

6. 市は、発生するおそれがある災害の規模や、指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討する。
7. 市及び県は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努める。
8. 市は、スロープや多機能トイレの設置など、要配慮者に配慮した避難所施設及び設備の整備に努める。
9. 市は、「徳島県災害時快適トイレ計画」及び「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を参考に、携帯トイレや簡易トイレの備蓄など、災害時用トイレ対策の推進に努める。
10. 市は、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等の確認に努める。
11. 市は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材の確保に努める。

6 避難所の運営

(1) 避難所の運営・管理方針

1. 市は、「鳴門市避難所運営マニュアル」等を参考に避難所の運営管理等を行う。
2. 市は、訓練等を通じ、避難所運営・管理のために必要な知識等の普及啓発に努める。
3. 市は、住民等による主体的な避難所運営への配慮に努める。
4. 市は、地域の実情等を勘案し、あらかじめホームレス受入れの方策の策定に努める。

(2) 避難所における健康・衛生対策

市は、熱中症や感染症対策について、自主防災組織や地区自治振興会等の地域住民と連携し、普及啓発及び実践的な避難所運営訓練の実施に努める。

(3) ペットの同行避難対策

市は、避難所へのペットと飼い主の同行避難について、次の取組を実施するよう努める。（参考：「災害時のペット対策ガイドライン」）

1. ペットと飼い主の同行避難に関する体制の整備
2. 避難所ごとのルールづくりの促進
3. 取組状況等に関する広報
4. 飼い主に対する啓発

7 避難場所等の周知徹底

(1) 市は、住民が的確に避難行動を取ることができるよう、次の点に留意し、被災時の基礎知識、被災想定地域の範囲、指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報の周知を行う。

1. 切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、避難生活を送るための指定避難所は、役割が異なること。
2. 東日本大震災において、住民が誤って避難生活を送るための避難所等に避難したことにより、津波による被害が拡大したことを踏まえ、災害の種別ごとに適切な指定緊急避難場所を利用すること。
3. 防災マップ等を活用すること。

(2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、市及び県は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に

関する周知に努める。

第8節 企業防災の推進

1 方針

市は、自然災害による不測の事態から企業の「事業継続」を確保するため、企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」及び事業継続力強化計画の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」及び事業継続力強化計画を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの企業の防災活動の推進に努めるものとする。

2 周知・啓発

事業継続ガイドラインや、事業継続力強化計画策定の手引き等に基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」及び事業継続力強化計画の策定・運用を行うよう、市は、こうした取り組みに資する情報提供に努めるものとする。

3 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助(近助)の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

市は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう指導・助言などの支援に努めるものとする。

4 中小企業の防災・減災対策の促進

市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

5 外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業などの外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

第9節 要配慮者支援対策の充実

1 方針

災害時、要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があったりすることなどから、十分な支援が必要となる。

このため、次により各種対策を実施し、要配慮者に対する安全確保を図るものとする。

2 避難行動要支援者への支援体制の確保

(1) 災害時避難行動要支援者避難支援プラン等の充実

市は、災害時避難行動要支援者避難支援プランや各種マニュアルの充実に努める。

(2) 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握・共有する。

(3) 個別避難計画の作成

1. 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
2. 市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(4) 支援体制の整備

市は、個別避難計画の作成の有無にかかわらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、地区自治振興会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

3 福祉避難所

(1) 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

市は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、住民基本台帳等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

1. 市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努める。
2. なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市有施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受け入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(3) 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

市は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所での介助員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(4) 福祉避難所の周知

市は、福祉避難所が、より専門的な支援や配慮の必要な避難者のために確保されるものであり、指定避難所で生活可能な避難者に対しては対象としていないことなど、福祉避難所に関する情報をあらかじめ広く市民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努める。

(5) 福祉避難所の運営

福祉避難所の指定を受けた施設管理者は、「福祉避難所の設置運営マニュアル」等を参考に、災害対応マニュアル等を整備し、平時から福祉避難所の円滑な開設・運営のための体制を整えるよう努めることとする。

(6) 福祉避難所における感染症対策

市は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

4 社会福祉施設等対策

(1) 社会福祉施設の安全確保等

1. 社会福祉施設等の利用者の大半は、要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとする。
2. また、スプリンクラーについては、義務設置ではない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。
3. さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等についても設置促進を図るものとする。

(2) 避難確保計画の整備

洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある施設で、本計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項や避難訓練等に関する事項を定めた避難計画を作成し、市に報告を行うものとする。

(3) 防災組織の整備

1. 社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化し、業務継続計画等を策定するものとする。
2. また、必要に応じ関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに近隣住民及びボランティア組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるよう体制づくりに努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が防災に関する基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を実施するものとし、特に自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、夜間を想定した防災訓練等についても配慮するものとする。

(5) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

5 在宅者対策

(1) 防災知識の普及・啓発

1. 市は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。
2. なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導・救出・救護体制の確立

1. 市は、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者を迅速・適切に避難誘導し、安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、支援体制の整備を図るものとする。
2. このため、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、市民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、自主防災組織の育成について促進を図るものとする。
3. また、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うとともに、避難行動要支援者等の災害時における安全確保のため、必要に応じて緊急通報システム等の整備に努める。

(3) 浸水想定区域にある要配慮者の利用する施設への情報伝達

1. 要配慮者については、避難に時間を要することが予想されることから、迅速かつ確実な情報伝達が必要となる。そのため水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設への洪水等の情報の伝達方法は以下のとおりとする。
2. 健康福祉班は、浸水想定区域の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への連絡方法を把握し、電話、FAXその他の方法を用いて、洪水予報、水位到達情報、高齢者等避難又避難指示に関する情報を伝達する。(施設ごとの具体的な伝達手段については、調査・検討を行う。)
3. 浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設の名称、所在地は資料編「要配慮者利用施設一覧表(水害)」に記載する。(水防法第15条第1項第4号)

(4) 土砂災害警戒区域にある要配慮者の利用する施設への情報伝達

152ページの共通対策編「土砂災害応急対策」による。

(5) 的確な情報伝達活動

市は、要配慮者に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

6 外国人等に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及・啓発、防災教育や防災訓練への参加の促進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発

1. 市は、外国人や旅行者等に対し、防災に関する知識を入手しやすい環境整備を図り、その普及・啓発に努める。
2. 市は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

(2) 避難施設案内板の外国語併記等の推進

市は、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

(3) 的確な情報伝達の実環境整備等

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人を含む地域住民と、早期の帰宅・帰国に向けた交通情報を必要とする旅行者は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、市及び県は、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

7 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

市は、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、要配慮者の避難誘導や避難所の運営等において、男女及び性的少数者のニーズの違いなど多様な視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

このため、市は平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災対策について関係機関等と理解を深め、要配慮者を支援する体制の整備を推進し、地域の防災力向上に努めるものとする。

第10節 帰宅困難者等対策

1 方針

旅行者や遠距離通勤者等が帰宅困難となった場合、避難所等に収容するなど適切に対応できるよう体制の整備に努める。

2 市民への普及・啓発

市は、市民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難所、県・関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅支援ステーション」等について普及・啓発に努めるものとする。

3 企業等への普及・啓発

市は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及・啓発に努めるものとする。

4 安否確認手段の支援

市は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス等）について、普及啓発に努めるものとする。

5 災害時帰宅支援ステーション事業

大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援協力店のステッカーを表示したそれぞれの店舗において、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供

帰宅困難者支援協力店ステッカー



第11節 広域応援・受援体制の整備

1 方針

大規模災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急対策等が行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、実効性の確保を図り、広域的な応援・受援体制を整備するものとする。

2 応援・受援体制の整備

(1) 応援体制の整備

1. 市は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備するものとする。また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。
2. 市及び県は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」及び「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
3. 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。この場合、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

(2) 受援体制の整備

市は、円滑に他の市町村、国、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点等、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

(3) 広域避難体制の整備

市及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

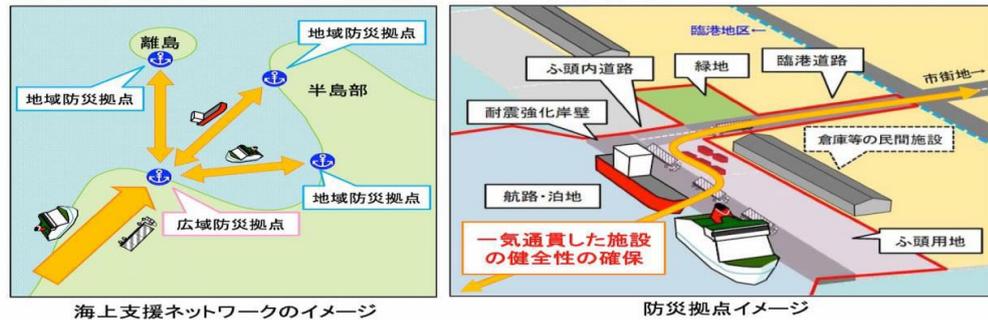
(4) 災害時の海上支援ネットワークの形成

地震等の災害時においては、一度に大量の人員・物資等を輸送できる海上ルートの活用が有効である。

国土交通省は、令和6年能登半島地震を受け、海岸部が災害を受けた際に被災地を支援する仕組みとして、「地域防災拠点」や「広域防災拠点」からなる海上支援ネットワークの形成を検討している。

本市においても、国、県、その他関係機関等と連携しながら、市内の港湾施設における「地域防災拠点」の整備等、円滑な海上支援ネットワークの形成に資する取組の推進を図るものとする。

○海上支援ネットワークの形成のための防災拠点



3 市町村間の相互応援

市は、現在締結している各災害時相互応援協定に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結し、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置についても検討しておくなど、広域的な応援体制を整備するものとする。

また、すでに締結している協定については、その内容について常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

現在、市が締結している広域相互応援協定は以下の通り。

- (1) 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定
- (2) 徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定
- (3) 板野郡5町並びに鳴門市相互間の災害時応援協定
- (4) 鳴門市及び境港市の災害時相互応援協定
- (5) 大規模災害時の相互応援に関する協定
- (6) ボートレース鳴門に関連する災害等の協力に関する協定書

4 消防機関の広域応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に迅速に対応できるよう、消防広域応援体制の強化に努める。

(1) 県外への相互応援

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ大規模災害等が発生し、被災した都道府県の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に「緊急消防援助隊」が創設された。

1. 徳島県緊急消防援助隊（鳴門市登録小隊内訳）
 - ア 救助小隊 1 隊 5 名
 - イ 救急小隊 1 隊 3 名
 - ウ 消火小隊 1 隊 5 名

(2) 県内の消防相互応援

大規模災害時に、消防機関の消防力の広域的な運用を行い、的確に対応できるよう、県下13消防本部間で、「徳島県広域消防相互応援協定」が締結されている。

第12節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供

1 方針

無線施設及び設備については定期的な点検整備を行うとともに、機器の転倒防止、非常電源の確保、応急資機材の充実を図り、災害時の通信手段の強化に努めるものとする。

非常災害時のアマチュア無線局の協力体制を整備し、防災情報の収集及び伝達の強化を図るものとする。また、市民に対して直接に災害情報等を伝達する必要があることからデジタル防災行政無線の整備を行った。

しかし、地理的及び自然条件等により、情報の提供が困難な地域が発生すると思われることから、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化等に努めるものとする。

また、市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

また、市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 各無線施設等の整備・充実

関係各機関は、自局の無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に努める。

市においては、整備を行ったデジタル防災行政無線の活用を図る。また、アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ、消防団デジタル無線・携帯型デジタル無線機の整備を行う。

3 全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達体制等の整備

市は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による伝達体制等の充実を図るよう努める。

4 Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

市は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

また、市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

5 防災情報システムの充実

県は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、気象情報や災害情報など総合的な防災情報等が共有できる災害時情報共有システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、市は、県との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化し、機能の充実に努める。

6 基幹業務システム等におけるデータの保全及び業務継続体制の強化

市は、復興の円滑化のため、各種データ（住民基本台帳、税をはじめとする基幹業務システ

ム等におけるデータ)の保全を行うとともに、庁舎の被災等により各種サーバやネットワーク機器等に甚大な被害が発生する場合を想定し、基幹業務システム等における業務継続体制の強化を図るものとする。

7 SNSを活用した災害情報の収集・発信

市は、住民が、「気象警報」や、市町村が発令する「避難情報」など、必要とする最新の「防災情報」を迅速・確実に受信できるよう、防災情報発信体制の充実・強化を適宜行い、県公式SNS及び市公式SNSによる情報発信を進めるとともに、あらゆる機会を通じて県公式SNS及び市公式SNSの加入促進に努めるものとする。

8 情報提供

市は県とともに、自主防災組織や市民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

第13節 防災拠点施設等の整備

1 方針

市は、災害時における応急対策の拠点となる施設の整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

また、あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努める。

2 地域防災拠点の整備

市は、平時は市民が防災訓練や防災研修に使用し、災害時には災害対策活動拠点として機能する施設等（避難所、備蓄倉庫、ヘリポート等）の整備に努める。

また、耐震性能を有していない文化会館等の既存公共施設についても、鳴門市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)に掲げる方針等を踏まえ、適切に耐震改修等の対策を進める。

3 災害対策本部庁舎の防災機能の強化

市役所本庁舎は、発災時には市災害対策本部が設置され、本市の災害対策の拠点となることから、災害対策に必要な機能の充実を図る。

また、新庁舎周辺には、津波浸水想定における最大基準水位2.1mの区域があることから、地盤の嵩上げ等による津波浸水対策を備え、大規模地震や津波の発生等に備えた、高い耐震安全性を確保した市役所本庁舎を防災拠点施設として市民の一時避難場所の機能を確保し、来場者用の駐車場については、緊急通行車両用の駐車場や広域応援部隊の集合、活動のための拠点として活用することを想定し災害対応体制の強化を図る。

4 防災機能を有する道の駅の整備

市は、国や県の道路管理者と連携し、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

第14節 物資等の備蓄体制の整備

1 方針

市をはじめ、防災機関の災害対応能力にはおのずと限界があり、大規模災害時においては、

全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。市民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本認識として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、市民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため市は自ら備蓄することの必要性を市民に周知徹底するものとする。

また一方で、市は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料、生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。

県においては、災害応急対策活動において広域的な調整活動をおこなう役割を主としているため、物資については市の備蓄を補完するもの及び緊急かつ大規模災害時に必要とし、他の機関で保有するのが困難なものを備蓄・確保する。

市及び県は、「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」や「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき備蓄物資の確保に努めるものとする。さらに、それぞれの防災関係機関は、災害が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとし、具体的な措置内容は、機関ごとに定めておくものとする。

2 給水体制の整備

(1) 運搬給水の備え

- 市は、別に示す初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資機材を整備、備蓄するとともに、重要給水施設や防災拠点施設等、防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池、消火栓等についても定めておく。(115 ページの「飲料水の供給」を参照。)
- 近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。

(2) 拠点給水の整備

- 市は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要があることから、避難所や浄水場、配水池、耐震性貯水槽、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置する。

3 食料の備蓄・輸送

(1) 備蓄

- 基本的に市民は発災初期の避難生活のための食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。
- 市は、家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のための備蓄食料の整備に努めることとする。人口や地理等の特性を考慮した上で、他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄に努めるものとする。

(2) 輸送

- 民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため、市は県と連携し、平時から輸送体制の整備に努める。
- 県における輸送体制
 - 県は、市の要請等に基づき、又は被害の状況等に応じ、要請を待たずに、民間からの調達又は、国及び他の都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市の指定する地域内輸送拠点(NX徳通株式会社鳴門支店もしくは、あらかじめ想定した施設)まで物資を輸送する。

イ 大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点として物流倉庫や輸送車両・器材・ノウハウを有する倉庫業界・トラック業界などの民間物流業者と協定の締結に努めるなど官民連携による輸送体制を構築する。

3. 市における輸送体制

ア 市は、指定した地域内輸送拠点に搬送される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給する。そのため、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、民間物流事業者等と連携するなど体制整備に努める。

(参考) 徳島県災害時物流体制確保マニュアル

4 生活必需品等の備蓄整備

生活必需品等については市等において備蓄されており、これらをさらに整備し、充実させることが必要である。市は民間流通業者等と物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また、市民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品を災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

5 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、県警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては県が補完的に整備し、備蓄に努める。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）のようなものについては指定地方行政機関及び民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

県は、水防管理団体が水防活動に際し自己の備蓄する資機材のみでは不足する場合に応急支援するため、水防に必要な資機材を備蓄し、毎年出水期前に点検し、不足する資機材の補充整備をする。

また、水防管理団体は、その重要水防区域内に水防倉庫を設置し、必要な資機材の整備に努めるものとする。

6 医薬品等の整備

県は「徳島県災害時医薬品等供給及び薬剤師派遣手順について」を作成し、医療救護活動に必要なとされる医薬品等が迅速に救護所や医療機関に供給可能な備蓄体制づくりを行う。

市は、県の体制を踏まえ、災害時に医薬品等を円滑に確保できるよう体制づくりに努める。

7 物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

(1) 市、県及び防災関係機関は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

(2) 市及び県は、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

8 点検整備

市は、災害応急対策に必要な資機材を充実整備し、災害時に有効適切に使用できるよう点検整備を行うものとする。

(1) 点検整備の実施

不良資機材の更新、所定数の確保等の整備を行うものとする。

(2) 資機材等

1. 水防用備品、資機材及び水防倉庫
2. 消防用資機材及び施設
3. 救助用資機材等
4. 医療、助産及び防疫に要する資機材及び薬剤
5. 備蓄食料（資料編「災害応急資機材配布一覧表」を参照。）
6. 衣料生活必需品
7. 流出油処理資機材
8. その他災害救助に必要なもの

(3) 保管施設の新設及び拡充

逐次、現有数の拡充を図るとともに、災害時において完全に使用できるよう、適正な配置を計画し、新設及び補修を行う。

第15節 孤立集落対策の強化

1 方針

市は、災害により孤立が予想される集落に対して、あらかじめ講じる対策について定める。

2 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において人の移動、物資の流通が困難となり、生活が困難若しくは不可能になった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- (1) 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2) 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石等の恐れがある箇所に対する事前通行止め
- (3) 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積等

3 孤立予想集落

市内で災害時に孤立が予想される集落は、14箇所ある。【資料編】「孤立化が予想される集落一覧表」を参照。

4 孤立防止対策

(1) 通信手段の確保

市は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について市民に周知するものとする。

(2) ヘリコプター離着陸場の確保

市は、孤立が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとする。

(3) 生活物資の備蓄の促進

市は、孤立が予想される集落において、大量の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進することに努めるものとする。

第16節 土砂災害等予防対策

1 方針

地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を未然に防止するため、又被害の軽減のため危険地域を調査し現状を把握、危険箇所には必要な災害防止策を実施する。また、急傾斜地等に隣接した宅地の造成工事の指導をするとともに、定期的なパトロールを実施し、日頃から市民に周知しておくものとする。

2 地すべり予防対策

鳴門市の大部分は山地からなり、その阿讃山脈の南麓を鳴門市から三好市まで中央構造線が通じており、地質は和泉層群（主に砂岩と泥岩よりなる）で形成され軟弱地盤地帯もあり、地すべり危険箇所が点在している。通常の地すべりは、土層の移動が継続的で緩慢であるが、地震、台風によって発生する地すべりは、移動が急激で土量も多く大きな災害をもたらすことがある。

地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

市は、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、県と共に危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

次のような地すべりの前兆があれば常に地すべり防止区域を巡回し、警戒避難体制を確立し、被害の防止及び被害の軽減に努めるものとする。

地すべりの前兆	
1.	斜面に段差が出たり、き裂が生じたりする。
2.	凹地ができたり、湿地が生じたりする。
3.	斜面から水が湧き出したり、湧水が濁ったり、湧き方が急に変化したりする。
4.	石積がはらんだり、擁壁にひびが入ったりする。
5.	舗装道路やたたき(三和土)などにひびが入る。
6.	地鳴りがする
7.	樹木、電柱、墓石などが傾く。
8.	浮石、落石が発生する。
9.	戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

※地すべりは集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

3 急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れは、台風、集中豪雨及び地震が直接的な原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

がけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止、さらに沿岸部における津波避難場所や避難路の確保を重点的に実施する。

市は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、県と共に土砂災害警戒区域等のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

[参考]危険度の高いがけ

1.	クラックのあるがけ
2.	表土の厚いがけ
3.	オーバーハングしているがけ
4.	浮石、落石の多いがけ
5.	割目の多い基岩からなるがけ
6.	湧水のあるがけ
7.	表流水の集中するがけ
8.	傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ

※集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

4 土石流予防対策

土石流は、台風や集中豪雨が原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

市は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、県と共に土石流危険渓流のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

5 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

山崩れや土石流など山地に起因する災害が近年頻発する傾向にあり、台風や集中豪雨及び地震を直接的な原因として発生することが多い。これらの災害を未然に防止するため、情報、警報等の収集・伝達方法を整備し、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、県と共に危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

6 土砂災害警戒区域等における予防対策

市及び県は、土砂災害から市民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定に関する情報提供

市は、県から土砂災害に関する意見聴取があった場合、区域における土砂災害の危険性等について情報提供する。また県が基礎調査を実施する場合、要請があれば協力する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、本計画に定めるものとする。

1. 土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。
2. 土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令対象区域として事前に設定し、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険性の高まっている領

域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

3. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。
5. 市は、高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することなどに留意する。
6. 市は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で、必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

7 防災知識の普及

- (1) 市は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響を踏まえつつ、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災訓練の実施に努めるものとする。
- (3) 市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助(近助)の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が譲歩の意味を直感的に理解できるように取組を推進する。
- (6) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

8 液状化対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

さらに市及び県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等につい

てのマニュアル等による普及をはじめ、市民への適切な情報提供等を図る。

9 宅地造成対策

宅地開発に対し、災害の発生が予想される危険な場所の開発については、関係法令に基づき、造成主及び工事施工者に適切な助言と指導を行い、災害の防止に努めるものとする。

市は、県の被災宅地危険度判定制度を活用し、大規模な地震等に伴い宅地災害が発生した場合、被災宅地危険度判定士を活用して、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

10 農業用ため池対策

(1) 安全管理

農業用ため池は、土堤構造で築造年代も古く経過年数も長いため老朽化が進行しており、大規模な地震や大雨等には決壊・流出する危険性が考えられることから、市は、当該ため池を管理している土地改良区や水利組合等に対し、管理点検の強化を指導するなど安全確保に努める。

(2) 災害予防目標

貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

(3) ハザードマップ等の作成及び耐震化・統廃合の推進

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップ等の作成・見直し・周知・緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きなものから、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

11 盛土対策

(1) 県及び関係機関は、盛土による災害を防止するため、適正な管理及び保全に関する施策について定めるものとする。

(2) 市は、「盛土による災害防止に向けた総点検」等を踏まえ、必要に応じて大規模盛土造成地の安全性把握に努めるとともに、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に対して助言や支援を求めるものとする。

第17節 徳島県戦略的災害医療プロジェクトの推進

1 方針

市は、県が策定した「戦略的災害医療プロジェクト『基本戦略』」に基づき、災害医療応援・受援体制、医学的管理が必要な要配慮者の支援体制及び避難所運営体制の整備に努めるものとする。

2 災害医療体制の構築

市は、戦略的災害医療プロジェクトを推進するため、医師会、災害拠点病院、県、保健所等と連携し、医療圏域ごとの体制強化や応援・受援体制の構築に取り組む。

3 要配慮者支援の強化

(1) 要配慮者への支援

市は、要配慮者について、発災時の円滑な避難や被災後の健康維持が得られるよう、多彩なサポート体制を整備する。

(2) 医学的管理を必要とする要配慮者への支援

市は、医学的管理を必要とする在宅患者などが災害時も医療サービスを受けられるよう、支援体制の構築を進める。

4 避難環境の向上

(1) 生活の質を重視した避難所の運営

市は、避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域ぐるみで取り組む。

(2) 多様な避難環境の創出

市は、避難生活を快適な環境で過ごせるよう、多様な避難環境の創出や、避難者が必要とする物資の円滑な供給体制づくりに取り組む。

第18節 大規模停電・通信障害への備え

1 方針

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討するとともに、各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

2 知識の普及・啓発

市、県及び防災機関等は、あらゆる機会を通じて、市民等に対し大規模停電・通信障害に備えた以下のような知識の普及・啓発に努めるものとする。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

3 事前予防のための取組

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

4 業務の継続に向けた取り組み

市、県、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵用設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

5 非常用電源等のリスト化

市及び防災関係機関等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

6 訓練の実施

市、県及び防災関係機関等は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

第19節 事前復興の取組

1 方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

市民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、県が作成した「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

2 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は、県が作成した「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組む。

(1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを、市民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。

(2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」である。

3 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。

第3章 災害応急対策

第1節 災害応急対策の流れ

1 災害時に優先的に着手すべき業務

災害時の各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の状況等により、柔軟に対応を変える必要があることに留意する。

市及び各防災関係機関は災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動する。

市は迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した個別災害対応マニュアル等の整備を推進する。

2 津波及び気象警報等が発表中〔初動体制を確立し、災害発生に備え警戒〕

- (1) 津波、気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
- (2) 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- (3) 必要に応じて市警戒本部又は市対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- (4) 被害情報の収集
- (5) 水防警報の発令、河川等の警戒監視の強化
- (6) 避難情報の発令
 1. 高齢者等避難の発令
 - ア 避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、市対策本部支部員の派遣）
 - イ 要支援者の所在確認、避難所等への避難
 - ウ 一般市民の自主避難
 - エ 児童生徒等の安全確保
 2. 避難指示
 - ア 一般市民の立退き避難又は屋内安全確保、避難所への収容
 - イ 避難所備蓄物資による対応
 - ウ 避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）
 3. 市民の緊急安全確保

3 地震、津波、台風等による災害発生から1時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- (1) 防災関係機関職員の緊急参集
- (2) 市対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- (3) 水防活動等被害拡大防止活動を実施する。
- (4) 被災状況により自衛隊等の出動準備要請、派遣要請
- (5) 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

4 災害発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

- (1) 被害情報の収集報告
- (2) 国、県、自衛隊、他府県等応援要員の受援体制の確立
- (3) 交通規制の実施
- (4) 被害状況の把握
- (5) 被災地への救護所の設置
- (6) ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置

- (7) 帰宅困難者対策
- (8) 災害救助法の適用
- (9) 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- (10) 避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施、市対策本部支部員の派遣）
- (11) 避難所への避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
- (12) 各種施設の被災状況の把握
- (13) 避難所等への仮設トイレの設置（参考：徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル）
- (14) 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- (15) 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- (16) 避難場所等から自宅に戻ろうとする市民の安全確保のため、津波警報等の情報提供
- (17) 遺体の一時安置場所の確保
- (18) 避難所外避難者の状況の把握
- (19) 被災建築物応急危険度判定

5 災害発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕

- (1) ボランティアセンターの設置
- (2) ボランティアの受入れ
- (3) 義援金の受付
- (4) 義援金の受入
- (5) 救援物資の受入、仕分け、配分
- (6) 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- (7) 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
- (8) 災害発生から1週間以内〔応急的な復旧を開始〕
- (9) 公営住宅等の提供を行う。
- (10) 被災住宅の応急修理
- (11) 被災者の心のケア
- (12) 遺体の検視、身元確認、火葬
- (13) 災害廃棄物の処理

6 災害発生から1ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕

- (1) 応急仮設住宅の建設
- (2) 学校教育の再開
- (3) 義援金の配分
- (4) 被災者生活再建支援法の適用

第2節 市の活動体制

1 方針

市内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害応急対策を迅速に実施するため、万全な活動体制をとるものとする。

市内における災害応急対策を実施するため必要があるときは、本計画の定めるところにより市対策本部を置くものとする。

市は、災害の規模によってそれぞれ配備をとるほか、市対策本部を置く程度にいたらない災害時にあつては、市警戒本部又は平常時の組織をもって対処する。

2 市対策本部の組織と編成（組織計画）

市対策本部の組織は、「鳴門市災害対策本部条例」、「鳴門市災害対策本部運営規程」及び本計画の定めるところによるものとする。

系統及び組織の編成並びに分担任務については次のとおりとする。

- (1) 市対策本部の副本部長は各班の所掌する事務を分担して所管する。
 1. 副市長は、企画総務班、経済班及び建設班を所管する。
 2. 政策監は、健康福祉班、環境衛生班及び市民生活班を所管する。
 3. 教育長は、教育班を所管する。
 4. 企業局長は、企業班を所管する。
 5. 危機管理監は、消防班及び災害対策本部事務局を所管する。
- (2) 市対策本部の各班に班長及び副班長を置く。
 1. 班長は、市対策本部長の指示を受け班に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
 2. 班長不在の場合は、班長があらかじめ指名する職員がその職務を行う。
 3. 副班長は、当該班の所属事項について班長を補佐するとともに、指示を受けて応急対策にあたる。
 4. 班員は、班長及び副班長の指示を受け応急対策にあたる。
- (3) 各班は次の分担任務によるほか、指示された時は他班の行う事項について応援を行うものとする。
- (4) 市対策本部は、木津支部（木津地区）、中央支部（南浜・斎田地区）、黒崎支部（黒崎地区、瀬戸町明神字式軒家及び楠谷地区）、桑島支部（大桑島・小桑島地区）、川東支部（林崎・北浜・弁財天・岡崎・立岩地区）、里浦支部（里浦町）、鳴門東支部（土佐泊浦地区）、鳴門西支部（三ツ石・高島地区）、瀬戸支部（瀬戸町、但し明神字式軒家及び楠谷地区を除く）、大津支部（大津町）、北灘支部（北灘町）、堀江支部（堀江地区）、板東支部（板東地区）を設置し、各支部に支部長を置く。支部長は、市民生活班長の指示を受けその地区における災害応急対策の円滑な処理にあたる。
- (5) 市対策本部の組織及び各班事務分掌は、次節による。なお、各班の事務については、被害の規模や事態の推移などに即して、各班相互に応援や連携を行い、応急対策に弾力的に取り組むものとする。

3 鳴門市災害対策本部組織及び各班事務分掌図

<p>本部長</p> <hr/> <p>市長</p> <hr/> <p>副本部長</p> <p>副市長 副教育長 副企業局長 副政策監 副危機管理監</p> <hr/> <p>本部長</p> <p>(各班長等)</p> <hr/> <p>本部事務局</p> <p>危機管理局参事官 (総務担当) 危機管理局参事官補 (2名) 危機管理局係長 危機管理局主任 (2名) 危機管理局主事 (2名) 総務課長 人事課副課長 税務課長 選挙管理委員会事務局長</p> <hr/> <p>(情報整理担当)※企画総務班本務 人事課長 監査委員事務局長 総務課副課長 税務課副課長 戦略企画課副課長</p> <hr/> <p>(情報分析担当)※企画総務班本務 財政課長 会計課長 特定事業推進課長 戦略企画課長</p> <hr/> <p>(広報担当) 秘書広報課 (2名広報担当) デジタル戦略課 (2名)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各班共通事項</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 入手情報、応急対策の実施状況及び被害状況の本部事務局への報告に関する事 2 本部事務局への連絡員の派遣に関する事 3 所管事項の災害防止に関する事 </td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の全般事項(避難指示の発令、自衛隊の災害派遣要請、他市町村への応援要請等)の企画・調整に関する事 2 災害対策本部の設置・配備態勢及び災害対策本部会議の実施の検討に関する事 3 災害対策本部の設置準備に関する事 4 特命事項に関する事 5 国・県等との連絡、調整、報告に関する事 6 情報の記録に関する事 7 情報の整理に関する事※1 8 各種情報の分析及び各班への指示に関する事※2 9 各班所管の被害状況、応急対策に関する情報の収集及び実施状況の進捗管理に関する事※2 10 防災関係機関との連絡及び調整に関する事※2 11 被害状況のとりまとめに関する事※1 12 市民等に対する災害広報及び報道機関に対する発表に関する事 13 災害対策本部会議に関する事 14 災害応急対策用資材調達に関する事 15 各班間の事務の調整に関する事 16 罹災証明に関する事 17 災害援護資金及び災害弔慰金に関する事 <p>※1 情報整理担当の所掌事務 ※2 情報分析担当の所掌事務</p> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>企画総務班</p> <p>班長 企画総務部長</p> <p>副班長 議会事務局長 総務課長 人事課長 税務課長 秘書広報課長 戦略企画課長 財政課長 特定事業推進課長 会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長</p> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策諸経費の調査及び予算措置に関する事 2 動員連絡、労務供給調整及び予算措置に関する事 3 災害対策用車輛の確保及び配車輸送に関する事 4 議員に対する災害状況の連絡に関する事 5 庁舎の被害状況調査及び復旧に関する事 6 交通機関等の連絡調整に関する事 7 地域バスに関する事 8 義援金に関する事 9 その他、他の班に属さない事務に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	事務分掌	各班共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 入手情報、応急対策の実施状況及び被害状況の本部事務局への報告に関する事 2 本部事務局への連絡員の派遣に関する事 3 所管事項の災害防止に関する事 	本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の全般事項(避難指示の発令、自衛隊の災害派遣要請、他市町村への応援要請等)の企画・調整に関する事 2 災害対策本部の設置・配備態勢及び災害対策本部会議の実施の検討に関する事 3 災害対策本部の設置準備に関する事 4 特命事項に関する事 5 国・県等との連絡、調整、報告に関する事 6 情報の記録に関する事 7 情報の整理に関する事※1 8 各種情報の分析及び各班への指示に関する事※2 9 各班所管の被害状況、応急対策に関する情報の収集及び実施状況の進捗管理に関する事※2 10 防災関係機関との連絡及び調整に関する事※2 11 被害状況のとりまとめに関する事※1 12 市民等に対する災害広報及び報道機関に対する発表に関する事 13 災害対策本部会議に関する事 14 災害応急対策用資材調達に関する事 15 各班間の事務の調整に関する事 16 罹災証明に関する事 17 災害援護資金及び災害弔慰金に関する事 <p>※1 情報整理担当の所掌事務 ※2 情報分析担当の所掌事務</p>	班名	事務分掌	<p>企画総務班</p> <p>班長 企画総務部長</p> <p>副班長 議会事務局長 総務課長 人事課長 税務課長 秘書広報課長 戦略企画課長 財政課長 特定事業推進課長 会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策諸経費の調査及び予算措置に関する事 2 動員連絡、労務供給調整及び予算措置に関する事 3 災害対策用車輛の確保及び配車輸送に関する事 4 議員に対する災害状況の連絡に関する事 5 庁舎の被害状況調査及び復旧に関する事 6 交通機関等の連絡調整に関する事 7 地域バスに関する事 8 義援金に関する事 9 その他、他の班に属さない事務に関する事
班名	事務分掌										
各班共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 入手情報、応急対策の実施状況及び被害状況の本部事務局への報告に関する事 2 本部事務局への連絡員の派遣に関する事 3 所管事項の災害防止に関する事 										
本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の全般事項(避難指示の発令、自衛隊の災害派遣要請、他市町村への応援要請等)の企画・調整に関する事 2 災害対策本部の設置・配備態勢及び災害対策本部会議の実施の検討に関する事 3 災害対策本部の設置準備に関する事 4 特命事項に関する事 5 国・県等との連絡、調整、報告に関する事 6 情報の記録に関する事 7 情報の整理に関する事※1 8 各種情報の分析及び各班への指示に関する事※2 9 各班所管の被害状況、応急対策に関する情報の収集及び実施状況の進捗管理に関する事※2 10 防災関係機関との連絡及び調整に関する事※2 11 被害状況のとりまとめに関する事※1 12 市民等に対する災害広報及び報道機関に対する発表に関する事 13 災害対策本部会議に関する事 14 災害応急対策用資材調達に関する事 15 各班間の事務の調整に関する事 16 罹災証明に関する事 17 災害援護資金及び災害弔慰金に関する事 <p>※1 情報整理担当の所掌事務 ※2 情報分析担当の所掌事務</p>										
班名	事務分掌										
<p>企画総務班</p> <p>班長 企画総務部長</p> <p>副班長 議会事務局長 総務課長 人事課長 税務課長 秘書広報課長 戦略企画課長 財政課長 特定事業推進課長 会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策諸経費の調査及び予算措置に関する事 2 動員連絡、労務供給調整及び予算措置に関する事 3 災害対策用車輛の確保及び配車輸送に関する事 4 議員に対する災害状況の連絡に関する事 5 庁舎の被害状況調査及び復旧に関する事 6 交通機関等の連絡調整に関する事 7 地域バスに関する事 8 義援金に関する事 9 その他、他の班に属さない事務に関する事 										

班名	事務分掌
<p>健康福祉班</p> <p>班長 健康福祉部長</p> <p>副班長 こども未来創造部長 保険課長 健康増進課長 長寿介護課長 人権推進課長 社会福祉課長 子育て支援課長 こども保育教育課長 こども家庭センター長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の防疫処置活動及び報告に関する事 2 要配慮者の救護に関する事 3 災害時における保健所との連絡調整に関する事 4 医師会救護班派遣要請及び医薬材料等に関する事 5 保育園児の避難誘導及び安全確保に関する事 6 日赤救護班に関する事 7 福祉避難所の開設及び収容に関する事 8 班内の被害状況等の調査報告に関する事 9 班内の連絡調整に関する事 10 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事
<p>環境衛生班</p> <p>班長 環境共生部長</p> <p>副班長 環境政策課長 クリーンセンター管理課長 クリーンセンター廃棄物対策課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の衛生状況調査に関する事 2 被災地の環境衛生指導に関する事 3 公害対策に関する事 4 公害に関する関係機関との連絡調整に関する事 5 ごみ処理施設及びし尿処理施設等の応急復旧に関する事 6 災害時被災地域のごみ回収・処理及びし尿の収集・処理並びに災害廃棄物に関する事 7 火葬施設の応急復旧に関する事 8 死体の埋火葬に関する事 9 班内の被害状況等の調査報告に関する事 10 班内の連絡調整に関する事
<p>経済班</p> <p>班長 産業振興部長</p> <p>副班長 商工政策課長 観光振興課長 農林水産課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する食料の確保・配分に関する事 2 被災者の炊き出しに関する事 3 炊き出し用の資器材の確保に関する事 4 被害箇所の応急復旧に関する事 5 農業用公共施設の災害予防と応急対策に関する事 6 土地改良区等関係機関との連絡に関する事 7 農業用樋門、排水機場の応急復旧に関する事 8 被災商工業者の被害調査に関する事 9 被災商工業者に対する災害資金に関する事 10 班内の被害状況等の調査報告に関する事 11 班内の連絡調整に関する事 12 災害援助物資の配分、輸送に関する事 13 災害救助用衣料並びに寝具及び生活必需品の確保配給に関する事 14 生活必需品、食料、その他災害救助物資配給援助に関する事

班名	事務分掌
<p style="text-align: center;">建設班</p> <p>班長 都市建設部長</p> <p>副班長 まちづくり課長 土木課長 下水道課長 公園緑地課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の応急修理に関する事 2 緊急収容施設の建設に関する事 3 市営住宅の応急修理に関する事 4 公園施設の応急修理に関する事 5 被害（道路、崖、樋門、排水機場、管渠）のおそれのある箇所警戒及び応急措置に関する事 6 被害箇所の応急復旧及び障害物の除去に関する事 7 水位、雨量等観測、資料収集報告に関する事 8 水防資機材調達に関する事 9 その他、資材の輸送に関する事 10 工作労務の需給調査に関する事 11 工作資材の発注及び確保に関する事 12 水防法に基づく市水防計画による水防本部設置に係る業務に関する事 13 排水に関する事 14 班内の被害状況等の調査報告に関する事 15 班内の連絡調整に関する事 16 被災建築物の応急危険度判定に関する事 17 緊急時における農業用樋門、排水機場の運転管理並びに応急対策に関する事
<p style="text-align: center;">企業班</p> <p>班長 企業局次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 班内の情報収集に関する事 2 班内の連絡調整に関する事
<p>副班長 (水道担当) 水道企画課長 水道事業課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の応急復旧に関する事 2 飲料水供給に関する事 3 飲料水の検査及び防疫に関する事 4 担当内の被害状況等の調査報告に関する事 5 担当内の連絡調整に関する事 6 水道給水確保に関する事
<p>副班長 (ポートルース事業担当) 企業局次長 ポートルース企画課長 ポートルース事業課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の応急復旧に関する事 2 来場者の避難誘導等、安全確保に関する事 3 担当内の被害状況等の調査報告に関する事 4 担当内の連絡調整に関する事

班名	事務分掌
<p style="text-align: center;">教育班</p> <p>班長 教育次長</p> <p>副班長 教育総務課長 学校教育課長 総合教育人権課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校（園）施設その他教育機関施設の防災及び整備、復旧に関する事 2 児童生徒の避難誘導等、安全確保に関する事 3 被災児童生徒の応急教育及び学用品の給与等に関する事 4 学校給食の災害対策に関する事 5 社会教育団体等に対する協力要請に関する事 6 避難所開設及び運営への協力に関する事 7 避難者への炊き出しの協力に関する事 8 班内の被害状況等の調査報告に関する事 9 班内の連絡調整に関する事
<p style="text-align: center;">消防班</p> <p>班長 消防長</p> <p>副班長 消防総務課長 予防課長 警防課長 消防署長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関及び県との連絡調整報告に関する事 2 気象状況、被害報告の受理、収集伝達に関する事 3 消防団の出動に関する事 4 災害の予防警戒防止に関する事 5 消防団の指揮命令に関する事 6 災害警戒、防御に関する事 7 被災者の救出及び救急活動に関する事 8 避難者の誘導に関する事 9 自主防災組織との連携に関する事 10 班内の被害状況等の調査報告に関する事 11 班内の連絡調整に関する事
<p style="text-align: center;">市民生活班</p> <p>班長 市民生活部長</p> <p>副班長 市民協働推進課長</p> <p>市民課長 (支部対応業務本部)</p> <p>スポーツ課長 文化交流推進課長 市民課副課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び収容に関する事 2 避難所の世話及び物資の配給に関する事 3 避難所の防疫に関する事 4 その他避難所に関する事 5 社会体育関係団体等に対する協力要請に関する事 6 文化財の災害対策に関する事 <p>(支部業務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部と支部との連絡調整に関する事 2 支部内の被害状況等の調査報告に関する事 3 防疫に関する事 4 その他支部に関する事

4 警戒本部の設置及び閉鎖

(1) 設置

市警戒本部は、市対策本部の設置に至るまでの間の組織であって、気象及び被害状況等の情報収集活動を行うものとし、被害の程度が軽微な場合は、各部において必要な職員を招集し、応急活動を実施する。

1. 設置基準（自動設置）

ア 当市域に震度4又は5弱の地震が発生したとき。

2. 判断設置

ア 当市域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮、大雪警報等が発表され、被害が予測されるときで、危機管理局参事官の具申に基づき危機管理監が市警戒本部の設置を必要と認めたとき。

イ 県内沿岸に津波注意報が発表され、被害が予測されるとき。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

エ 特殊な災害が発生し、又は災害の発生が予測されるとき。

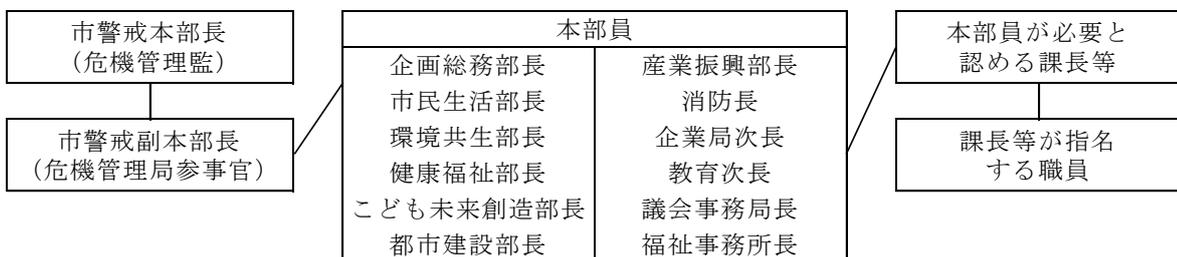
(2) 市警戒本部の組織及び事務分掌

1. 市警戒本部長は、危機管理監とする。
2. 市警戒副本部長は、危機管理局参事官とする。
3. 本部員は、企画総務部長、市民生活部長、環境共生部長、健康福祉部長、こども未来創造部長、都市建設部長、産業振興部長、消防長、企業局次長、教育次長、議会事務局長、福祉事務所長とし、市警戒本部長が不在の場合は危機管理局参事官がその職務を代行する。
4. 本部員が不在の場合は、本部員があらかじめ指名する職員がその職務を行う。
5. 指名された職員は直ちに参集し、市警戒本部長の指示を受けるものとする。
6. 市警戒本部の設置場所は特別な場合を除き市庁内に置くものとする。
7. 市警戒本部の事務分掌は、市対策本部設置時の各班事務分掌を準用する。
8. 市警戒本部長は、市長の承認を得て高齢者等避難を発令することができる。
9. 市警戒本部長は、市災害対策本部の支部に準じて支部を設置することができる。
支部長は、市民生活部長の指示を受けその地区における災害応急対策の円滑な処理にあたる。
10. 市警戒本部長は、被害の状況から応急活動体制の強化が必要な場合は、市対策本部の設置を市長に具申する。

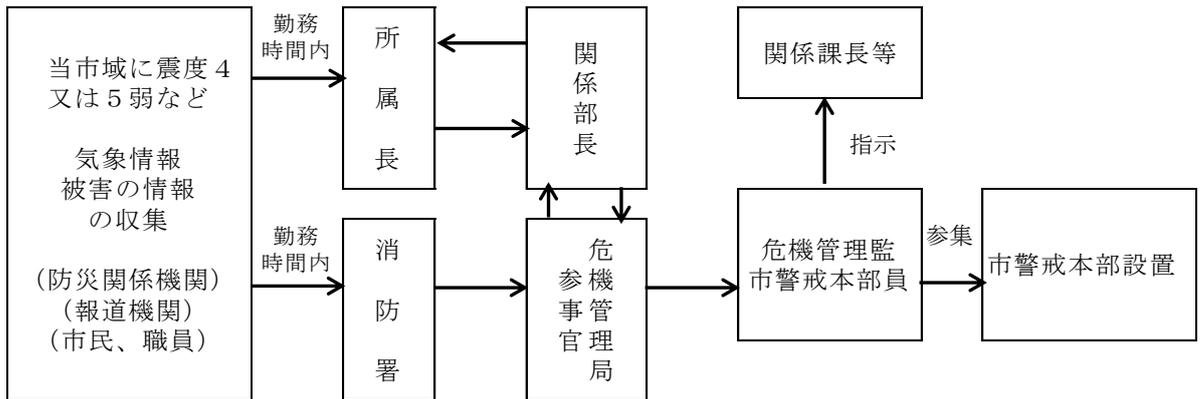
(3) 閉鎖

1. 予想された災害の危険が解消されたとき。
2. 災害発生後における応急措置が完了したとき。

5 市警戒本部組織図



6 災害発生時の市警戒本部設置フロー図



7 市対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置

市内において、災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、その被害が広域かつ激甚のため、若しくは人的被害が甚大な場合又はそれらが予想せられる場合において、市がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、市長は市対策本部を設置するものとし、おおむね次の基準をもって判断するものとする。

1. 自動設置

- ア 当市域に震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 県内沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき。
- ウ 当市域に気象業務法に基づく特別警報が発表されたとき。

2. 判断設置

- ア 市警戒本部長の具申に基づき市長が市対策本部の設置を必要と認めたとき。
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- エ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 本部会議

災害対策を実施するための意思決定を行うため、本部会議を開催する。本部会議は必要に応じ市対策本部長が招集し、次の事項について協議する。

1. 災害対策の基本方針に関すること。
2. 非常配備体制に関すること。
3. 災害情報の収集伝達に関すること。
4. 避難指示等の避難情報の発令に関すること。
5. 避難所開設及び閉鎖に関すること。
6. 災害救助法適用申請に関すること。
7. 自衛隊の災害派遣に関すること。
8. 関係機関への応援要請に関すること。
9. 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
10. 災害復旧の基本方針に関すること。
11. その他重要な災害に関すること。

(3) 閉鎖

1. 市対策本部長が市内において、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

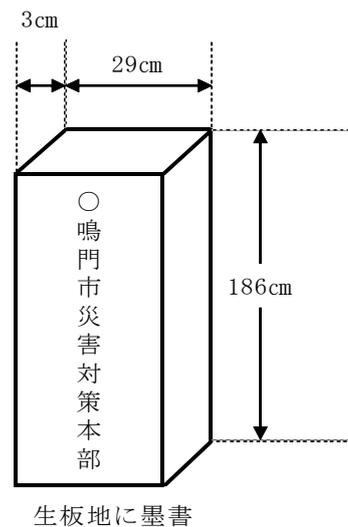
2. 市対策本部長が調査の結果、市に大きな被害がないと認めたとき。
3. 市対策本部長が市内において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき。
4. その他市対策本部長が適当と認めたとき。

(4) 設置及び閉鎖の通報等

1. 各部には、庁内放送、電話、無線電話、伝令等で連絡するものとする。
2. 徳島県には、防災行政無線、電話等で通知する。
3. 防災関係機関には、防災行政無線、電話等で通知する。
4. 市民に対して、報道機関、市公式ウェブサイトなどによって通知する。

8 市対策本部等の設置場所

1. 市対策本部は、特別な場合を除き市本庁舎に置くものとする。
2. 市対策本部を設置した場合は、市対策本部前に表示板を掲示する。
3. 市対策本部及び市警戒本部の支部は、木津元村集会所、健康福祉交流センター、黒崎地区コミュニティセンター、市立図書館、川東公民館、里浦公民館、鳴門東地区コミュニティセンター、鳴門公民館、瀬戸公民館、大津中央公民館、旧北灘中学校、堀江公民館及び板東公民館に置くものとする。



9 市対策本部職員の証票等

(1) 身分証明書

市対策本部及び支部職員の証は「身分証明書」等をもって兼ねるものとし、法第83条第2項による身分を示す証票も兼ねるものとする。

(2) 腕章

市対策本部職員のうち災害応急対策の実証又はその事務に当たるものは、次の腕章を左腕に付けるものとする。

1. 腕章は長さ 40cm、巾 10cm とする。
2. 線及び ○災 の字は赤とし、地色は白とする。
3. 他の字は黒書とする。

ア 本部長及び副本部長腕章

			1.5cm
○ 鳴門市		○	2.0cm
			3.0cm
○ 本(副本)		○	2.0cm
			1.5cm

イ 各班班長腕章

			1.0cm
○ 鳴門市		○	3.0cm
			2.0cm
○		○	3.0cm
			1.0cm

ウ 各班副班長腕章

		2.0cm
○ 鳴門市		○
○	副 班 長	○
		2.0cm

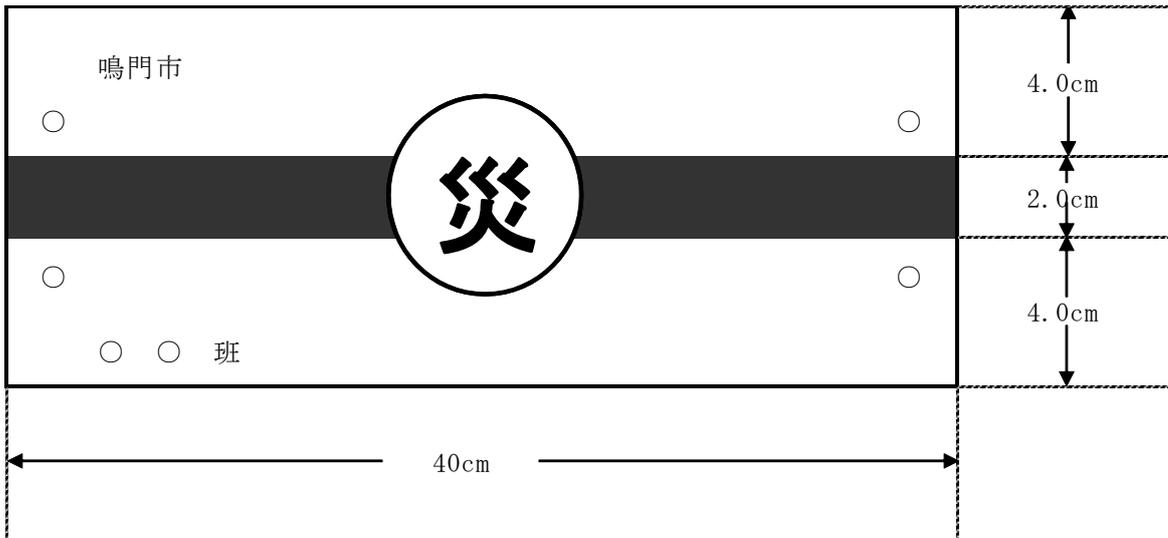
エ 支部班支部長腕章

		1.5cm
○ 鳴門市		○
○	支 部 長	○
		1.5cm

オ 支部班主任腕章

		2.0cm
○ 鳴門市		○
○	主 任	○
		2.0cm

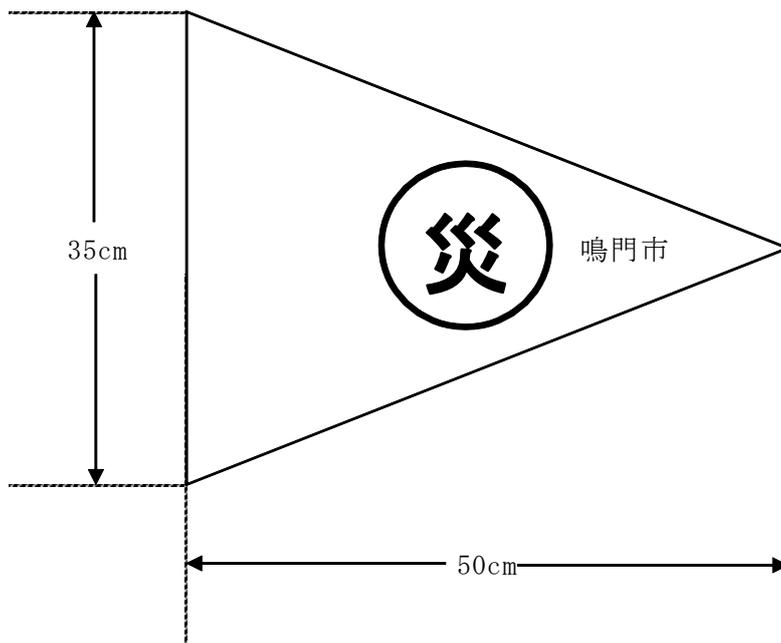
カ 市対策本部班員腕章



(3) 標旗

市対策本部で災害応急対策に使用する自動車には次の標旗を付けるものとする。

1. 白地に黒書とする。
2. 〇災 の字は赤色とする。



10 動員配備体制の種類及び決定

- (1) 市対策本部長又は市警戒本部長は災害の規模等を勘案し、本部員に対し次の区分により必要な配備体制をとらせるものとする。ただし、災害の規模、発生の時期等によって特に必要と認められるときは、基準と異なる配備体制を発令することができる。
- (2) 各班長等は、災害の規模、発生の時期等によって特に必要と認められるときは、市対策本部長の了解を得て、独自の配備体制を発令することができる。
- (3) 県内沿岸に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、災害対策本部の設置を待たずに市長の判断により避難指示を発令することができる。
- (4) 市対策本部の設置及び配備が決定したとき市警戒本部長は、各班長に伝達するものとし、各班は配備についての連絡に支障を来さないように連絡表を作成し、具体的に連絡方法について計画しておくものとする。

配備区分	配備時期	配備内容
注意体制	1 当市域に気象業務法に基づく注意報及び警報が発表されたとき。	通常の勤務体制で情報収集等を行う。
警戒体制 (市警戒本部・支部設置)	〔自動設置〕 1 当市域に震度4又は5弱の地震が発生したとき。 〔判断設置〕 1 当市域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮、大雪警報等が発表され、被害が予測されるときで、危機管理局参事官の具申に基づき危機管理監が市警戒本部の設置を必要と認めたとき。 2 県内沿岸に津波注意報が発表され、被害が予想されるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 4 特殊な災害が発生し、又は災害の発生が予測されるとき。	1 本部員又は本部員が指名した者が警戒のため配備につき、情報収集に努める。 2 被害の程度が軽微な場合は各部において応急活動を行う。 3 速やかに非常体制(市対策本部)に移行し得る体制とする。
非常体制 (市対策本部・支部設置)	〔自動設置〕 1 当市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 2 県内沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき。 3 当市域に気象業務法に基づく特別警報が発表されたとき。 〔判断設置〕 1 市警戒本部長の具申に基づき市長が市対策本部の設置を必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 4 その他市長が必要と認めたとき。	〔非常配備〕〔緊急初動配備〕 本計画に基づく配備体制とする 1 全職員が配備につく。 2 各班において所要の措置を講じる。

1 1 職員の動員配備

当市域に気象警報等が発表された場合、又は、地震又は津波の情報を入手した場合における職員の動員配備体制について定めるものとする。

(1) 市警戒本部を設置した場合の職員の配備体制は次のとおりとする。

1. 市警戒本部員が認める所属部署の副課長以上の職員及び所属長があらかじめ指名した職員とする。
2. 各所属長は、職員の連絡方法についてあらかじめ定めておき、指名職員に周知しておかなければならない。

勤務時間内
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名された職員は、所属長の指示に従い市警戒本部の任務につくものとする。 ・ 庁外で勤務している職員は、直ちに所属部署に連絡し、所属長の指示を受けるものとする。

勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名された職員は、直ちに所属長に連絡をとり、指示を受け市警戒本部の任務につくものとする。 ・ その他の職員は、自宅周辺の状況調査を行い、異常がある場合は所属長又は消防署へ報告するとともに所属長の指示を受ける。 ・ 職員は、人命の被害、避難者の発生情報等を知った場合は直ちに参集できる体制をとるものとする。

(2) 市対策本部を設置した場合の職員の動員配備体制は、非常配備とする。

1. 市対策本部からの指示を受けた場合の動員体制は次のとおりとする。
2. 所属長は配備体制に基づきあらかじめ定めた職員及び他の職員に系統及び連絡方法について具体的に計画し、周知しておかなければならない。

勤務時間内
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の勤務体制から、職員は直ちに市対策本部設置時の組織、事務分掌に基づき配備体制につくものとする。庁外で勤務している職員は、直ちに所属部署に連絡し、所属長の指示を受けるものとする。 ・ 庁外で勤務している職員は、直ちに帰庁し、所属長の指示を受けるものとする。

勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、市対策本部が設置された情報を知った場合は、直ちに参集するものとする。 ・ 所属長からあらかじめ指名された職員は、所属部署に参集するように努めなければならない。 ・ 指名された職員以外の職員で、所属部署に参集することが困難なときは、直近の市の施設に参集し、所属長に連絡し指示を受けなければならない。

1 2 緊急初動体制

(1) 緊急初動体制要員

緊急初動体制要員は、本庁舎までの距離が2km前後に居住する指名された職員をもつ

てあてる。また、緊急初動体制要員のうち参集した職員の中から最上席の職員を、緊急初動班長としてあてる。班長は指揮命令を行う。

なお、活動中において上席の者が参集した場合は、班長を交代し指揮命令権を上席の者に引き継ぐものとする。

(2) 緊急初動体制要員の配備

緊急初動体制要員は、勤務時間外に当市域に震度5強以上の地震が発生した場合、県内沿岸に津波警報及び大津波警報が勤務時間外に発表されたことをテレビ、ラジオ等で知った場合は、安全を確保しつつ各自、市役所本庁舎に参集するものとする。

また南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が勤務時間外に発表され、災害対策本部の設置が決定した場合においては、その連絡を受けた者から順次、市役所本庁舎に参集するものとする。

(3) 緊急初動体制要員の業務

緊急初動体制要員は、市役所本庁舎に参集後、行動マニュアルに従い、次の業務を行う。

1. 被災状況等の情報収集
2. 幹部への情報連絡及び県への報告
3. 非常体制への移行する措置
4. その他班長が指示する事項

(4) 非常体制への移行措置

非常体制へは、市対策本部員又は本部員が指名した職員の参集状況を勘案した上で、できる限り速やかに移行する。非常体制に移行した時は、緊急初動体制要員は各自の配備体制につくものとする。

1 3 職員の参集手段

- (1) 参集はあらゆる手段をもって直ちに参集しなければならない。
- (2) 所属長は、職員の所属部署に到着する所要時間を調査し、把握しておくものとする。

1 4 配備に対する職員の心得

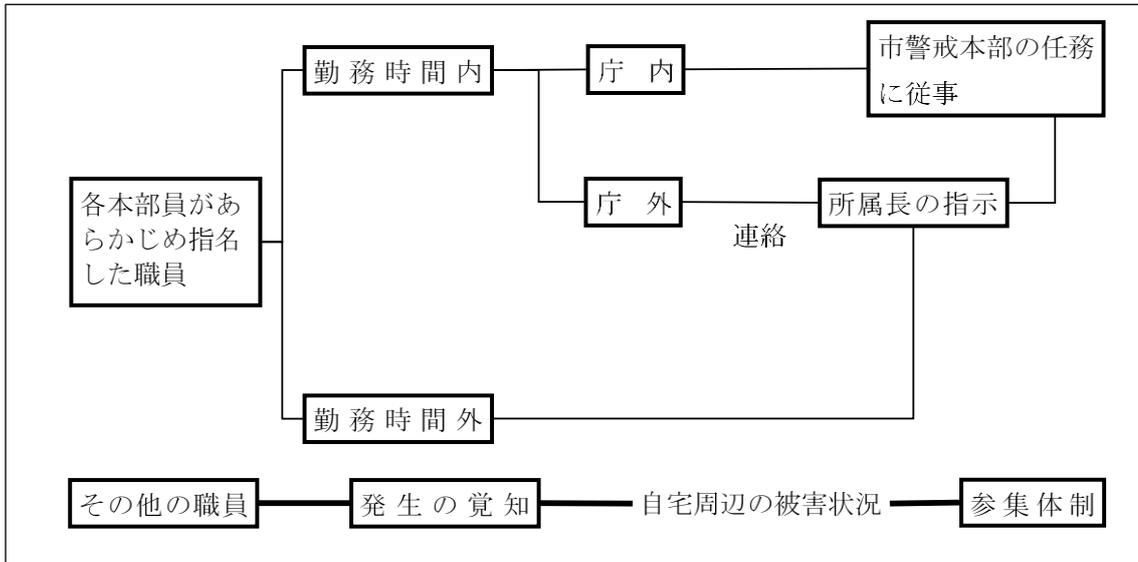
- (1) 職員は、あらかじめ災害時における配備体制及び自己任務を十分に習熟しておかなければならない。
- (2) 職員は、災害の発生又は発生のおそれのあるときは、配備命令がない場合であっても、状況によって自らの判断で速やかに所属部署に参集し、応急活動に従事しなければならない。
- (3) 職員は、参集途上において災害状況をできるだけ把握し、到着後、市対策本部に報告するものとする。

1 5 配備から除外する職員

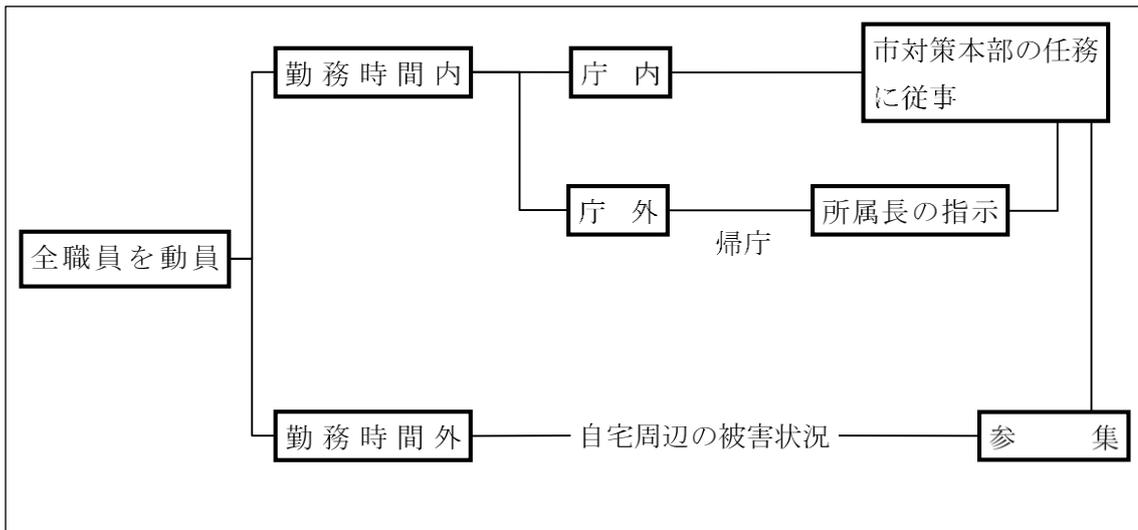
- (1) 平常時における病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると市対策本部長が認めた者又は発災時において急病、負傷等で参集が不能になった者
- (2) その他市対策本部長が認める職員

1 6 職員の動員配備計画系統図

(1) 市警戒本部設置時



(2) 市対策本部設置時



1 7 情報の伝達

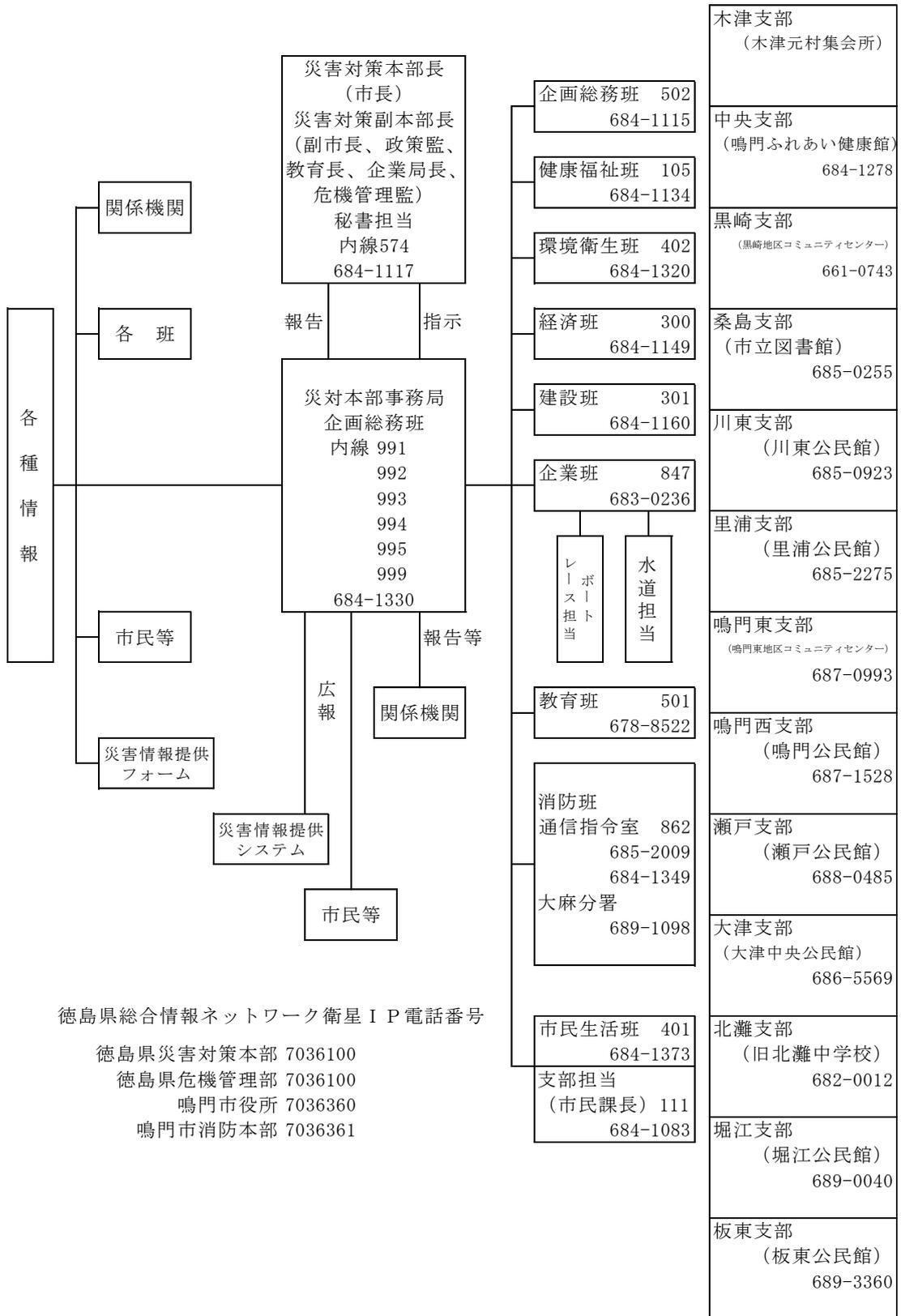
災害の発生が予測されるとき、又は災害発生時の気象等に関する警報、注意報及びその他必要な情報の連絡は、伝達系統に従い迅速かつ的確に行い、その周知徹底を図るものとする。

消防本部又は土木課は次に掲げる情報を収集したときは、直ちに危機管理局参事官に連絡するものとする。

1. 災害の発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、また自ら覚知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
2. 災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
3. 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

(3) 市災害対策本部設置後の伝達系統図

市対策本部設置後



18 他の団体への応援職員派遣要請

市対策本部長は、災害応急対策実施のため必要があるときは、共通対策編第3章第7節「防災関係機関応援要請」に基づき、若しくは地方自治法第252条の17又は法第29条の規定に基づき、県又は他の地方公共団体から技術者等職員の派遣を求め、災害対策の万全を期するもの

とする。

19 徳島県災害対策本部との協働

市対策本部長は、県本部又は県支部或いは県現地災害対策本部が設置された場合、これらと協働して防災対策・災害救助等にあたり、災害救助法発令後は県の補助機関として災害援助にあたる。

20 マニュアルの作成と人材育成

(1) 方針

市及び県は、平常時からマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努めるものとする。

(2) マニュアルの作成

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(3) 人材の確保

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第3節 防災関係機関との情報の伝達

1 方針

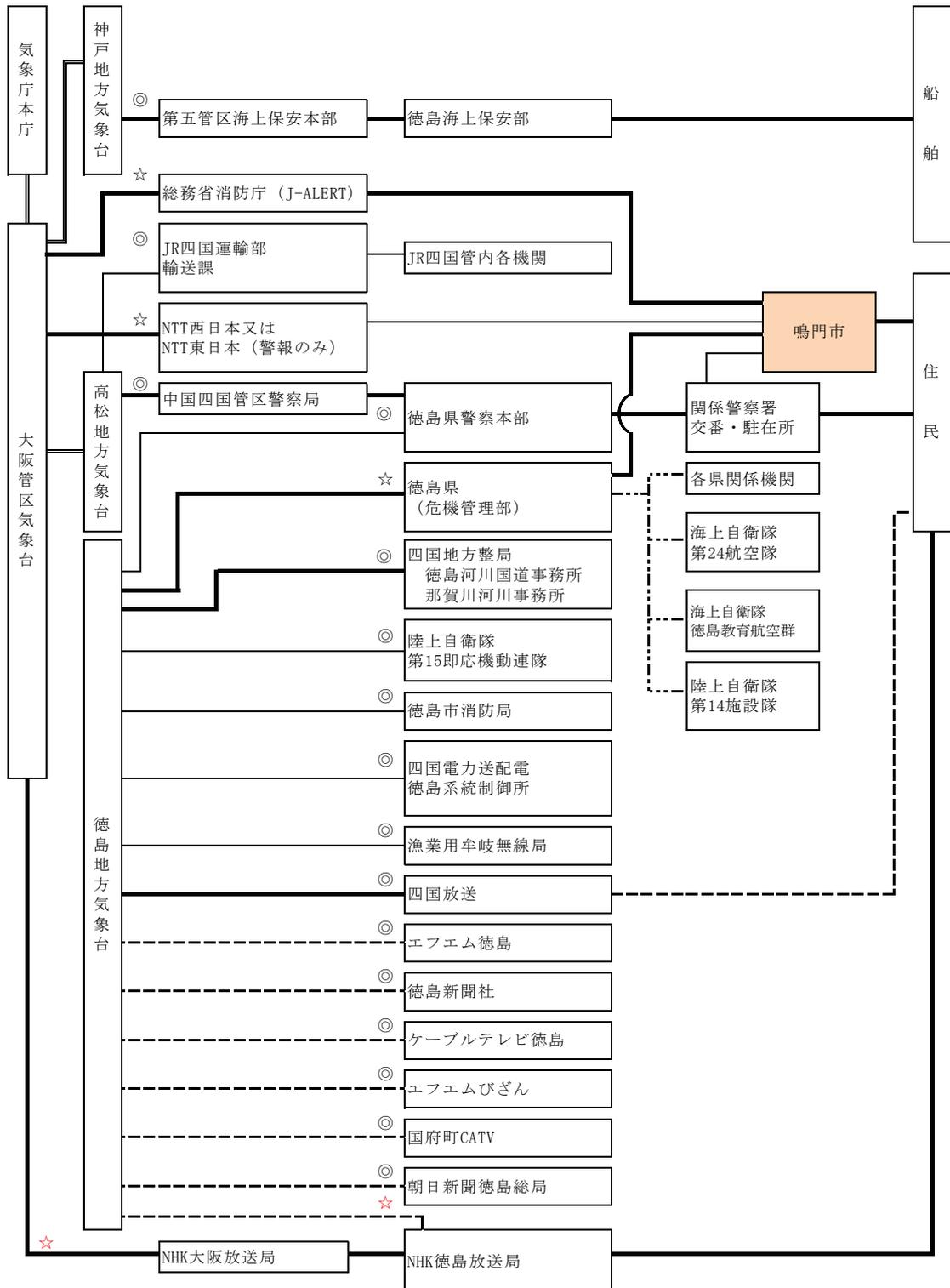
各防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び市民に周知することとする。

2 災害通信連絡系統

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、迅速かつ適切に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は市民等への周知の措置を義務づけられている。また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒情報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、県から市町村への通知及び一般への周知が義務づけられている。

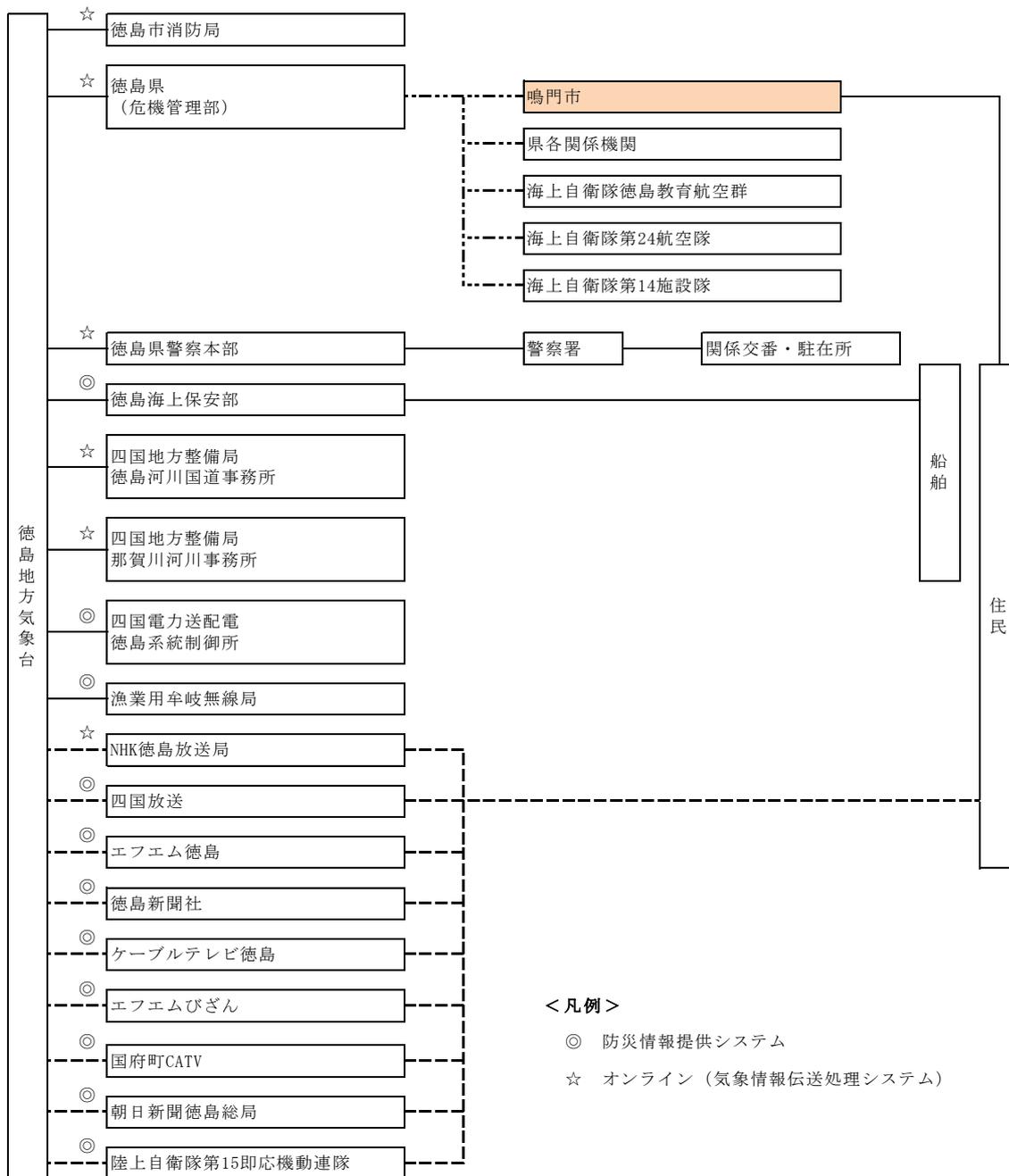
3 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



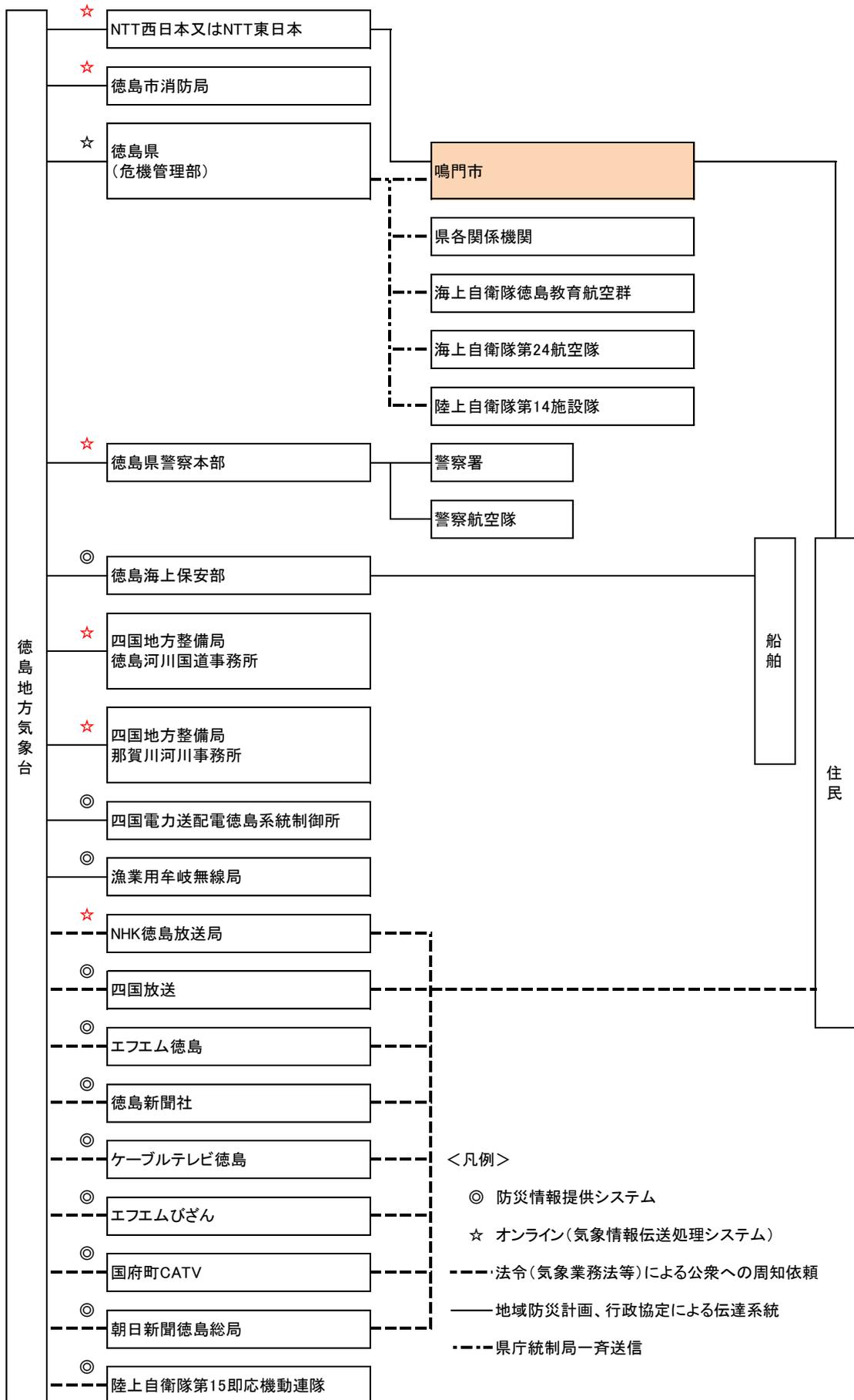
<凡例>

- ◎防災情報提供システム
- ☆オンライン (気象情報伝送処理システム)
- 法令 (気象業務法等) による通知系統
- 法令 (気象業務法等) による公衆への周知依頼
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 県庁統制局一斉送信

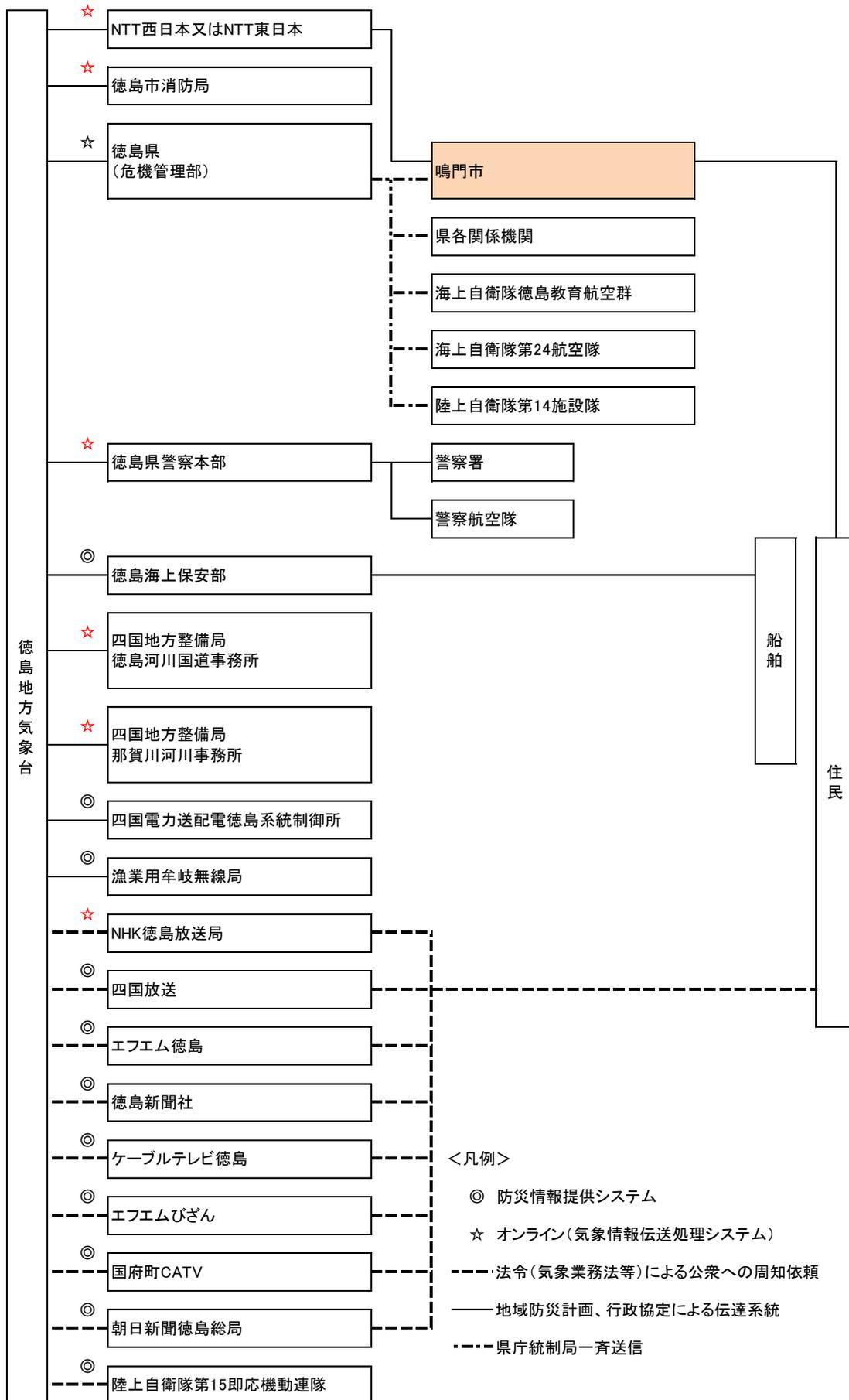
4 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統



5 気象に関する特別警報・警報の伝達系統

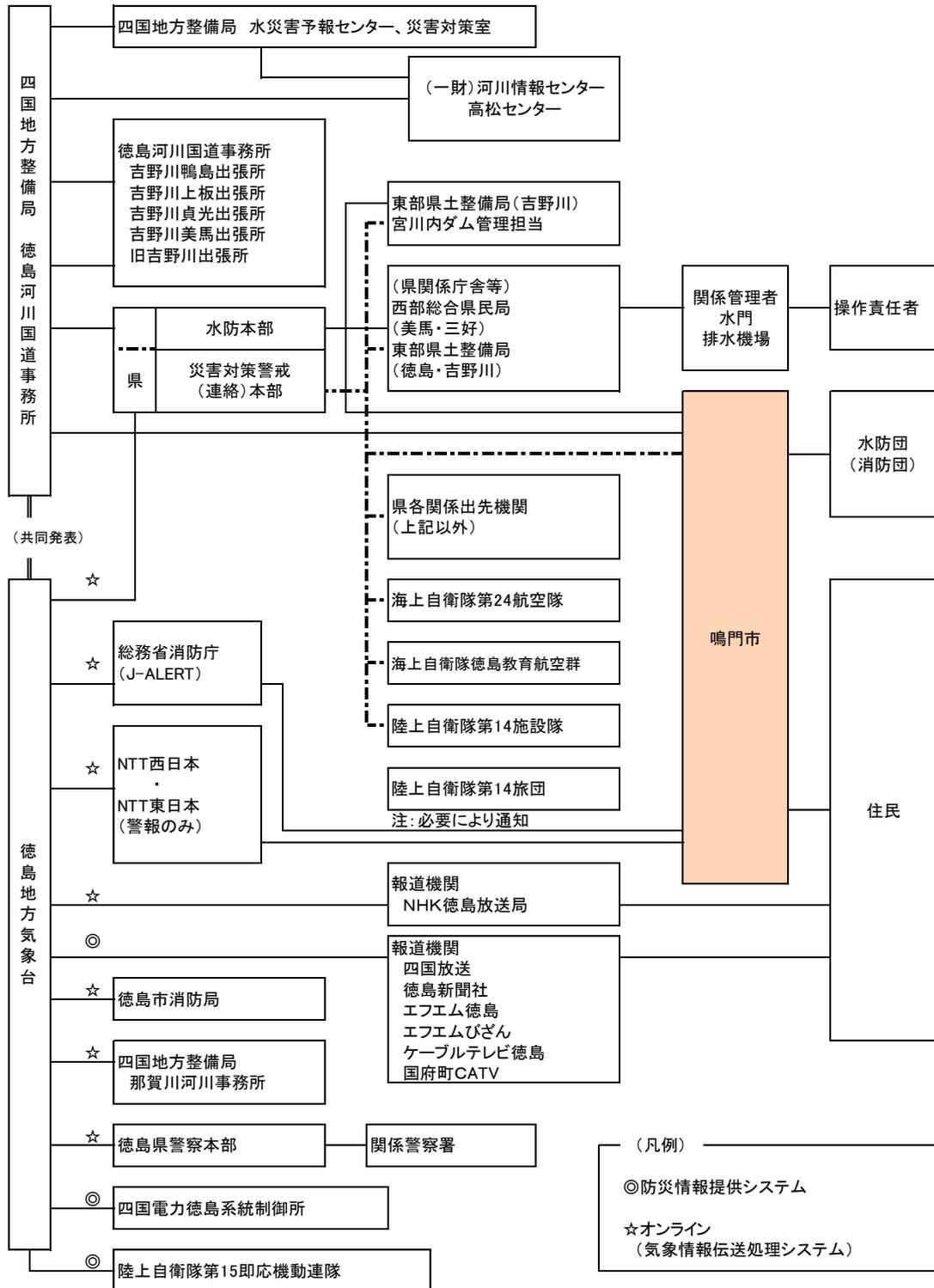


6 気象に関する注意報・情報の伝達系統



7 指定河川洪水注意報・警報、情報の伝達系統（吉野川）

（徳島地方气象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所及び徳島県県土整備部河川整備課が共同で発表する指定河川の洪水予報に関する通報）



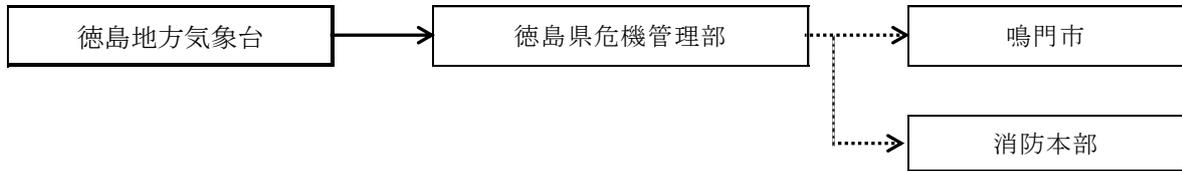
(連絡先)

徳島河川国道事務所流域治水課 (通常時) TEL 088-654-9611 FAX 088-654-9613 (災害体制時) TEL 088-654-2211 FAX 088-654-5512 マイク 721-560 (休祝日等) TEL 088-654-2211 FAX 088-654-5512	徳島地方气象台 TEL 088-622-3857 FAX 088-652-9407
---	--

8 火災気象通報等の伝達系統

(1) 火災気象通報の伝達系統

火災気象通報とは、消防法第22条第1項に基づき徳島地方気象台から県に通報されるものである。県は、通報を受けたとき、同第2項に基づき、市に通報する。



(2) 火災警報の伝達系統

火災警報とは、消防法第22条第3項に基づき、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに市長が発するものである。

市民に対して警報を発したときは、県に連絡するものとする。



9 異常な現象を発見した時の伝達系統

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

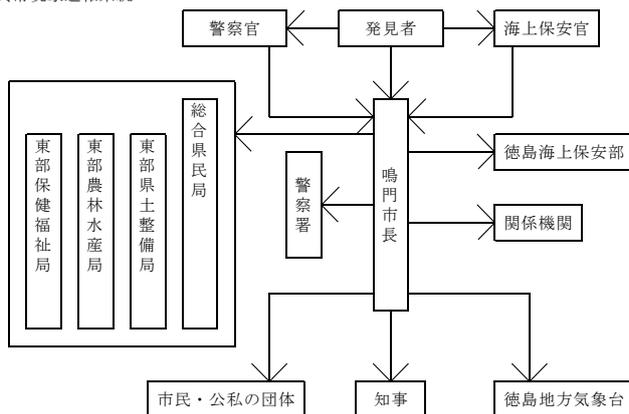
(2) 通報を受けた警察官又は海上保安官はその旨を速やかに市長に通報するものとする。

(3) (1)又は(2)により通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報するものとする。

1. 徳島地方気象台
2. 徳島県知事(県本部が設置されているときは県本部長)
3. 徳島海上保安部、所管する東部保健福祉局、東部農林水産局、東部県土整備局の東部局、警察署及びその他の関係機関

(4) 市長は(3)による通報と同時に、市民その他関係機関の公私の団体に周知するとともに必要な措置について指示するものとする。

異常現象通報系統



10 放送局への放送要請

市長は、法第56条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

第4節 災害情報の収集・伝達

1 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

この計画は、災害発生状況を迅速に収集し、災害応急対策上の指令、伝達等を確実に行うた

めの通信連絡及び情報収集体制について定めるものとする。

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

2 被害状況調査の実施者

被害状況の調査は、市民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設については市が、県の管理する施設については県が調査し、次に掲げるライフライン関係機関等も管理施設を調査のうえ、市へ連絡協力するものとする。

- (1) 四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
- (2) 西日本電信電話株式会社徳島支店
- (3) 四国電力株式会社徳島支店
- (4) 四国電力送配電株式会社徳島支社
- (5) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会
- (6) 一般社団法人徳島県建設業協会鳴門支部

3 震度4以上の地震発生時における通信施設の緊急点検等

(1) 有線電話

1. 市内、市外線の異常の有無を確認する。この場合、勤務時間内にあつては出先機関との通話状態、勤務時間外にあつては、電話局、関係機関との通話状態を確認するものとする。
2. 点検の結果、通話不可能の場合は、直ちに情報収集及び伝達要員の確保に努め、市対策本部等の連絡にあたるものとする。

(2) 無線電話

1. デジタル防災行政無線、水道無線、徳島県総合情報通信ネットワークシステム等について、地震後直ちに開局するものとする。
2. 通信担当者は、直ちに有線、無線通信機器等の点検及び試験を行い、異常の有無を確認するものとする。
3. 停電時の通信機器及び照明用等の非常電源を確保するものとする。

4 関係機関等との連絡

- (1) 地震後、市の情報収集活動の他、関係機関との連絡を密にし、正確な情報収集に努めるものとする。
- (2) 地震後にテレビ、ラジオで情報収集を行う。

5 通信途絶時の対応

(1) 無線通信の確保

有線電話系統が通信不能となった場合は、消防無線、水道無線、防災行政無線等の通信網及びアマチュア無線局の協力を得て情報収集に努めるものとする。

(2) 情報収集連絡要員の確保

1. 有線電話、無線電話による通信が困難な場合は、情報収集連絡員を確保するものとする。
2. 情報収集連絡員は、避難所5箇所につき1人の割合とする。
3. 情報収集連絡員は、自転車、オートバイを使用し、避難所と市対策本部等との連絡及び連絡途上における被害状況の把握に努めるものとする。

6 被害状況の空中偵察要請

市対策本部長は、情報収集が極めて困難と判断したときは、自衛隊、県警察本部及び県消防

防災ヘリコプターの出動を要請し、上空からの確な被害状況の把握に努め、応急活動の実施及び関係機関への応援要請の判断を行うものとする。

7 市が収集伝達すべき情報

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等市民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

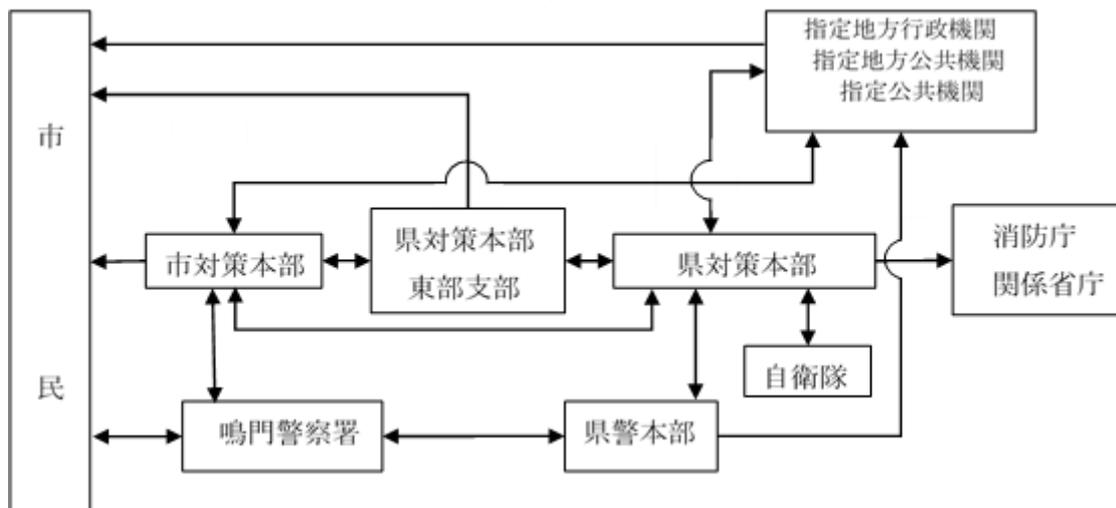
- (1) 緊急要請事項
- (2) 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- (3) 被害状況
- (4) 災害応急対策実施状況
- (5) 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- (6) 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- (7) 避難状況
- (8) 医療救護活動状況
- (9) 市民の動静
- (10) その他応急対策の実施に際し必要な事項

8 その他の防災機関が収集伝達すべき情報

- (1) 被害状況
- (2) 災害応急対策実施状況
- (3) 復旧見込み等

9 情報の収集伝達系統図

市及び県の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。市及び県等防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。



10 市対策本部への報告要領

共通対策編第3章第2節「市の活動体制」の分担任務に基づき、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに班長及び市対策本部に報告する。

- (1) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は、居住区域及び参集途上の被害状況を収集し、登庁後直ちに上司に報告する。
- (2) 報告は、加入電話等により速やかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告する。

- (3) 報告は、人的被害、避難措置及び住家被害に関連あるものを優先する。報告は、現場報告、被害の発生が予想されるとき、被害が発生したとき及び特殊な事態が発生したときに行うものとする。

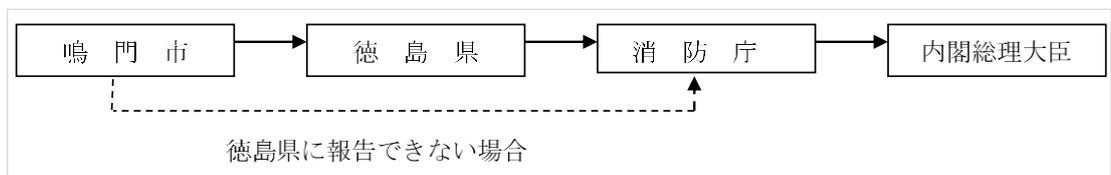
1 1 県等への報告

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告するものであり、報告にあつては、資料編「火災・災害等即報要領」により行うものとする。

(1) 市の措置・報告ルート・連絡窓口一覧

1. 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。
2. 市長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとする。
3. 災害発生に伴い、消防機関への 119 番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。
4. 行政機能の確保状況の把握
市は、震度 6 弱以上の地震を観測した際は、資料編「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則として、ファクシミリにより県（市町村課）に報告することとする。

1 2 法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルート



1 3 関係機関の連絡窓口一覧

消防庁	平日 (9:30 ~18:15)	応急対策室	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
		消防防災無線	TEL 7-943-90-49013 FAX 7-943-90-49033
		衛星系	TEL 7-90-048-500-90-49013 FAX 7-90-048-500-90-49033
	平日 (9:30 ~18:15) 以外	宿直室	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
		消防防災無線	TEL 7-943-90-49102 FAX 7-943-90-49036
		衛星系	TEL 7-90-048-500-90-49101 FAX 7-90-048-500-90-49036
徳島県危機管理部		TEL 088-621-2716 FAX 088-621-2987	
県ネットワーク無線		TEL 7-088-621-9500 FAX 7-088-621-9366	

1 4 報告の基準

(1) 一般基準

1. 災害救助法の適用基準に合致するもの。
2. 市又は県が災害対策本部を設置したもの。

3. 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
4. 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの。
5. 自衛隊に災害派遣を要請したもの。

(2) 個別基準

1. 地震
ア 当都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
イ 人的被害又は住家被害を生じたもの。
2. 津波
ア 津波警報又は津波注意報が発表されたもの。
イ 人的被害又は住家被害を生じたもの。
3. 風水害
ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
4. 雪害
ア 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
イ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
5. 火山災害
ア 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの。
イ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

(3) 社会的影響基準

上記の基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの。なお、「火災・災害等即報要領」に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告するものとする。

15 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

(1) 災害即報

災害が発生したとき直ちに行う。

(2) 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

(3) 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

(4) 報告の方法

1. 原則として、災害時情報共有システムへの入力による(ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。)
2. 災害速報及び中間報告は原則として「火災・災害等即報要領」の別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。
3. 確定報告は必ず「火災・災害等即報要領」の別紙様式により文書で報告するものとする。

(5) 報告責任者

市長は、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておくものとする。

第5節 災害広報

1 方針

災害時における市民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑、かつ効果的に実施するための災害広報は、本計画の定めるところによるものとし、特に要配慮者に配慮した広報を行うよう努める。

市、県及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規則、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、女性、障がい者等要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、市公式ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

2 情報の収集及び広報

- (1) 被害状況、その他の災害状況の情報収集及び広報は市対策本部事務局が担当する。
- (2) 台風情報その他の災害情報は、市対策本部事務局が収集し、市民に対して広報を行う。

3 情報等の収集要領

- (1) 災害現場で活動する消防機関からの報告を受ける。
- (2) 調査員等本部班員による現地の写真取材等による報告を受ける。
- (3) 各班からの報告を受ける。

4 収集情報の報告

災害を未然に防止し、又は災害による被害を最小限度に止め得るか否かは、時々刻々の情報を的確に把握してこれに対処するので、各班は収集した情報の報告を怠り、又はその時期を失する等のことがないように注意しなければならない。

また、人的・物的被害状況は、直ちにあらゆる可能な方法により市対策本部事務局を通じて市対策本部長に報告するものとする。

5 広報の要領

- (1) 各班長は、広報すべき用件が生じた時は文書(緊急を要する場合は口頭による)をもって市対策本部事務局に提出し、市対策本部事務局は市対策本部長の許可を得て速やかに指示するものとする。
- (2) 前項により提出する文書には次の事項を記載するものとする。
 1. 広報依頼班 班長の「職・氏名」
 2. 広報内容
 3. 広報対象者
 4. 広報地域の範囲

5. 広報時間及び回数
6. その他必要な事項
7. 市対策本部事務局は、当該事項の広報が終了した場合、遅滞なく市対策本部長に報告するものとする。

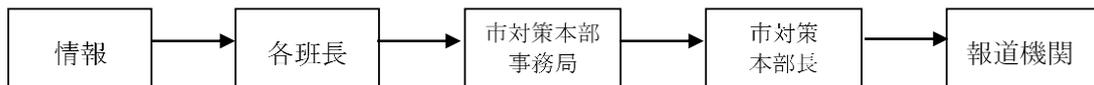
(3) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に対して十分配慮するものとする。

6 市民に対する広報の方法

- (1) デジタル防災行政無線による伝達
- (2) サイレン・警鐘信号による伝達
 1. サイレンは、「30秒鳴動・5秒休止・30秒鳴動・5秒休止」を繰り返す。信号継続時間は適宜。
 2. 警鐘信号は、「○-○-○-○」と乱打する。
- (3) 口頭による（有線を含む）伝達
 1. 広報車、消防車両、警察車両等により伝達する。
 2. 市対策本部班員、消防職員、消防団員及び警察官等により口頭で指示する。
- (4) 施設管理者を通じて実施
- (5) ケーブルテレビのデータ放送及びL字型画面による広報
- (6) 報道機関（テレビ、ラジオ）
- (7) 市公式ウェブサイトの災害情報による広報
- (8) 市公式X（旧ツイッター）による広報
- (9) 市メール配信サービスによる広報
- (10) 緊急速報メール等による広報

7 報道機関に対する発表の伝達系統

情報発表は、原則として市対策本部長が行うものとする。その伝達系統は次による。



8 報道事項及び広報内容

- (1) 報道事項
 1. 救助体制(市対策本部内容等)
 2. 災害の状況(発生地区、規模等)
 3. 災害の状況及び復旧見込等
 4. その他の必要事項
- (2) 広報内容(一般市民)
 1. 気象予報及び警報の伝達とその対策
 2. 火災等の二次災害の危険性
 3. ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電等の留意事項
 4. 交通渋滞解消への協力
 5. 避難情報の広報
 6. 必要ある時は避難場所
 7. 必需品の配給方法
 8. 防疫処置対策
 9. 被害調査並びに復旧作業の協力

- 10. ライフラインの被害と復旧の見込み
- 11. 交通・通信の状況
- 12. 電話混雑解消への協力
- 13. 隣保互助精神の喚起
- 14. その他必要事項

第6節 自衛隊災害派遣要請

1 方針

自衛隊に対する災害派遣要請は、本計画の定めるところによるものとする。

2 災害派遣要請

災害応急対策実施のため自衛隊法の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等は次によるものとする。

(1) 要請の基準

災害に際しては、人命又は財産の保護のため必要な応急対策の実施が不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要であり、効果的であると認めた場合に自衛隊の要請手続きをするものとする。

(2) 派遣要請

1. 市長は、派遣の必要を認めた場合、知事に次の記載事項を明示した文書を速やかに提出して要請する。ただし、事態が急迫し文書で依頼するいとまがないときは、電信・電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出する。

＜記載事項＞

- ア 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

2. 市長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により前項に掲げる要求を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊にその旨及び災害の状況を通知するものとする。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

なお、市長は、上記通知をしたときは、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 災害派遣要請の範囲

市長が知事への通知により自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

被害状況の把握	車両、船舶、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
行方不明者、傷病者等の捜索救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索救助(ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合。)
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬等
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除(ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合)
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援(薬剤等は、市又は県が準備)
通信支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送(航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)

炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対して、消防機関と協力して行う空中及び地上消火活動並びに消火剤の運搬投下による延焼阻止(ただし、原則として地上防衛活動が困難な場合若しくは命の危機又は人家等への延焼その他重大な事態を避けるため必要がある場合にあって、空中消火活動用のヘリポート等が確保できる場合に限る。)
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与
その他	必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項(宿泊支援等)

4 災害派遣要請部隊等の長

- (1) 陸上自衛隊第14旅団長(香川県善通寺市)
- (2) 海上自衛隊徳島教育航空群司令(板野郡松茂町)
- (3) 海上自衛隊第24航空隊司令(小松島市)

5 災害派遣に伴う連絡先

区分		連絡先	電話	県ネットワーク電話
徳島県	平時	危機管理部	088-621-2716 088-621-2987(FAX)	衛星 IP 電話 7036100 TEL * -9500 FAX 8099* *9366
	夜間(休日)	衛視室	088-621-2057	
陸上自衛隊 第14旅団 司令部	平時	第14旅団 司令部	0877-62-2311 内線 2236 0877-62-2238(FAX)	- * -90-037-200-466- 506
	夜間(休日)	当直幕僚	0877-62-2311 内線 2208	
海上自衛隊 徳島教育航空群	平時	徳島教育航空 群司令部運用 幕僚	088-699-5111 内線 3213 088-699-6116(FAX)	衛星 IP 電話 7036730 TEL 群当直室 355 作戦室 355* *1 FAX 8-355
	夜間(休日)	当直士官	088-699-5111 内線 3222	
海上自衛隊 第24航空隊	平時	第24航空隊 幕僚室運用幕 僚	0885-37-2111 内線 213 0885-37-1180(FAX)	衛星 IP 電話 7036740 TEL 運用作業室 397 当直室 397* *1 FAX 8-397
	夜間(休日)	当直士官	0885-37-2111	

6 受入体制の整備

- (1) 市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置をするものとする。
- (2) 市長が自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、次のことに留意するとともに、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図るものとする。
 1. 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
 2. 派遣部隊の活動に対する協力
 3. 派遣部隊と市及び県の連絡調整

7 自衛隊との連絡調整

知事は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、各種情報について緊密に自衛隊と連絡をとる。また、自衛隊の派遣要請を行った場合は、必要に応じて連絡員を派遣して相互の連絡調整にあたる。

市長は、派遣された自衛隊及び県に対し、各種情報について緊密に連絡をとるものとする。

8 派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣部隊等が派遣目的を達したときは、派遣要請の要領に準じすみやかに撤収要請を行う。この場合、派遣部隊の長と協議する。

市長は、派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、派遣部隊の長その他の関係機関と協議

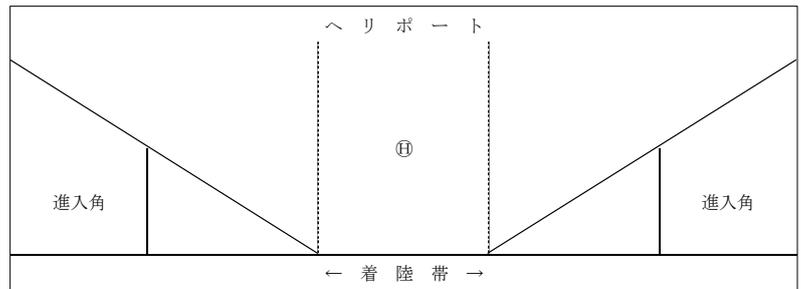
のうえ、速やかに知事に対して撤収の要請を依頼する。

9 災害対策用ヘリポートの設置

災害対策用ヘリポートの降着地は、撫養町斎田（うずしおふれあい公園）、里浦町栗津（鳴門・大塚スポーツパーク球技場）、鳴門町高島（鳴門教育大学・陸上競技場）に設置するものとする。

市長は、あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、県に通知しておくとともに、県は自衛隊に通知しておくものとする。選定要領は次のとおりとする。

- (1) 地表面は平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等があらがらない場所であること。
- (3) 所要の地積があること。



ヘリポートの最小限所要地積

機種	着陸帯直径	進入角	摘要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の高さの障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の高さの障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の高さの障害物がないこと。

- (4) 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。
- (5) ヘリポートの標示をすること。
 1. 上空から確認できる風向標示の旗をたてる。または、発煙筒を用意すること。
 2. 着陸地点に石灰、白布等で ○H 等の記号を標示すること。
- (6) 危険防止に留意すること。
 1. 離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
 2. 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
 3. 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。
- (7) 生存者の使用する対空目視信号は次によること。
 1. 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。
 2. ※生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石またはそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、または油等で汚すことにより地上に標識をつけたりするものがある。
 3. 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
 4. 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

第7節 防災関係機関応援要請

1 方針

災害時において、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、他の市町村や県及び指定地方行政機関等防災関係機関と協力し、災害対策活動の万全を期するため、応援等の協力体

制を確立しておくものとする。

また、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応等についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

2 資料の相互交換

市、県及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

3 応援の要請実施者

市対策本部長は、災害の種別により、必要と認める防災関係機関等へ応援要請するものとする。なお、市対策本部長が不在の場合は、市対策本部長があらかじめ指名した者により行うものとし、その順位については資料編「鳴門市災害対策本部運営規程」によるものとする。

4 応援を要請する場合

- (1) 本市の災害対策機能が停止又はそれに近い状態になったとき。
- (2) 本市の災害対策活動だけでは不十分なとき。
- (3) 本市の災害対策活動によるよりも他の防災関係機関の活動が迅速で、しかも効果がある場合。
- (4) その他特に必要と思われるとき。

5 他の市町村への応援要請

市対策本部長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。(法第 67 条)

6 県への応援要請等又は職員派遣のあつせんの要請

市対策本部長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあつせんに県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合
 1. 災害救助法の適用
 - ア 災害発生の日時及び場所
 - イ 災害の原因及び被害の状況
 - ウ 適用を要請する理由
 - エ 適用を必要とする期間
 - オ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
 - カ その他必要な事項
 2. 被災者の他地区への移送要請
 - ア 移送要請の理由
 - イ 移送を必要とする被災者の数
 - ウ 希望する移送先
 - エ 被災者の収容期間

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請(法第 80 条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災関係機関に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合、県に応援要請をしようとする場合は、次

に掲げる事項について口頭又は電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
- (3) 応援を必要とする期間及び場所
- (4) 応援を必要とする活動の具体的内容
- (5) その他必要な事項

8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

9 応援部隊の受入方法

- (1) 応援部隊の集合場所には誘導員を派遣し、市対策本部長の指示に従って応援部隊を案内し、応急対策活動の支援に従事してもらうものとする。
- (2) 応援部隊の活動開始後の活動状況等は、業務を担当する班長が掌握するものとする。

10 応援協定に基づく応援等

それぞれの災害時の相互応援に関する協定に基づき、応援の要請または、応援を行う。（応援内容については、資料編を参照。）

また、鳴門市災害時等協力事業者登録制度に登録した事業者（以下「災害時等協力事業者」という。）の所有する工事車両等についても応援協力要請の対象とする。

11 消防機関の応援要請

97 ページの共通対策編「消防計画」を参照。

12 各機関の協力及び経費の負担

- (1) 協力の実施
 1. 市は、他の機関から応援を求められた場合は自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。
 2. 各機関の協力業務の内容は、4 ページ「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるものとし、協力方法は各計画に定めるところによるものとする。
 3. 各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議を整えておくものとする。
- (2) 協定の締結
 1. 平常時から、国、県及び市関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時に連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

2. 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(3) 経費の負担

1. 国又は県から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、法又は相互応援協定に定めるところによる。
2. 指定公共機関等が協力した場合の経費負担については、各協定に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

1 3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、それぞれの所掌事務又は業務に関係する公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するとともに、基本的な感染対策に配慮するものとする。また、市は会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

1 4 応援部隊の集結予定場所

災害規模、被災状況等に応じ選定するものとする。

- (1) ボートレース鳴門駐車場（大桑島）
- (2) 徳島県立鳴門渦潮高等学校（吉永）
- (3) 旧衛生センター（木津）
- (4) 鳴門ウチノ海総合公園（高島）
- (5) 鳴門・大塚スポーツパーク（立岩）
- (6) 鳴門教育大学（高島）
- (7) その他避難場所で避難者に支障のない場所等

1 5 応援部隊との通信連絡方法

消火活動、人命救助等の緊急の応援活動を実施する応援部隊との通信連絡方法については、部隊の指揮本部に消防無線を配備、消防無線を携行した職員の配置又は伝令要員の活用により、連絡の確保に努めるものとする。

1 6 応援部隊の一時宿泊場所

市内において、一時宿泊場所が確保できない場合は、近隣市町村に対して、宿泊場所の協力要請を行うものとする。

1 7 応急復旧活動要員の応援要請

応急復旧を迅速かつ適切に行うため、必要な技術者等の応援を求めるものとする。

- (1) 土木、建設、水道、電気、ガス等の関係団体への協力要請
- (2) 被災建築物等の応急危険度判定士の協力要請
- (3) 他市町村職員の応援派遣要請

1 8 ボランティア団体等の協力要請

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、職員等で不足する場合は、ボランティア団体、民間組織等の応援を求め、災害応急活動の円滑化を図るものとする。

- (1) 民間団体の種別

1. 地区自治振興会
2. 自主防災組織
3. 鳴門市婦人連合会（女性防火クラブ）
4. 鳴門市ボランティア連絡協議会
5. その他の団体

(2) 応援の求めが予想される活動内容

1. 炊き出し等の実施
2. 清掃及び防疫の実施
3. 救援物資等の選別、輸送及び配給

19 海上輸送応援要請

大規模な災害が発生した場合は、道路の遮断等で交通網が混乱し、多数の負傷者を県内で収容が不可能な場合は、海上搬送ルートによる方法を、漁業関係団体、徳島海上保安部、県等の協力を得て実施するものとする。

第8節 災害救助法の適用

1 方針

被災者を保護し、社会秩序を維持するため実施する災害救助法の適用は、本計画の定めによるものとする。

2 実施責任者

知事が救助の実施にあたるが、知事が救助に関する職権の一部を委任した場合は、市長が行う。

ただし、災害の状態により、知事による救助を待つことができないときは、市長は救助に着手するものとする。

また、救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助等については、本計画に定めるところにより市長が実施する。

3 救助の種類

- (1) 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業資金、資材の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 遺体の捜索及び火葬等
- (10) 障害物の除去
- (11) 輸送費及び賃金雇上費等
- (12) 救助事務費

4 適用条件・基準

この法による救助は、市の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因による災害により、市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害が発生した段階での災害救助法の適用（法第2条第1項）

1. 市地域内の住家滅失世帯数が80世帯以上に達したとき。
（災害救助法施行令第1条第1号、第1表）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
50,000人以上 100,000人未満	80世帯

2. 住家滅失世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の住家滅失世帯数が1,000世帯以上、市地域内での住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
（災害救助法施行令第1条第2号、第2表及び第3表）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
1,000,000人未満	1,000世帯

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
50,000人以上 100,000人未満	40世帯

3. 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で住家滅失世帯が前記ア及びイの基準には達していないが県下の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、市町村の救護に任せられないと認定したとき。
（災害救助法施行令第1条第3号前段、第4表）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯

4. 災害が隔絶した地域に発生した等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
（災害救助法施行令第1条第3号後段）
5. 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
（災害救助法施行令第1条第4号、）

(2) 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用（法第2条第2項）

1. 災害が発生するおそれがある場合において、法の規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき、当該所管区域内の市町村の区域内において、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

災害救助法の適用基準

区分 (県の区域の人口)	市町村名	人口	適用世帯数(世帯)	
		令和2年 (国勢調査)	①被害世帯数	②被害世帯数
50,000人以上 100,000人未満	鳴門市	54,622	80	40

（備考）被害世帯数は、住民の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

- ①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。
- ②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

5 適用手続

- (1) 市

市長は、市における災害が前記4「適用条件・基準(1)災害が発生した段階の救助法の適用（法第2条第1項）」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。その場合には、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

1. 災害発生の日時及び場所
2. 災害の原因及び被害状況
3. 適用を要請する理由
4. 適用を必要とする期間
5. 既にとった救助措置及びとらうとする措置
6. その他必要な事項

(2) 県

知事は、市長からの情報提供に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに適用し、速やかに公示する。

また、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市長に救助の委任を行う。この場合、知事は、市長に委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。なお、災害救助法を適用した場合は、内閣府に情報提供する。

6 災害救助法適用に係る主な事務のあらまし

順序	市	都道府県	内閣府	備考
被害状況の把握	・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握			
被害状況の情報提供	・速やかに被害状況を知事に情報提供 ・以降、状況が判明次第随時情報提供	・市町村からの被害 情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに防災担当大臣に報告 ・以降、状況が判明次第随時情報提供	・提供された情報内容について確認 ・(必要に応じて)助言	
災害救助法適用の決定	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、防災担当大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡(連携協力) ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・情報の受理及び技術的な助言、指導 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・日本赤十字社等関係機関への連絡	
応急救助の実施	・応急救助にあたる(県から委任を受けた救助等)	・救助の実施等 ・(必要に応じ)他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・(必要に応じ)他の都道府県知事に対する応援の指示	
中間情報	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 ・以降、状況が判明次第随時情報提供	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 ・以降、状況が判明次第随時情報提供	・情報の受理及び必要な助言、指導	
(必要に応じ)特別基準の申請(特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行わなければならない。)	・(必要に応じ)知事に特別基準の要請	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	

救助完了についての情報	・応急救助の完了後、確定被害状況、委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後、確定被害状況、救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・情報の受理及び必要な助言、指導	
補助金の申請等	・応急救助等に基づく救助費(支弁を行った額)を知事に申請	・翌年度6月15日までに精算交付を防災担当大臣に申請	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表(資料編を参照)のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について知事に申請することができる。

第9節 避難対策の実施

1 方針

大規模な災害時においては、多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し、市民の生命、身体の安全を確保するため、市長その他関係法令の規定に基づく避難措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、市長は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする(要配慮者利用者施設は資料編「要配慮者利用者施設一覧表」を参照)。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

2 避難指示の区分、実施責任者及び実施基準図

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長 (法 56)	要配慮者等へ避難を求める	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要が認められたとき
避難の指示	市長 (法 60)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (法 60)		市が法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (法 61) (警察官職務執行法 4)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
		警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は、必要な警告を発するに急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。

	海上保安官 (法 61)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	自衛官 (法 63) (自衛隊法 94)	警告及び避難の措置	災害派遣命令を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法 29) (地すべり等防止法 25)	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
緊急安全確保措置の指示	市長 (法 60)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きをおこなうことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 (法 60)		市が法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官又は海上保安官 (法 61)		市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。

3 高齢者等避難の伝達、避難指示等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により高齢者等避難の伝達、避難指示を行うものとする。

(1) 災害一般の避難の指示等

- 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。
- 市は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとする。
- 市は、住民に対する避難のための避難指示等の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努めるものとする。
- 市長は、法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じては、緊急安全確保措置を指示するものとする。これらについての措置を行った場合には、速やかに知事に報告するものとする。この場合において市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- 知事は県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

7. 河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することでかえって危険が生ずる場合には、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動をとるよう指示することができる（屋内での退避等の安全確保措置の指示）。
8. 県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする。
9. 徳島地方気象台及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 地震災害等における避難指示

地震災害による津波発生など、市民の生命を守るため、次の状況が認められるときを基準として避難指示を実施する。

1. 地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
2. 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。
3. がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
4. 有毒ガス等の危険物が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。
5. その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

(3) 洪水又は高潮についての避難指示

市長は必要に応じて、法に基づく避難のための立退きの指示をする。また状況に応じて屋内退避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。

(4) 地すべりに関する避難指示

市長は必要に応じて、法に基づく避難のための立退きの指示をする（地すべりに関するは屋内退避による安全確保は行わない）。

(5) 市民に対する指示、伝達方法

70ページ 共通対策編／災害応急対策／災害広報「市民に対する広報の方法」を参照。

(6) 避難の指示する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

1. 避難対象地域
2. 避難先（避難場所、広域避難場所）
3. 避難経路
4. 避難指示の理由
5. その他必要な事項

(7) 避難情報の伝達のための放送に係る申し合わせ

市、県及び放送事業者とは、市長が発令する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という）を市民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、申し合わせている。放送事業者は、市長からの避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、市民へ放送する。

(8) 関係機関の相互連絡等

市、県、警察、徳島海上保安部、水防管理者及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するために必要があると認められる関係機関に速やかに報告するものとする。

(9) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	避難措置の内容	報告又は通知先
市長	法第 60 条に基づき、避難のための立退きの指示をしたとき。 法第 61 条に基づき、警察官又は海上保安官から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき。	知事
警察官又は海上保安官	法第 61 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	市長
警察官又は海上保安官、災害派遣を命ぜられた自衛官	法第 63 条に基づき、応急措置をとったとき。	市長
知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	警察署長
水防管理者	水防法第 29 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	警察署長

(10) 報告又は通知事項

1. 避難措置の内容
2. 指示した日時及び対象区域
3. 対象世帯数及び人員
4. その他必要な事項

(11) 警戒区域の設定

市長は、災害時において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立入りを制限、禁止又は退去を命ずるものとする。

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職務を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び職権を行う吏員が現場にいない場合に限り、市長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

4 避難指示等の周知徹底等

避難の指示をした者又は機関は、その内容につき広報媒体を通じ、又はデジタル防災行政無線、広報車、警鐘、サイレンによる信号など直接広報により、当該地域住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、要配慮者に対しては、自主防災組織や民生委員・児童委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、「自らの身の安全は自ら守る」という原則により、自主防災組織や地区自治振興会など地域住民は、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

5 防災事務に従事する者の安全の確保等

防災事務に従事する者であっても、自らの命を守ることを基本に避難誘導等を行うことを前提とする。また、あわせて以下に留意するものとする。

- (1) 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解に努める。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、時間が限られている津波災害時には大きな問題であり、避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分に議論する必要がある。

- (3) 県では、「津波に対する水門・陸閘等の操作指針（H25.3.29）」を定めており、樋門等の操作を行う場合にあっては、これらを参考に確実な操作を行う。

6 避難誘導及び移送

- (1) 避難者の誘導は市対策本部班員、支部員、警察官、消防職員、消防団員及び地域住民（隣近所、自主防災組織、地区自治振興会等）が連携して実施する。
- (2) 地域住民は、福祉関係者（民生委員、児童委員等）と連携し、避難行動要支援者の避難誘導に協力するよう努めるものとする。なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供については、法第49条の11に基づき適切に取り扱うものとする。
- (3) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童、生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (4) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応については、あらかじめ関係事業者等と協議するものとする。
- (5) 避難立退きの誘導に当たっては、要配慮者等を先に行い、一般青壮年はその次とする。できるかぎり集団で誘導するものとする。
- (6) 交通途絶した場合は、避難者各10～20名程度を一団として、徒歩により避難誘導者前後にあって、避難所まで立ち退くものとする。避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させる必要があると認められる場合は、車両、船艇等により避難者を移送する。
- (7) 避難の基準
1. 避難先は、安全を確認して決定する。
 2. 学校、公民館等市施設を原則とする。
 3. トイレ、水道設備があること。
 4. 救援物資輸送等に必要な空地があること。
- (8) 誘導経路については、安全確認し、危険箇所をさける。また、危険箇所がある場合は、標識、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- (9) 避難の方法については、次のように指導する。
1. 避難に際しては、原則として自主防災組織又は隣近所等でお互いに助け合い、集団行動をとる。
 2. 要配慮者を優先し避難誘導を行う。
 3. 服装は軽装とするが、靴を履き、帽子をかぶる。
 4. 市民等が避難場所まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な市民については、その実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実行性を確保するよう努める。
 5. 非常袋(食料、飲料水、タオル、懐中電灯等)、貴重品等を携行する。
- (10) 避難所への要配慮者の収容
1. 市は、あらかじめ要配慮者の避難にあたり介護を必要とする者の実態把握に努めるものとする。
 2. 1.に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の家族が行い、地域の自主防災組織、地区自治振興会等が支援するものとする。
 3. 要配慮者は、優先的に避難所に収容するものとする。
- (11) 消防機関等の活動
1. 消防機関は、津波からの円滑な避難誘導の確保のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導

ウ 土のう等による応急浸水対策
エ 救助・救急等

2. 上記の措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、鳴門市消防計画に定めるところによる。

7 避難場所の開設

- (1) 市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るものとする。また、自主防災組織は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を担う。
- (2) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

8 避難所の開設

災害時、被害者が多数で避難を要すると認めた場合、市対策本部長は避難所を可能な限り速やかに開設する。

(1) 避難所の安全性

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(2) 避難所開設の通知等

市は、避難所開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、市公式ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(3) 収容者

1. 避難指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住居を立退き避難した者
2. 住居が災害により全焼、全壊、流出し又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け日常生活をする場所を失った者
3. 上記の者であっても被害をまぬがれた建物に居住し、又は親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

(4) 収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日以内とし、それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし開設期間中に、被災者が住居又は仮住居を見出す事ができず、そのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば救助法によらず市独自の収容として行うものとする。

また、7日目以降においても多数の収容者を収容する必要があるときは、災害発生7日以内に市対策本部は知事に開設期間の延長要請を行うものとする。要請内容は次のとおり。

1. 延長期間
2. 期間の延長を要する理由
3. 期間の延長を要する避難所及び収容人員
4. その他必要と認める事項

(5) 報告

市長は、避難所を開設したときは、直ちに知事に対し次の事項を報告するものとする。

1. 避難所開設の日時及び場所
2. 箇所数及び収容人員

3. 開設予定期間

(6) 避難所の追加開設

市は、災害発生状況に応じ、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、市公式ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するものとする。また、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

それでも収容人数が不足する場合は、市は、知事又は隣接市町と協議して所用の措置を講じるものとする。

9 避難所の管理・運営

(1) 避難指示を行う場合及び市民が自発的に避難を開始した場合には、速やかに必要な避難所を開設し、職員を配備する。なお、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡を取り、管理保全に十分留意すること。

(2) 避難所では、次の事項を市対策本部（支部）に報告する。

1. 避難者の住所、氏名、年令等の調査及び避難者数
2. 避難者の負傷及び健康状態
3. 応援必要物品等
4. 生活環境の保全及び秩序維持に必要な事項

(3) 避難所の運営は、地域住民による「自主運営」を基本とし、市職員や施設管理者は後方支援的に協力をを行う。この際、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び外部支援者（避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等）の協力が得られるように努めるものとする。

(4) 市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努めるものとする。

(5) 市は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境を常に良好なものとするため、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(6) 市は、「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努める。

(7) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女及び性的少数者のニーズの違いなど多様な視点に配慮するものとする。特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

(8) 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等

は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (10) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- (11) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。
- (12) 市は、避難者の心身の健康状態には十分配慮し、必要に応じて保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等の福祉的な支援を福祉事業者及びボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。
- (13) 市及び県は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- (14) 市は、学校を避難所として開設する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の開設や避難者の受入れなどの避難所運営については、自主防災組織・教職員・市職員の役割分担等を決めた「避難所運営支援計画」を参考に実施するものとする。
- (15) 避難所における感染症対策
 1. 市及び県は、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
 2. 市は、指定避難所における、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (16) 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (17) 市は、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努める。
- (18) 市民及びボランティア団体等に支援を要請する。
- (19) その他避難所の運営に関する業務を遂行する。

10 避難路から広域避難場所への避難

- (1) 市は、地震災害等により火災が発生し、輻射熱及び煙から住民等の安全を確保する必要があるときは、住民等に対し、避難路を通して広域避難場所へ避難することを促すものとする。
- (2) 広域避難場所への避難が開始された場合は、避難場所の安全かつ適切な管理を図るため、警察官の派遣を要請するとともに、誘導にあたってはその職務を行う職員を派遣し、警察官と密接に協力して行うものとする。

1 1 避難場所等の周知徹底

- (1) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當であることを日ごろから市民等へ周知徹底するよう努める。
- (2) 市は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により市民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 県及び市は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

1 2 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりとする。

- (1) 対象者
災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者
- (2) 期間
災害発生の日から7日以内
- (3) 費用
 1. 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費
 2. 高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算
 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等における、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により供与されるホテル・旅館など宿泊施設の借上費
 4. 建設型応急住宅の設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費
 5. 賃貸型応急住宅の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な地域の実情に応じた額。

【資料編】

指定緊急避難場所一覧表

指定避難所一覧表

津波避難場所一覧表

広域避難場所一覧表

主要避難路一覧表

第10節 避難所外避難者の支援対策

1 方針

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の供給、情報の提供、指定避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。

2 避難所外避難者の把握のための周知

市は、避難所外避難者に対し、市又は最寄りの避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

3 避難所外避難者の状況調査

市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

4 要配慮者に対する配慮

市は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

5 支援の実施

(1) 市は、新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）や食料・物資の提供、避難者の健康管理、健康指導を実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている方に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。

(2) 県は、市に対する支援（物資提供等）を実施する。

第11節 広域一時滞在（広域避難）対策の実施

1 方針

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合又は災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域一時滞在が必要であると判断した場合は、次のとおり対応することとする。

(1) 市は、避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域一時滞在进行を実施するものとする。

(2) 市は、事前に想定していた各ブロック内での広域一時滞在进行が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域一時滞在进行を実施するため、県へ応援要請できる。なお、県は市からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施するものとする。

(3) 市は、県外への広域一時滞在及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、相互応援協定締結市以外においては、必要に応じて、国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域一時滞在进行に関する支援を要請できる。他市町村から本市へ被災者の広域一時滞在进行の受入れ要請があった場合、原則として受入れを行うものとする。また、災害の発生により県及び市町村がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在进行が必要な場合は、国が代わって施行する。

- (4) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができるよう施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

2 広域一時滞在の要請

本市から他市町村へ被災者の広域一時滞在の受入れ要請を行う場合、県内又は県外に応じて、次のとおり行う。

(1) 県内他市町村への受入れ要請

1. 広域一時滞在の要請
2. 市は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村（以下「協議先市町村」という。）に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町村からの通知の内容の公示
 - イ 避難所の管理者等への通知
 - ウ 県への報告
3. 広域一時滞在の解除
4. 市は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町村、避難所の管理者等への通知
 - イ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - ウ 県への報告

(2) 県外市町村への要請

1. 他都道府県への受入れ協議
2. 市は、相互応援協定締結市以外において、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。なお、相互応援協定締結市においては直接協議する。

(3) 避難所等への受入れ決定

- (4) 市は、県から被災者を受入れる避難所等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
1. 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
 2. 避難所等の管理者等への通知
 3. 県外広域一時滞在の解除
 4. 市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - イ 避難所等の管理者等への通知
 - ウ 県への報告

3 広域一時滞在の受入れ

他市町村から本市へ被災者の広域一時滞在の受入れ要請があった場合、次のとおり行う。

(1) 受入れ協議

市は、県内他市町村から被災者の受入れ協議を受けた場合、被災者を受入れ、広域一時滞在用の避難所等を提供する。なお、他の都道府県の被災者について、相互応援協定締結市及び県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。ただし、以下の場合を除く。

1. 本市が被災している場合
2. 被災者の受入れに必要な施設が確保できない場合

3. 地域の実状により災害時要援護者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できない場合
4. その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断される場合

(2) 受入れ避難所等の確保

市は、被災者を受入れる避難所等を決定し、直ちにその内容を当該避難所等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

(3) 受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該避難所等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

(4) 経費の負担

受入れに要した経費の負担は、相互応援協定に定めるもののほか、要請した市町村が負担する。ただし、災害救助法の適用がなされる災害に関しては、同法に基づき費用負担がなされるものとする。

第12節 交通確保対策

1 方針

災害時において、道路、橋りょう等の冠水、流出及び電柱、街路樹等の倒壊等により、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送等を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 (国、県、市、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱)	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	県警察 (公安委員会、警察署長、警察官)	1. 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合。(法第76条) 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。(道路交通法第4条第1項、同法第5条第1項) 3. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。(道路交通法第6条第4項)
措置命令	道路管理者 (国、県、市、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱)	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)

(注) 道路管理者と県警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

3 実施要領

(1) 道路管理者

道路施設の被害等により危険が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。また、降雨予測等から規制を広域的に想定して、できるだけ早く規制予告を発表するものとする。その際、降雨

予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 市対策本部

市以外の者が管理する道路施設でその管理者に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察署長に通報し、道路交通法に基づく規制を実施し又は市対策本部長が法第60条により避難を指示し又は同法第63条により警戒区域を設定し立ち入りを規制若しくは禁止し又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。この場合、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して、正規の規制を行うものとする。

4 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、当該情報が入手しやすいよう報道機関（道路交通情報センターを含む）等多様な広報媒体を通じて交通規制の日時、迂回経路等の周知徹底を図るものとする。

5 緊急通行車両等の確認

市は、県公安委員会が、法第76条に基づき、緊急輸送等を行う車両以外の通行を禁止し又は制限を行った場合、緊急通行車両等の確認を行う。

この場合、緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、県（危機管理部）又は県公安委員会（警察本部、警察署又は交通検問所）に必要書類を提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受けるものとする。

なお、市は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の事前届出制度を運用するものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

災害発生時に届出済証を最寄りの警察署や検問所等に提出すれば、確認に必要な審査が省略され、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両証票が交付され、県公安委員会が通行の禁止及び制限を実施している区域等（緊急輸送ルート）において災害応急対策活動が実施できる。

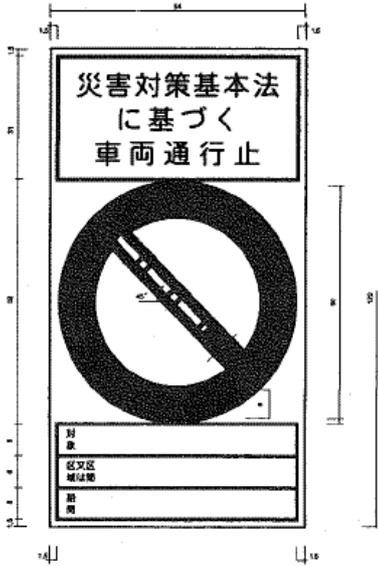
(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を県（危機管理部）又は県公安委員会（県警察本部又は警察署）に提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受けるものとする。

(3) 緊急通行車両として確認される車両は、次のいずれかに従事する車両をいう。

1. 警報の伝達、避難の指示に使用するもの
2. 消防、水防その他応急措置に使用するもの
3. 被災者の救護、救助その他の保護に使用するもの
4. 被害を受けた児童及び生徒の教育に使用するもの
5. 施設及び整備の復旧に使用するもの
6. 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に使用するもの
7. 犯罪の予防、交通規制その他の災害地における社会秩序の維持に使用するもの
8. その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用するもの

(4) 同法の規定に基づく標示、標章や証明書の様式は、次のとおりである。

<p>様式第1 (第5条関係)</p> 	<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。 2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。 4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。 																													
<p>様式第2 (第6条関係)</p> 	<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。 3. 大きさは縦15cm、横21cmとする。 																													
<p>様式第3 (第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="279 1211 794 1736"> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">緊急通行車両種別証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">知 事 印</td> <td>公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td colspan="3">番号欄に表示されている番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">活 動 地 域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車 両 の 使 用 者</td> <td>住 所</td> <td>() 番 番</td> </tr> <tr> <td>氏 名 又 は 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">有 効 期 限</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備 考</td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、日本標準規格A4とする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両種別証明書			知 事 印		公安委員会 印	番号欄に表示されている番号			車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			活 動 地 域			車 両 の 使 用 者	住 所	() 番 番	氏 名 又 は 名 称		有 効 期 限			備 考			
第 号		年 月 日																												
緊急通行車両種別証明書																														
知 事 印		公安委員会 印																												
番号欄に表示されている番号																														
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)																														
活 動 地 域																														
車 両 の 使 用 者	住 所	() 番 番																												
	氏 名 又 は 名 称																													
有 効 期 限																														
備 考																														

6 道路啓開

- (1) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

- (2) 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道路管理者等は、民間団体等との応援協定に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

7 道路の応急復旧

- (1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。
- (2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。

8 運転者のとるべき措置の徹底

市及び県は、大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 走行中の場合は、次によること。
 1. できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 2. 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 3. 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 津波から避難するためやむを得ない場合等を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第13節 緊急輸送対策

1 方針

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機材等の輸送の方法等（以下「災害輸送」という。）は本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機材等の輸送はそれぞれ関係機関が協力して行うものとする。

3 輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち適切な方法によるものとする。

- (1) 貨物、乗合自動車等の自動車による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船艇による輸送
- (4) 飛行機による輸送
- (5) 作業員等による輸送

4 輸送力の確保

災害応急対策を実施する機関は、自ら保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び船艇等をもって輸送を行うものとする。

ただし、市又はその他の実施機関は、その車両等で不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

(1) 確保順位

1. 応急対策実施機関所有の車両等
2. 公共的団体所有の車両等
3. 災害時等協力事業者所有の車両等
4. その他の営業者所有の車両等
5. その他の自家用車両等

(2) 市対策本部内輸送力の配分

(3) 輸送を必要とする市対策本部の各班は次の事項を明示して、企画総務班へ要請するものとする。

1. 輸送区間
2. 輸送力の種類(自動車、船艇等)
3. 輸送量又は車両等の台数
4. 所要時間
5. その他の条件

(4) 空中輸送

災害時一般交通が途絶し、緊急に空中輸送が必要なときは、県支部を經由し、又は直接県本部に要請するものとする。

(5) 作業員等による輸送

車両等による輸送が不可能な時は、作業員等により人力による輸送を行うものとする。

(6) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

市及び県は、状況に応じて人員等の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

5 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送の基準は次によるものとする。

(1) 被災者を避難させるための輸送

1. 市対策本部長の指示に基づく避難のための輸送
2. 被災者を誘導させる人員等の輸送

(2) 医療及び助産のための輸送

1. 重傷患者で医療班が対応できない者の輸送
2. 医療班の仮設する診療所への患者輸送
3. 医療関係者の輸送

(3) 被災者救出のための輸送

1. 救出のため必要な人員、資機材等の輸送
2. 救出した被災者の輸送

(4) 飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、その他機械器具、資機材の輸送

(5) 救助用物資の輸送

1. 被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊出用食料、学用品
2. 救助に必要な医療衛生材料、衣料品等の輸送

(6) 遺体の捜索のための輸送

- 1. 遺体捜索のため必要な人員、資機材の輸送

(7) 遺体処理のための輸送

- 1. 遺体処理のための医療班員、或いは衛生材料等の輸送
- 2. 遺体を移動させるため必要な人員、遺体の輸送

6 応援要請

車両等が不足する場合は、次の事項を明示し県等に応援を要請するものとする。

- (1) 輸送の種類及び輸送物資の内容
- (2) 輸送区間又は距離
- (3) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- (4) 輸送を実施する期間
- (5) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- (6) 輸送を必要とする理由
- (7) その他

7 輸送の期間

災害救助法に基づく輸送の期間については、それぞれの救助に認められた期間とし、その他の輸送については市対策本部長が必要と認めた期間とする。

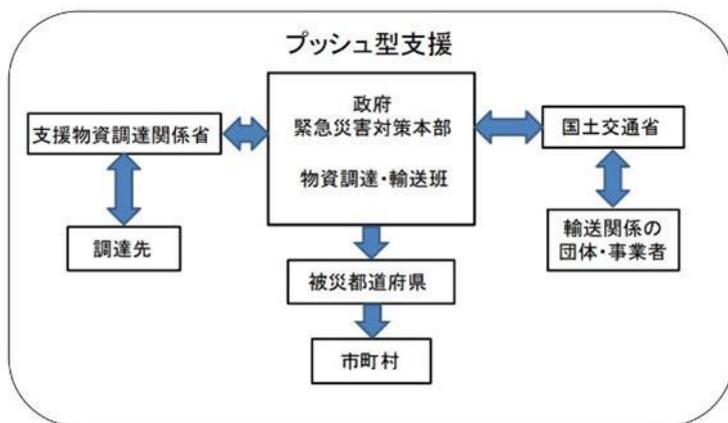
8 市内輸送力並びに連絡方法

- (1) 公用車保有台数一覧表
 - (2) 市内業者一覧表
 - (3) 市内船舶数一覧表
- (各一覧表は、資料編のとおり)

9 救援物資に係る国のプッシュ型支援等について

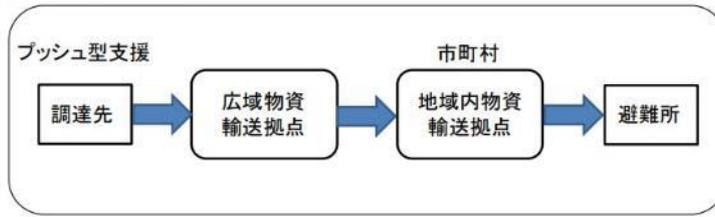
※「徳島県災害時物流体制確保マニュアル」を参考にすること。

(1) 体制図

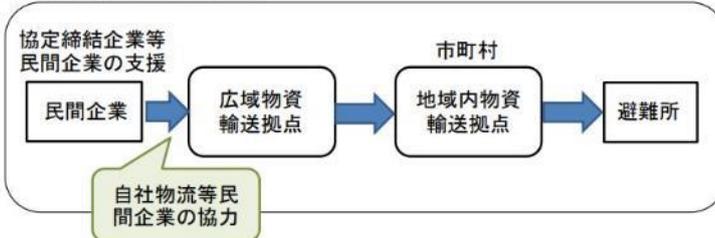


(2) 支援物資の流れ

【国等からの支援】



【民間企業等からの支援】



(3) 広域物資輸送拠点

県が設置し、国等から送られてくる大量の支援物資を受け入れ、保管や仕分け等を行い、地域内物資輸送拠点へ配送する拠点。

(4) 地域内物資輸送拠点

市町村が設置し、広域物資輸送拠点等から送られてくる支援物資を受け入れ、避難所に向けて物資を配送する拠点。

(5) 物資輸送拠点の候補地のリスト化

「徳島県災害時物流体制確保マニュアル」において、あらかじめ候補地を定めてリストアップし、地域防災計画に反映することとされており、同マニュアルに掲載されている市内の候補地は以下のとおりである。

広域物資輸送拠点	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド
地域内物資輸送拠点	一般社団法人鳴門地方卸売市場
	NX 徳通鳴門第 2,3 倉庫 (23~25 号)

(6) 県と市の役割分担

1. 県は、プッシュ型支援による物資の受入体制整備や、県備蓄の市町村への配送等を行う。
2. 市は、避難所へ支援物資を配送する。

10 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第14節 消防計画

本計画は、鳴門市における大規模な火災等の事故又は暴風、大雨、地震その他の異常な現象による災害の拡大防止に努め、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため定めるものとする。

なお、細部計画については、鳴門市消防計画によるものとする。

1 方針

- (1) 市は、大規模な火災等の事故又は暴風、大雨、地震その他の異常な現象による災害の拡大防止に努める。
- (2) 消防職員及び消防団員を招集し、規模に応じた警戒体制を取るものとする。
- (3) 危険区域における市民の安全確保のため立退きの指示を行うものとする。
- (4) 危険区域や火災発生場所での防ぎよ計画の策定に努める。
- (5) 災害時における活動方針は、人命の安全を最優先とし、次のとおりとする。
 1. 消火活動

災害時の火災に対処するため、消防の総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図るものとする。
 2. 人命救助・救急活動

災害時には、家屋の倒壊、建築物の落下、交通事故、危険物・劇毒物等の漏洩により被害が発生することが予想されるので、消防の人員及び資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先して行い、人命の安全確保に努めるものとする。
 3. 避難の安全確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、安全な避難路を確保するための消火活動を行うものとする。

2 招集計画

(1) 発令

1. 消防長は災害が発生又は発生のおそれのあるときは、消防職員（休暇、休日、及び非番日の職員）及び消防団員の非常招集（以下「招集」という。）を発令する。
2. 消防署長（以下「署長」という。）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、緊急の必要があるときは、所属職員（休暇、休日及び非番日の職員）及び管内消防団員の招集を発令する。ただしこの場合は、発生した災害の状況とともに消防長に報告しなければならない。

(2) 招集の区分

対象	区分	内容
消防職員	1号招集	職員の1/3に相当する人員
	2号招集	職員の半数
	3号招集	職員の全部
消防団員	1号招集	各分団とも団員の1/3に相当する人員
	2号招集	各分団とも団員の半数
	3号招集	団員の全部

(3) 参集

1. 消防職員及び消防団員は招集の命令を受けたとき、特に指定された場合のほかは、速やかに所属の署又は詰所に参集しなければならない。
2. 消防職員及び消防団員は、災害の発生が予想されるとき又は発生を覚知したときは、招集の発令を待つことなく前項の場所に参集し、所属長（課長、署長）又は消防団の長（消防団長、副団長及び分団長）の指示を受けるものとする。

(4) 招集内容

区分	状況	招集程度
火災警報 発令時	ア 実効湿度 60%以下、最低湿度 40%以下で 最大風速 7 m/s 以上となる見込みのとき。 イ 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上続く見込みのとき。	職員 1 号～2 号招集 団員 1 号～3 号のうち 必要に応じ招集
各種気象警報 発令時	地震、津波、その他の警報が発令された場合。	職員、団員共 1 号～3 号のうち必要に応じ必要人員を招集
各種災害時	ア 火災又は台風等により被害が発生し又は 発生が予想されるとき。 イ 地震により被害が発生し又は発生が予想 されるとき。	職員 2 号～3 号招集、 団員 1 号～3 号のうち 必要に応じ招集
その他の災害	大規模な爆発又は危険性物質による災害、その他大規模な事故が発生した場合。	消防長又は消防署長が必要と認める人員の 招集

(5) 招集の準備

1. 所属長（課長、署長）は、招集の準備を期するため、所属職員招集表及び職員名簿を保管し、必要な招集計画をたてておかなければならない。
2. 消防団の長（消防団長・副団長及び分団長）は、管内消防団員の招集に必要な計画を消防職員の例に準じたてるものとする。

(6) 命令の伝達

1. 所属長（課長、署長）は、消防職員に招集命令が発令された場合、速やかに所属職員に伝達しなければならない。
2. 課長は、消防団員に招集命令が発令された場合、速やかに消防団長に伝達しなければならない。
3. 消防団長は、消防団員に招集命令が発令された場合は、各副団長を通じて、各分団長に招集命令を伝える。

(7) 伝達の要領

1. 招集命令は原則として所属ごとに伝達するものとする。
2. 伝達方法は、加入電話及びデジタル防災行政無線による連絡を主体とする。
3. 上記によることができない時は、至急相互連絡、その他適当な方法をもって伝達する。
4. 消防団員に対する伝達は、職員に準じてデジタル防災行政無線及び加入電話連絡を主体にして分団長から所属団員に伝達すると同時に、消防本部から招集メール等にて伝達する。

3 警防体制・事務分掌

(1) 部隊編成の種別

準備体制	各種注意報又は各種警報が発せられ、市全域で被害の発生が予想され又は発生し、消防隊本部を設置する程度にいたらない災害時の体制。
警戒体制	各種警報が発せられ、市全域にわたり被害の発生が予想され又は発生し、消防隊本部を設置し防災活動を行う必要がある災害時の体制。
非常体制	市全域にわたり大災害が発生する又は発生が予想される場合の体制。各種体制については、消防長がその都度発令する。地震等の突発的災害が発生した場合は段階的の体制によることなく、規模に応じた必要な体制を取るものとする。

(2) 消防隊本部の編成

1. 消防本部内に消防隊本部（以下「隊本部」という。）を設けるものとする。
2. 隊本部には、消防隊本部長（以下「本部長」という。）及び消防隊副本部長（以下「副本部長」という。）並びに各班長をおくものとする。
3. 本部長には消防長、副本部長には次長、班長には署長、課長が当たるものとする。
4. 消防職員及び団員による消防隊の編成は、鳴門市消防計画による組織部隊編成計画に従い、その区分に応じて編成する。

(3) 本部長、副本部長、班長の任務

職名	任務
本部長	消防本部及び消防隊を指揮し災害の消防事務を総括する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その任務を代行する。
班長	主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 各班事務分掌

本 部 長	副 本 部 長	消 防 信 息 班 長	情報連絡班	1 広報及び連絡調整に関する事。 2 消防団等の連絡に関する事。 3 予報・警報の発令、気象情報及び災害情報の受理に関する事。 4 活動隊の食料、その他各種必要資機材の補給及び調達に関する事。 5 災害活動及び被害の報告に関する事。 6 応援要請に関する事。 7 防災関係機関との連絡調整に関する事。	
			消 防 警 班 長	警防班	1 消防戦術計画の作成に関する事。 2 消防活動の指揮に関する事。 3 消防隊の運用に関する事。 4 防災活動の記録及び災害情報収集に関する事。 5 避難誘導に関する事。 6 応援隊の誘導、配置に関する事。 7 応急救助活動に関する事。

(5) 消防隊の出動

火災等の出動は第1出動、第2出動、第3出動及び特別出動とし、その基準は次のとおりとする。消防長等は火災等の規模により、出動部隊数を増減することができる。

出動の種類別	出動の基準	備考
第1出動	火災等の規模及び周囲の状況により延焼の危険が少ないと認める場合、又は被害の程度が小被害で応援を必要としない場合	署1台～3台 団1台
第2出動	普通建物火災で延焼するおそれがある場合、又は大規模建物火災、その他の災害で部隊の増強が必要な場合	署3台～5台 団3台～10台
第3出動	火災が延焼拡大して大火災となるおそれがある場合、又は市全域に被害がおよぶ場合	消防署、団とも全車両
特別出動	事故等により特別に救助、救急隊の編成を必要とする場合。その他消防長の特命により出動する場合	必要台数

(6) 救助隊及び救急隊は、次の事項に基づき編成するものとし、隊員その他の細部編成計画は鳴門市消防計画によるものとする。

1. 隊長

区別	資格
救助隊長	消防司令補又は消防士長をもってあてる。
救急隊長	消防司令補又は消防士長をもってあてる。

2. 隊員

区別	資格
救助隊員	救助に必要な技術に熟達した者を選抜編成する。
救急隊員	消防副士長又は消防士をあてる。

4 初動体制の確立

(1) 消防本部の初動体制

1. 災害活動を総合的に把握し、適正な指令管制を行うとともに災害情報の収集、分析を行うため、消防隊本部を設置するものとする。
2. 通信及び情報収集体制の確立

3. 通信施設の機能試験及び非常電源の点検等を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図るものとする。
4. 火災の監視体制の確立
5. 地震発生直後には、高所見張り員等による被害状況の把握を行うものとする。
6. 特別配備体制の確立
7. 地震の規模により、有線及び無線電話等により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図るものとする。
8. 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認
庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び附属施設の被害の有無を確認するものとする。

(2) 消防署の初動措置

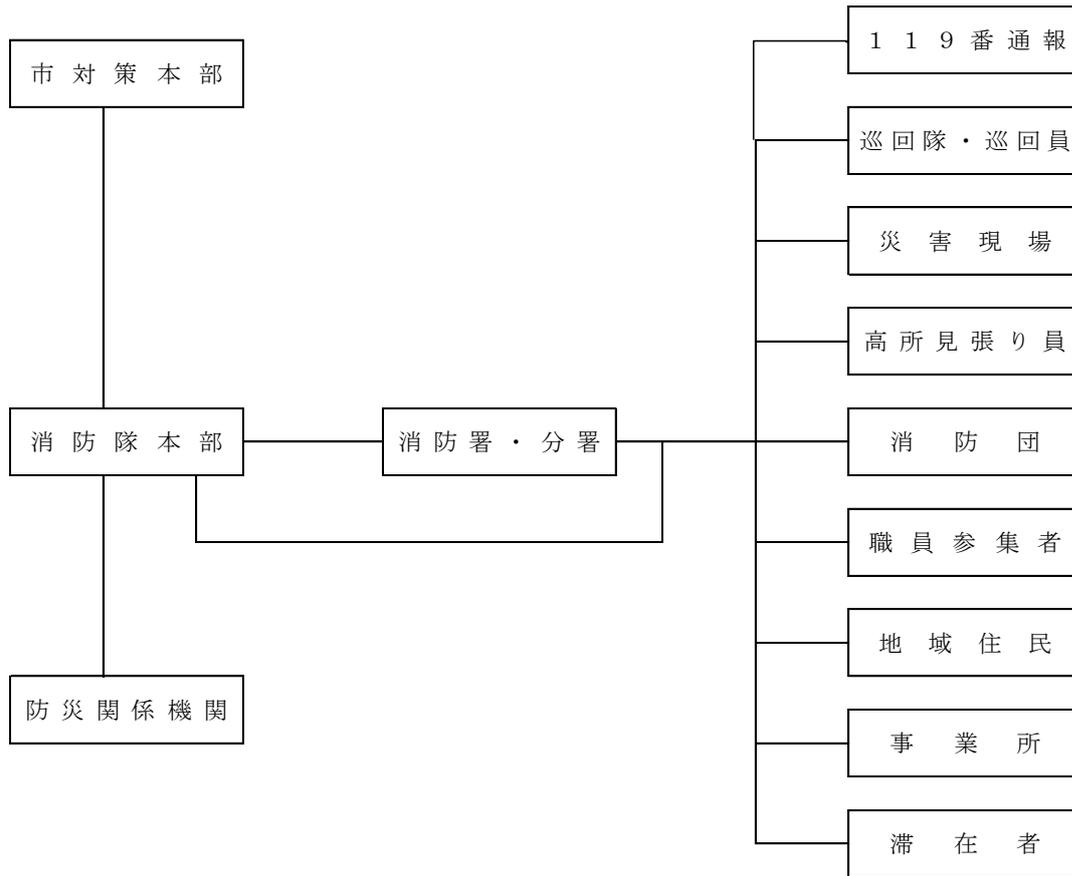
1. 消防隊本部の設置
災害活動を総括的に処理するため、消防隊本部を設置する。
2. 出火防止の措置
庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。
3. 初動体制の確保
消防車両等に救助資機材又は、消火用ホース等を積載し、車庫前で待機する。
4. 被害状況の調査
消防署周辺の火災の発生状況を高所から監視するとともに周辺道路の状況を調査する。
5. 第二次行動
 - ア 資機材の確保
携帯用非常電源、小型動力ポンプ及び非常用燃料の確保に努める。
 - イ 災害状況の把握
6. 火災の発生、建物の倒壊、道路等の被害状況及び救急・救助等の発生状況の情報収集に努めるものとする。

(3) 消防団の初動体制

1. 消防団本部等の設置
消防団本部を消防本部内に設置し、消防分団は、分団詰所を地域の防災拠点とし、消防団本部と連絡体制を確保し救助活動等を行うものとする。
2. 非常参集
地震発生を知った場合、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとるものとする。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。
3. 出火防止の広報
地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に要配慮者等については、優先し活動を行うものとする。
4. 初期消火活動
火災を発見した場合は、直ちに消防隊本部に通報するとともに、消火活動を実施し、延焼防止にあたるものとする。同時多発の場合は、市民に二次災害等を配慮して、協力を求めるものとする。

5 情報収集系統

地震等の災害発生の場合は、有線電話の途絶、無線施設の被害等により制限されることが予想されることから、共通対策編第3章第4節「災害情報の収集・伝達」によるほか、次の系統で行うものとする。



6 救助・救急活動

- (1) 救急、救助隊の出動は原則として、消防救急規則並びに消防救急業務規程及び消防署潜水救助隊規程に基づき行うものとする。
- (2) 救助隊の運用は、消防隊本部長の指揮のもとに、関係機関と連携を密にし、救助活動を実施する。
- (3) 救急隊は、小規模の救助活動にも対処できるよう簡易な救助器具を積載する。
- (4) 災害現場に到着した救急救助隊は、直ちに負傷者の救急、救助にあたり的確なる状況判断により指定医療機関又は最寄りの病院、医院などの医療機関に搬送収容するものとする。
- (5) 負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車両、又は現場付近の車両等を動員して行うものとする。
- (6) 班長は災害により多数の負傷者が発生したときは、その状況を消防隊本部長に速報するとともに、負傷者の収容先に部下職員を派遣して、負傷者の住所、氏名、年令及び負傷の程度等を調査し、報告しなければならない。
 1. 救助活動
 - ア 正確な情報収集を行い、人命の危険性が高いと判断したところから救助活動にあたる。また、救助活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とする。
 - イ 救助活動は、要救助者の安全に留意し、状況により重機等を活用する。
 - ウ 救助活動が長時間にわたる場合は、交替要員を配置するものとする。
 2. 救急活動
 - ア 重傷者から順次救急搬送を実施する。
 - イ 負傷者等が多数発生した場合は、二次災害に配慮し市民に協力を求めるものとする。

ウ 医療施設の診察、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行い、必要により現場へ医師搬送を行うものとする。

7 応急避難計画

災害の発生により、危険区域の市民を安全な場所に応急的に避難させ、生命、身体の安全を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(1) 立退きの指示の発令

1. 大規模な火災、爆発等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人命、身体を保護するため、特に必要であると認めるとき、消防長は、その区域の市民に対し、避難のため立退き指示をするものとする。
2. 避難すべき時期が急を要し、消防長が指示をするいとまがないと認めるときは、災害現場における署長、若しくはその委任を受けた上級消防職員がこれを行うものとする。

(2) 立退きの指示の実施

避難のための立退き指示は次のとおり実施する。

条件	火災警戒区域、消防警戒区域を設定し現場の状況により避難の必要がある場合、その他山くずれ、地すべり、洪水、津波、高潮等のため、市民の避難を必要とするとき。
対象	上記の被害を受け又は受けるおそれのある者
伝達内容	(1)指示者、(2)避難すべき理由、(3)避難すべき場所、(4)避難すべき経路
伝達方法	デジタル防災行政無線、広報車等による広報、口頭伝達、警鐘乱打、サイレン等

(3) 関係機関との相互連絡

避難の指示等を行ったときは法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するため、必要であると認められる関係機関に速やかに連絡するものとする。

(4) 避難誘導の留意点

1. 誘導員は、混乱した避難者を鎮静して安全に避難を行うことを第一義とし、従って過重な携帯品等は状況によって持参せぬよう指導に努めること。
2. 緊急避難の必要性が大きい地域から優先して避難を行うものとし、通常の場合は、次の順位による。
 - (1) 要配慮者、(2) 一般市民、(3) 防災義務者
3. 最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な箇所については、事前に誘導員を配置し、避難中の事故の防止に努める。
4. 夜間においては、可能な限り、照明器具を使用すること。
5. 財産の保護は、避難後においても状況の許す限り、最善の方策を講じるものとする。

8 相互応援協力計画（相互応援協定書は資料編参照）

(1) 協定機関

不測の大規模災害及び産業災害等の被害の軽減及び鎮圧に万全を期し、併せて市民の安全を図るため県内各市町村、消防組合管理者及び淡路広域消防事務組合、神戸市と大川広域行政組合、東かがわ市と広域消防相互応援協定を結び消防協定機関相互の協力体制を確立するものとする。

(2) 協定市町村等

徳島市、小松島市、阿南市、名西消防組合、板野東部消防組合、美馬市、板野西部消防組合、徳島中央広域連合、美馬西部消防組合、みよし広域連合、海部消防組合、那賀町、淡路広域消防事務組合、神戸市、大川広域行政組合、東かがわ市

(3) 協定市町村の相互に応援すべき事項

1. 林野、ビル、危険物施設及び高圧ガス施設等で発生した大規模又は特殊な火災
2. 航空機又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事案

3. 地震、風水害その他大規模な自然災害
4. 毒性物質、核物質、生物剤及び化学剤に起因する災害
5. 協定区域内において消防機関相互の境界付近で発生した火災又は救急・救助事案等
6. 管轄外の区域において、遭遇した火災又は救急・救助事案等
7. 本州四国連絡道路において火災、救急、その他の災害が発生した場合
8. 高松自動車道において火災、救急、その他の災害が発生した場合
9. 前各号の他、特に社会的影響が大きいと考えられる災害

(4) 消防防災ヘリコプター応援要請計画

水火災又は地震等の災害が発生した場合、上空からの情報収集活動、消火活動、救急救助活動、災害応急活動等を行うために、消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を使用することが極めて有効であると考えられるときは、徳島県が所有する航空機の応援要請を行うものとする。

1. 県所有航空機の応援要請

ア 市長は、次のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合には、県知事に航空機の応援要請を行うものとする。

- 災害が他の市町村等に拡大し又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- 市の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難であると認める場合
- 地震後津波等の発生により、孤立した地域の市民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認める場合
- その他救急救助活動等において緊急性があり、かつ航空機による活動が最も有効な場合

イ 市長は、航空機の応援要請をするときは、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

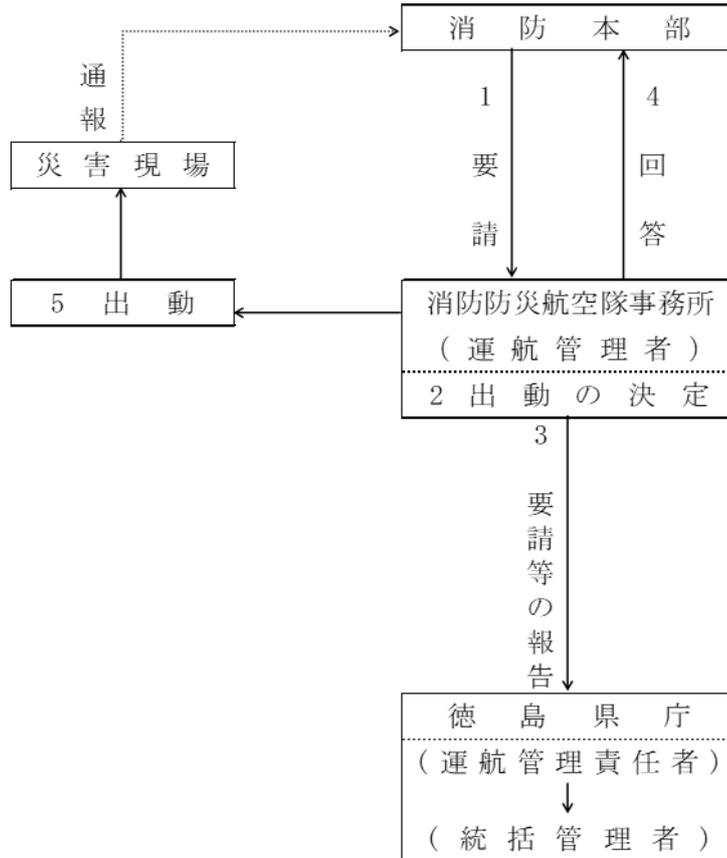
- 災害の種別及び被害の状況
- 災害発生日時及び場所
- 災害現場の気象状況
- 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 応援に要する資機材の品物及び数量等
- その他必要な事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

徳島県消防防災航空隊事務所		
通常	電話	683-4119(代表)
	FAX	683-4121
勤務時間外 (17:15 ~08:30)	電話	621-2057(県庁衛視室)

エ この項に定めるもののほか、航空機の応援要請に関して必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

才 緊急運航の要請及び出動のルート



9 応援消防隊の受入れ

(1) 応援要請

市長は、市の消防力をもってしても救急・救助、消火ができないと認める場合は、消防相互応援協定等により、他の消防機関に応援を要請する。

(2) 応援消防隊の指揮等

市長は、応援消防隊が集結したときは、応援消防隊に対し、活動事案（救急・救助、消火）別に任務を分担し、応援消防隊の指揮をとる。

10 危険区域の調査計画

(1) 危険区域とは、火災の対象及び事象のいずれにより判断しても延焼危険等が極めて大である区域をいい、おおむね次に掲げる危険区域を調査し火災対策を確立し、消防活動の円滑化を図るものとする。

1. 建築物が密集し、水利不良の地区
2. 放射性物質、毒物、劇物、高圧ガスを貯蔵し、取扱う施設で指定するもの。
3. 危険物貯蔵所並びに取扱所等で火災発生の場合延焼拡大のおそれのある施設で指定するもの。
4. その他防災上必要と考えられる建築物等。

(2) 調査事項

1. 対象物及び危険物施設等の調査
 - ア 住所(所在地)
 - イ 業態、名称
 - ウ 所有者、管理者又は占有者
 - エ 構造並びに面積(危険物等の種別、数量等)
 - オ 火災時特に留意すべき事項
 - カ 収容人員等の必要な事項

- キ 消防活動上使用可能な施設等
- ク その他必要と思われる事項
- 2. 建築物密集地の調査
 - ア 地区別名
 - イ 建築面積
 - ウ 建ぺい率
 - エ 構造(木造、非木造別)
 - オ 平均階層
 - カ 防ぎょ上のポイント
 - キ 危険物及び重要建築物の状況等
 - ク 水利状況(水利統制の必要性)
 - ケ その他必要な事項

1 1 危険区域の指定（指定区域一覧表は、資料編のとおり）

危険区域等の指定は木造建物密集地、特殊建築物、大量危険物、R I、高圧ガス、劇毒物等災害発生に際し拡大する等のおそれのある箇所を把握するため又的確な防災活動を行うために指定する。

- (1) 放射性同位元素保有事業所
- (2) 高圧ガス貯蔵等事業所
- (3) 劇物、毒物貯蔵等の事業所
- (4) 製造所等、大量危険物保有事業所
- (5) 特殊建築物

1 2 防ぎょ計画

各防ぎょ計画等の詳細は、鳴門市消防計画によるものとする。

1 3 非常時の防ぎょ計画

- (1) 市内に地震、洪水、津波、台風等による災害その他非常事態の発生又はそのおそれ大なる時は署員及び団員の非常招集を行う。
 1. 非常招集を受けた時は速やかに災害現場又は指定された場所に集合し、上級者に報告する。
- (2) 非常警備
 1. 非常招集後の警備及び行動については、消防長又は消防署長が指定する。
 2. 状況により現場の長の判断で処理する。なお、事後速やかに状況報告を行うものとする。

1 4 非常時の火災防ぎょ活動

地震時に発生する火災は、地震の規模、発生時間等により大きく影響されるので、次により対応するものとする。

- (1) 初動措置後の火災防ぎょ活動
 1. 一般防ぎょ活動
消防隊は、初動措置完了後に水槽付消防ポンプ車等を出動させ、木造密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、延焼拡大の防止を図るものとする。
 2. 市街地の密集地優先
一般市街地の火災防ぎょ活動を優先し、事業所等の火災に対しては、延焼拡大のおそれがあるとき、局部的に防ぎょするとともに自衛消防隊の消防力を活用する。
 3. 重点防ぎょ活動
火災が、消防力を上回る場合は、延焼拡大の危険性の高い地域並びに人命の保護及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消火する。

(2) 部隊の運用

1. 出動部隊数の制限及び必要最小限度の対応
2. 日勤者等で予備隊を編成し、増強隊として運用する。
3. 消防団との連携を密にし、総合的な隊の運用体制の確立を図る。

(3) 消防団の活動

1. 活動範囲

原則として分団の管轄区域を優先して行うが、消防団本部又は消防隊本部からの指示及び隣接区域等の災害活動の応援を行うものとする。

2. 任務

- ア 消火活動及び飛火警戒
- イ 人命救助及び避難誘導
- ウ 残火処理の徹底
- エ その他命令による業務

1 5 火災警報発令時の防ぎょ計画

(1) 地方気象台の火災気象通報を受けた場合、市内の気象状況が実行湿度60パーセント以下で、最低湿度40パーセントを下り、最大風速7メートルを超える見込みのとき又は平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの場合で、気象の状況が火災予防上危険であると認められる場合には火災警報を発令し、警防体制をとるものとする。

(2) 警報発令時は次のとおりとする。

1. 警戒勤務、通信勤務者を増強して火災発見、通信連絡の万全を期する。
2. 非番者を招集し隊員の増強を図る。
3. 機械器具の再点検整備

1 6 飛火警戒計画

飛火によって第2、第3火災が続発する場合を考慮し、警戒方法を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう計画するものとする。

(1) 飛火危険の発生

飛火危険はおおむね次の火災の場合とする。

1. 強風時火災の場合
2. 特殊木造大建築物火災の場合
3. 建物密集地域の火災の場合
4. 高地又は低地建物火災の場合
5. 飛散しやすい物件等の火災の場合
6. 延焼中、拡大時火災の場合

(2) 飛火警戒の実施

飛火の危険範囲は一定しがたいが、次の各号に準ずる。

1. 通常風速 5m 以内においてはおおむね風下 500m 以内
2. 風速 10m 以内においておおむね風下 1,200m 内外

1 7 危険物の防ぎょ計画

爆発、引火、発火、その他火災防ぎょ上危険物件を貯蔵又は取り扱う建物又は場所に対しては、次の事項に留意し対象物個々に策定するものとする。

- (1) 出動部隊数
- (2) 出動順路、進入経路及び防ぎょ担当方面
- (3) 各隊の部署すべき場所及び予定水利
- (4) 危険物等の種別、場所、数量等の把握

- (5) 消火薬剤の確保及び輸送
- (6) 関係機関への通報連絡及び応援要請
- (7) 隊員等の安全対策
- (8) 消防警戒区域の設定
- (9) その他必要な事項

18 林野火災防ぎょ計画

林野火災の防ぎょにあたっては、広地域にわたるおそれがあるため、指揮命令及び報告の迅速性の欠除、出動人員の不足等により延焼拡大のおそれがあるので、次の事項に留意し策定するものとする。

- (1) 各部隊の出動区域
- (2) 出動順路
- (3) 防ぎょ担当面
- (4) 指揮、命令又は報告等の方法
- (5) 防火線の設定等
- (6) 応援部隊の要請及び誘導
- (7) 資機材等の補給方法
- (8) 関係機関との連絡
- (9) その他必要な事項

19 船舶火災防ぎょ計画

船舶火災の防ぎょは、岸壁等にけい留中の船舶又は港内で停泊中の標準船舶の火災等を想定して、次の事項に留意し策定するものとする。

- (1) 水利部署
- (2) 出動部隊
- (3) 防ぎょ方法
- (4) 積載物等の確認方法
- (5) 航行不能船の措置
- (6) 関係機関との連絡方法
- (7) 油送船等危険物積載船舶種別のけい留場所
- (8) その他必要な事項

20 車両火災防ぎょ計画

車両火災防ぎょは、自動車等のうちで標準的な車両を想定して、次に掲げる事項を配慮し策定するものとする。

- (1) 人命救助
- (2) 防ぎょ方法
- (3) 付近建物への延焼防止
- (4) 危険物運搬車両等に対する措置
- (5) 関係機関との連絡方法
- (6) その他必要事項

21 建築物密集地等の火災防ぎょ計画

建築物密集地等の火災防ぎょについては、次の事項に留意し策定するものとする。

- (1) 出動部隊数
- (2) 署所等からの距離及び放水までの所要時間
- (3) 出動順路の選定及び担当方面
- (4) 各隊到着順位と採るべき水利
- (5) 使用放水口数と所要ホース
- (6) 避難誘導及び人命救助
- (7) 断水時及び烈風時対策
- (8) 消防警戒区域等の設定
- (9) その他防ぎょ上必要な事項

2 2 放射性物質等の火災防ぎょ計画

放射性物質を貯蔵し又は取り扱う施設の火災防ぎょは、放射線等により消防隊員及び付近住民に及ぼす影響がきわめて大きいので、次に掲げる事項に留意し策定するものとする。

- (1) 貯蔵所、使用場所、数量及び危険場所の把握
- (2) 管理者及び職員の所在
- (3) 有資格者等の立会い
- (4) 火災警戒区域又は消防警戒区域の設定
- (5) 避難場所及び誘導
- (6) 検出、測定
- (7) 防ぎょ方法
- (8) 汚染場所、流水方向等の標示
- (9) 汚染検査
- (10) 関係機関への通報連絡及び応援要請
- (11) 付近住民等への広報
- (12) その他必要な事項

2 3 特殊建築物の防ぎょ計画

特殊建築物とは建物の構造、業態、規模及び火災対象時象いずれから判断しても延焼拡大、人命救助の必要があるものであって、5階以上の建物又は延面積2,000㎡以上のものとする。特殊建築物の防ぎょ計画については次の事項に留意し、対象物個々に樹立するものとする。

- (1) 出動部隊数
- (2) 各隊の出動順路、到着時間及び部署すべき予定水利
- (3) 各隊の進入路及び担当方面
- (4) 必要放水口数及び所要ホース数
- (5) 消火活動上必要な施設等の活用
- (6) 収容人員
- (7) 避難誘導及び人命救助
- (8) その他火災予防上必要な事項

2 4 資料編を参照すべき事項

- (1) 消防職員数一覧表（消防本部・消防署の職員数）
- (2) 消防車両一覧表
- (3) 消防機械器具一覧表

- (4) 消防団組織表
- (5) 化学消火薬剤保有数
- (6) 油処理剤保有数
- (7) オイルフェンス保有数

25 惨事ストレス対策

消防活動に従事した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第15節 水防活動

水防活動は、鳴門市水防計画により実施する。

鳴門市水防計画には、洪水、津波又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動に必要な事項が定められている。

市内における水防活動の責任は水防管理団体である市にあり、水災時において市は鳴門市水防計画に基づき水防活動を実施する。

市対策本部が設置された場合は、市対策本部内で水防業務を遂行する。

第16節 防犯活動

災害警備計画は鳴門警察署の計画による。

第17節 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

地震等の災害により建築物及び宅地が被害を受けた場合、地震等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うため、必要な措置を講じるものとする。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。

市又は事業者は、地震等災害により建築物及び宅地が被害を受けたときは、二次災害の発生を防止するため、被災建築物及び宅地の応急危険度判定を行うとともに、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等の必要な措置を講じる。

また、市民は自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する。

第18節 救出・救助対策

1 方針

災害のため生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救助の実施は、本計画の定めるところによる。

2 救出・救助を受ける者

- (1) 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者であって、おおむね次に掲げる場合が予想される。
 - 1. 火災発生時、火中に取り残されたような場合
 - 2. 地震発生時、倒壊家屋の下敷になったような場合
 - 3. 水害発生時、家屋と共に流され、若しくは孤立した地点に残され、又は山津波により生き埋めとなった場合
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者で、おおむね次のように大別される。
 - 1. 行方不明者で諸般の情勢から、生存が推定される者
 - 2. 行方は分かっているが、生死が不明な者

3 救出・救助の期間

災害発生の日から3日以内とするが延長することがある。災害の際の行方不明者が生存し得ると推定できる限度は最大3日と考えられ、それ以降は原則として遺体の捜索に切り換えるものとする。

4 救出・救助活動の原則

- (1) 災害により、負傷者が発生したときは、警察官、医療機関、その他の関係機関と連携し全力をあげて救出・救助活動を実施する。
- (2) 救出・救助活動に際し、救助隊等のみで救出できない場合は、付近住民の協力をもとめて実施するが、特に二次災害防止に万全を期するものとする。
- (3) 負傷者が多数発生した場合は、重傷者を最優先し、必要な応急処置を施した後に、医療機関に搬送する。
- (4) 救出・救助活動に長時間を要する場合は、医師の現場への派遣を要請するものとする。

5 災害状況の報告

現場に先着した救助隊等は、直ちに現場の状況等について、次のことを報告するものとする。

- (1) 災害発生場所、発生原因、負傷者及び要救助者の人数
- (2) 応援の必要性、救出等に必要となる人員及び資機材
- (3) 傷病者等の救出方法
- (4) 二次災害発生の有無
- (5) 応急救護所の設置の要否

6 関係機関への応援協力の要請

災害の規模、救出・救助を要する人数等の状況により、本市のみでは対応できないと認めるときは、時期を逸することなく関係機関に応援協力の要請を行うものとする。

- (1) 救出・救助活動に応援協力を必要とする場合、73ページの共通対策編「防災関係機関 応援要請」によるものとする。
- (2) 救急医療を必要とする場合
 1. 徳島県
 2. 鳴門市医師会
 3. 徳島県薬剤師会鳴門支部
 4. 日本赤十字社
 5. 徳島県鳴門病院

7 救出・救助の方法

- (1) 救出・救助は、市対策本部の消防班及び健康福祉班を主体とし、救出隊を編成し、関係団体、民間人の協力を得て救出を行うものとする。
- (2) 救出・救助に使用する諸資機材は、現有資機材を有効に使用し、更に不足又は必要資機材については、調達、借り上げを行い、全力をあげて救出にあたるものとする。

8 海上における遭難者の救出

災害時における市周辺海域に遭難者が漂流する事態が発生した場合には、徳島海上保安部に応援要請を行うものとする。

9 災害救助法が適用された場合

費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

1. 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
2. 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

(3) 費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

10 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

11 安否不明者等の氏名等の公表

市は、安否不明者、行方不明者及び死者に関する情報の公開について、徳島県が策定した「災害時の安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づき、人命救助活動の効率化及び円滑化並びに個人情報保護の観点から慎重に検討し、適切に対応するものとする。

第19節 医療救護活動

1 方針

災害のため、地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護活動は、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

災害時における平常の医療が不可能又は困難となった時の医療救護活動は、市対策本部が実施するが、市対策本部で実施が不可能又は困難と認めた時は、県本部等に救護班の派遣を要請し実施するものとする。

3 市対策本部の救護班の編成及び動員

- (1) 災害の状況により、鳴門市医師会長、鳴門市歯科医師会長、徳島県薬剤師会鳴門支部長及び徳島県助産師会に救護班の派遣を要請する。
- (2) 医療施設の一覧表（資料編を参照）
- (3) 医療資機材は、必要に応じ備蓄しておくものとする。

4 対象者

(1) 医療救助の対象者

医療救助を必要とする負傷又は疫病の状態にもかかわらず災害のため医療の途を失った者。

(2) 助産救助の対象者

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産も含む）。

5 実施の方法

災害の状況によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

(1) 応急治療

避難所において応急治療を実施するも、患者の状況により他へ移送できる限り、医療施設へ収容するものとする。

(2) 応急助産

被災者が避難所その他において助産の必要が生じた時は、産院又は医療機関に収容するも急を要してそのいとまがない場合は助産師の応援をもとめてその場所において行うものとする。

また、状況が悪化して助産師の応援不可能な場合は救護班医師がこれにあたるものとする。

(3) 市外の医療施設への転送

重傷者等で市内の医療施設では処置できない場合、市外又は県外の医療施設へ転送を行うものとする。

(4) 傷病者の転送手段は、応援要請機関による車両を用いる。緊急の場合は、ヘリコプター等を用いる。

1. 転送を必要とする場合は、医師の意見により転送順位を決定して行うものとする。
2. 転送をする場合は、医師、看護師等の同乗を原則とする。ただし、医師が同乗する必要がないと認めた場合はこの限りでない。
3. 市外の医療施設への受け入れについては、徳島県を通じて要請するものとする。

(5) 患者の避難及び移送

患者の条件（重傷病の別等）等を考慮して避難順位及び予定場所を決定する。なお、移送については毛布、付き添い等十分な準備をして行うものとする。

(6) 給食

患者給食は患者食を原則とするが、状況により被災者炊き出しにより給食を行うものとする。

6 医療救護所の設置

(1) 医療救護所

多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できない場合及び医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き、収容できない場合は、医療救護所を設置するものとする。

1. 医療救護所の開設候補地

医療救護所の開設候補地は、第一中学校、第二中学校、鳴門中学校、瀬戸中学校、旧北灘中学校、大麻中学校、第一小学校とする。

2. 医療救護所を設置した場合は、次の関係機関に場所、負傷者の人数、負傷の程度等の必要な情報を的確に把握するとともに、直ちに通報し、応急救護医療等について協力の要請を行うものとする。

ア 徳島県

イ 鳴門市医師会

ウ 日本赤十字社

エ 警察署

オ 徳島県鳴門病院

(2) 妊産婦・乳児医療救護所

災害時に、必要に応じて要配慮者である妊産婦や乳児の医療救護活動を行う妊産婦・乳児救護所を設置するものとする。

1. 妊産婦・乳児医療救護所の開設候補地

妊産婦・乳児医療救護所は、徳島県鳴門病院附属看護専門学校に設置する。

2. 妊産婦・乳児医療救護所を設置した場合は、一般社団法人鳴門市医師会及び徳島県助産師会と連携し、医療救護活動を実施するものとする。

7 医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産救助の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 医療の範囲

1. 診療
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置手術その他の治療及び施術
4. 病院又は診療所への収容
5. 看護

(2) 助産の範囲

1. 分娩の介助
2. 分娩前及び分娩後の処置
3. 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

(3) 程度

医療助産救助の程度は、生活保護法による医療扶助、出産扶助に定める程度によるものとする。

(4) 期間

1. 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内。
2. 助産救助の実施は、分娩の日から7日以内（災害発生前後7日以内に分娩したもの）
3. 上記ア、イの期間で救助を打ち切る事ができない時は、市対策本部は県支部を経由し又は直接知事に実施期間の延長を要請するものとする。
4. 期間延長の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。
 - ア 延期を要する期間
 - イ 期間延期を要する地域
 - ウ 期間延期を要する理由
 - エ 救助を要する患者数、病状等
 - オ その他

8 医薬品等の調達

医療施設において、医療器具、医薬品等が不足する場合は、徳島県へ協力要請及び医薬品取扱業者から調達するものとする。また、医療救護所及び医薬品の集積場所等への薬剤師の派遣についても、一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部へ要請するものとする。

9 負傷者等の引継

負傷者等を取り扱った救急隊、救助隊は、次の事項について把握し、医療機関へ引き継ぐものとする。

- (1) 氏名、年齢、性別、住所等
- (2) 現場の状況、負傷部位等

10 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による調整

市は、被災地域において、医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、当該4分野で構成される災害時コーディネーターを活用し、刻々と変化する被災者、避難所及び医療救護所等の状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

- (1) 避難所における被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- (2) 医療救護所の設置運営の総合調整

- (3) 保健師活動の総合調整
- (4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- (5) 介護士等の活動の総合調整
- (6) 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第20節 飲料水の供給

1 方針

災害のため、飲料水が枯渇し又は汚染して現に飲料水に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は本計画の定めるところによる。

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「徳島県災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

2 実施責任者

- (1) 飲料水供給は市対策本部が行う。市対策本部が被災のため実施できないときは、県並びに日本水道協会徳島県支部等に応援を要請して実施するものとする。
- (2) 市内の一部が断水したか、もしくは全市地域が被災するも上水道の一部が給水可能な場合、上水道水を断水地区に輸送する。
- (3) 水源が市内で確保できないときは、なるべく近い水源地より供給する。

3 給水方法

飲料水は概ね次の方法により供給し又は確保するものとする。

- (1) 拠点取水場所
 1. 鳴門・大塚スポーツパーク（飲料水兼用耐震性貯水槽 170 m³）
 2. うずしおふれあい公園（飲料水兼用耐震性貯水槽 100 m³）
 3. 鳴門市浄水場
 4. 大谷配水池
 5. 平草配水池
- (2) 応急給水拠点は次のとおりとし、被災状況に応じて拠点を追加する。
 1. うずしおふれあい公園（広域避難場所）
 2. 鳴門・大塚スポーツパーク（広域避難場所）
 3. 第一小学校（広域避難場所）
 4. 旧島田小学校
 5. 鳴門西小学校
 6. 旧鳴門東小学校
 7. 明神小学校
 8. 林崎小学校
 9. 大津西小学校
 10. 北灘東小学校
 11. 旧北灘西小学校
 12. 堀江北小学校
 13. 堀江南小学校
 14. 板東小学校
 15. 瀬戸中学校
 16. 鳴門中学校
 17. 旧北灘中学校
 18. 大麻中学校
- (3) 応急給水用資機材

1. 給水車（水道事業課）2トン1台
2. 給水タンク（水道事業課）1トンタンク2基
3. キャンバス水槽（水道事業課）500リットル用1基、1,000リットル用3基
4. 折り畳み式応急給水用コンテナ（水道事業課）、1,000リットル用20基
5. 給水袋（水道事業課）10リットル用2,100袋
6リットル用1,000袋
6. 給水袋（危機管理局）6リットル用4,167袋
7. 緊急用給水栓（水道事業課）12基
8. 消防車両（消防署）小型動力ポンプ付水槽車10トン給水機能付
9. 水槽付ポンプ自動車（消防署）2トン
10. 化学消防ポンプ自動車（消防署）1.5トン

4 給水施設等の応急復旧

取水、送水、給水、配水施設が被害を受けた場合は速やかに復旧して用水の確保に努めると共に、日常生活を維持できる程度に給水施設の復旧をはかるものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 施設及び配水管の被害箇所適切な職員の配備
- (3) 市内の鳴門市水道指定業者協同組合への協力要請を行うものとする。
- (4) 応援体制については、「日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱」、「日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱」をもとに応援要請を行うものとする。

5 水道管破裂等による二次災害の防止

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置として、次の対策を講じるものとする。

- (1) 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置を進める。
- (2) 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護を進める。
- (3) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓管を挿入、耐震継手の採用を進める。

第2 1 節 飲料水以外の生活水の確保

1 方針

災害のため、上水道施設が被災し、断水した場合の飲料水以外の生活水の確保は本計画の定めるところによる。

2 確保方法

飲料水以外の生活水は、概ね次の方法で地域住民の共助（近助）により確保するものとする。

(1) 災害時協力井戸の活用

「鳴門市災害時協力井戸登録要綱」に基づき、登録されている災害時協力井戸を活用する。

(2) 湧水等の活用

「鳴門市災害時水利用スポット情報提供」に基づき、情報提供があった箇所のうち利用可能な場所を活用する。

3 その他

2による方法を用いても飲料水以外の生活水が確保できない場合は、市内の公共施設

等に設置されている貯水槽等の活用について検討を行うとともに、かんがい排水事業として利用されている地域内の農業用水路等が活用できるよう関係機関と協議を行うこととする。

第22節 食料の供給

災害時における、被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料の供給並びに炊き出し等については、本計画の定めるところによる。

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「徳島県災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

1 実施責任者

災害発生により市対策本部長が必要と認めた場合は、炊き出し及び食品給与の実施を行うものとする。ただし、これが実施できない状況の場合は県若しくは県本部等に応援を要請するものとする。

学校給食施設から各避難所へ食料を配送する場合を除き、炊き出しは避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。

2 炊き出し及び食料給与

- (1) 炊き出しは市対策本部並びに奉仕団体等の協力を得て学校給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。
- (2) 市対策本部等が直接実施する事が困難な場合、米飯業者等に注文する事が実状に即すると認められたときは炊き出しの基準等を明示して業者より購入し配給する。
- (3) 被災状況を充分考慮し食品等が確保されるまでの間は、市が所有する公的備蓄及び企業との協定により調達した備蓄食料、パン、ミルク又はにぎり飯と漬物、缶詰の副食により実施する。
- (4) 食料の調理方法
 1. 災害発生直後は、給食施設等の被害で確保困難が予想されるため、調理の不必要な食品を調達するものとする。
 2. その後、順次米飯等の調達を行うものとする。
 3. 乳幼児のための調整粉乳を調達するものとする。
- (5) 炊き出しの方法
 1. 学校給食施設等を利用して行うものとする。
 2. 炊き出し施設等が使用不能な場合及び炊き出し施設で充当できない場合は、米飯業者に要請する。
 3. 災害の被害状況等により食料を確保できない場合は、徳島県又は農林水産省農政局（農産政策部貿易業務課）に協力要請を行うものとする。
- (6) 炊き出し応援協力依頼

炊き出しにあたっては、多数の人手を要するため、次の団体等に応援協力依頼を行うものとする。

 1. 婦人会(女性防火クラブ)
 2. 地区自治振興会等
 3. 避難所の市民等
 4. 炊き出し等の協定を締結した業者
- (7) 食料の集積場所

避難所、その他の交通及び連絡に便利な避難場所等の公共施設を選定するものとする。

3 物資の確保及び輸送

- (1) 炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等は、各業務分担に基づいて各計画等であらかじめ定められたものを基準とし、平時からの確保に努めるものとする。ただし、災害の状況その他により、現地において確保できないときは、県又は県本部等に輸送又は確保のあっせんを要請するものとする。
- (2) 輸送に関することは、94ページの共通対策編「緊急輸送対策」に定める。
- (3) 災害救助法に基づく場合
 1. (1)による現地における確保ができないときは県又は県本部等に要請して、緊急に主食料を確保するものとする。
 2. 当市が孤立した場合においては、市対策本部長は農林水産省農産局に対し食料の緊急引渡しに関する情報について連絡するものとする。ただし、事後すみやかに知事に連絡するものとする。
 3. 上記イの場合において農林水産省農産局に対し連絡が取れないため要請ができない場合に限り、保管倉庫の責任者に対し文書により直接応急食料緊急引渡しの要請を行うものとする。

4 炊き出し等に係る応援要請

市対策本部において炊き出し等食品の給与及び物資の確保ができないときは、次により応援等の要請をするものとする。

- (1) 応援の必要を認めた時は県又は県本部等に応援等の要請をするものとする。ただし緊急を要する時は直接隣接市町村に要請を行う。応援を要請する時は次の事項を明示して行うものとする。
 1. 炊き出し実施に関すること
 - ア 所要食数(人数)
 - イ 炊き出し期間
 - ウ 炊き出し品送付先
 - エ その他必要な事項
 2. 物資の確保に関すること
 - ア 所要物資の種別数量
 - イ 物資の送付先及び期日
 - ウ その他必要な事項

5 災害救助法における炊き出し及び食品給与の基準

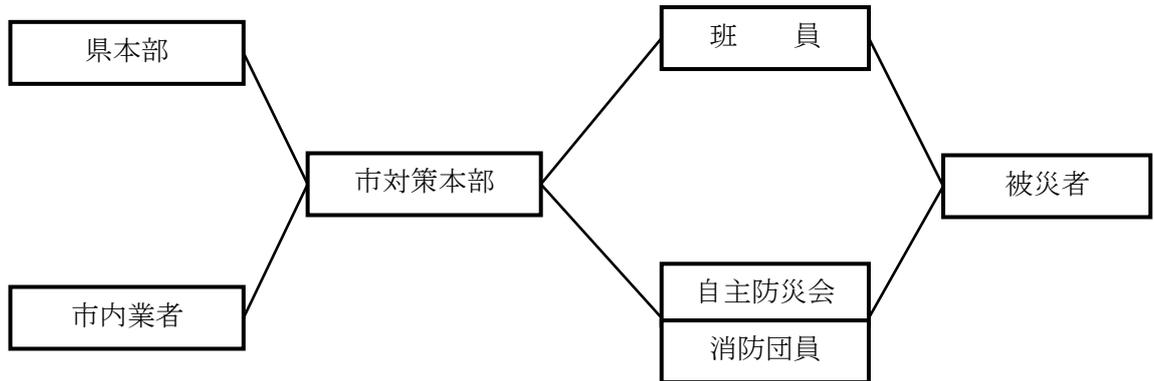
- (1) 対象者
 1. 避難所に避難している者
 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
- (2) 実施期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとする。
- (3) 期間延長の要請

期限を経過しても多数の者に対し継続実施の必要があると見込まれる場合は、県支部を経て又は直接知事に、次の事項を示して、期限延長を要請するものとする。

 1. 延長の期限
 2. 延長を要する地域及び対象人員
 3. 延長を要する理由
 4. その他
- (4) 費用の基準

1人1日1,330円以内とする。

6 伝達系統図



7 その他

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第23節 被服、寝具等の生活必需品の供給

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与については、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は、市長が実施するものとする。知事は、市長から調達の要請があったときは、その調達又はあっせんを行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

2 生活必需品の供給等

災害の発生により市対策本部長が必要と認めた場合は、被災者に対し被服、寝具等の生活必需品その他の物資の給与及び貸与を行うものとする。

- (1) 物資輸送については、94ページの共通対策編「緊急輸送対策」によるものとする。
- (2) 経済班は必要な品名、数量、送付先等の必要事項を調査し、項目・数量等をまとめて市災害対策本部に報告を行う。
- (3) 経済班は市災害対策本部と協議を行いながら、避難所等に供給する物資の項目と数量を速やかに決定するものとする。
- (4) 物資の集積予定場所は、前款「食料供給」によるものとする。
- (5) 災害救助法が適用された場合

1. 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対して行うものとする。

2. 支給物資

支給する物資は、「被服」、「寝具及び身の回り品」、「日用品」、「炊事用具及び食器」、「光熱材料」、「防寒・熱中症対策」の範囲内で、現物をもって支給するものとする。

3 その他

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる指定避難所外避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第24節 燃料の供給等

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、災害対応にあたる人員及び物資等の輸送や避難所等での炊き出し等に必要な石油類燃料やL P ガスの供給又は斡旋について定める。

1 実施責任者

災害応急対策に従事している者に対する石油類燃料や被災者及び災害応急対策に従事している者に対するL P ガス等の供給又は斡旋は、市長が実施するものとする。

2 石油類燃料及びL P ガス等の供給等

市長は、災害時において市有車両その他災害応急対策を実施するために必要な石油類燃料や炊き出し等に必要なL P ガス及び器具の調達ができないときは、災害時協力協定を締結した団体に調達の斡旋を要請するものとする。災害時協力協定を締結した団体が実施できない場合は、県に調達の斡旋を要請するものとする。

(1) 石油類燃料

市は、災害応急対策を実施する公用車、応援車両等に対する優先的な給油についての協力を次の事項を示して徳島県石油商業協同組合鳴門支部に要請する。

徳島県石油商業協同組合鳴門支部において調達が困難な場合は、次の事項を明示して県に要請する。

1. 対象車両数
2. 石油類燃料の量
3. 供給期間
4. 供給地（住所等）

(2) L P ガス及び器具

市は、避難所等での炊き出し等に必要なL P ガス及び器具の優先的な調達についての協力を次の事項を示して一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会に要請する。

一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会において調達が困難な場合は県に要請する。

1. 対象避難者数
2. 必要なL P ガスの量
3. 必要な器具の種類及び個数
4. 供給期間
5. 供給地（住所等）

第25節 保健衛生活動

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策について定める。

1 災害時（保健衛生）コーディネーターによる調整

県の災害時（保健衛生）コーディネーターは、必要な情報を収集し、迅速に地域のニーズをアセスメントし、必要な人材、資機材等の投入を行うためのコーディネートを行い、地域の保健衛生活動が円滑に行われるようマネジメントする。

圏域コーディネーター（保健所）は、市に保健衛生活動をコーディネートする職員（保健衛生チーム）を派遣し、被災状況の情報把握に努め、必要な人材、資機材の配置調整を行う。市は、圏域コーディネーターと協力して被災住民の健康支援体制の早期確立を目指す。

2 健康管理等

市は、避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために、地域の関係者との連携を図りながら、巡回健康相談や訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し、保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに、専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施する。

また、市は、関係機関と連携し、被災者の健康管理等を行う保健師等の派遣などの応援・受援活動を行う。

3 食事・栄養管理等

市は、県、関係機関と連携し、避難所において被災者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるよう、栄養面に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、栄養指導・巡回相談にあたる管理栄養士等の派遣等応援・受援活動を行う。

また、被災地の給食施設においても、利用者に適切な給食が提供されるよう、関係機関と連携し、物資や食料、特殊食品の確保、物資や食料等の分配調整にあたる管理栄養士等の派遣などの応援・受援活動を行う。

4 市民に対する食品衛生の啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒
- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

5 こころのケア等

市は、関係機関と連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）を含む精神的不調に対する予防を行う。

6 感染症対策

市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるとともに、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。また、新型インフルエンザ等感染症等発生時においては、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、県は防災担当部局に対し、避難所の運

営に必要な情報を共有するものとする。

第26節 防疫

市は、被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図る。被災地において、感染症の予防及びまん延を防止するための対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が知事と連携を図りながら実施する。

2 防疫業務の実施方法

(1) 市の措置

1. 消毒方法

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

2. 市は、感染症法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施するものとする。

3. 市は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

4. 市は、被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進する。

5. 市は、県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施する。

6. 防疫活動に必要な携行資材(噴霧器、消毒薬品、昆虫駆除薬剤、防疫用薬品資材)は必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。

7. 市長は警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織、その他関係団体の緊密な協力のもとに、次の事項について災害防疫実施要綱(厚生労働省)により、徳島県東部保健福祉局徳島保健所長を経由して知事に報告するものとする。

ア 被害の状況

イ 防疫活動の状況

ウ 災害防疫所要見込み経費

エ その他

第27節 遺体の搜索及び火葬等

災害により死亡した者の遺体の搜索、調査、処理及び火葬等の実施は本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

遺体の搜索、収容及び埋葬火葬等は、市長が警察及び消防機関等の協力を得て行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事(権限を委任された場合は市長)が行う。

2 遺体の搜索の方法

(1) 実施方法

1. 遺体の搜索は、市長が搜索に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施するものとする。

2. 遺体の搜索は災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

(2) 搜索、探索隊の編成

搜索、探索隊の編成は、その都度状況により定めるが、おおむね次によることを原則

とする。

捜索等の区域が広範な場合	警察官 消防団員(各分団で班を編成する) 市対策本部班員(その都度指示する)
捜索などの区域が局限される場合	警察官 消防団員(招集して現地で班を編成する) 市対策本部班員(その都度指示する)

(3) 遺体捜索等の方法

1. 上記各班に対し捜索区域を定めて実施する。
2. 区域が局限される場合においても、分担区域を定め行うものとする。
3. 捜索時においては、作業班単位において作業等の分担を定めるものとする。

(4) 応援の要請等は、市において被災その他の事情により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては県又は関係機関に対して行う。

(5) 応援の要請にあつては次の事項を明示して行う。

1. 遺体が埋没し又は漂着していると思われる場所
2. 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、持物等
3. 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
4. その他必要事項

(6) 災害救助法適用時の基準

捜索期間	災害発生の日から10日以内とする。
費用の範囲	舟艇その他捜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 遺体発見時の対応及び調査処理

(1) 市長は、遺体を発見したときは、すみやかに所轄警察署に連絡し、その調査を待つて次の方法により処理するものとする。

1. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
2. 遺体の一時保存
3. 検案（遺体についての死因その他についての医学的検査を行う）

(2) 警察官は遺体を発見し又は遺体発見の届出を受けたときは、すみやかに次の措置を講じるものとする。

1. 身元の明らかな遺体については、検視をして、所持金品等とともに、遺体を遺族に引き渡すこと。ただし、遺族への引き渡しができないときは、死亡地を管轄する市町村長に引き渡すこと。
2. 身元の明らかでない遺体については検視をして、所持金品等とともに遺体の死亡地を管轄する市町村長に引き渡すこと。

(3) 市において被災その他の事情により遺体の調査処理が実施できないとき、県又は関係機関へ応援の要請を行う。

(4) 災害救助法適用時の基準

遺体の処理期間	災害発生の日から原則10日以内とする。(別に期間が定められた場合を除く)
費用の範囲	遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用。

4 遺体の火葬等

災害により死亡した者で、市長が必要と認めたときは応急的に火葬又は埋葬に付するものとする。なお、火葬又は埋葬の実施にあつては、次の点に留意するものとする。

(1) 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬す

る。

- (2) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬するものとする。
- (3) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。
- (4) 市において被災その他の事情により火葬又は埋葬が実施できないとき、県又は関係機関への応援を要請する。
- (5) 災害救助法適用時の基準

火葬又は埋葬の期間	災害発生の日から10日以内とする。
費用の範囲	棺(附属品を含む)、骨つぼ及び骨箱、埋葬又は火葬に要する経費(賃金職員等雇上費を含む。)

5 海上漂流遺体の捜索等

災害時において市周辺海域に遺体が漂流する事態が発生した場合には、市は徳島海上保安部に応援要請を行うものとする。

第28節 要配慮者支援対策の実施

1 方針

災害から要配慮者を守るため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び徳島県の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を踏まえ、実効性のある支援を実施する。

2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた業務継続計画や避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
- (3) 被災した社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、県及び市町村等に支援を要請するものとする。
- (4) 社会福祉施設等はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入れについて、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努めるものとする。
- (5) 市は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。

3 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 市は被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 市は、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うものとする。
- (3) 市は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブ

ルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。

- (4) 市は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講じるものとする。

4 児童に係る対策

- (1) 市は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (2) 県は、被災児童の精神不安定に対応するため、こども女性相談センターにおいて、メンタルヘルスケアを実施する。
- (3) 市は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について公式LINEアカウントを利用する等の情報提供を行うものとする。

5 外国人等に対する対策

- (1) 市は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 市は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

6 災害時（介護福祉）コーディネーターによる調整

- (1) 県は、大規模災害時に必要とされる介護福祉活動を適時適切に行うことを目的に、徳島県災害時介護福祉コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、「災害時（介護福祉）コーディネーターによる災害時会議福祉支援活動マニュアル」に基づき、県内外から提供される救援物資及び人材を適切に配置するなど災害時における介護福祉活動の調整を図る。
- (2) 県から委嘱を受けた市職員のコーディネーターは、災害時には市内の被害情報や介護福祉支援ニーズ等の情報収集を行い、県コーディネーターに伝達するほか、平常時には関係機関との連携強化に取り組むものとする。

7 避難行動要支援者への対応

- (1) 市は、本市に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、法第49条の10第1項の規定に基づき、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を行うための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成する。また被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者は、居宅において日常生活を営む者のうち、次のいずれかに該当する者とする。
1. 介護保険法に規定する要介護状態区分において、要介護3以上の認定を受けている者
 2. 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級又は2級の者

3. 療育手帳Aの交付を受けている者
 4. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 5. 六十五歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者で市に申請をした者
 6. その他災害時の避難支援等が必要と認められる者で市に申請をした者
- (3) 避難行動要支援者名簿の記載項目（避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報）
1. 氏名
 2. 生年月日
 3. 性別
 4. 住所又は居所
 5. 電話番号その他の連絡先
 6. 避難支援等を必要とする事由※
 7. 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
※「避難支援等を必要とする事由」とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度、要介護状態区分などの要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法等を的確に判断する上で必要となる情報とする。
- (4) 内部で保有する避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報（法第49条の10第3項）
1. 住民基本台帳データ
 2. 介護保険認定者データ
 3. 障がい者手帳交付台帳
 4. 難病患者に関する情報
- (5) 災害時に避難行動要支援者を援護する情報伝達、救助等の体制整備を図るものとし、法第49条の11第2項に基づく避難支援等の実施に携わる関係者（以下「地域支援者」という。）の確保に努め、地域住民の協力を幅広く得ることとする。
- (6) 災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付けるため、避難行動要支援者本人の同意がある場合は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿を、同意を得た地域支援者に提供するとともに、民生委員・児童委員又は市が「個別避難計画」を作成し、同意を得た地域支援者に提供することにより地域による見守りに努める。また、災害発生時には速やかな避難誘導や安否確認などの活動に役立てるものとする。
- (7) 「鳴門市避難行動要支援者登録制度」は、避難行動要支援者対策の個別・具体的な支援策として位置づけ、継続することとする。ただし、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、地域支援者及びその他派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊などに対し、名簿情報を提供する。
- (8) なお、地域支援者となる者の範囲は以下のとおりとする。
1. 民生委員・児童委員
 2. 自主防災組織
 3. 地区自治振興会
 4. 社会福祉協議会
 5. 消防機関
 6. 警察機関
 7. 市と避難支援等の協力協定等を締結した企業や団体
 8. 避難支援者
- (9) 避難行動要支援者名簿の提供方法及び情報提供における情報漏えい防止措置
- 市は、地域支援者からの請求があったとき、本人の同意がある場合は、必要な限度で

当該名簿情報を地域支援者に提供する。この際、情報漏えいを防止するため、当該名簿の避難支援等関係者以外の閲覧等を禁止するとともに、当該名簿の取り扱いについて関係職員及び関係者への指導、啓発等を実施する。

(10) 避難行動要支援者名簿の更新

当該名簿は、各所管課が職権により定期的に更新を行う。

(11) 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮

共通対策編第2章第9節「要配慮者支援対策の充実」によるものとする。

(12) 避難支援等関係者の安全措置

共通対策編第2章第9節「要配慮者支援対策の充実」によるものとする。

8 福祉避難所の開設

市は、避難者の身体等の状況から避難所での生活が困難と判断される場合に福祉避難所を開設する。

(1) 福祉避難所への移送の検討

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、避難期間中において通常の避難所生活が困難な場合は福祉避難所への移送を検討する。

(2) 移送手段の確保

市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。

第29節 動物救済対策

1 方針

被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

被災動物に対する保護、収容、支援等の救援対策については、県が設置する動物救援本部が行い、市は協力を行うものとする。

動物救援本部	県危機管理部安全衛生課
	県動物愛護推進協議会
現地対策本部	県動物愛護管理センター
	県各総合県民局
統括班	動物愛護管理センター、各総合県民局、市町村
医療班	公益社団法人徳島県獣医師会、各支部、動物病院
支援班	動物愛護推進員、ボランティア等

3 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」(動物愛護管理センター策定)に準拠し、次のことを実施する。

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。

- (4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
- (5) 飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

第30節 廃棄物の処理

1 方針

災害時における被災地域のごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等清掃活動の実施は、本計画及び「鳴門市災害廃棄物処理計画」の定めるところによる。

また、発災後は「鳴門市災害廃棄物処理計画」に基づき、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに作成する。作成後は、災害廃棄物処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

2 実施責任者

災害地における被災地帯の清掃は市対策本部が実施する。ただし、被災甚大等のため、市対策本部のみで実施できない時は県内他市町村及び県の応援を求めて実施する。

3 清掃班の編成

ごみの処理のために清掃班を編成する。運搬車（トラック等）、作業員及び所要器具については災害の状況によりその都度編成する。市所有車両で処理できないときは94ページの共通対策編「緊急輸送対策」によるダンプカー等の応援を得て処理するものとする。

4 ごみ処理

- (1) 市は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。また、市民に対しその内容を周知し、収集、処理及び処分を実施する。
- (2) 市は、県に対し、ごみ処理について、必要な指導、情報提供及び調整の要請を行う。
- (3) 清掃班により回収されたごみは市クリーンセンター（瀬戸町堂浦）等に集積し処理するものとする。

5 し尿処理

- (1) 市は、下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について市民に対し広報する。
- (2) 市は、下水道施設等及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、市民に対し仮設トイレの提供等必要な処置を講じる。
- (3) 市は、し尿処理について、必要な指導、情報提供及び調整を県に要請する。
- (4) し尿の汲み取りは、し尿運搬車により実施する。

6 災害廃棄物処理

- (1) 市は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理のため、国が作成する「災害廃棄物の処理指針」及び「鳴門市災害廃棄物処理計画」に基づき作成する「災害廃棄物処理実行計画」において、災害廃棄物の仮置場の設置及び管理・運営方針、避難所ごみや仮設トイレのし尿等の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方について、具体的に示すものとする。また、適切な分別・再利用を図り、最終

処分量の削減に努めるとともに、環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講じるものとする。なお、災害廃棄物処理実行計画は処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする

- (2) 市は、県に対して「災害廃棄物の処理指針」に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を求めるものとする。
- (3) 市は、津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と検討する。
- (4) 市は県と連携して、平常時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。また、市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の処理を行うものとする。
- (5) 市は、国及び県と連携して、災害廃棄物に関する情報、取組等について、市公式ウェブサイトで公開する等、周知に努めるものとする。
- (6) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、県と連携して、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等との解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

7 清掃施設及び設備の一覧表

(1) ごみ処理施設

名称	処理方式	処理能力	場所
市クリーンセンター	全連続燃焼式 (流動床ガス化溶融方式)	35t/日×2基	瀬戸町堂浦字浦代 105-17-2
	リサイクル施設	25t/日	

(2) し尿、塵芥等運搬車数

区分	総数	し尿関係				塵芥関係						
		3,500Lバキューム車	1,800Lバキューム車	2トンダンプ車	4トンクレーン車	2トンロータリー車	アームロール車	2トン積深ボデイダンプ車	2トンパワーゲート車	4トンクレーン車	軽ダンプ	2トンパッカー車
台数	29	1	0	1	1	14	3	1	3	2	1	2

第3 1 節 応急仮設住宅の供与

1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者等に対する応急仮設住宅の供与については、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の供与は、市長が実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとする。

3 対象者

災害のため住宅が半壊若しくは半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で住宅を修理できない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者を対象とする。

4 期間

災害発生の日から3か月以内（法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。

5 住宅の種類

一般向けの住宅、高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

6 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

7 建設用地

応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定することとし、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮することとする。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ、建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

8 ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、市長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けて行う。

9 資機材の調達

建設及び修理のための資材は原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保できがたいときは、県又は市が確保について斡旋を行う。

10 運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

1 1 建設業者の名簿

市内業者一覧表は、資料編のとおりとする。

第3 2 節 住宅の応急修理

1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対する住宅の応急修理については、本計画に定めるところによる。

2 実施責任者

- (1) 被災者に対する住宅の応急修理は、市長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

3 対象者

(1) 緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者を対象とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者及び災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者を対象とする。

4 期間

(1) 緊急の修理

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生の日から3か月以内（法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。（令和3年6月18日内閣府告示第76号）

なお、令和5年6月現在の「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A」によれば、期間の延長の可否について、「内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）となっておりますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いいたします。」と回答されている。

5 範囲

(1) 緊急の修理

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

6 住宅の修理資材の確保

住宅の修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における

混乱等により確保することができないときは、市又は県が確保について斡旋を行う。

7 労務及び資材の提供に関する協力体制

市は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

8 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対応をすれば住居を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 災害救助法による応急修理支援基準

区分	一世帯当たり限度額
大規模半壊、半壊又は半焼の被害を受けた世帯	717,000 円
これらに準ずる程度の損傷を受けた世帯	348,000 円

第3 3 節 被災者向け住宅の確保

1 方針

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った者向けの住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

市及び県は、被災者向け住宅の確保に努める。

3 対象者

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者を対象とする。

4 公営住宅への優先入居

市及び県は、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講じる。

5 民間賃貸住宅の斡旋

徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空き家について情報提供を実施するとともに、（公社）徳島県宅地建物取引業協会等に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する。

6 建物の構造及び規模

災害救助法による応急仮設住宅の構造、規模は次のとおりである。

- (1) 応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7㎡（9坪）とし、6,883,000円以内とする。
- (2) 構造は1戸建て、長屋建て、アパート式建築のいずれでもよい。

7 建築予定数

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者を対象とする。

8 建築完了予定日数

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日からおそくとも 20 日以内に着工して、できる限り速やかに完了するよう努めるものとする。

第34節 災害公営住宅

1 方針

災害のため住宅を失った者向けの災害公営住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

2 災害公営住宅の建設入居

- (1) 災害によって相当数の住宅が滅失した場合には被災者のうち低所得者に賃貸するため、公営住宅を建設する時は、滅失戸数が公営住宅法に定める戸数に達しなければならぬので被害状況を速やかに県知事に報告するものとする。
- (2) 前記建設の意志のある場合は、速やかに災害公営住宅整備計画を作成し、県知事を経由して地方整備局長に災害発生後1か月以内に次の書類を提出する。(各2部)
 1. 住宅災害確定報告書
 2. 災害公営住宅整備計画書
 3. 被災者名簿
 4. 住み残し写真
 5. 滅失住宅位置図
- (3) 国の補助は、国の定めた建設費の3分の2が補助される。
- (4) 入居資格者の条件は、鳴門市営住宅条例に定めるとおりとする。

第35節 障害物の除去

1 方針

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山くずれ、がけくずれ及び水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で市民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去の実施について定める。

2 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、消防長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山(がけ)くずれ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとし、市で実施困難のときは知事に対し応援、協力を要請するものとする。
- (5) その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

3 機械器具の調達

障害物除去に要する機械等は防災協定締結事業者や「鳴門市災害時等協力事業者登録制度」に登録した事業者等から供給を受けるものとする。

(1) 必要機械器具の現況

機械器具名	台数	配置場所	連絡先
フォークリフト	6	市クリーンセンター	683-7570
ホイールローダー	1	〃	〃
バックホウ(解体用つかみ機)	2	〃	〃
	1	市し尿処理施設	〃

4 所要人員の確保

災害時の障害物除去に要する人員等は、道路等の管理者配下の人員をもってあてるものとするが、不足する場合は必要な協定を締結しておき、建設土木業者の人員等の供給を受けるものとする。

市対策本部は更に労務の供給を図るが不足の場合は地区民及び鳴門市災害時等協力事業者登録制度に登録した事業者（以下「災害時等協力事業者」という。）の協力、自衛隊の派遣等を得るものとする。

5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

(2) 対象費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(3) 対象期間

災害発生の日から10日以内とする。

6 除去した障害物の集積場所

災害の状況に応じ、その都度指示するものとする。

第36節 貯木及び在港船舶対策

1 方針

流木及び在港船舶による被害並びに船舶の被害を軽減するための対策は、本計画の定めるところによる。

2 貯木

貯木場は災害時の河川のはん濫や高潮等により貯木の流動を防止する措置をしなければならない。

事前措置	ワイヤーロープ、鉄柵、非常用ロープ、器具類及び流出防護柵等により流出を防止するものとする。
	各事業者は貯木の入荷又は現在量を把握しておくものとする。
事後措置	流木を生じた場合は直ちに調査し、早期回収のため、あらゆる手段を尽くすことを各事業者に勧告する。
	流木の状況を市対策本部へ通知するものとする。

3 在港船舶対策

港に在泊する船舶に対しては、徳島小松島港台風・津波等対策委員会が定めた同港台風・津波等災害防止措置実施要領に準じた措置を講じる。

(1) 災害発生予想日の数日前及び前日の措置

1. 在港船舶及び入港予定船舶の動静把握
2. 木材荷役船舶に対する措置
3. 危険物荷役船舶に対する措置

4. 運転不自由船舶に対する措置
 5. 木材の流出防止措置
 6. 台風等災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 災害発生予想日前日及び当日の措置
1. 災害発生に関する情報の収集及び伝達
 2. 在港船舶に対する避難指示
 3. 船舶に対する出入港の制限
 4. 小型船舶用船だまりの整理
 5. 在港船舶に対する停泊方法の指導
 6. 木材に対する流出防止措置の確認
- (3) 災害発生後の措置
1. 被害の調査
 2. 災害復旧応急対策
 3. 事故船に対する救難措置
 4. 流出木材に対する措置

第37節 ボランティア活動の支援

1 方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施するうえで必要な人員を確保するため、各種NPO・ボランティア等の協力体制について定めるものとする。

2 ボランティア団体等の協力

市は、各種NPO・ボランティア等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての労務の支援を積極的に受けるものとする。

3 ボランティアの受入れ

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

4 ボランティア団体等の活動

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助、障がい者支援、被災児童保護
- (4) 災害廃棄物の撤去・清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

5 ボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに災害ボランティアセンターを設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

また、感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、「新型コロナウイルス感染が懸念さ

れる状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協V Cの考え方」等を参考に、感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

6 ボランティアに係る事務委託

県または県から事務の委託を受けた市は、共助(近助)のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第38節 義援物資の受入れ・配分

1 方針

一般市民及び他市町村等から被災者あてに送られた義援物資の受入れ及び配分は、本計画の定めるところによる。

2 義援物資の受入れ及び配分

(1) 市は、義援物資の受入れ及び配分を行う。

(2) 物資受入れの基本方針

1. 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
2. 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
3. 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(3) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

1. 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な發揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。
2. 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(4) 受入体制の広報

市は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項について市公式ウェブサイトや報道機関等を通じて広報に努める。

1. 必要としている物資とその数量
2. 義援物資の受付窓口
3. 義援物資の送付先、送付方法
4. 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

(5) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、市及び県等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

第39節 公共土木施設の応急対策

1 方針

災害時における公共土木施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

市は災害発生後、自ら管理・運営等する道路、河川、不特定かつ多数が出入りする施設、あるいは災害応急対策の実施上重要な建物に関して、応急対策を速やかに実施するものとする。

なお、二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

2 道路

道路の被害は、路面の亀裂・損傷、法面の崩壊、橋りょう等道路構造物の損壊等が予想される。災害発生後、以下のように所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- (1) 主要幹線道路(特に津波避難場所等への避難路)より巡視を実施して、被害状況、通行止め箇所を把握し市対策本部に報告する。
- (2) 避難路(輸送路)において応急復旧作業の必要が生じた箇所については復旧業者の確保を行う。
- (3) 道路工事、占用工事等道路上における工事の中断措置をとり、必要に応じ保全措置を講じる。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握に努める。
- (5) 国、県、県警察その他関係機関と連携協力し、情報の共有を図るとともに必要な措置を講じる。
- (6) 災害状況により二次災害が予想される場合は、通行規制等の必要な応急措置を直ちにを行うとともに、関係機関に状況を報告する。

3 河川及びため池

- (1) 地震発生後、津波の発生が予想される場合において影響を受けると予想される河川の管理上の措置について、あらかじめ定めるものとする。
- (2) 地震発生後、所管する河川及びため池の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ応急措置を講じるとともに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の箇所の工事中断等の措置をとる。また、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の応急措置を行う。
- (3) 地震発生後、被害状況を調査するとともに、破損等により二次災害の発生が予想される箇所については応急的に措置をする。
- (4) 緊急点検の対象となるため池は、震度4の地震が発生した場合は堤高15m以上の防災重点農業用ため池とし、震度5弱以上の場合には全ての防災重点農業用ため池とする。
- (5) ため池の緊急点検は管理者が行い、市は、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとする。ただしこれが難しい場合は、県を通じて地方農政局にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。また、異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

4 港湾・漁港等

関係者と共に被災状況を調査するとともに、余震等による被害が予測される箇所の応急復旧に努める。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める

ものとする。

5 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校、公園等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

- (1) 各施設に共通する事項
 1. 津波警報等の入場者等への伝達
 2. 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 3. 施設の点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 4. 出火防止措置
 5. 水、食料等の備蓄
 6. 消防用設備の点検、整備
 7. 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネットなど情報を入手するための機器の整備
- (2) 学校等にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置
- (3) 社会福祉施設にあっては、要配慮者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置。

6 対策本部、支部、避難所、医療救護所が置かれる施設の管理者が実施する措置

- (1) 市対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、5の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、市対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 1. 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 2. 無線通信機等通信手段の確保
 3. 市対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 本計画に定める避難所又は医療救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は5の(1)又は(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

7 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当(契約担当)部署は、請負者に対し安全措置を図り直ちに工事を中断するよう指示するとともに、現場の状況に応じ、請負者の責任において次の措置を講じさせる。

- (1) 建設機械類の転倒・落下等危険防止
- (2) 工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び擁壁、法面等の補強措置
- (3) 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置及び監視・巡回
- (4) 工事区域内への立入禁止の徹底と監視
- (5) 工事前資機材及び工事前建築物等で倒壊等の危険が予想される場合の付近居住者の一時退去又は通行者への迂回等の要請
- (6) 工事監督者、作業員の安全確保及び現場巡視
- (7) 火気の使用抑制

第40節 鉄道施設の応急対策

1 方針

地震等災害時における鉄道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 四国旅客鉄道株式会社の応急対策

(1) 計画の目的

地震災害等によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命、財産を保護するため全力をあげて救出・救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。目的の施行にあたっては、運転事故報告手続、災害時運転規則手続の定めるところによる。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、運転事故報告手続に定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置するものとし、県、市町村、指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

(3) 地震発生時の運転規制（以下「特殊運転」という。）をする場合の警戒態勢の種別

1. 地震発生時の特殊運転

計測震度の区分	警報区間	運転規制の方法
3.5 以上 4.5 未満	要注意区間以外の区間	25km/h 以下の徐行
	要注意区間	
4.5 以上	全区間	列車の運転を中止する

2. 警報ブザー鳴動時の取扱い

警報機を設置した個所のCTC（列車集中制御装置）指令員又は駅長は、警報ブザーが鳴動したときは、速やかに当該規制区間内を運転する全列車に対し、信号機等による停止手配をとった後、各駅長、保線区長、電気区長及び関係乗務員に通報し、警報の区分に応じた特殊運転の取り扱いをするものとする。

(4) 保線区長の取り扱い

保線区長は、地震が発生し線路の状態により列車の運転に危険があると認めるときは、特殊運転について輸送指令員に要請するものとする。

(5) 第2次、第3次態勢の解除

- 保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の特殊運転の必要がなくなったとき又は警戒態勢の種別の変更が必要と認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。
- 電気区長は、第3次態勢施行区間の電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要がなくなったと認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。
- 輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があったときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をするものとする。

第41節 地域バスの応急対策

1 方針

地震等災害時における地域バスの応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 鳴門市地域バス運行业務受託業者の応急対策計画

本計画は、災害によって鳴門市地域バス車両又は構造物等に被害を受けた場合において、旅

客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めること並びに関係機関の緊密な連携のもとに輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

対策実施の詳細については、「重大事故及び異常気象発生時の対応マニュアル」の定めるところによる。

(1) 対策本部の設置

被害の実情を迅速に把握し、被災車両の救援、車両内被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、地域交通推進室に対策本部を設置するものとし、別に定める連絡体制により鳴門市地域バス運行業務受託業者、警察、消防及び運輸支局等と密に連絡できる体制をとるものとする。

(2) 災害発生時の運行

鳴門市地域バスの運転手は、運行の安全が保てないと判断した場合、十分な車両の安全措置を行ったうえで運行を停止し、旅客に対し避難地の教示を行い、当該運行業務受託業者本部への連絡を行うものとする。

(3) 対策本部への連絡

鳴門市地域バスの運転手から連絡を受けた当該運行業務受託業者は、直ちに対策本部に報告を行うものとする。

(4) 運行判断

鳴門市地域バス運行業務受託業者から報告を受けた対策本部は、直ちに現状を把握し、運行の可否について判断を行うものとする。

(5) 運休指示

対策本部は、鳴門市地域バスの運行の安全が保てないと判断したときは、鳴門市地域バスの運休を当該運行業務受託業者に指示するものとする。

(6) 運休掲示

対策本部から運休を指示された鳴門市地域バス運行業務受託業者は、地震発生の日時、場所、概要、復旧の見込み、臨時の計画による運行、他の路線の運行等を営業所その他必要と認められる場所に掲示するものとする。

(7) 運休解除

対策本部は、現場復旧等により運行の安全が確認できたときは、運行の再開を鳴門市地域バス運行業務受託業者に指示するものとし、営業所その他必要と認められる場所に運行再開の案内を掲示する等広報を行うものとする。

第4 2 節 民間バス事業者の応急対策

1 方針

地震等災害時におけるバス事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 民間バス事業者の応急対策計画

(1) 対策本部の設置

地震被害の実情を迅速に把握し、被災車両の救援、車両内被害の応急処置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、速やかに本社に対策本部を設置するものとし、本社が被災した場合には、営業所に対策本部を設置するものとする。

(2) 救出、救護、連絡体制

災害によってバス車両又は構造物等に被害を受けた場合は、人的被害状況の把握、応

急手当及び負傷者の搬送等を行うものとし、別に定める連絡体制により密に連絡できる体制をとる。

(3) 災害発生時の運行

バス乗務員は、危険度が高い区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合においては、運行の停止その他運行上の措置を講じるとともに、旅客に対し避難地の指示を行い、対策本部への連絡を行うものとする。

(4) 対策本部からの連絡

バス乗務員から連絡を受けた対策本部は、鳴門市地域交通推進室に直ちに報告を行うものとする。

(5) 停留所等の旅客に対する措置

滞留旅客に対しては、最寄りの避難場所及び運行上の措置を講じた旨等の案内を掲示・放送等により行い、周知を図る。

第43節 渡船等の応急対策

1 方針

地震等災害時における渡船等の応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 渡船等

- (1) 管理者、従事者と共に災害に対する対応策をマニュアル化することにより、乗客の安全を図るとともに、災害に対する意識の向上を図る。
- (2) 災害発生後は、直ちに決められた体制に基づき連絡し、状況により乗客を安全に避難誘導するとともに、関係機関に状況報告する。

第44節 電力施設の応急対策

1 方針

地震等災害時における電力施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

2 災害時における電力の供給

電気事業者は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保に努めることとする。

3 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合又は警察署、消防署等関係機関から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を行う。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、需要家によるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

4 災害時における電力施設の応急復旧

災害の規模、被災施設の状況に応じ、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力（株）及び四国電力送配電（株）の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・的確に復旧するものとする。

5 燃料電池自動車等の活用

市は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを「走る発電所」

として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

第45節 LPガス供給の応急対策

1 方針

地震等災害時におけるLPガス施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 火災発生時の緊急対応

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

3 地震発生時の緊急対応

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

4 LPガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会の措置

- (1) LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、県警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。
- (2) LPガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。
- (3) 広報活動
 1. 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。
 2. 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。
- (4) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス販売事業者は、LPガス供給施設の安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。
- (5) 容器の回収及び処分
 1. 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。
 2. 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第46節 水道施設の応急対策

1 方針

地震等災害時における水道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 復旧方針

市は、あらかじめ応急対策について計画を定め、たうえて、災害時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

3 水道施設の応急復旧

- (1) 被害状況の把握
- (2) 施設及び配水管の被害箇所適切な職員の配備
- (3) 市内の鳴門市水道指定業者協同組合への協力要請
- (4) 「日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱」、「日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱」に基づく応援要請

4 復旧計画策定及び復旧作業

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施し、施設の被害状況、復旧見込み等を市民に広報する。なお、復旧にあたっては、緊急度の高い給水拠点、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等からの復旧に努めるものとする。

第47節 下水道施設の応急対策

1 方針

地震等災害時における下水道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

3 被害状況調査

市は、地震災害の発生時に、管渠及びポンプ場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

4 施設ごとの応急復旧措置

市は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じる。なお、復旧にあたっては、道路管理者、水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(1) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(2) ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

5 支援要請

市は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町、県及び災害協定締結機関に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

6 災害広報

市は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第48節 通信設備の応急対策

1 方針

地震等災害時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社N T T ドコモ四国支社徳島支店の応急対策は、本計画の定めるところによる。

公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の途絶を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

2 災害が発生又は、発生が予想される場合の準備

- (1) 電源の確保
- (2) 予備電源設備、移動電源車の発動
- (3) 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- (4) 応急対策用車両、工具の点検
- (5) 応急対策用資機材の把握
- (6) 緊急輸送対策
- (7) 復旧要員の確保
- (8) 通信設備の巡回点検

3 災害対策本部

- (1) 災害が発生又は、発生が予想される場合、その災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部（以下、この節において「対策本部等」という。）を設置する。
- (2) 対策本部等は、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を行う。
- (3) 対策本部等は、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立する。
- (4) 対策本部等は、県、市町村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

4 電気通信設備が被害を受けた場合の応急措置

災害の規模に応じ、次の応急措置を行う。

- (1) 重要通信の確保
 1. 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して重要回線の確保に努める。
 2. 電気通信事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う。
- (2) 特設公衆電話等の設置場所（資料編「特設公衆電話設置場所一覧表」を参照）
 1. 主要な避難所等（特設公衆電話）
 2. 通信ができない地域（特設公衆電話）
 3. 市街地主要ターミナル（臨時公衆電話）
- (3) 災害用専用基地局の運用
 1. ドコモの大ゾーン基地局を稼動し半径約7km・360度のエリアカバーを目指す。
 2. 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努める。
 3. 災害広報
 4. 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の事項について周知する。
- (4) 被災区間又は場所
- (5) 回復見込み日時
- (6) 通信途絶、利用制限の理由
- (7) 通信途絶、利用制限の内容
- (8) 通信利用者に協力を要請する事項
- (9) その他の事項

5 災害用伝言版

被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Web 171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

6 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

(1) 第1順位の復旧

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、及び輸送、通信、電力の確保に係る機関に設置されるもの

(2) 第2順位の復旧

L Pガス、水道の確保に係る機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの

(3) 第3順位の復旧

第1順位、第2順位に該当しないもの

第49節 火薬類を扱う施設の応急対策

1 方針

火薬類の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

- (1) 火薬庫又は火薬類の所有者及び管理者又は占有者
- (2) 知事
- (3) 警察本部長
- (4) 市長

3 火薬庫又は火薬類の所有者及び管理者又は占有者の措置

- (1) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつけるものとする。
- (2) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じるものとする。
- (3) 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近住民に避難するよう警告するものとする。
- (4) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

4 知事の措置

- (1) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずるものとする。
- (2) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限するものとする。
- (3) 火薬類の所有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずるものとする。

(4) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずるものとする。

5 警察本部長の措置

災害が発生した場合は、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理責任者等と緊密な連絡をとり、付近住民の避難誘導、被害者の救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

6 市長の措置

施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生の恐れがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

第50節 高圧ガス（LPガス供給施設を除く）を扱う施設の応急対策

1 方針

高圧ガス施設の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

- (1) 高圧ガス製造者等
- (2) 知事
- (3) 警察本部長
- (4) 市長

3 製造者等の応急措置

- (1) 直ちに事業所内における火気の取扱を停止し、製造施設等の異常の有無を点検する。
- (2) 施設ごとの災害発生防止措置
 1. 製造施設又は消費施設
 - ア 製造又は消費の作業を直ちに中止する。
 - イ 緊急遮断弁の閉止等の措置を行う。
 - ウ 製造又は消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出する。
 - エ 上記作業に必要な作業員以外の者を退避させる。
 2. 販売施設、高圧ガス貯蔵所又は充てん容器等
 - ア 直ちにバルブの閉止等の措置を行う。
 - イ 充てん容器等を安全な場所に移す。
 - ウ 上記作業に必要な作業員以外の者を退避させる。
 3. 充てん容器等が外傷又は火災を受けた場合
 4. 高圧ガスを規定の方法により放出させる、若しくは充てん容器にガスを充てんした状態で他に損害を及ぼすおそれのない水中に沈める又は地中に埋める。

4 災害広報

- (1) 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。
- (2) 必要に応じて、従業員及び付近住民に対し、危険な状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

5 知事の措置

災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。
- (2) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- (3) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

6 警察本部長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

7 市長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

第5 1 節 石油類及び薬品を扱う施設の応急対策

1 方針

石油類及び薬品の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者
- (2) 市長
- (3) 知事

3 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

- (1) 施設内で使用する火は完全に消火する。
- (2) 施設内の電源は、保安系路を除いて状況に応じて切断する。
- (3) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施する。
- (4) 自然発火性物質に対する保安措置を強化する。
- (5) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認する。

4 知事又は市長の措置

- (1) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示をするものとする。
- (2) 火災の防ぎよは、市の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等の機関の応援を受けるものとする。
- (3) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。
- (4) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

第5 2 節 放射性物質を扱う施設の応急対策

1 方針

施設放射性物質の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者
- (2) 知事
- (3) 市長
- (4) 警察本部長

3 応急措置

火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定をあわせて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。

大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内所在者の避難誘導にあたりとともに立入禁止区域を設定するものとする。

第5 3 節 学校等被災時の応急教育対策

1 方針

学校（園）施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画の定めるところによる。

2 実施責任者

- (1) 市立学校（園）における応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。
- (2) 私立学校（園）における応急教育は、設置者が実施するものとする。

3 応急教育の実施

学校（園）長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、応急教育の実施責任者は当該学校（園）長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、学校教育活動の再開に向け、努力するものとする。

4 児童生徒等への措置

- (1) 児童生徒等を安全に避難させるとともに、学校（園）長を中心に被害状況等情報を集め、指示及び的確な措置をとる。
- (2) 児童生徒等の登下校時の安全確保に留意し、保護者との連携を図る。
- (3) 授業継続の可否及び学校運営の正常化に努める。

5 応急教育の予定場所選定

教育委員会及び学校側並びに地域住民等と協議の上、教育場所を選定するものとする。

- (1) 隣接学校の余裕教室（特別教室、講堂、屋内運動場）の利用、公民館、神社、寺院等の公共的施設の利用
- (2) 上記場所を避難所又は被災者等の仮住居に利用している場合は、その都度協議して選定するものとする。

6 応急教育の方法

学校（園）側と協議の上、応急教育の方法を定める。

7 文教施設の災害応急対策

災害が発生した場合、学校（園）長は速やかに被害を調査し、教育委員会の指示により応急復旧を行うものとする。

(1) 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定をまず、授業に支障のある場所を速やかに復旧するものとする。

(2) 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校（園）に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して応急教育を行うものとする。なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

(3) 児童生徒等の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取り扱い、転入学を円滑に行うものとする。

(4) 教職員の確保対策

教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、他の教職員の臨時的派遣又は県教育委員会に連絡し、必要な教職員の確保に努める。

(5) 学校給食の措置

1. 給食施設、設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。
2. 給食の実施可能な学校から給食を再開する。
3. 給食の再開にあたっては、施設の清掃消毒を実施し、衛生安全に万全を期する。

(6) 教科書（教材を含む）・学用品の調達

1. 被災していない学校より借用して利用する。
2. 教材・学用品業者へ緊急連絡し教育委員会で直接購入する。
3. 配給数量等はその都度定めるものとし、94 ページの共通対策編「緊急輸送対策」により配給する。

8 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

(1) 学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、次に掲げる品目の範囲内で学用品を給与するものとする。

1. 教科書（教材を含む）
2. 文房具及び通学用品

(2) 期間

教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

9 就学援助費等の支給

市長は災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給

食費)を支給するものとする。また、既に準要保護に認定された小学校児童及び中学校生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給するものとする。

災害により、特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学奨励費を再支給するものとする。

10 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- (1) 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。
- (2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の整備またその保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、市と必要な協議を行う。
- (4) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。
- (5) 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の開設や避難者の受け入れなどの避難所運営については、自主防災組織・教職員・市職員の役割分担等を決めた「避難所運営支援計画」を参考に実施するものとする。

【資料編】

指定緊急避難場所一覧表

指定避難所一覧表

第54節 災害警備対策

災害時における警備対策については、鳴門警察署の計画による。

第55節 災害応急対策従事者の雇用

1 方針

災害応急対策の実施が市対策本部職員、消防職員及び消防団員及びボランティアの動員のみでは労働的に不足し又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労務者等の雇い上げは本計画の定めるところによる。

2 所要人数の要請及び割り当て

市対策本部各班において必要所要人数を企画総務班長に要請するものとする。企画総務班長は作業員等の確保を行い、要請人数を割り当てるものとする。

3 災害救助法による基準等

災害救助法により実施のための作業員雇い上げの範囲、その他の基準等は次による。

(1) 作業員雇い上げの範囲

1. 被災者避難のための作業員
2. 医療及び助産の移送
3. 被災者の救出
4. 飲料水の供給
5. 救助用物資の整理、輸送及び配分
6. 遺体の捜索及び処理(埋葬を除く)

(2) 上記以外の救助作業のため作業員の必要が生じたときは、県又は直接県本部に範囲外作業員の雇い上げについて次の事項を明示して要請するものとする。

1. 作業員の雇い上げを要する目的又は救助種目

2. 作業員の所要人数
 3. 雇い上げの期間
 4. 雇い上げの理由
 5. 雇い上げを要する地域
- (3) 作業員雇い上げの期間は、各救助の実施期間中とする。
- (4) 作業員の雇い上げは、一般作業員又は日雇い労務者とし、一般作業員については職業安定所の供給可能求職者より供給するが、不足を生じる場合は県下各地域の職業安定所から充当するものとする。
- (5) その他
1. 土木の応急復旧作業等でその内容が請負等に付することを適当とするような場合においては、請負等の方法によるものとする。

第56節 土砂災害応急対策

1 方針

急傾斜地崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害に関する情報収集・伝達、雨量の観測、避難指示等警戒避難体制に関し、次のとおり定める。

2 警戒体制の確立

- (1) 危険区域の警戒体制は気象注意報・警報及び徳島県土砂災害警戒システム等を判断基準とし、危険区域内に災害発生のおそれがある場合に警戒体制を指示するものとする。
- (2) 第1警戒体制が指示されたときは、おおむね次に掲げる事項を行う。
 1. 気象警報発表等の広報及び警戒等の周知
 2. 危険区域に対する警戒及び巡回
- (3) 第2警戒体制が指示されたときは、おおむね次に掲げる事項を行う。
 1. 必要により市民に対する高齢者等避難の広報、避難指示
 2. その他、状況により必要と認める事項
- (4) 急傾斜地崩壊危険区域に対する警戒体制
警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、がけの状況、樹木の状況、土質等により判断するが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。

雨量	体制別	第1警戒体制	第2警戒体制
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合		当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が40～100mmあった場合		当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの降雨がない場合		当日の日雨量が100mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき

(5) 土石流危険区域に対する警戒体制

土石流はそれぞれの溪流の地形、地質的条件及び降雨特性により著しく異なるので、土石流の警戒基準は、溪流ごとの特性を十分考慮して判断するが、おおむね次の雨量を基準とする。

雨量	体制別	第1警戒体制	第2警戒体制

連続雨量	200 mm	300 mm以上
------	--------	----------

3 危険区域における情報の収集

- (1) 警戒体制が指示されたとき又は災害の発生のおそれがあると認めるときは、危険区域内に警戒隊（共通対策編第3章第2節「市の活動体制」で定めるほか、市対策本部長が必要と認める班によって編成する）を派遣し情報収集を行うものとする。
- (2) 情報の内容は、危険区域及びその付近の災害発生のおそれのある異常現象（急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊の現象等）の内容及び市民、滞在者の数等とする。
- (3) 情報は、原則として市対策本部へ通報する。

4 前兆現象

土砂災害から生命を守るため、危険区域内の市民は次のような前兆現象が認められた場合は、自主的に避難を心がけるものとする。また、市対策本部は大雨、豪雨、その他の異常な自然現象により、ある程度の危険性を確認したときは、危険区域内の市民に注意喚起し、自主避難を促すものとする。

- (1) 山鳴りがする場合
- (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少しはじめた場合
- (4) 斜面から水が噴き出してきた場合
- (5) 沢や井戸の水が濁ってきた場合
- (6) 地面にひび割れができた場合
- (7) 崖から小石がバラバラ落ちてきた場合

5 土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第五十七号）第6条に基づき、県知事が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った区域については資料編「土砂災害警戒区域等一覧表」のとおりとする。

(2) 情報の収集及び伝達

徳島県及び徳島地方気象台より、市域において土砂災害警戒情報が発表された場合、市対策本部は県からのFAX及び徳島県土砂災害警戒システム、防災情報提供システム、各関係機関のウェブサイト等により必要な情報を収集し、土砂災害警戒情報が発表された旨を関係機関及び市民に対して広報する。また、当該区域に警戒隊を派遣するなど監視を行い、高齢者等避難及び避難指示等の必要性について検討を行う。土砂災害に関する情報の伝達方法は以下【別図1】の通りとする。

(3) 警戒避難体制に関する周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、ハザードマップの作成及び配布その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の円滑な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、計画に定めるところにより訓練を行うものとする。

6 避難指示等の発令及び伝達

(1) 避難指示等の発令基準

自然現象である土砂災害を的確に予測することは困難であるため、避難指示の発令に際しては、土砂災害警戒情報のみで判断するのではなく、気象情報や降雨の状況、前兆現象、市民からの情報提供やパトロール等による現地の状況、近隣地域の災害発生情報等の幅広い情報を把握し、総合的に判断するものとする。

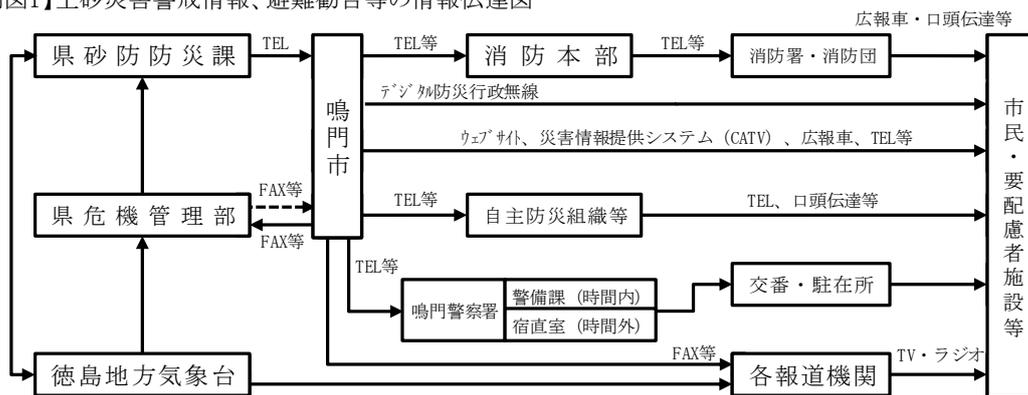
(2) 避難指示等の発令範囲

土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令範囲として事前に設定し、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで、避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(3) 避難指示等の伝達

市対策本部は、(1)の総合的判断に基づいて避難指示等を発令する場合は、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、市民及び土砂災害警戒区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、以下【別図1】の方法により、関係機関と連携して迅速かつ確実な情報伝達を行う。特に要配慮者については、避難時に時間を要することが予想されるため、関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、情報伝達とともに避難支援活動を行う。

【別図1】土砂災害警戒情報、避難勧告等の情報伝達図



注 (1)----は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局を示す。
 (2)→は通知を示す。

7 避難所の開設

- (1) 避難の指示を行った地域ごとに、最寄りの安全な避難所をあらかじめ指定し、開設するものとする。
- (2) 避難者の誘導は原則として、市対策本部班員、支部員、警察官、消防職員及び消防団員が行うが、状況により自主防災組織等に協力を求め、これらの指示と統制のもとに要配慮者等を優先して誘導するものとする。

8 広報の方法

70 ページ 共通対策編／災害応急対策／災害広報「市民に対する広報の方法」を参照。

9 雨量の観測箇所

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型 式	管 理 者	データ取得箇所
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	板東谷	大麻町板東字 中谷8-3	1.0mm転倒ます型 自記雨量計	徳島河川 国道事務所	徳島河川 国道事務所
	折野	北灘町折野字 東地	テレメーター	〃	〃
徳島県 県土整備部	中島田	瀬戸町中島田 字北田	1mm転倒ます型自 記雨量計	徳島県東部県土整備局	徳島県県土整備部 砂防防災課
	栗田	北灘町栗田字 西傍示	〃	〃	〃
	高島	鳴門町高島字 北	〃	〃	〃
	大代	大津町大代字 六反地	〃	〃	〃
	池谷	大麻町池谷字 長田	〃	〃	〃
	鳴門総 合SC	撫養町立岩字 七枚128	0.5mm転倒ます型 自記雨量計・テレ メーター	〃	徳島県県土整備部 河川整備課
	大谷川	松茂町中喜来 字中瀬堤外 15-9	〃	〃	〃
四国旅客鉄道 株式会社	池谷	大麻町池谷字 柳ノ本	警報機付雨量計	徳島保線区	徳島保線区
鳴門市	鳴門市消 防本部	撫養町南浜字 東浜170	0.5mm転倒ます型 パルス方式	消防本部	消防本部

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針

市は、県等関係機関と協議のうえ、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

1 方針

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧にあわせて再度の災害発生を防止するために、必要な施設を可能な限り改良復旧又は新設を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

2 災害復旧事業の種別

1. 公共土木施設災害復旧事業計画	河川
	海岸
	砂防設備
	林地荒廃防止施設
	地すべり防止施設
	急傾斜地崩壊防止施設
	道路
	港湾
	漁港
	下水道
	公園の各施設
	2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
林業用施設	
漁業用施設	
共同利用施設の各施設	
3. 都市施設災害復旧事業計画	
4. 水道施設災害復旧事業計画	
5. 下水道施設災害復旧事業計画	
6. 住宅災害復旧事業計画	
7. 社会福祉施設災害復旧事業計画	
8. 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画	
9. 教育施設災害復旧事業計画	
10. 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画	
11. 官庁建物等災害復旧事業計画	
12. その他の公共施設災害復旧事業計画	

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業は、知事及び市長の報告、資料の提出及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、速やかに災害復旧に必要な財政需要額を把握し財源確保に努める。

法令等又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 国が財政の援助を行う主な法令等及び対象事業

法令等	補助等を受ける事業
1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、漁港等の復旧事業

2. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
3. 公営住宅法	公営住宅及び共同施設の復旧
4. 土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理
5. 海岸法	海岸保全施設等の復旧
6. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業等
7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に係る費用
8. 予防接種法	臨時に行う予防接種
9. 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路等の都市施設の復旧
10. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
11. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	被災した農林水産業者の経営支援
12. 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	上水道施設並びに簡易水道施設及び飲料水供給施設を原形に復旧する事業並びに応急的に施設を設置する事業
13. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業
14. 水道法	上水道施設の復旧事業
15. 下水道法	下水道施設の復旧事業
16. 道路法	道路の復旧事業
17. 河川法	河川の復旧事業
18. 生活保護法	生活保護施設復旧事業
19. 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	児童福祉施設復旧事業
20. 身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
21. 老人福祉法	老人福祉施設の復旧
22. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設等の復旧

2 激甚災害に係る財政援助事業及び措置

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
1.	公共土木施設災害復旧事業
2.	公共土木施設災害関連事業
3.	公立学校施設災害復旧事業
4.	公営住宅等災害復旧事業
5.	生活保護施設災害復旧事業
6.	児童福祉施設災害復旧事業
7.	老人福祉施設災害復旧事業
8.	障害者支援施設等災害復旧事業
9.	婦人保護施設災害復旧事業
10.	感染症指定医療機関災害復旧事業
11.	感染症予防事業
12.	堆積土砂排除事業(公共施設区域内、公共施設区域外)
13.	湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	
1.	農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
2.	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
3.	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
4.	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
5.	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
6.	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
7.	共同利用小型漁船の建造費の補助
8.	森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に対する特別の助成	
1.	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
2.	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

その他の財政援助措置及び助成	
1.	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
2.	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
3.	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
4.	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
5.	水防資材費の補助の特例
6.	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
7.	公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に
8.	対する特別の財政援助
9.	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

1 方針

災害時には、多数の人々の生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想される。このため、自立的生活再建の支援に関する各種措置を講じることにより市民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

市及び県は、被災者が、個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会、士業団体、NPO等）と連携し、平時から、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討する。

2 災害ケースマネジメントの推進

災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施に向けた被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。

（1）災害ケースマネジメントの特徴

1. アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの自立・生活再建のプロセスを支援するものである。被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない者もいることから、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。

2. 官民連携による被災者支援

被災者支援の実施主体は行政である一方で、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関と連携して取り組むことが重要である。

官民がそれぞれの専門性、強みを活かして取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につながる。

3. 被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

被災者の抱える課題は、同じ地域内でも世帯構成や住まい方によって異なるものことから、一人ひとりの課題に応じた支援を実施することが必要である。このため、災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、支援方針を検討（ケース会議）の上、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合わせる総合的な支援を実施する。

4. 支援の継続的な実施

災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、

アウトリーチによる課題の把握→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施、を継続的に繰り返し行い、都度、再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど寄り添った支援を実施する。

(2) 災害ケースマネジメントの効果

1. 災害関連死の防止

災害関連死は、地震による家屋倒壊など直接的被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡することをいうとされている。

東日本大震災における「震災関連死」は、令和4年3月31日時点で3,789人にも上るとされる。また、熊本地震においては、「市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの」は令和3年3月末時点で218人とされており死者全体の273人の約8割を占めている。

アウトリーチにより被災者の状況を積極的に把握することで、高齢者、障害者（児）、生活困窮者等リスクの高い被災者を必要な支援につなぐことができるため、災害ケースマネジメントは、災害関連死を減らす一助になると考えられる。

2. 避難所以外への避難者への対応

感染拡大防止の観点から、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、在宅、ホテル等の活用や親せきや友人の家等、避難所外への避難が選択肢の一つとなっている。また、障害や難病を抱えている等により、避難所に避難できない被災者もいる。避難所は、個々の事情により避難所以外へ避難した被災者への情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして運営されている。一方で、在宅避難者等は、実態上その状況把握が難しく、支援の手が届かない場合も想定される。災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより被災者の状況を把握し、必要な支援を検討・実施するものであり、避難所以外への避難者への対応としても有効である。

3. 支援漏れの防止

被災者の中には、支援制度を利用するための申請手続きが困難である者やそもそも支援制度に関する情報が届いていない者がおり、適切な支援が受けられていない場合があることが指摘されている。こうした支援漏れの防止のためには、アウトリーチにより、支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの課題を把握し、課題に応じた支援策や必要な情報を提供することが有効である。また、災害に起因する課題を抱える者についても、早期にその状況を把握することで適切な支援につなげることが可能である。

4. 被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等

災害ケースマネジメントの実施により、被災者の自立・生活再建期間の短縮、早期課題の発見による重症化の防止等の効果も期待される。また、被災者が早期に平時の生活に戻ることは、地域経済のみならず、地域社会の活力の早期の回復・活性化にもつながる。

災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建の方向性を丁寧に聞き取り、被災者の意向を踏まえた支援を行うものであり、孤独孤立の防止や心のケアにも資するものであるほか、この取組を丁寧に行うことで、まちの再生やコミュニティ維持といった点においても地域住民の意向が反映され、よりよい復興の実現にも貢献するものである。

(3) 災害ケースマネジメントの実施

1. 平時からの取組

災害ケースマネジメントは、地方公共団体の部局間の連携のみならず、専門的知見を有する社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会、NPO等の民間団体との協働が必要であることから、発災後に円滑に連携して取り組めるよう平時から連携体制を構築しておくことが重要である。

特に、社会福祉協議会やNPO等の民間団体との連携は、発災後から体制を構築しようとすると、支援の実施開始の遅れにつながることから、平時から顔の見える関係づくりを進めておく必要がある。

また、円滑な実施のためには、研修の実施など平時からの人材育成に加え、災害時に連携を行うNPO等の関係機関の活動内容について被災者に誤解なく理解されるよう、災害ケースマネジメントの概要や実施について、平時から広報に取り組むことも効果的である。

2. 庁内の連携

平時から市の各部局が連携し、災害ケースマネジメントの実施について検討し、円滑な実施体制の構築に努める。

3. 関係機関等との連携

災害発生時に、災害ケースマネジメントの実施にあたり、連携が想定される関係機関を抽出のうえ、顔の見える関係を構築し、発災直後から適切に連携できる体制づくりに努める。

3 各種被災調査の違いに関する被災者への事前説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

第5節 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者生活再建支援金の支給を行う。

1 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)のうち1号
又は2号を満たす自然災害が発生した市町村(※)

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	1,000,000人未満	1,000
5,000人以上 15,000人未満	40	1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
15,000人以上 30,000人未満	50	2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
30,000人以上 50,000人未満	60	3,000,000人以上	2,500
50,000人以上 100,000人未満	80		
100,000人以上 300,000人未満	100		
300,000人以上	150		

(※) 1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村
(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、

全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)
全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)

2 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額となる（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。）

	基礎支援金	加算支援金		計	
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)			
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
		②解体	補修	100万円	200万円
		③長期避難	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
		補修	100万円	150万円	
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円	
		補修	50万円	50万円	
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円	

4 支援金の支給申請

申請窓口	市町村	
申請時の添付書面	基礎支援金	罹災証明書、住民票等
	加算支援金	契約書(住宅の購入、賃借等)等
申請期間	基礎支援金	災害発生日から13月以内

	加算支援金	災害発生日から37月以内
--	-------	--------------

5 基金からの支給及び国の補助

被災世帯への支援金の支給は、国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給することとなっている。基金が支給する支援金の2分の1に相当する額を、国が補助する。

第6節 災害弔慰金等の支給及び貸付け

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「鳴門市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第48号）」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金の支給

- (1) 支給対象は、政令で定める災害により死亡した市民の遺族とする。
- (2) 支給額は、生計維持者については500万円以内、その他の者については250万円以内とする。ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を差し引いた額を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

- (1) 支給対象は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある市民に支給する。
- (2) 支給額は、生計維持者については250万円以内、その他の者については125万円以内とする。

3 災害援護資金の貸付け

- (1) 貸付対象は、災害救助法が適用された災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主とする。（所得制限有）
- (2) 貸付限度額（世帯主の負傷、家財、住居等の被害の程度により異なる。）

世帯主の1カ月以上の負傷	150万円～350万円
住居又は家財の損害	150万円～350万円

- (3) 貸付利率は、年3%とする。（据置期間は無利子）
- (4) 据置期間は、3年（特別の事情のある場合は5年）とする。
- (5) 償還期間は、10年（据置期間を含む）とする。
- (6) 償還方法は、年賦又は半年賦、月賦とする。

4 災害見舞金の交付

市は、「鳴門市災害見舞金交付要綱」（平成13年10月1日施行）に基づき、災害見舞金の交付を行う。

支給対象者	自然災害により住家に被害を受けた世帯の世帯主又は自然災害により死亡若しくは行方不明となった者の遺族（葬祭執行者を含む）。ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に該当するとき、災害救助法の適用を受けることとされたとき等は交付しない。	
見舞金の額	住家が全壊又は流出した場合	1世帯につき20,000円
	住家が半壊した場合	1世帯につき10,000円
	死亡又は行方不明の場合	1人につき20,000円

第7節 被災者台帳の作成・利用

1 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、法第90条の3に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合にはその提供先、その旨及びその日時
- (12) 被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- (13) 市長は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

2 被災者台帳の利用

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、法第90条の4に基づき市対策本部内において被災者台帳を利用する。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づき不当な目的による場合等を除いて情報提供を行う。

第8節 罹災証明書及び罹災届出証明書

1 体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害調査及び罹災証明交付事務の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、住家被害の調査の罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよ

う努めるものとする。

- (3) 県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図るものとする。また、他の都道府県や民間団体との協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

2 災害時の対応

(1) 罹災証明書

市は、住家被害調査等の結果に基づいて、被災者に罹災証明書の申請手続き等を周知するとともに、住家の被害程度等を証明する「罹災証明書」を遅滞なく被災者に交付する。また、車両被害については、減税等の措置が取られる場合に、罹災証明を交付する。

(2) 罹災届出証明書

被災者台帳により確認できない場合であっても、申請者の立証資料等により客観的に判断できるときは、罹災届出証明書を発行するものとする

- (3) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- (4) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うことにより、被災市町村間の調整を図るものとする。

第9節 安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市、県は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

1 照会手続

- (1) 照会者は、市長に対して次の事項を明らかにして照会を行わなければならない。

1. 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
2. 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
3. 照会をする理由

- (2) 安否情報の照会を受けた市長は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカードなどの当該照会者が本人であ

ることを確認するに足りるものの提示を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

2 安否情報の提供内容

安否情報の照会を受けた市長は、その照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をする。

間柄	提供する情報の範囲
1. 照会者が照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者その他婚姻の予約者を含む）	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2. 照会者が照会に係る被災者の親族（1.を除く）又は職場の関係者その他の関係者	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3. 照会者が照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

また、上記にかかわらず、以下の場合にも提供する。

4. 照会に係る被災者が、照会者に対する安否情報の提供について同意をしている場合	同意の範囲内で提供する。
5. 上記にかかわらず、公益上特に必要があると認めるとき	必要と認める限度で提供する。

第10節 雇用機会及び労働条件の確保

市は、災害時の対策として、被災者の職業斡旋について、徳島労働局に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

第11節 市税等の徴収猶予及び減免等

1 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)又は災害による市税の減免に関する条例(昭和41年条例第37号)により、市民税、固定資産税等の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 国民健康保険料

市は、被災した保険料の納付義務者に対し、鳴門市国民健康保険条例(平成12年条例第26号)により、国民健康保険料の減免等の措置を講じるものとする。

また、医療サービスを必要とする者においては、鳴門市国民健康保険一部負担金減額、免除及び徴収猶予事務取扱要綱(平成19年告示第22号)により、一部負担金の減免等の措置を講じるものとする。

3 後期高齢者医療保険料

市は、被災した保険料の納付義務者に対し、鳴門市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 34 号）により、後期高齢者医療保険料の減免受付等の措置を講じるものとする。

また、医療サービスを必要とする者においては、同条例により、一部負担金の減免受付等の措置を講じるものとする。

4 介護保険料

市は被災した保険料の納付義務者に対し、鳴門市介護保険条例(平成 12 年条例第 27 号)により介護保険料の減免措置を講じるものとする。

また、介護サービス利用者においては、鳴門市介護保険利用者負担減免取扱規則（平成 19 年規則第 8 号）により、利用者負担の減免等の措置を講じるものとする。

第 1 2 節 被災者向け生活相談窓口の開設

市は、災害により被害を受けた市民が速やかに再起更生できるよう、市役所内に相談窓口を開設する。相談窓口においては、生活相談、弔慰金等の支給、援護資金等の相談に応じる。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅以外にも、利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、迅速な斡旋に努める。

第 1 3 節 復興法に基づく計画的復興

1 方針

災害発生後、被害を受けた市民の一日も早い生活の安定と速やかな復興を総合的に推進するため、震災復興体制を構築するとともに、「大規模地震からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）」に基づく復興計画（以下「市復興計画」という。）を迅速に定める。

2 市復興計画の策定に係る庁内組織の設置

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置する。

当該本部内の市復興計画策定担当部局において、市復興計画に係る庁内（案）の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

3 復興計画の策定

大規模な災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ複雑な大規模事業になる。事業を速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興法に基づき、国が定める復興基本方針及び県復興方針に即して、市復興計画を策定する。

4 復興に関する調査

本計画第 3 章「災害応急対策」において定めた調査に加えて実施する調査である。復興応急対策のために行う具体的で詳細な調査であり、以下の区分がある。

1. 建築物の被災状況に関する調査	市は、被災地全体の建築物被災状況調査を実施。全壊・半壊等の結果を整理して県に報告する。
2. 公園・緑地等の被災状況調査	市、県及び国は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。
3. その他の都市基盤復興に係る調査	市、県及び国は、港湾・漁港・治山・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

4. 住宅の復興に関する調査	市は、応急仮設住宅等入居状況について、仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。
5. 住家被害状況調査	市は、罹災証明書発行の根拠となる住家の被害状況を調査する。また、情報が不足している地域等については補足調査を行う。
6. 被災離職者に係る調査	離職者の特性や地域経済の損失状況を把握し、雇用対策に活用する。
7. その他生活再建に係る調査	市及び県は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。
8. 事業所等の被害調査	市は、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災について調査する。
9. 地域経済影響調査	市は、災害基盤施設被害状況、事業者の物的被害状況、事業停止期間、取引状況について調査を行う。
【8.及び9.について】特に中小企業の工場、商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、市及び県は可能な限り綿密に調査を行うこととする。	

5 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興の状況に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業における事業計画等を修正する。

第14節 防災のまちづくり

- (1) 防災のまちづくり（防災まちづくり）とは、地域において災害に備えるまちづくりを進めていくためには、地域住民等が防災を意識すること、行政だけではなく地域住民等と協力しながら取り組むことを重視する考え方である。
- (2) 市及び県は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。そして、早急な市民生活再建のため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を実施し、合理的かつ健全な市街地形成・都市機能の更新を図る。
- (3) 災害に強いまちの形成を図るための総合的な防災・減災対策の実施
 1. それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備
 2. 「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の推進（自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める取組）
- (4) 被災地の復興計画作成時の留意点
 1. 地域コミュニティの維持、回復及び再構築に配慮すること（地域のコミュニティは、被災者の心の健康の維持、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たす）
 2. 要配慮者の参画を促進すること

第2編 南海トラフ地震対策編

第1章 総則

第1節 総則

1 計画の性格

本編には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項で規定する事項も含めており、本編に定めのない事項については共通対策編に定めるところによるものとする。

2 デジタル技術の活用

市は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

3 地震・津波の想定について

本市の地震・津波対策は、徳島県が作成した次の想定等を基本として実施する。これらの想定は、現時点での最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したもので、その発生頻度は極めて低いものであるが、この最大クラスの地震・津波への対応を目指す必要があることから作成されたものである。

- (1) 徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日公表）
- (2) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成25年7月31日公表）
- (3) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成25年11月25日公表）
- (4) 徳島県津波災害警戒区域（平成26年3月11日指定）

第2節 徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日公表）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えて作成したものである。

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものである。

沿岸構造物については、コンクリート構造物は、すべて破壊され無くなり、盛土構造物は、4分の3沈下し、津波が乗り越えると破壊され無くなることを想定している。

本市における浸水域（35.3 km²）及び浸水深については、資料編「徳島県津波浸水想定（鳴門市域）」を参照。

1 鳴門市沿岸域の最大津波高及び最大津波到達時間

場所	最大津波高(m)	最大津波到達時間(分)
粟田漁港	2.7	72
榑木漁港	2.7	—
八木の鼻	5.5	—
岡崎海水浴場	7.1	—
里浦海岸	6.0	64

2 津波影響開始時間

場所	津波高(m)	津波影響開始時間(分)
粟田漁港	+0.2	61
里浦海岸	-0.2	19

3 津波到達時間

場所	津波高 (cm)	津波到達時間 (分)
里浦海岸	20	48

第3節 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次公表分）（平成25年7月31日公表）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル（M9.0、M9.1）」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出している。

津波被害については、「徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日公表）」に基づき作成したものである。

本市における最大震度は「6強」であり、徳島県における震度分布については、資料編「南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】」を参照。

1 徳島県内の死者数

発生時刻	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	合計 (単位:人)
冬深夜	3,900	30	26,900	470	0	31,300
夏12時	2,400	20	21,800	570	10	24,800
冬18時	2,800	20	20,900	920	30	24,700

2 徳島県内の建物全壊棟数

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計 (単位:棟)
冬深夜	60,900	540	360	42,300	5,500	109,600
夏12時					9,300	113,400
冬18時					12,300	116,400

3 鳴門市内の死者数

※は若干数を示す。

数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

発生時刻	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	合計 (単位:人)
冬深夜	190	※	2,500	※	0	2,700
夏12時	110	※	2,100	※	※	2,200
冬18時	140	※	2,100	10	※	2,200

4 鳴門市内の建物全壊棟数

数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(※鳴門市 建物 総棟数:23,515 棟)

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計 (単位：棟)
冬深夜	2,900	60	30	8,600	80	11,600
夏 12時					230	11,800
冬 18時					350	11,900

第4節 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次公表分）（平成25年11月25日公表）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル((M9.0、M9.1)」をもとに「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活支障等」及び発災後の被害の様相を示したものである。

津波被害については、「徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日公表）」に基づき作成したものである。

1 上水道被害

断水率=(管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口)/全給水人口
 復旧対象給水人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く
 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

市町村名等	給水人口(人)	復旧対象給水人口(人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊人口(人)
			断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	
県全体	749,300	633,900	92	689,000	73	547,700	56	417,800	22	165,500	115,400
鳴門市	61,000	38,700	85	52,000	66	40,000	54	32,800	39	23,900	22,300

2 下水道被害

支障率(直後~1週間後)=(管路・処理場被害による支障人口+津波全壊による支障人口)/全処理人口
 支障率(1ヶ月後)=管路・処理場被害による支障人口/全処理人口
 復旧対象処理人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く
 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

市町村名等	処理人口(人)	復旧対象処理人口(人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊人口(人)
			支障率(%)	支障人口(人)	支障率(%)	支障人口(人)	支障率(%)	支障人口(人)	支障率(%)	支障人口(人)	
県全体	128,000	107,700	79	101,500	79	101,500	26	33,500	1	1,300	20,300
鳴門市	4,200	2,700	100	4,200	100	4,200	43	1,800	0	0	1,500

3 電力の被害

停電率=(需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数
 復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する電灯軒数を除く
 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

代表	電灯	復旧対象	直後	1日後

市町村名等	震度	軒数 (軒)	電灯軒数 (軒)	停電率(%)	停電 軒数(軒)	停電率(%)	停電 軒数 (軒)	津波全壊 相当 電灯軒数 (軒)
県全体	—	415,300	351,900	98	408,900	72	300,400	63,400
鳴門市	6.14	31,900	20,200	100	31,900	74	23,500	11,700

4 固定電話の被害

不通率=(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数)/全回線数
 復旧対象回線数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する回線数を除く
 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

市町村名等	回線数	復旧対象回線 数	直後		1日後		津波全壊相当回線 数
			不通率 (%)	不通回線 数	不通率 (%)	不通回線 数	
県全体	215,800	184,600	98	212,500	75	162,000	31,200
鳴門市	18,300	11,600	100	18,300	83	15,200	6,700

5 携帯電話の被害（徳島県全域）

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当数発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局がさらに増加した。その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1ヶ月半程度で、一部のエリアを除き、復旧がされたところである。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規制により、発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

6 都市ガスの被害（冬 18 時発生）（徳島県全域）

供給停止率=管路被害・安全措置等による供給停止戸数/復旧対象需要家数
 復旧対象需要家数は、地震動や津波浸水等により建物全壊・半壊した需要家数を除く
 数値は、十の位または百の位で処理しており、率が合わない場合がある

復旧対象需要 家数 (戸)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	供給 停止 率 (%)	供給停止戸 数 (戸)	供給 停止 率 (%)	供給停止戸 数 (戸)	供給 停止 率 (%)	供給停止戸 数 (戸)	供給 停止 率 (%)	供給停止戸 数 (戸)
5,400	100	5,400	100	5,400	63	3,400	0	0

7 LPガスの被害（徳島県全域）

「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査報告書」によれば、LPガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10箇所出荷停止を余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充填所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。

被災三県におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3月11日に発生した大震災に対する復旧は概ね4月上旬、全体の復旧は4月21日(当面復旧可能な世帯に対して)である。発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止ま

ったとみられ、その後順次点検を実施しながら供給が再開された。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波による LP ガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、すべての復旧対象世帯において供給が開始されるには1ヶ月程度を要すると想定される。

8 道路施設の被害（徳島県全域）

数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

道路種別	津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
	延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
全路線	3,250	690	11,760	940	15,020	1,600
うち高速道路・直轄国道	80	60	300	50	390	110
うち補助国道 ・県道・市町村道	3,170	630	11,470	880	14,630	1,500
うち緊急輸送道路	180	70	950	100	1,130	170

9 鉄道施設（徳島県全域）

数値は、一の位または十の位で処理しており、合計が合わない場合がある。「-」の路線は浸水の影響はないことを表し、「※」は若干数を表す。

鉄道区分	路線名称	津波浸水域		津波浸水域外		路線 延長 (km)	被害 箇所数
		延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
四国旅客鉄道(JR 四国)	高德線	6	10	19	50	25	60
	鳴門線	8	20	0	0	8	20
	牟岐線	38	70	42	120	79	190
	徳島線	2	※	66	160	67	170
	土讃線	-	-	41	90	41	90
	計	54	110	168	420	222	530
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	3	※	4	10	8	20
全体		57	110	172	430	229	550

10 港湾施設 岸壁・その他係留施設（徳島県全域）

数値は、十の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

港湾種別	岸壁			その他係留施設		
	総 ハース数	耐震 ハース数	被害 ハース数	総 ハース数	耐震 ハース数	被害 ハース数
重要港湾	54	3	40	99	0	80
地方港湾	22	0	20	108	1	80
全体	76	3	60	207	1	160

11 港湾施設 防波堤（徳島県全域）

数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

港湾種別	防波堤延長(m)	被災延長(m)
重要港湾	5,510	1,700
地方港湾	7,760	4,300
全体	13,280	6,000

1 2 想定避難者数（冬 18 時発生）

数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。（単位：人）

市町村名等	人口	警報解除後当日			1週間後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
県全体	785,491	202,200	108,400	310,600	226,500	136,100	362,600
鳴門市	61,513	20,000	10,100	30,200	21,500	10,600	32,100

市町村名等	人口	1ヶ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難所生活者数
県全体	785,491	102,500	102,500	102,500
鳴門市	61,513	9,400	9,400	9,400

【参考】津波一時避難者数(冬深夜発生)(単位：人)

市町村名等	人口	一時避難者
県全体	785,491	359,800
鳴門市	61,513	50,000

1 3 帰宅困難者 想定人数

市町村名等	帰宅困難者数
県全体	40,600 ～ 50,400
鳴門市	2,800 ～ 3,800

1 4 入院需要 想定人数（冬 18 時発生）

数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

市町村名等	入院需要(単位：人)			
	重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
県全体	4,700	2,500	2,100	9,300
鳴門市	220	220	140	590

1 5 災害廃棄物等 想定発生量（冬 18 時発生）

市町村名等	重量換算(万トン)			体積換算(万m ³)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
県全体	1,000	550～1,200	1,600～2,200	1,700	500～810	2,200～2,500
鳴門市	123	97～276	220～399	215	88～141	303～356

1 6 必要応急仮設住宅戸数（冬 18 時発生）

市町村名等	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
県全体	302,100	70,200
鳴門市	23,000	6,400

1 7 エレベーター閉じこめ 想定発生人数

数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

※は、若干数を表す。

市町村名等	エレベーター数	閉じこめ可能性のある台数			
		安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
県全体	2,900	※	240	540	780
鳴門市	220	※	20	40	60

18 避難所生活者のうちの災害時要援護者数 想定人数（冬18時発生）

市町村名等	避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの災害時要援護者数								合計
		65歳以上 高齢単身者	5歳未満 乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	要介護 認定者(要支 援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人	
県全体	226,500	9,000	8,700	10,400	2,000	8,700	1,700	1,800	1,100	43,400
鳴門市	21,500	840	750	970	170	840	190	160	120	4,040

※属性間の重複あり

19 文化財の被害（徳島県全域）

全施設数	要因別被害想定結果		
	津波浸水	揺れ	火災
17	2	9	0

※要因間での重複あり

20 孤立集落数

市町村名等	孤立可能性のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
県全体	465	117	23	140
鳴門市	17	4	10	14

21 経済被害 想定金額（徳島県全域）

※数値は、十の位、百の位または千の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

種別	被害額(億円)
住宅	42,100
家庭用品	6,900
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	110
下水道	290
電力	90
通信	390
道路	430
鉄道	130
港湾	1,300
その他土木施設	870
災害廃棄物	2,300
合計	64,000

第5節 徳島県津波災害警戒区域（平成26年3月11日指定）

徳島県津波災害警戒区域とは、「津波防災地域づくりに関する法律」第53条及び「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第52条に基づき徳島県が平成26年3月11日に指定したもので、津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域である。

指定する区域の範囲は、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とし、区域の指定に併せて、基準水位が示された。

基準水位は、浸水深の水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇（せき上げ）を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、10mメッシュごとに10cm単位で記載される。

基準水位は、津波から避難する上での有効な高さを想定したものであることから、避難施設などの効率的な整備の目安となる。

【資料編】

徳島県が実施したこれまでの南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

徳島県津波浸水想定（鳴門市域）

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】

第6節 鳴門市南海トラフ地震等防災・減災対策推進計画

1 計画の推進

今後30年以内に70～80%の確率で発生すると言われていた南海トラフ地震への対応は、本市の喫緊の課題であることから、フェーズフリーの概念を踏まえた、より具体的で実効的な防災・減災対策を推進する。

2 計画の理念

「第七次鳴門市総合計画」に定めるまちづくり基本に、「市民のいのちを守る 災害に強いまちづくり」を本計画の基本理念とし、市民、事業者、地域、行政が協働し合い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

3 計画の位置づけ

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」及び徳島県の『「とくしまー0作戦」地震対策行動計画 plus（徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画）』等との整合性を確保しながら、本計画の「南海トラフ地震対策編」及び「直下型地震対策編」に定める対策の基本となる考え方と取り組みの方向性を示すものである。

4 計画期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度の7年間とする。

5 計画の進捗管理

計画に掲げる取組の着実な推進を図るため、年度ごとに進捗管理を行う。

また、防災・減災対策に関する重大な想定の見直しや大幅な制度変更等があった場合は、適宜内容を見直し、実効的な計画とする。

6 計画の体系

地震と津波による被害を最小限とし、尊い人命を守るため、「自助」「共助（近助）」「公助」を柱として、「32」の基本施策を体系的に位置付けて推進する。

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策
市民のいのちを守る 災害に強いまちづくり	I 自分たちの命を守る 《自助》	(1) 防災意識・機運醸成の強化	① 自分のできる備えに対する意識の向上 ② 住家等の安全対策の推進
	II 地域の防災力を高める 《共助(近助)》	(1) 地域(市民)の防災力向上	① 防災コミュニティの活動活性化 ② 地域防災リーダーの育成 ③ 避難行動要支援者の避難支援体制の強化
		(2) 地域(事業者等)の防災力向上	① 災害ボランティアセンターの体制強化 ② 事業者等の防災対策の強化
	III 災害に強いまちをつくる 《公助》	(1) 社会機能等の災害対策の強化	① 道路橋梁保全整備の推進
			② 水道施設の更新・耐震化の推進
			③ 水門・樋門・排水機場・ポンプ場・雨水排水路の整備
			④ 空き家対策の推進
			⑤ 市有施設の整備
			⑥ 消防力の強化
			⑦ 医療救護体制の強化
			⑧ 災害廃棄物の処理体制の強化
			⑨ 遺体の収容・処理・埋葬にかかる体制強化
		(2) 学校等における災害対策の強化	① 防災教育の充実
			② 防災行政無線と校内放送設備の連動
			③ 学校等の危機管理体制の強化
			④ 学校等再開に向けた体制強化
		(3) 災害対策組織体制等の強化	① 災害対策本部の機能強化
			② 市職員の災害対応能力の向上
			③ 行政機能の維持・強化
			④ 応援・支援体制の構築
(4) 市民との情報共有の推進		① 効果的な防災・災害情報の発信	
(5) 避難施設等の対策強化	① 避難施設の拡充		
	② 避難施設的环境整備・機能強化		
	③ 福祉避難所の設置・運営体制の強化		
(6) 災害発生後の生活支援の強化	① 応急支援活動体制の強化		
	② 保健衛生・防疫体制の強化		
	③ 被災者生活相談体制の強化		
	④ すまいの円滑な確保のための体制強化		

第2章 災害予防（ハード対策）

第1節 建築物等の耐震化

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が繰り返りかえし発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

さらに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、建築年代の古い住宅が多数倒壊するなど、甚大な被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの)の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るとともに、とりわけ木造住宅の耐震性の確保に対し、より一層強化を図る。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層の強化を図る。

1 防災上重要な建築物の耐震対策

(1) 防災上重要な建築物の設定

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるために市有建築物のうちから避難・救護活動等の本拠となる建築物を設定する。

また、重要度を考慮し各施設は非構造部材を含む耐震対策等により、高い安全性の確保を図るものとする。

建築物の用途分類	施設名称
震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる施設	本庁舎、北側・東側付属棟、消防庁舎、大麻分署、水道庁舎、浄水場施設、水道施設、防災無線中継基地、ごみ焼却施設、火葬場、し尿処理施設等
震災時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる施設	各連絡所、学校施設、福祉施設、健康福祉交流センター、公民館、教育施設、体育施設、文化施設等

(2) 防災上重要な建築物の耐震性強化

設定建築物の耐震性を確保、強化を図るため国土交通省その他の研究機関による技術基準等を踏まえ、耐震性の確保を図る。

1. 既設建築物の耐震性の調査
2. 既設建築物の耐震改修の促進

(3) 防災上重要な市の建築物の耐震性確保

1. 既設の市有建築物については、前項の重要建築物に準じて、重要度及び緊急性に応じた順次耐震性の調査、補強を推進し耐震性の確保を図るものとする。
2. 市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

2 特定既存耐震不適格建築物の耐震対策

学校、病院、ホテル、集会所等多数の人が集合する建築物をはじめ民間の防災上重要建築物について耐震性の調査、耐震補強方法など、前項に準じて民間建築関係団体等の指導に努めるものとする。

3 一般建築物等の耐震対策

耐震性の低い木造住宅については、大きな被害が想定されることから耐震診断及び補強等の重要性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震補強の促進を図るものとする。

特に、昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の促進については、重要な課題であるが、平成12年以前の耐震基準の木造住宅においても、耐震性について認識を深めるとともに耐震診断、耐震改修の実施を促進するものとする。

4 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く市民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して市民の文化向上に資する必要がある。このため、市は、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

5 工作物の耐震対策

高架水槽、屋外看板、煙突等の工作物の耐震性についても設置者の認識を深めるとともに、点検・補強を呼びかけるものとする。

6 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

道路に面する建築物の所有者に対し、外装タイル・窓ガラス等の落下防止に努めるよう指導・助言を行う。特に、通学路に面する3階以上の建築物の所有者に対しては、点検を実施し安全性の確保を働きかけるものとする。

7 ブロック塀等の耐震対策

ブロック塀等の所有者の自主的な点検及び安全性を確保するよう呼びかけるものとする。特に、通学路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、定期的な点検と補強を働きかけるものとする。

8 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建物内の家具、電気製品、ピアノ等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、その適切な対策、転倒防止方法等について広報誌、パンフレット等により市民への啓発・普及を図り、家具等の耐震安全性の確保を図るものとする。

9 市民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について市民の認識を深めるため、市は講習会を開催するにとどまらず、種々の講習会等にも積極的に講師を派遣するものとする。また、防災パンフレットなどを配布し、都市の耐震化を市民ぐるみで進めるよう努める。

10 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

施設等の整備は、毎年必要な見直しを行いつつ実施するものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 道路構造物(橋りょう)の保全整備計画

鳴門市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の対症療法的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び架け替えへと政策転換し、老朽化した橋りょうの修繕等を行い、災害時のみに限らず、平時においても道路ネットワークの安全性や信頼性を確保することを目的に、耐震化補強の完了した主要避難路に架かる下記の主要橋りょうを含めた市内の橋りょうの長寿命化を順次進める。

橋りょう名	橋 長	橋設置箇所
撫養川大橋	L=458.00m	鳴門市撫養町大桑島・弁財天
文明橋	L=60.50m	鳴門市撫養町南浜・斎田・林崎
城見橋	L=78.00m	鳴門市撫養町南浜・立岩
うずしお橋	L=140.00m	鳴門市撫養町南浜・立岩
学園橋	L=35.50m	鳴門市鳴門町高島・三ツ石
木津神橋	L=27.47m	鳴門市撫養町木津・大津町木津野
大正橋	L=218.70m	鳴門市大麻町市場
大代谷橋	L=38.90m	鳴門市大津町大代
城山2号橋	L=19.10m	鳴門市撫養町木津
板東跨線橋	L=197.00m	鳴門市大麻町板東

(2) 「広域避難場所への主要避難路」に位置づけられている下記市道の点検整備を進める。

路		線 名	
1	南浜里浦線	5	南浜黒崎線
2	南浜木津線	6	木津野松村線
3	明神大津線	7	栗津岡崎線
4	林崎岡崎線	8	撫養港東線

(3) 避難所・避難路の整備

避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるよう避難路や避難所について周知するとともに、必要な案内看板等の設置を進めるものとする。

(4) 津波対策施設

市は以下の項目について努めるものとする。また、国及び県の管理する防潮堤、堤防、水門、樋門等の海岸保全施設や河川管理施設について、早急な点検の実施、計画的な整備促進を要請する。

1. 水門、樋門の点検業務委託
2. 非常用発電装置の配備及び水門、樋門の自動化

1 1 関係団体との連携

一般建築物の耐震化等について、広報活動を行っている建築士会等の協力を得て耐震性の確保を図るため、指導の強化及びポスター等の掲示をするなど、その周知・啓発、普及を図り、一般建築物の耐震性の確保を図るものとする。

第2節 都市防災機能の強化

1 方針

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にある。

また、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。このような状況から災害を防除し、

被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進するものとする。

2 防災空間の確保

市街地における大規模な地震災害、同時多発火災及び津波が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地等防災空間の確保に努める。

(1) 都市公園の整備

本市は、軟弱地盤に立地しており、不燃化が進んだとはいっても、依然として木造家屋を中心として構成されており、大地震及び火災に対して極めて脆弱な都市構造であるため、市は、環境保全、レクリエーション機能とともに都市防災機能を持つ都市公園の整備に努める。

1. 都市公園の現況（令和4年11月30日現在、都市計画区域に関する事項：市まちづくり課）

都市計画区域 人口(人)	計画区域面積 (ha)	公園数 (箇所)	都市公園面積 (ha)	一人当たりの 公園面積(m ²)
53,166	10,515	46	36	6.77

3 建築物の不燃化促進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

木造建築物で形成された市街地から地震による火災等の被害が生じるおそれがあり、火災の危険を防除するため都市計画において防火地域・準防火地域が定められている。

防火地域の指定は建築物の耐火建築物の促進を図るもので、市の中心及び幹線道路沿いを指定しており、準防火地域の指定は一定規模以上の建築物を耐火建築物へ、その他の建築物は準耐火建築物への促進を図る。

こうした制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていくものとする。

【参考】市内の防火地域指定状況 3.6ha（令和2年3月31日現在）

4 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進するものとする。

5 市街地再開発事業の推進

木造家屋が密集している地域等地震災害に対し構造的に脆い地域については、再開発を通じ、耐震耐火建築物の建設及び道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、都市機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

6 宅地開発の防災対策

開発行為の指導にあたっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

7 空き家対策の推進

地震等災害により倒壊し、道路等を閉塞するおそれのある老朽化して危険な空き家を除却す

るなど、市民の安全と安心の確保を図るものとする。

第3節 土砂災害等予防対策

■33 ページ共通対策編「土砂災害予防対策」を参照。

第4節 津波災害予防対策

1 方針

本市は、瀬戸内海、紀伊水道に面し、その海岸線の延長は 85.0km で、このうち 52.1km(徳島県河川整備課調べ)が海岸保全区域に指定されている。これらの海岸線は、津波、高潮等の影響を受けやすい自然条件を有しており、その対策として防護施設が整備されているが地盤沈下、老朽化等により機能が低下している施設が見られる。

津波、高潮等から人命、財産の安全を確保する海岸保全施設の防災機能を高める施設の整備を計画的に整備するものとする。

2 津波災害対策の基本的な考え方

- (1) 東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 1. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 2. 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- (2) 最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先として、市民避難を軸に、市民の防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
- (3) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸への津波の浸水を防ぐことにより、人命保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を図るため、海岸保全施設や河川堤防等の整備を進めるものとする。

3 河川・海岸・港湾及び漁港施設等の整備

- (1) 津波、高潮等の災害を防除するため設置された海岸堤防の維持管理は、その設置者が行うが、非常時における水門、樋門等の操作は緊急を要する。このため、その施設の利用状況等を考慮した上で、可能な施設においては、常に通常の降雨量が流下できる高さまで降下させておくものとし、必要に応じて自動化や遠隔操作化も検討するなど、事態に即応した適切な措置が得られる体制を整えておくものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について定めるものとする。
 1. 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - ア 関係機関とともに定期的目視等による構造・機能点検を行う。
 - イ 構造・機能に不備箇所が見つければ優先順位により整備計画を立て整備する。
 2. 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 3. 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - ア あわせて、関係者と共に定期的に陸閘等の作動点検を行い、地震後の津波に対して速やかに対応できるよう連絡体制及び操作手順マニュアルを作成する。

4. 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

第5節 水道施設の耐震化

1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の耐震化について定める。

2 水道施設の耐震化

- (1) 市は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化に係る計画を策定するものとする。
- (2) 耐震化に際して弱点となるような老朽管路については、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- (3) 耐震化は、重要度の高い下記水道施設から計画的に進めるよう努める。
 1. 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
 2. 防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
 3. 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- (4) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。
- (5) 局地的な被害による施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業者と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。

第6節 危険物等の災害予防対策

1 方針

地震による危険物の災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携し、法令等の定めるところによる保安体制の強化を図る。また、保安教育及び訓練の徹底と自衛消防組織の育成及び防災思想の普及を図るものとする。

2 保安の強化対策

危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油等事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講じるよう指導する。

4 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

製造施設、貯蔵所等の実態を把握し、防災上必要に応じ、立入検査を実施し、防災設備の保

守管理について責任者に指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。

5 毒物劇物災害予防対策

- (1) 毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対し、常に基準に適合するよう施設の維持管理を図る。
- (2) 毒物劇物貯蔵所には、定期的に点検を行わせるとともに、事故が発生した場合の危険防止のため応急措置を講じると同時に届出義務（消防署、保健所、警察署）の周知徹底を図る。
- (3) 学校における毒物劇物等の保安対策
 1. 学校での毒物劇物の管理責任者及び使用責任者等を定めて、薬品類の保管、管理及び使用にあたっての安全管理体制を整備する。
 2. 学校での毒物劇物の保管の方法については、安全な一定の場所を保管場所とし、「毒物」、「劇物」の文字を表示する。また、施錠のある戸棚に収納するように努め、カギは責任者が保管し、盗難や紛失等による事故防止を図るよう指導する。
 3. 学校での毒物劇物の容器及び梱包については、堅固なものを用いて毒物劇物が漏れ、流れ、しみ出ることによる危険防止に努めるものとする。

6 放射線災害予防対策

放射性物質取扱業者等は、震災時における事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、装備資機材の充実を図り、自主保安体制を確立し、災害時には、速やかに関係機関に連絡できる体制を構築するものとする。

第3章 災害予防（ソフト対策）

第1節 津波災害等に関する広報及び防災教育

市は、市民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うものとする。「広報なると」や市公式ウェブサイト等各種広報媒体、パンフレット等の配布、防災訓練の実施、津波浸水標識の設置等により市民への周知徹底を図るものとする。

広報及び教育に係る事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難場所について、避難場所の名称、所在位置、経路その他必要な事項。
- (2) 津波に関する基礎知識について

我が国の沿岸ではどこでも津波が襲来する可能性があり、津波警報等が発表されたとき、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地地震、火山津波の発生可能性があること。

- (3) 日頃の準備、避難の心得について

非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備。
避難場所、避難路をあらかじめ確認すること。
警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難場所でのとるべき行動について。
いざというときの対処方法を検討しておくこと。
防災訓練への積極的に参加すること。
避難時における知識
避難収容後の心得

- (4) 地域住民及び事業者がとるべき予防措置

地域住民	地域住民は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておくとともに、いつでも速やかに避難できるよう万全の準備をしておくものとする。
事業者	南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)及び津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画の作成義務者は、両法その他関係法令に基づき、実効性のある対策計画を策定し、津波からの避難等について万全の体制を確保しておくものとする。
	市及び県並びに関係機関・団体は協力して、一定の津波浸水が想定される地域にある事業者で、法令上、対策計画を定める義務のない事業者に対しても、施設の利用者や職員及び地域の安全確保対策等の観点から、対策計画に準じた防災対策計画の普及に努めるものとする。
	事業者は、津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画を策定するとともに、年1回以上避難訓練を実施し、市に報告を行うものとする。

第2節 避難場所及び避難路の確保

1 方針

災害時における火災、津波等から市民の生命、身体の安全を確保するためあらかじめ避難場所及び避難路の確保を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

2 避難場所の確保

市は、次の点に留意し、避難場所の確保に努めるものとする。

- (1) 火災の輻射熱等から避難者の安全を確保できる広さを有したグラウンド、公園、広場

その他の公共等の空地であること。

- (2) がけ崩れ、津波、浸水等の危険のない所及び危険物等のない所であること。
- (3) 地区分けをする場合においては、主要道路、河川等を境界とし、市民等がこれらを横断して避難することはできるだけ避けるようにすること。
- (4) 避難場所へ安全に到着できる避難路と連結されていること。

3 避難路の確保

市は、次の点に留意し、避難路の確保に努めるものとする。

- (1) 避難路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難路は、原則として相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
- (3) がけ崩れ、津波、浸水等の危険のない道路であること。

4 津波からの避難対策

市は、県が発表した徳島県津波浸水想定や被害想定等を踏まえて、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、市民の安全確保に努めるとともに、平常時から津波避難に関する留意事項等を関係地域住民に周知しておくとともに、避難訓練を実施するなど必要に応じて避難計画の見直しを行うものとする。

津波警報等の伝達	市は、さまざまな環境下にある市民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 また、津波警報、避難指示等の周知が、市民の迅速・的確な避難行動に結びつけられるよう、地域の特性を踏まえ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定するものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
避難誘導體制	地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩及び自転車によることを原則とする。
避難場所及び避難路の選定等	上記のほか、津波発生時における避難場所の選定にあたっては、地域の实情に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準は、「近くの高い所」を基本とし、徳島県津波浸水想定等による津波到達時間や基準水位等を十分考慮する。 また、高台等への避難に相当な時間を要する平野部など避難困難地域等については、堅牢な高層建物の中・高層階(津波避難ビル)や高速道路の法面等を避難場所として利用する。(下記「避難困難地域等に対する避難対策」を参照。) 避難路は、安全性や機能が確保されている道路を選定する。
避難訓練の実施	市民意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、津波避難訓練を実施する。
避難に関する環境整備	避難計画の整備を図るとともに、防災行政無線の整備等により、避難指示等を迅速に市民に伝達する手段を確保するとともに、避難誘導標識の設置、避難場所等の標高の公表等、避難環境の整備に努めるものとする。

5 地震、津波にともなう火災からの避難対策

広域避難場所の確保

87 ページ共通対策編／災害応急対策／避難対策の実施「避難路から広域避難場所への避難」を参照。

6 避難困難地域等に対する避難対策

鳴門市津波避難計画で定める津波発生時に避難するのが困難な避難困難地域等に対しては、避難するために必要な緊急に実施すべき事業等を検討し、避難することができる対策に取り組み、避難困難地域等の解消を図ることとする。

7 避難促進施設

避難促進施設とは、津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、津波発生時にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要がある施設をいう。

津波避難促進施設の所有者又は管理者は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成する。

【資料編】

避難促進施設一覧表（津波）

第3節 避難計画の作成

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成し、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

1 市が作成する避難計画について

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するものとする。

- (1) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地等
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
 1. 給水
 2. 給食
 3. 負傷者に対する応急救護
 4. 生活必需品の支給
 5. その他必要な措置
- (5) 避難場所における秩序維持
- (6) 災害広報

2 防災上重要な施設の管理者が作成する避難計画について

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

- (1) 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定めること。
- (2) 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定めること。

第4節 自治体業務継続計画（BCP）の作成

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、自治体も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、市は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、市は、これら非常時優先業務の実施に必要な内容を定めた業務継続計画（BCP）の策定・運用に努め、災害対応の実行性の向上を図る。

第5節 火災予防に関する指導及び消防力の整備

1 方針

地震発生時に被害の大きくなるものは、二次的に発生する火災によることが多いので、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防の指導及び消防力の整備を図るものとする。

2 出火の防止対策

地震発生時には可燃物が火気使用設備・器具の付近に落下、転倒、接触することなどにより出火しているので、市民に対しては防災意識の高揚と防災知識の普及・啓発を推進し、非常時の行動力の向上を図ることによって、出火件数の軽減を図るものとし、次により安全の指導を行うものとする。

(1) 火気使用設備及び器具の安全化

1. 火気使用器具の安全確保
2. 常時火気を使用する施設の防火管理の強化
3. 火気使用場所及びその周辺の不燃化、難燃化の促進
4. 不特定多数の人の出入りする事業所（量販店、ホテル等）の査察の強化

(2) 危険物・危険物施設の安全化

危険物施設等の把握、危険物等の取扱いと適正管理について、事業所関係者に対する教育指導、防災資機材の整備及び危険物の流出防止対策が遂行されるよう自主保安体制を確立するとともに、管理者に災害発生に対する防ぎよ計画の作成を指導する。

(3) 化学薬品の出火防止

化学工場に保有している化学薬品は、大量の薬品が多種にわたり貯蔵保管されているために、転倒落下による衝撃、他の薬品との混合に伴い発火発熱する性質のものもあるので、火災予防条例等に基づき貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を行うものとする。

(4) 市民に対する指導

家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備え等防災指導を行い自主防災意識の高揚を図るものとする。

また、要配慮者等の居る家庭については、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難方法について指導を行う。

(5) 職場に対する指導

予防査察、防火管理者講習会、火災予防運動等あらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及、高揚を図る。

1. 災害発生時の応急措置の要領
2. 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
3. 避難誘導、避難経路等の避難体制の確立
4. 終業後における火気点検の励行
5. 自衛消防隊の育成指導

(6) 地域ぐるみの防火訓練等、市民防火組織の育成

震災時における消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火訓練の実施、市民防火組織の育成に努めるものとする。

防火訓練等の実施	防災機関と市民参加による地域ぐるみの防火訓練等を実施し、消火及び知識の普及を図る。
市民防火・防災組織の育成	市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識にたって、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かう行動力をもつことから、防火組織の育成に努めるものとする。（資料編「自主防災組織一覧表」を参照）
女性防火クラブの育成	女性による家庭防火思想の普及・啓発と地域における自主防災体制の確立を図ることを目的とし、育成に努めるものとする。
幼少年消防クラブの育成	幼稚園児、小学生を対象とし、幼少年期から火災予防思想の普及・啓発を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努めるものとする。

(7) 予防査察の強化

防火対象物の予防査察を計画により定期的に実施し、特に火災発生時に人命に危険があると認められる対象物及び公共施設等について定期査察のほかに特別査察を実施し、火災予防の強化に努めるものとする。

(8) 防火体制の推進

不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防法に規定する対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させる。また、計画に基づく通報、消火、避難等の訓練を実施するとともに、消防用設備等の点検、火気使用等に関する指導を実施、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導を徹底し、防火体制の推進を図るものとする。

3 消防力の整備強化

大震災や、複雑多様化してきた災害に対処し、市民生活の安全を守るため、状況の変化等を把握し、計画的に消防力の整備強化を図るものとする。

(1) 消防計画の策定

災害時に現有消防力を迅速かつ的確に活用し、被害を最小限に軽減するために、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

防災教育訓練	社会経済の発展と都市化に伴い、消防活動はますます複雑な様相をしている。災害の態様に応じた防ぎょ訓練計画をたて、消防職員及び消防団員に習熟させ、資質の向上を図るものとする。
災害予防、警戒及び防ぎょ計画	火災、地震等の災害の予防警戒及び災害発生時における防ぎょ活動、災害種別に応じた活動要領、消防職員及び消防団員の非常招集等の基準を定め、周知徹底させて、災害の防除及び被害の軽減を図るものとする。
災害時の避難、救護及び救助	震災時には、火災等の二次的災害から市民の安全を守るための避難活動が必要になることが予想されるので、避難指示の伝達、避難誘導、避難路等の防ぎょ活動計画を定めておくものとする。また、避難の誘導等は平素から地域に密着した防災活動を行い、市民の指導的立場にある消防団の活動が重要であり、特に、要配慮者等の避難誘導については消防団を中心とした体制を定めておくものとする。
情報収集伝達・広報活動	震災時の地震・津波情報の伝達及び広報は、市民に漏れなく伝達する必要があり、また、災害の発生状況や被害状況の情報収集を地域防災の中心となって活動する消防団をはじめ市対策本部、消防本部及び消防団員間の情報連絡体制を十分に整えるものとする。
消防活動困難地域の整備	住宅の密集地域、消防水利の不足、進入路の狭隘地域等で、災害が発生すれば現場到着が遅延し救護等に支障がでるおそれがあるので、常に状況を把握して迅速、適切な消防活動体制を確立するものとする。
南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	防災機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、津波警報等の情報を的確に収集し、伝達することを重点として、その対策を定める。

(2) 消防装備の整備強化

消防装備は、災害の複雑、多様化に対応し、震災時に備え効果的な消防活動を確保す

るため、充実強化を図るものとする。また、地域における防災活動の中核として、地域に密着した消防団の機械装備の近代化と活性化を図るものとする。

第4章 災害応急対策（南海トラフ地震臨時情報等への対応）

第1節 基本方針

鳴門市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることとなっており、本市においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、同情報が発表された際には情報内容に応じ警戒態勢を整え、当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。

このことから、市、県及び関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、またはその他の計画を定める。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報とは

ホームページ

同情報は、気象庁HP（右QRコード）より確認することができる。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nteq/index.html>



1 「最初に発生する地震」と「続いて発生する地震」

南海トラフ地震には、「最初に発生する地震」と「続いて発生する地震」という考え方がある。

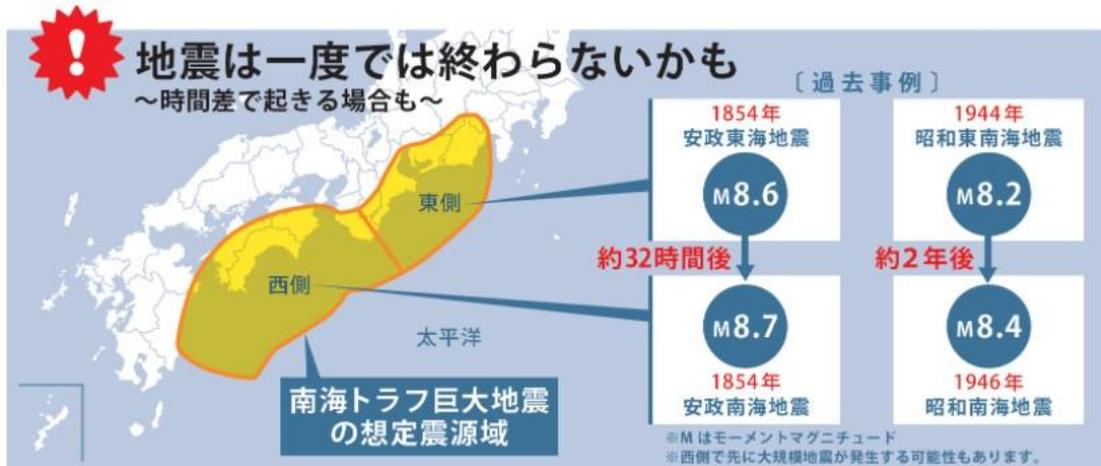
このような区分があるのは、以下の理由によるものである。

※以下、内閣府HPより引用。

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震が約32時間の間隔を置いて発生した事例や、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震が約2年間の間隔を置いて発生した事例など、時間差で巨大地震が発生した事例が知られています。南海トラフ沿いの8事例の大規模地震のうち、少なくとも5事例は東側・西側の両領域がほぼ同時若しくは時間差をもって破壊しています。

世界の事例を見ると、マグニチュード8以上の地震が発生した後に、隣接する領域（震源から50km以上500km以内）でマグニチュード8クラス以上の地震が発生した事例は、103事例中、7日以内に7事例、3年以内に17事例が知られています。

今後も同様の事象が発生する可能性があるため、南海トラフ沿いで一度地震が発生した場合には注意が必要です。



2 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件

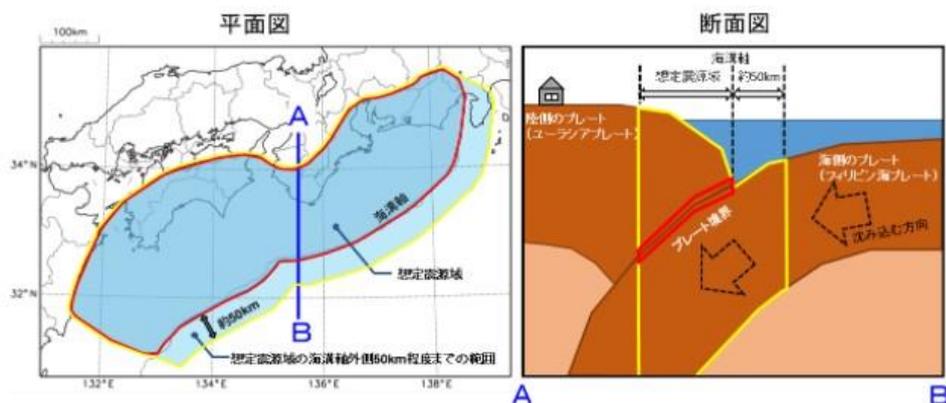
南海トラフ地震関連解説情報	平常時も公表される。
南海トラフ地震臨時情報	より緊急度が高い場合に発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{※1}の地震^{※2}が発生 1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度；図中黄枠部）

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

▶ 南海トラフ地震に関連する情報の発表に用いるひずみ計観測点

▶ ひずみ計とは

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとする現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

○地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。

○南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。

（上図は気象庁HPより引用）

内閣府HP(右QRコード)にも詳しい解説がある。

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index3.html>



第3節 臨時情報（調査中）発表時の措置

1 市のとるべき措置

臨時情報（調査中）が発表された場合、市は担当職員の緊急招集、情報の収集及び共有、市

民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおりとする。

(1) 職員の配備体制

52ページ「動員配備体制の種類及び決定」において定めるところによる。

(2) 情報伝達経路・方法

60ページ「津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統」に準ずる。

第4節 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

1 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合、市は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、市民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

(1) 職員の配備体制

52ページの「動員配備体制の種類及び決定」において定めるところによる。

(2) 情報伝達経路・方法

60ページ「津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統」に準ずる。

2 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後、69ページ「災害広報」に準じて周知するものとする。このとき、要配慮者へ配慮するものとする。

(1) 臨時情報（巨大地震注意）等の内容

(2) 交通に関する情報

(3) ライフラインに関する情報

(4) 生活関連情報など市民に密接に関係のある事項

3 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生した場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合はゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市及び県のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、市及び県は全市民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。また、市及び県は、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認する。

5 学校における臨時情報発表時の対応

公立の小中学校においては、徳島県教育委員会が作成した『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応方針』を参考に、市教育委員会の示す方針に基づき、対応する。

第5節 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

1 臨時情報（巨大地震警戒）等発表直後の措置

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知及び臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下これらを、「臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合、市は災害対策本部設置等の適切な職員配備を行う。あわせて、関係機関等及び市民等への情報伝達を行う。

このとき、市民等に対する情報伝達を行う際には、混乱を最小限に抑えるため、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

2 情報の周知

市は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後、下記事項について、69ページの「災害広報」に準じて周知する。このとき、要配慮者へ配慮するものとする。

- (1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- (2) 交通に関する情報
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある情報

3 市民等相談窓口の設置

市、県及び関係機関等は、市民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

4 災害時情報共有システムを活用した情報の収集・伝達

市、県及び関係機関等は、災害応急対策の実施状況や臨時情報（巨大地震警戒）等が発表後の状況を把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

5 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第6節 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の避難対策等

1 避難計画の作成

市長その他他避難の実施及び安全等の措置を講じる者（以下「避難実施等措置者」）は、市民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるように、あらかじめ避難の計画を定める。

避難計画を定める場合は、次の点に留意すること。

- (1) 市民一人ひとりが防災対策を検討し、実施すること（自助）を基本とすること。市及び県は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すこと。
- (2) 最初に発生した地震に対する緊急対応を取ったうえで、続いて発生することが懸念される地震に対しては、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取りながら、社会全体としては「地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持する」態勢をとること。

- (3) 市は、耐震性が不足している住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して呼びかけを行う。また、不安のある市民に対しても避難を促すこと。
- (4) 市は、南海トラフ地震では市内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害やため池決壊等により被害を受ける可能性のある地域等について、地域の実情に応じて、事前避難等の呼びかけについて検討すること。
- (5) 避難実施等措置者は、施策・事業の推進状況や市民の意向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを適宜行う。

2 地震への備えを呼びかけることについて

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、市は全市民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、地震への備えについて再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

3 滞留旅客等に対する措置

市は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

4 避難指示

(1) 避難指示等の基準

市長は耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等に対しての事前の避難を呼びかけるものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

市長は、臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、市民に対し、防災行政無線、ラジオ、市公式ウェブサイト等により避難の指示等を行う。

5 避難場所及び避難所

(1) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」）、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を作成する。

(2) 事前避難について

臨時情報を踏まえた事前避難については、親類・知人宅等への避難を促すことを基本とし、市はそれが難しい市民が避難するための場所として事前避難所の確保を行う。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは市民各自で準備することを基本とする。

(3) 避難所の受け入れ人数の把握

市は、避難所で受け入れが必要な人数を推計する。宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討し、必要に応じて帰宅の困難な見込み人数を受け入れが必要な人数に加える。

(4) 避難所候補リストの作成

市は、津波災害時の指定避難所を参考に事前避難所として利用できる施設を検討し、避難所候補リストとして整理しておく。検討に当たっては、1週間を基本とした防災対

応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難所一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。リストの作成に当たっては、次の項目を参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理しておく。

1.	施設名、住所、面積、収容人数
2.	管理者、管理者の連絡先(複数名を推奨)
3.	耐震性(想定される最大震度に対する建物の安全性)の有無
4.	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か
5.	津波浸水想定区域内か否か
6.	学校の状況(授業継続または休校)
7.	周辺の避難場所からの移動距離
8.	要配慮者の受け入れ可否(福祉避難所としての機能を有しているか)
9.	冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
10.	食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

(5) 避難所の選定

市は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定する。このとき、市民のニーズや各施設の状況を踏まえて選定する。避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域避難や旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。また、災害の状況等に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や、定員を超過して要配慮者を受け入れることについて検討する。このとき、入所者の処遇に支障が生ずることがないように十分配慮する。

(6) 避難所への移動方法

移動に際しては、自動車による移動を行った場合、対象地域で交通渋滞を招く可能性があること、また徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあることから、徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する。

(7) 避難所の運営

避難所の運営は避難者が自ら行うことを基本とする。また、備蓄品は後発地震が発生した際に使用するものであること、ライフラインや商業施設等は営業しているといった社会状況であることも踏まえ、1週間を基本とした避難に必要なものについては、各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入することを基本とする。

第7節 公共施設やライフライン等への対応

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、公共施設の管理者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておく。

1 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、市、市民は次の事項を実施する。

市	(1) 飲料水の供給を継続するとともに、市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。 (2) 応急給水活動の準備を行う。
市民	(1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

	(2) 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。
--	------------------------------------

2 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、142「電力施設の応急復旧」に準じた措置、準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

3 ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、143 ページ「L P ガス供給の応急対策」に定める対応に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。さらに、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じる。

4 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、144 ページ「通信設備の応急対策」に準じた措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講じるものとする。

5 道路

- (1) 市及び県は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、情報提供・周知するものとし、情報提供等にあたってはあらゆる方法を活用する。（テレビ、ラジオ、新聞、広報誌による広報。講習会、講演会の開催。インターネットサービスの利用等。）
- (2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、パトローラーカー・道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整える。
- (3) 市が管理する施設（道路・河川・建築物等）に対する措置
上記に加え、市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館等については、次の措置を講じるものとする。

各施設に共通する事項	1. 臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者への伝達
	2. 入場者等の安全確保のための退避等の措置
	3. 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
	4. 出火防止措置
	5. 水、食料等の備蓄
	6. 消防用設備の点検、整備

各施設個別の事項	1. 橋梁、法面等に関する道路管理上の措置
	2. 河川について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

6 災害対策本部・支部を設置する建物の管理者がとるべき措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、前項のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

7 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておく。

第3編 直下型地震対策編

第1章 総則

本編に定めのない事項については、「共通対策編」又は「南海トラフ地震対策編」に定めるところによるものとする。

第1節 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定（平成29年7月25日公表）

この想定は、中央構造線・活断層地震が発生した際の、人的・建物・ライフライン被害などを明らかにすることにより、早期の復旧・復興に向けた具体的な防災・減災対策を検討するために作成されたものである。

本市の直下型地震対策は、この想定を基本として実施する。

1 徳島県域における主な活断層

本県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁東部区間）を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内に1%以下で、我が国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

2 徳島県に影響を及ぼす活断層地震に関する調査等履歴（主なもの）

平成24年9月	「徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図（1/25000）の公表
平成25年8月	「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、「特定活断層調査区域」を指定
平成29年3月	「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布図」の公表
平成29年7月	「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」の公表

3 徳島県内の死者数

発生時刻	揺れ	急傾斜	火災	ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	合計（人）
冬深夜	2,860	20	560	※	3,440
夏12時	1,750	10	390	10	2,160
冬18時	2,070	10	1,290	20	3,400

4 鳴門市内の死者数

・※は、若干数を表す。

・数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

発生時刻	揺れ	急傾斜	火災	ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	合計（人）
冬深夜	560	※	120	※	690
夏12時	340	※	90	※	440
冬18時	410	※	260	※	670

5 徳島県内の建物全壊数

・数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

・徳島県の全建物棟数：291,990棟

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計（棟）
冬深夜	44,400	430	180	7,100	52,100

夏 12時				7,500	52,400
冬 18時				18,700	63,700

6 鳴門市内の建物全壊数

- ・数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
- ・鳴門市の全建物棟数:23,515 棟

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計 (棟)
冬深夜	8,700	40	30	970	9,700
夏 12時				1,200	9,900
冬 18時				2,300	11,100

7 上水道被害（冬 18 時発生）

- 1) 断水率=断水人口/復旧対象人口
- 2) 復旧対象給水人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

市町村 名等	給水 人口 (人)	復旧対 象給水 人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
			断水 率 (%)	断水 人口 (人)	断水 率 (%)	断水 人口 (人)	断水 率 (%)	断水 人口 (人)	断水 率 (%)	断水 人口 (人)
県全体	749,300	694,600	75	523,400	54	378,000	37	259,200	7	46,000
鳴門市	61,000	55,000	92	50,800	68	37,600	45	24,800	7	3,900

8 下水道被害（冬 18 時発生）

- 1) 支障率=支障人口/復旧対象処理人口
- 2) 復旧対象処理人口は、火災により焼失した需要家に相当する支障人口を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

市町村 名等	処理人 口 (人)	復旧対 象処理 人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
			支障 率 (%)	支障 人口 (人)	支障 率 (%)	支障 人口 (人)	支障 率 (%)	支障 人口 (人)	支障 率 (%)	支障 人口 (人)
県全体	128,000	115,100	56	64,600	56	64,600	9	10,500	0	0
鳴門市	4,200	3,800	100	3,800	100	3,800	17	630	0	0

9 停電（冬 18 時発生）

- 1) 停電率=停電人口/復旧対象電灯軒数
- 2) 復旧対象電灯軒数は、火災により焼失した需要家に相当する電灯軒数を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

市町村 名等	電灯 軒数 (軒)	復旧対象 電灯軒数 (軒)	直後		1日後	
			停電率(%)	停電 軒数(軒)	停電率(%)	停電 軒数(軒)
県全体	415,300	385,500	87	334,800	58	224,000
鳴門市	31,900	28,800	100	28,800	83	23,900

10 固定電話（冬 18 時発生）

- 1) 不通率=不通回線数/復旧対象回線数
- 2) 復旧対象回線数は、火災により焼失した需要家に相当する不通回線数を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

市町村 名等	回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後	
			不通率(%)	不通回線 数	不通率(%)	不通回線 数

県全体	215,800	202,300	86	173,100	57	115,000
鳴門市	18,300	16,500	100	16,500	91	14,900

1 1 都市ガス（冬 18 時）〔徳島県全域〕

- 1) 供給停止率=供給停止戸数/復旧対象需要家数
- 2) 復旧対象需要家数は、火災により焼失した需要家に相当する供給停止戸数を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

復旧対象 需要家数 (戸)	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
	供給 停止率 (%)	供給停止 戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停止 戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停止 戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停止 戸数 (戸)
36,900	100	36,900	100	36,900	85	31,400	0	0

1 2 道路施設被害〔徳島県全域〕

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

道路種別	延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
全路線	15,000	1,100	0.07
うち高速道路・直轄国道	390	70	0.18
うち補助国道 ・県道・市町村道	14,600	1,000	0.07
緊急輸送道路	1,100	100	0.09

1 3 鉄道施設被害

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

鉄道区分	路線	延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/ km)
四国旅客鉄道(JR 四国)	高德線	25	70	2.8
	鳴門線	8	20	2.8
	牟岐線	79	80	1.0
	徳島線	67	170	2.6
	土讃線	41	70	1.7
	計	222	410	1.9
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	7	※	※
全体		229	420	1.8

1 4 港湾施設（岸壁・その他係留施設）被害〔徳島県全域〕

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 数値は、十の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

港湾種別	岸壁			その他係留施設		
	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数
重要港湾	56	4	10	99	0	20
地方港湾	22	0	※	108	1	30
全体	78	4	10	207	1	50

1 5 想定避難者数（冬 18 時発生）

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

	人口	1 日後	1 週間後

市町村名等		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数
県全体	785,491	122,800	81,900	204,700	127,100	127,100	254,100
鳴門市	61,513	18,300	12,200	30,500	17,000	17,000	34,000

市町村名等	人口	1ヶ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数
県全体	785,491	70,600	70,600	70,600
鳴門市	61,513	9,700	9,700	9,700

16 帰宅困難者 想定人数（日中に発生）

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

市町村名等	帰宅困難者数(人)
県全体	40,600～50,400
鳴門市	2,800～3,800

17 入院需要 想定人数（冬18時発生）

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

市町村名等	入院需要			
	重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
県全体	3,100	340	1,800	5,200
鳴門市	590	70	130	790

18 災害廃棄物等 想定発生量（冬18時発生）

市町村名等	重量換算(万トン)
県全体	1,200
鳴門市	200

19 必要応急仮設住宅戸数（冬18時発生）

市町村名等	全戸数(戸)	必要応急仮設住宅戸数(戸)
県全体	302,100	35,300
鳴門市	23,000	5,300

20 エレベーター閉じこめ 想定発生人数

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

2) ※は、若干数を表す。

市町村名等	エレベーター数	閉じこめ可能性のある台数			
		安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
県全体	2,900	※	220	590	810
鳴門市	220	※	20	40	60

21 避難所生活者のうちの災害時要援護者数 想定人数（冬18時発生）

※属性間の重複あり

市町村名等	避難所生活者数(1週間後)	避難所生活者のうちの要配慮者数								
		65歳以上高齢単身者	5歳未満乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	要介護認定者(要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人	合計
県全体	127,100	4,800	4,900	5,800	1,100	4,600	980	1,000	650	23,830

鳴門市	17,000	660	600	770	140	650	150	130	90	3,190
-----	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-------

2.2 文化財の被害〔徳島県全域〕

全施設数	要因別被害想定結果	
	揺れ	火災
17	11	4

※要因間での重複あり

2.3 孤立集落数

市町村名等	孤立可能性のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
県全体	465	67	10	77
鳴門市	17	7	10	17

2.4 経済被害〔徳島県全域〕

1) ※数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

種別	被害額(億円)
建物	24,300
家庭用品	4,500
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	80
下水道	220
電力	90
通信	390
道路	280
鉄道	100
港湾	240
その他土木施設	310
災害廃棄物	2,700
合計	42,600

第2章 災害予防

第1節 活断層変位による災害の予防対策

1 方針

本県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線」が縦断しており、本市においても、この断層帯を構成する断層のうち、大手海岸から讃岐山脈のほぼ南縁に沿って延びる「鳴門断層」と、その少し南側を並走する「鳴門南断層」の2つの活断層が通っている。

中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁東部区間）を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内に1%以下で、我が国の主な活断層における相対的評価は「Aランク（やや高い）」に区分されているが、平成28年に熊本地震（30年以内の発生確率がほぼ0~0.9%）、鳥取県中部地震（未知の断層）が相次ぎ発生したことを踏まえ、従来の考え方にとらわれない震災対策が必要となっており、直下型地震のリスクに対して、より一層対策を推進する必要がある。

2 徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図

(1) 本図は2012年9月12日に徳島県から発表されたもので、徳島県HPから確認することができる。（右QRコード）

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012100300032/>

(2) 凡例



記号 Legend	
活断層	断層崖、谷の屈曲や尾根の屈曲など各種の活断層の地形が明確で、位置が確かなもの。
活断層（位置やや不明確）	活断層の地形が、侵食や堆積作用、あるいは人工的な要因で改変されたため、位置及び延長が明確には特定できないもの。
活断層（活拗曲）	変位がやわらかい地層内でひろがり、地表には崖(段差)ではなく「たわみ」として現れたもの。たわみの範囲を示す。
活断層（伏在部）	新たな地層（扇状地堆積物、沖積層など）に被覆され、変位を示す地形が直接現れていないもの。
活断層（伏在活拗曲） （位置不明確）	新しい地層に覆われて、断層地形が地表で確認されていないが、物理探査などによりその存在が確認されているもの。ボーリングなどにより断層の直接的な確認が行われていないため、その位置は不明確。 地下の堆積物（沖積層）には「たわみ」が形成。
推定活断層	活断層の存在が推定されるが、現時点では変位地形やその変位基準の年代が明確には特定できないもの。
縦ずれ	活断層の動きに伴う上下方向の変位の向き。相対的に低下している側に短線を付す。
変位した谷線	活断層の横ずれ活動により変位した谷線。
変位した段丘崖	活断層の横ずれ活動により変位した段丘崖。
活断層露頭	活断層の露頭（破砕帯を含む）。
ボーリング地点	活断層位置を推定した重要なボーリング地点。
トレンチ調査地点	活断層の通過地点にトレンチ（溝）を掘り、断層運動の解読調査を行った地点。
反射法弾性波測線	反射法弾性波探査を実施した測線。

3 震度分布及び被害想定公表

県は、中央構造線活断層地震が発生した場合における震度分布及び人的・物的被害の想定について、学識経験者等による検討委員会の意見も踏まえ策定し、公表する。

市は、公表される震度分布及び人的・物的の被害について市民へ周知・啓発に努める。

4 「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策

(1) 「特定活断層調査区域」の周知・啓発

活断層直上の地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難であり、県は、その被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として平成25年8月30日に指定した。

市は、市民等に対し、この「特定活断層調査区域」について周知・啓発に努める。

(2) 「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等

「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の学校、病院その他の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される一定量以上の火薬類、石油類その他「危険物を貯蔵する施設」（以下「特定施設」という。）の新築等（新築、改築、移転）を行う場合には、事業者が活断層の調査を行い、活断層の直上を避けて新築することが求められている。

市は、事業者等に対し、活断層の調査等の対応について周知・啓発に努める。

(3) 移転に対する規制緩和等

県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地利用に関する規制の緩和等について配慮する。

市は、市民等に対し、移転に対する規制緩和について周知・啓発に努める。

(4) 「活断層の調査を推奨する区域」の周知・啓発

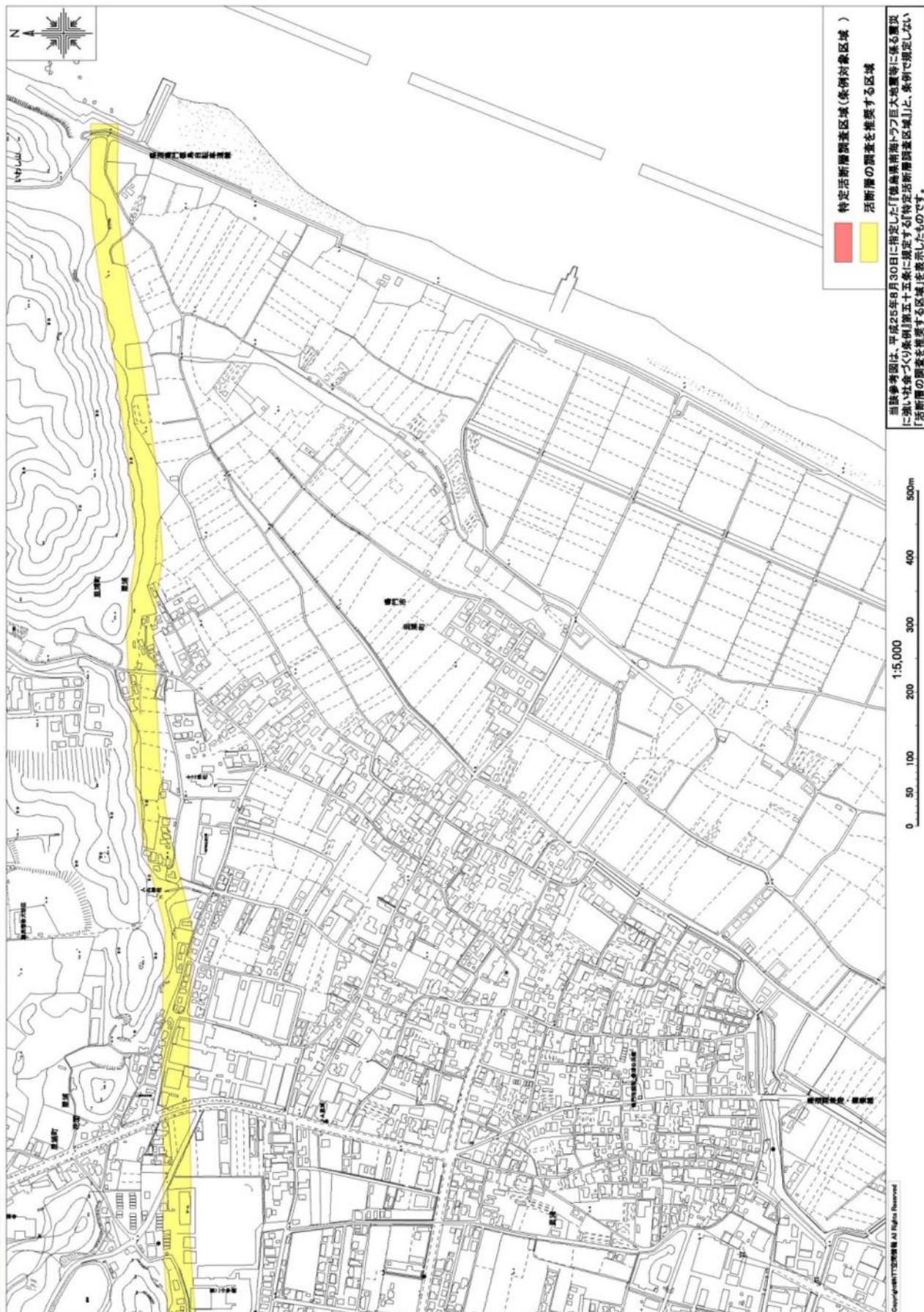
県が「特定活断層調査区域」にあわせて公表した「活断層の調査を推奨する区域」は、特定施設の新築等に際し、ボーリング調査等の地盤調査を行う場合に、あわせて活断層の調査を行うことを勧める区域である。この区域は、「位置がやや不明確な活断層」を基本として設定されており、活断層の調査を実施したとしてもその位置の特定が困難な場合もあることから、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づく活断層調査の実施を求めるものではない。

市は、市民等に対し、この「活断層の調査を推奨する区域」についても周知・啓発に努める。

5 「特定活断層調査区域」「活断層の調査を推奨する区域」詳細図(1-7)

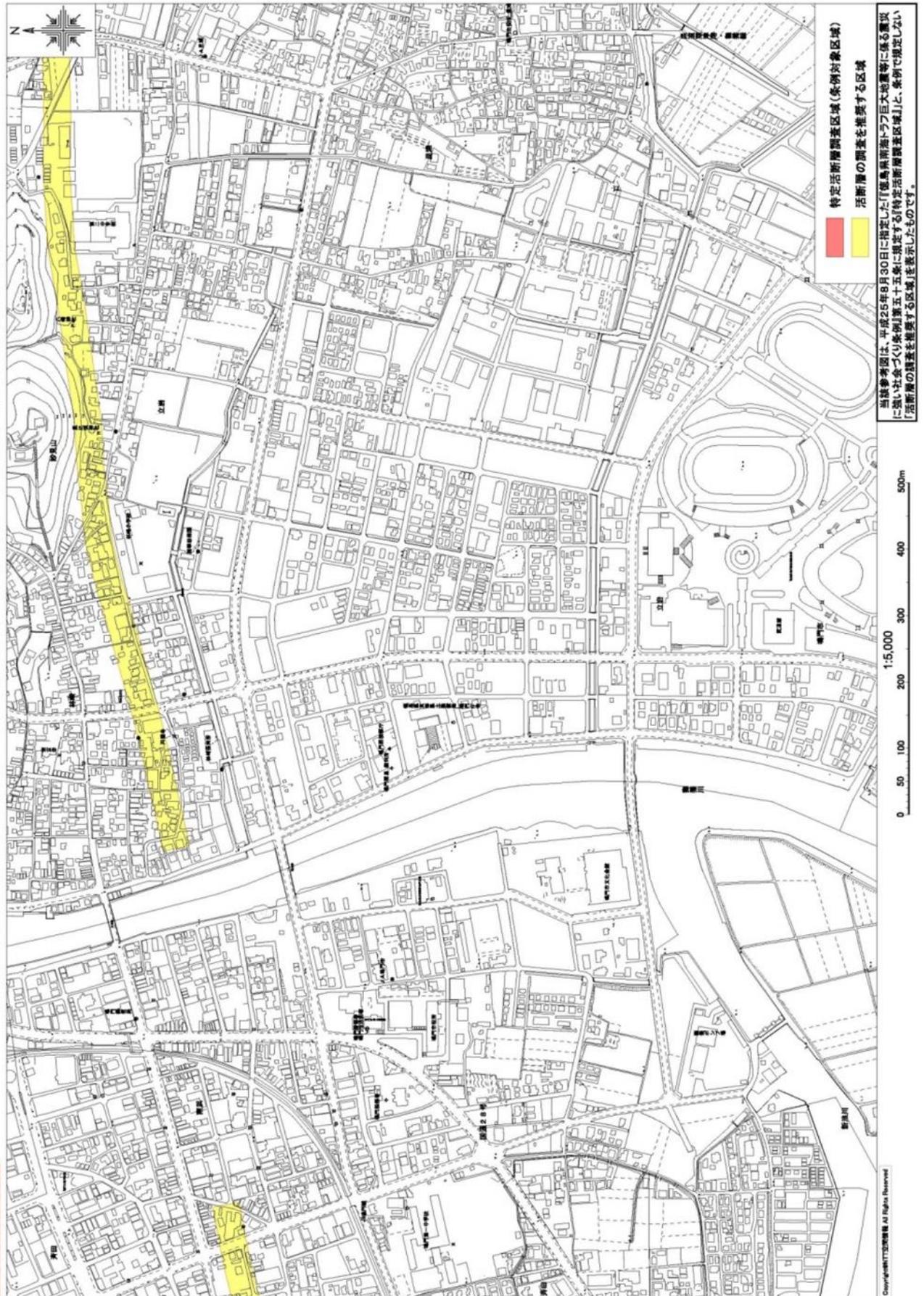
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(1)

参考図



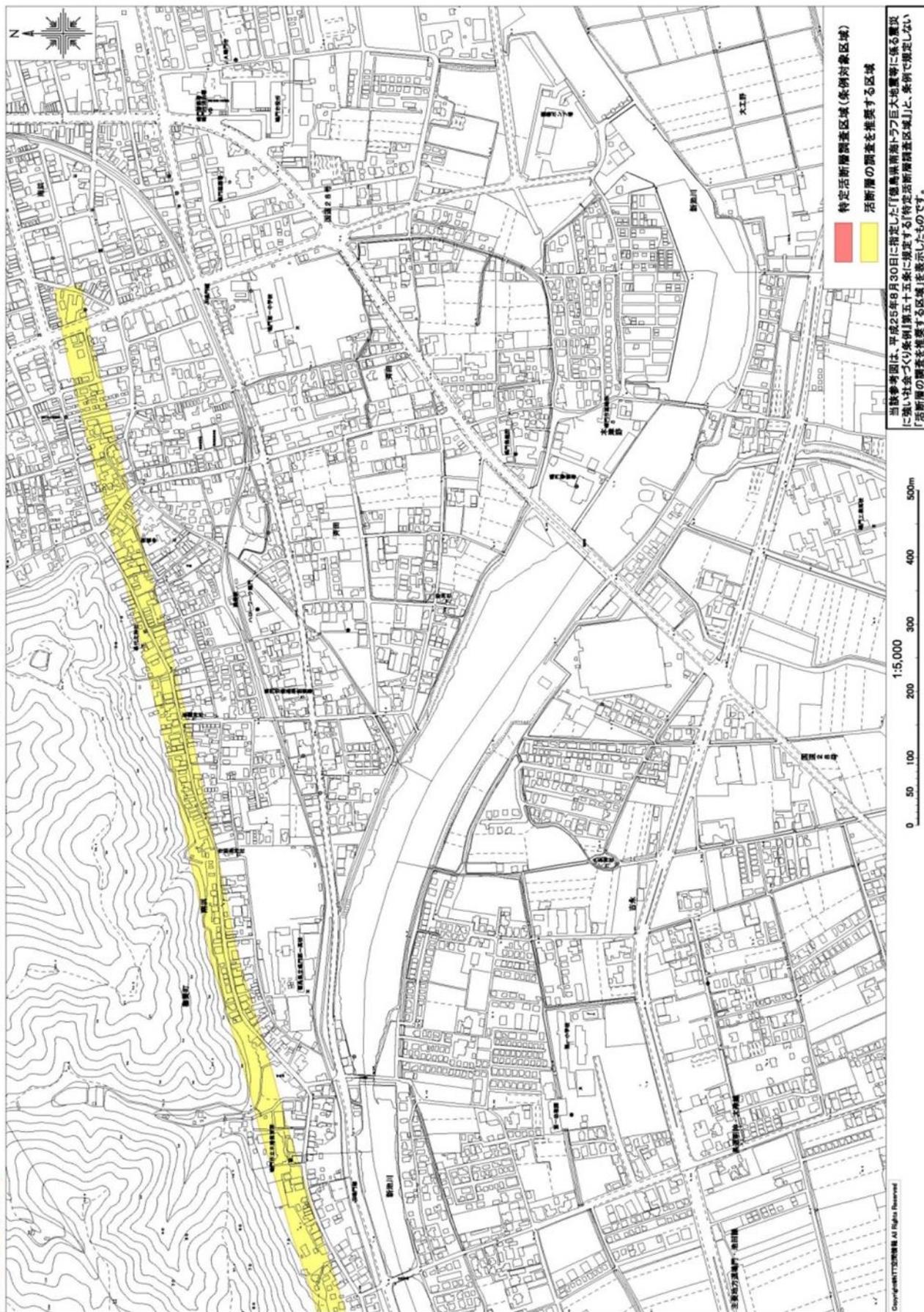
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を示した詳細図(2)

参考図



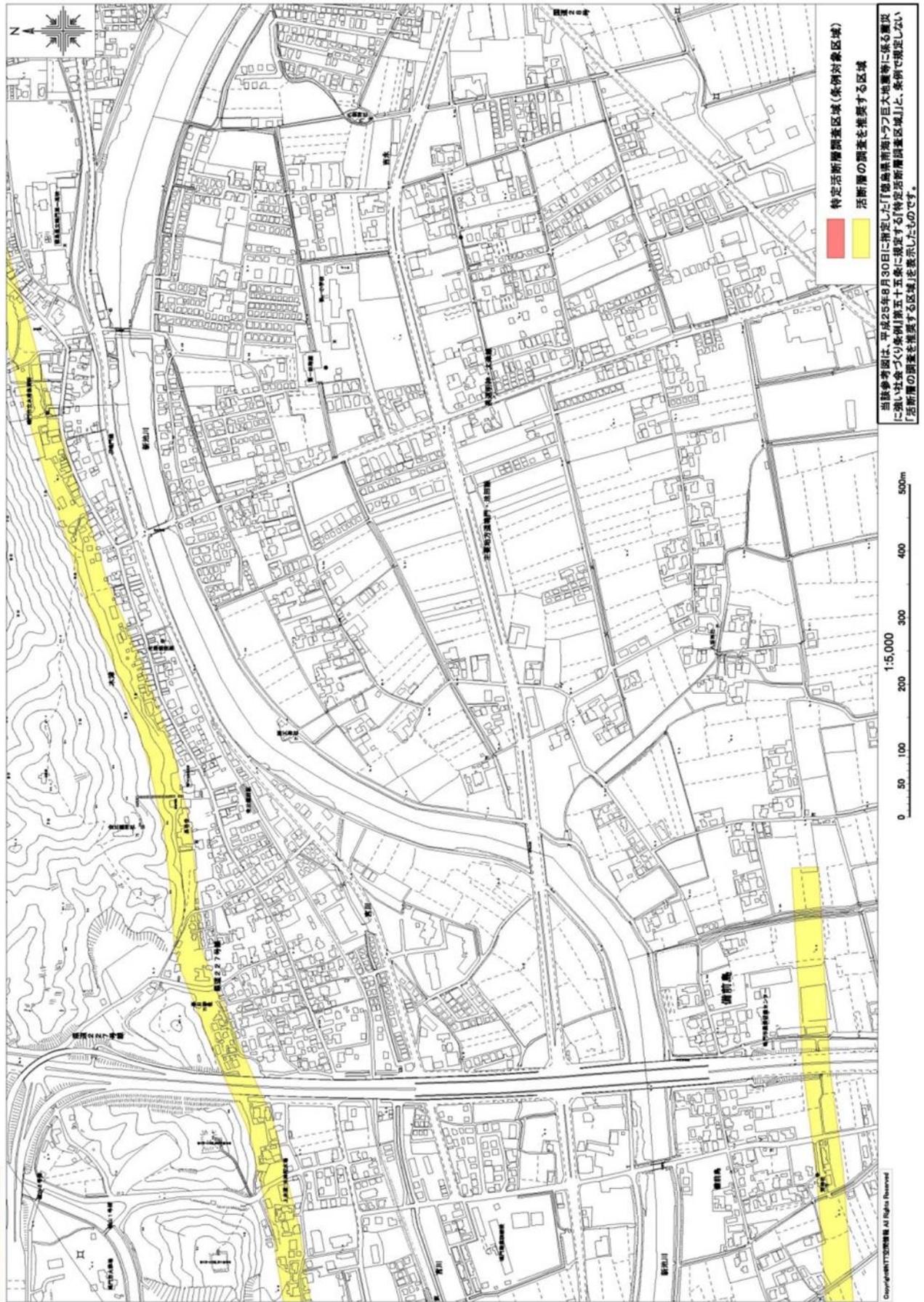
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を示した詳細図(3)

参考図



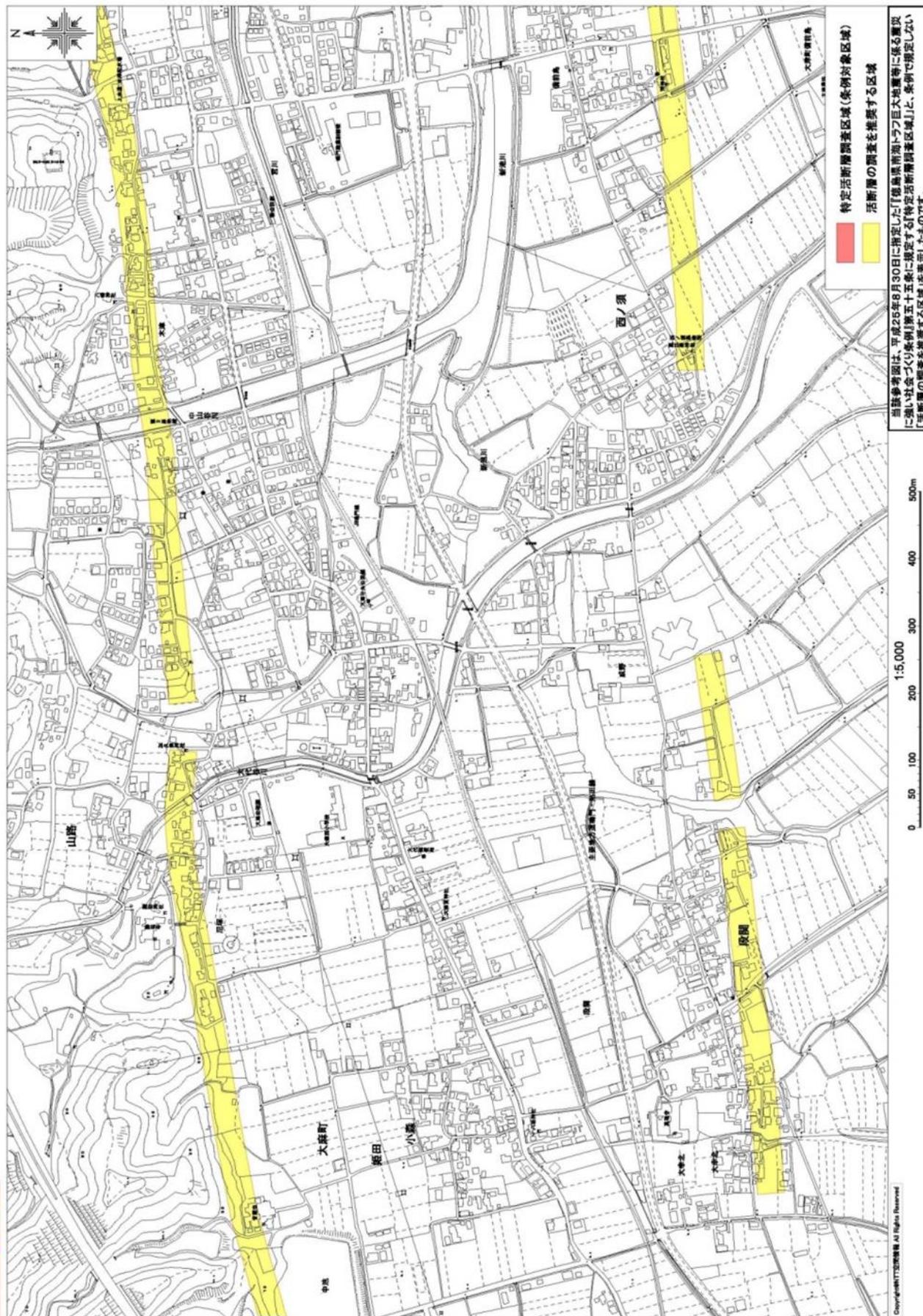
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(4)

参考図



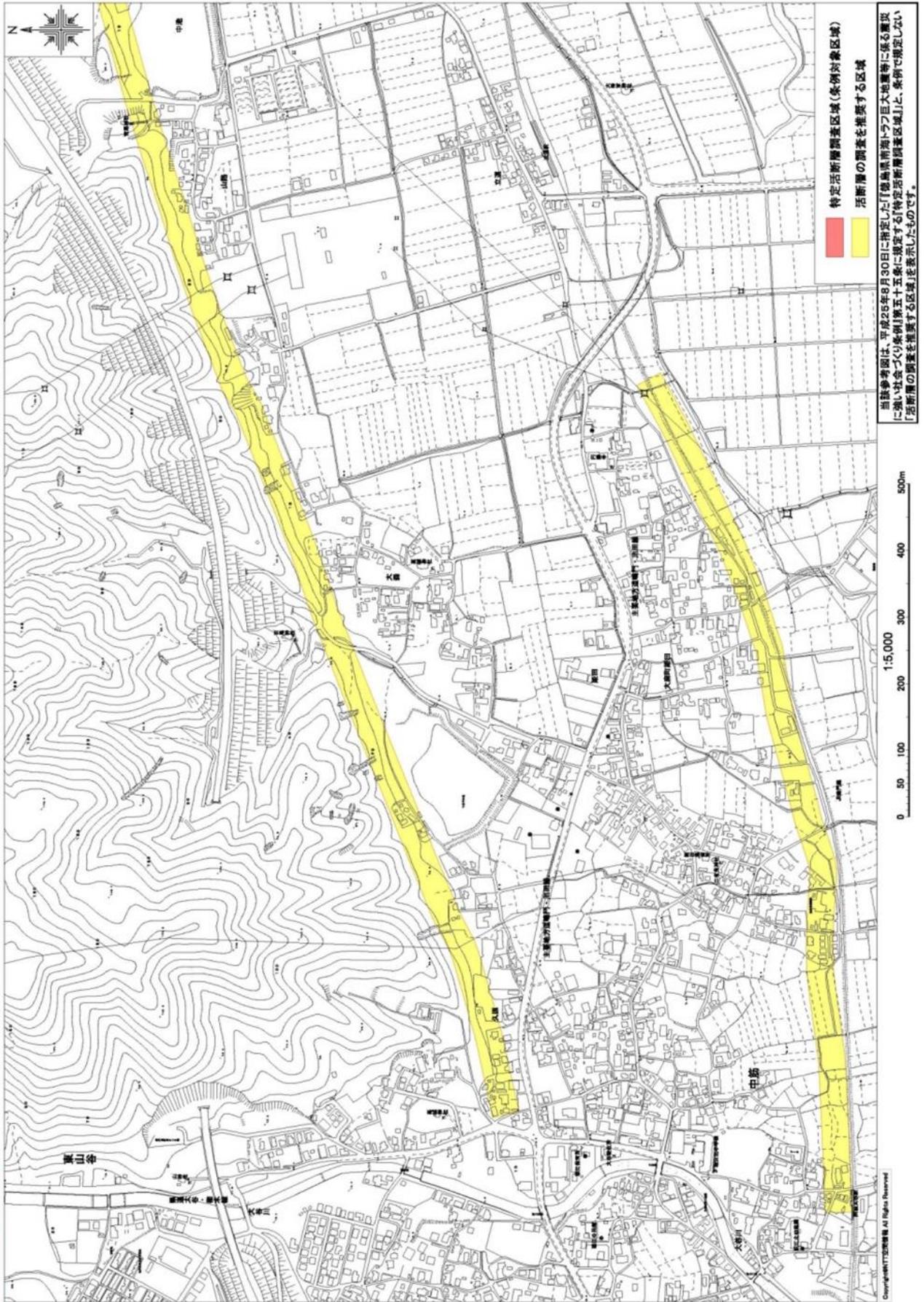
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(5)

参考図



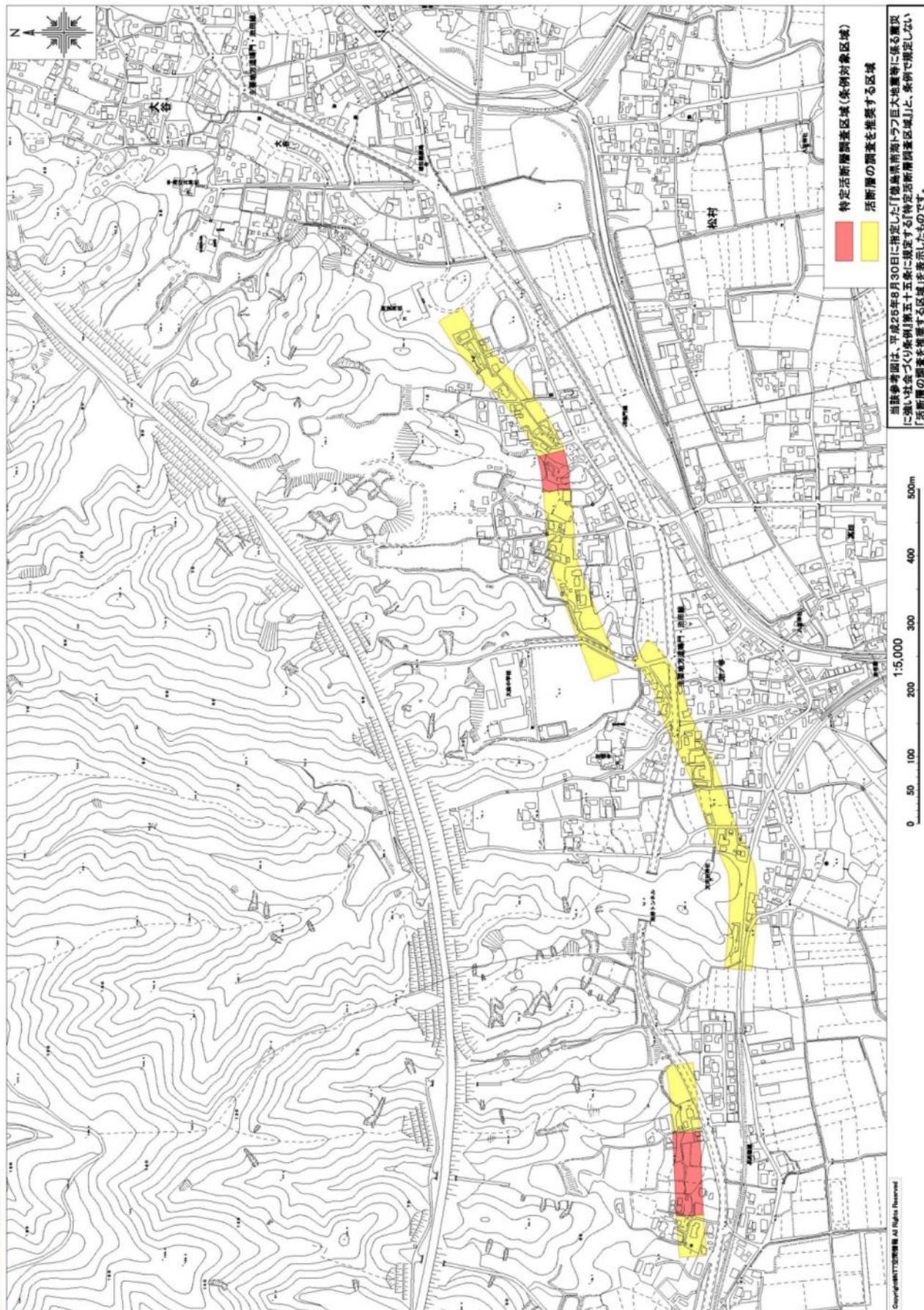
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(6)

参考図



「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(7)

参考図



第2節 建築物等の耐震化

■南海トラフ地震対策編を参照。

第3節 都市防災機能の強化

■南海トラフ地震対策編を参照。

第4節 土砂災害等予防対策

■33 ページ共通対策編「土砂災害等予防対策」を参照。

第5節 水道施設の耐震化

■南海トラフ地震対策編を参照。

第6節 危険物等の災害予防対策

■南海トラフ地震対策編を参照。

第7節 避難対策の充実

■南海トラフ地震対策編を参照。

第8節 火災予防対策の充実

■南海トラフ地震対策編を参照。

第9節 自治体業務継続計画（BCP）

■南海トラフ地震対策編を参照。

第4編 風水害対策編

第1章 水害

第1節 災害予防

1 方針

水害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、あらかじめ台風等により危険が予想される区域の治水対策上必要な施設の整備やその他の事業を推進し、災害の未然防止及び軽減を図るものとする。

2 局地的集中豪雨の増加

気象庁のアメダス観測データ 「一時間降水量 80 ミリ以上の雨」10年間の一年あたり平均発生回数		
期間	回数	基準値との比
1976年から1985年	約14回	基準値
2011年から2020年	約26回	約1.9倍
2012年から2021年	約24回	約1.7倍
2022年から2023年	約24回	約1.7倍

全国各地で多くの局地的集中豪雨災害が発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。

3 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。また、浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 市は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を市民及び要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

4 市民への気象情報収集手段の周知

市は、市民が気象情報等を収集する手段として、市のメール配信サービスやウェブサイト、県の「すだちくんメール」や「県公式SNS」、民間気象会社のサービスなどを広く活用できるよう周知広報する。

これにより、市民が、大雨・洪水警報発表時だけでなく、大雨・洪水注意報発表段階で雨域、時間雨量、河川の水位、ダム放流量等の気象情報を収集できるようになることを目的とする。

※局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測することが難しいため。

5 防災知識の普及

- (1) 市及び県は、国と連携しながら、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るとともに、市民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図る。
- (2) 市、県、四国地方整備局及び徳島地方気象台は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 市、県、四国地方整備局及び徳島地方気象台は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助(近助)の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (4) 市、県、四国地方整備局及び徳島地方気象台は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- (5) 市、県、四国地方整備局及び徳島地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難行動に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

6 消防等の措置

警戒市消防本部や消防団においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

- (1) 各地域の雨量の動きや降水量の把握
- (2) 局地的集中豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒
- (3) がけ地などの危険箇所等の警戒
- (4) ダム放流が通知された場合における急激な水位上昇により、事故発生が予想される地域の警戒

7 治水対策

- (1) 河川水路については、円滑な排水を行うべく護岸等の改修整備、掘さく等の各種改良工事を施工し、流域の水害防除に努めるものとする。
- (2) 浸水対策には、新設改良及び都市浸水対策事業により系統的に整備拡充し、排水能力を高めるため、効果的な排水機場を設置する等事業の推進を図るものとする。

8 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によ

って危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- (1) 雨天時の工事中止等の検討
- (2) 気象情報等の取得体制の強化とその活用
- (3) 避難行動の事前確認の徹底
- (4) 作業現場及び周辺の点検

9 施設管理者等の安全対策

市や県などの関係機関は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- (1) 気象情報の迅速な収集と活用
- (2) 土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応
- (3) 早期の道路の通行規制

10 水害危険区域の調査

- (1) 災害が予想される区域又は箇所を事前に把握、指定しておき、災害の発生を未然に防止するとともに、地域の実情に沿った警戒体制、避難体制を確立する等の事前指導及び災害時における迅速、適切な災害防止活動の実施を図るものとする。
- (2) 実態調査後、必要により担当者が協議を行い、措置方法等の必要な事項の再検討、調整又は事前指導等を行い、その後の対策について万全を期するものとする。
- (3) 調査は、豪雨、台風等に伴う災害による災害危険区域、箇所等地域の実態を把握するものとする。特に国・県管理河川については、国・県との連携を図り、実態把握と情報共有に努めるものとする。なお、調査・検討した結果を、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項（避難基準・避難場所等）を示し、事前に周知するよう努める。

11 水害に強いまちづくり

県及び市は、治水、防災、まちづくり及び建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

また、これらの評価を踏まえ、防災・減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

- (1) 県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (2) 県及び市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- (3) 県及び市は、河川、下水道、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。
- (4) 県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川

- として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、県はその他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。
- (5) 市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができるものとする。
- (7) 県及び市は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川について、土砂流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- (8) 県及び市は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施するものとする。
- 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化等を推進するものとする。
1. ハード対策：山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）及び地すべり防止区域等における治山施設の整備等。
 2. ソフト対策：山地災害危険地区に係る監視体制の強化及び情報提供等。
- (9) 水災については、国及び都道府県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「吉野川流域治水協議会」及び「徳島県東部流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者など集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第2節 災害応急対策

1 警報等の市民への伝達

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や「避難指示」などの避難情報の発令については、防災行政無線やウェブサイト、メール配信サービスや携帯電話の緊急速報メールなどにより、市民に対し迅速・適切に周知を図る。

第2章 風害

第1節 災害予防

1 方針

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

2 保安林整備対策

里浦町、鳴門町等の海岸防潮林や防風ネットは、風害、潮害及び飛砂の防止上重要である。適切な管理及び整備を行い、風害等の予防及び被害軽減を図るものとする。

3 通信設備の防災対策

電気通信設備については定期的に巡回点検を行い、特に老朽設備については計画的に更新を行うことにより設備の信頼性の向上と安定化を図るものとする。

4 市街地の災害対策

建築物の看板等で強風により被害が発生するおそれのあるものは、補強等の対策を地区ぐるみで実施し、被害の防止を図るものとする。また、県と連携と密にし、適切な対応に努める。

第3章 雪害

第1節 災害予防・災害応急対策

1 方針

豪雪による被害を防止し、又は軽減するため、関係機関は次の雪害対策を実施するものとする。

2 防災機関のとりべき措置

(1) 県

県は、徳島県雪害防止対策要綱に基づき、主要道路の除雪体制を確立し、交通規制及び指導を行うとともに、大雪による倒木を防ぐため、事前伐採を推進する。また、農林施設、作物の雪害対策を図り及び雪害予防知識の普及に努める。

(2) 市

市は、特に交通の確保をはかる措置を講じるため主要道路の除雪、除雪機械の整備並びに要員の配備、出動等市町村が実施すべき事項を市町村地域防災計画に定め、これにより雪害対策を実施するものとする。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関は、各機関の定める防災業務計画に基づき、必要な対策を実施するものとする。特に次の機関はそれぞれの緊急措置を講ずるものとする。

1. 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

定期バスの運行確保を図るため、チェーン、スノータイヤの備付を指導するとともに、運行停止を行う場合、各バス会社は、事前にラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、その状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。

2. 四国旅客鉄道株式会社

旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、各駅長が四国旅客鉄道株式会社運輸関係指令手続の定めるところにより、必要に応じ給食、医療等の手配をするが、非常時においては、市町村、住民等の協力をもとめて応急体制をとり輸送の確保に努める。

3. 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

雪害時における配電線路等電力設備に重大な障害を生ずることが予想される場合又は重大な障害が発生した場合は、防災業務計画の定めるところにより防災体制を発令し、電力の確保に努める。

3 交通対策

道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の対流状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、対流車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第4章 高潮・浸水等

第1節 災害予防

1 方針

高潮等に対しては、河川、港湾、漁港等の堤防、護岸及び防潮堤等について、施設整備等を推進することにより被害の防止を図るものとする。また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。

2 海岸・河川・港湾・漁港管理者が定めるべき事項

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

3 河川管理施設の整備

洪水、高潮等による被害を防止又は軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、国、県及び市においては、事態に即応し適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整える。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じ施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

4 港湾管理施設の整備

港湾施設は、陸路と海上路を結ぶため設けられた施設であり、災害時には、孤立した地域の緊急輸送や救助活動を行う拠点となることから、港湾管理者は日頃から施設の点検補修を実施、災害時に備えるものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、過去に被災した箇所などの港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

5 漁港管理施設

漁港における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、市及び県においては、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整えておくものとする。

また、門扉等が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。

6 高潮・浸水時の被害予防対策

- (1) 市、県及び防災機関は、高潮の危険や避難方法等を市民等に対して広く啓発するものとする。
- (2) 市は、高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、高潮浸水想定区域図を活用するなどして、避難指示等に具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、市民等に対し周知を図るよう努める。

また、避難場所、避難路を指定するとともに、案内板や高潮浸水標識の設置により、

緊急時の注意を呼びかけ、市民等に対して、高潮又は浸水時の対応の啓発に努める。

7 警戒避難体制の整備

(1) 市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内での要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定めるものとする。

(2) 市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

なお、印刷物において、海岸近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(3) 市は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

第5章 土砂災害等

■共通対策編「土砂災害等予防対策」を参照。

第6章 建築物災害予防対策

第1節 災害予防

1 方針

建築基準法に基づき、次の計画を積極的に推進することにより、建築物の被害の防止又は軽減を図るものとする。

2 災害危険区域指定計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物にかかる制限を行い、被害の未然防止を図るものとする。

3 指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築について、適切な行政指導を行い、安全確保について万全を図るものとする。

第7章 危険物等の災害予防対策

■南海トラフ地震対策編「危険物等の災害予防対策」を参照。

第5編 大規模事故等災害対策編

第1章 総則

第1節 総則

1 被災者等への情報伝達

防災機関は、被災者及び被災者の家族等のニーズの把握に努め、正確で役立つ情報をきめ細やかかつ適切に提供するものとし、情報の公表や広報活動の際、その内容について、防災機関同士相互に通知連絡を行うものとする。(提供する情報の例：災害の状況、二次災害の危険性、安否情報、医療機関などの情報、各機関が実施する施策に関する情報、交通規制情報)

2 市民等への的確な情報伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとし、公表及び広報活動の際、その内容について防災機関同士相互に通知連絡を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせ対応

防災機関は、必要に応じ発災後速やかに、関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集、整理を行うものとする。

4 交通の確保、緊急輸送活動の基本方針

- (1) 交通の確保、緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。
- (2) 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送は、関係機関（徳島海上保安部、徳島空港事務所、鉄道事業者、警察署）と連携し、被害状況及び緊急度を考慮するとともに、以下の点に留意し行う。
 1. 緊急輸送車両として市有車両を配備するとともに、被害の状況に応じて運送事業者等に協力要請するほか県に斡旋依頼する。
 2. 予め指定しているヘリポートを必要に応じて開設するとともに、緊急輸送車両との連携体制を確立する。
 3. 交通規制にあたっては、上記関係機関、道路管理者（国、県、市町村）、交通関係機関（指定公共機関、指定地方公共機関）と、相互に密接な連絡調整を行う。

5 市の活動体制

市は、発災後速やかに40ページの共通対策編「市の活動体制」により、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び市対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

6 広域的な応援体制

市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

7 自衛隊の災害派遣

法令で定める者（※）は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに自衛隊の派遣要請を行うものとする。

※知事、海上災害第五管区海上保安本部長等

第2章 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する対策について定める。

第1節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保

1 海上事故情報等の連絡

- (1) 大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は速やかに徳島海上保安部へ連絡するものとする。
- (2) 海上保安部は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。
- (3) 県は、徳島海上保安部から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

2 大規模な海上事故発生直後の被害の第一次情報等の収集、連絡

- (1) 関係事業者等は、被害状況を徳島海上保安部に連絡する。
- (2) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (3) 市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

3 一般被害情報等の収集、連絡

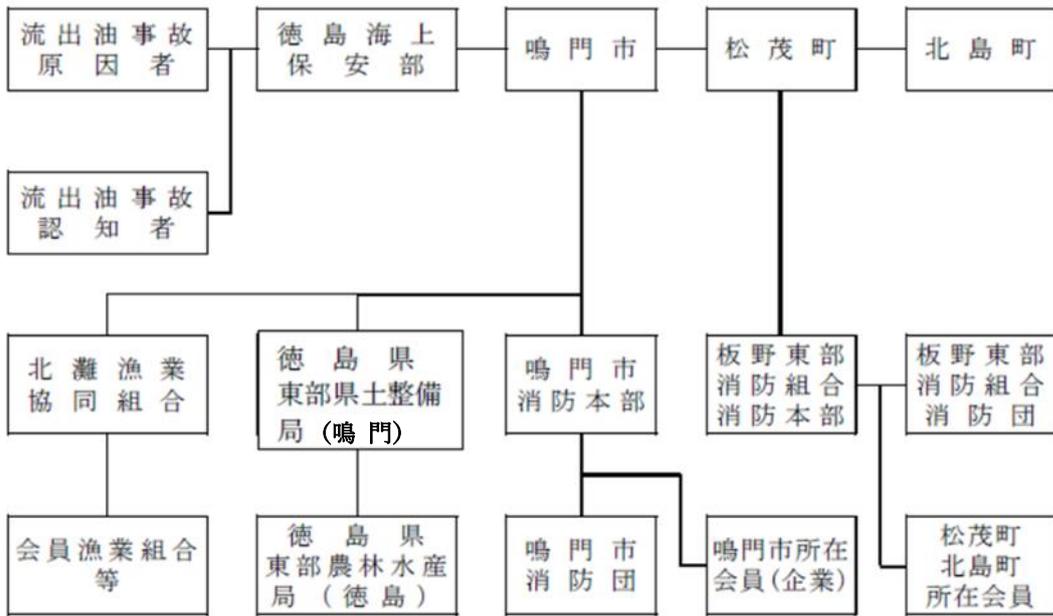
- (1) 関係事業者等は、被害状況を徳島海上保安部に連絡する。
- (2) 県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

- (1) 関係事業者等は、徳島海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を関係市町村に連絡する。
- (3) 防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

5 流出油災害発生時の情報収集、連絡

- (1) 流出油等の事故が発生した場合、事故の原因者等は、速やかに流出油の発生状況等を徳島海上保安部等に通報するとともに拡散防止等の措置を講じるものとする。
- (2) 流出油等の事故が発生した場合は、海上での対策、漂着の防止、流出油等の回収処理等に関し、徳島海上保安部、徳島県排出油等防除協議会（徳島海上保安部に事務局）、県及び関係機関と連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。
- (3) 流出油等の事故が発生した場合は、地域住民に対し広報活動を実施するとともに必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じるものとする。
- (4) 情報伝達系統図



第2節 捜索、救助、救急及び消火活動

1 捜索、救助、救急活動

- (1) 海上災害時における捜索、救助、救急活動については、徳島海上保安部、警察及び必要に応じて民間団体等と連携し、迅速な捜索活動及び救出、救助活動等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 大規模な救難事故等が発生した場合は上記以外に、94ページの共通対策編「緊急輸送対策」に基づき救助物資の輸送等を行うものとする。

2 消火活動

船舶等の火災を知ったときは、速やかに火災発生状況を把握し、その旨を徳島海上保安部、関係機関等に通報し、連携を図るものとする。

ただし、岸壁等に係留された船舶等の火災については、迅速な消火活動を行うとともに、徳島海上保安部、関係機関等に連絡するものとする。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

徳島海上保安部、市及び県の関係防災機関は、危険物等の流出事故が発生した場合、海上での対策、海岸への漂着の防止、危険物等の回収処理等に関し、連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。

(1) 事故の原因者等による防除措置

海上事故により大量の油又は有害液体物質が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じるものとする。

(2) 消防機関、県警察

消防機関、県警察は、海上事故により危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

徳島海上保安部等は、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合又は、原因者等が講じる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認めるときは、必要に応じ、四国地方整備局、市及び県に対し、危険物等の除去等の必要な措置を

講じることを要請するものとする。

(4) 危険物等の海岸等への漂着への対処

関係防災機関は、徳島県排出油等防除協議会等において協議の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じるものとする。

4 流出油等漂着時の対応

重油等が漂着した場合は、その性質や危険性等を広報し、必要に応じて、周辺海域での遊泳の禁止等の自粛を呼びかける。

また、市は、県と連携をとり、汚染された魚介類が市場に流通しないよう注意し、市民に情報公開を行い、安全性の確保に努める。

5 徳島会場保安部による航行制限等

徳島海上保安部は、危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限、禁止等の危険防止措置や海上災害についての情報を関係者に周知、指導するものとする。

【資料編】

徳島県排出油等防除協議会会則

徳島県排出油等防除協議会運営要領

徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

徳島県排出油等防除協議会鳴門地区排出油等防除計画

第3章 航空災害対策

航空機の墜落等の災害が発生した場合には、市、県、防災関係機関及び徳島空港事務所と綿密な連携をとりながら、速やかに応急活動を実施するものとする。

この章に定めるもののほか、共通対策編第3章に基づき、対策を実施するものとする。

第1節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集、連絡

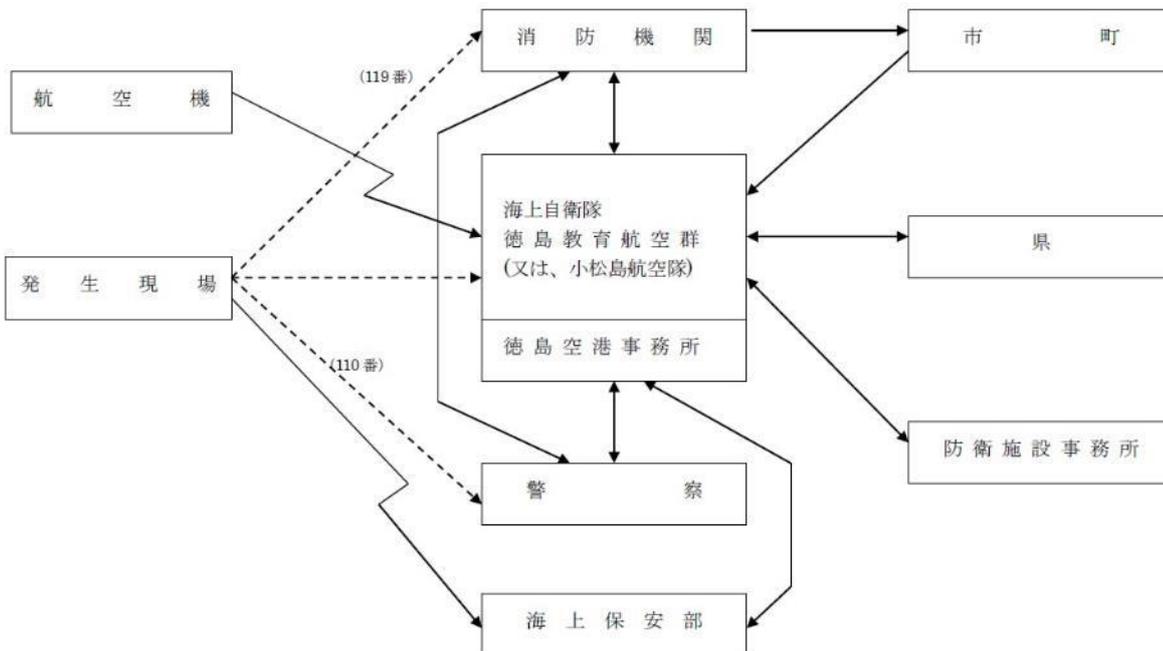
徳島飛行場及び小松島飛行場周辺において航空事故災害等が発生した場合の情報伝達は、資料編「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定」によるものとする。

2 情報の伝達

市及び周辺地域に、航空機の墜落事故等が発生した場合、市は、「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」、及び「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定」に基づき、防災関係機関に連絡する。

また、迅速かつ効果的な応急対策や災害復旧を行うために「徳島県広域消防相互応援協定書」、「徳島県市町村消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に応援を要請する。さらに災害が拡大するおそれがある場合は、県に対し自衛隊の災害派遣や、化学消火薬剤など資機材の確保等について応援を要請する。

通信情報連絡系統



第2節 活動体制の確立

1 初動体制

航空機の墜落等の事故を覚知した消防本部は直ちに、97ページの共通対策編「消防計画」に基づき出動すると同時に、消防本部通信指令室は通信情報連絡系統により連絡を行う。

2 航空機災害対策本部の設置及び閉鎖

航空機事故により災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ効果的に実施するため必要があるとき、市長は航空機災害対策本部を設置する。

(1) 設置場所

航空機災害対策本部は市役所内に置く。ただし、災害の規模により適切な応急対策を講じる必要があるときは、災害現場付近の適当な場所に、現地航空機災害対策本部を設置する。

(2) 本部会議の協議事項

1. 応急対策に関すること。
2. 医師会等の応援要請に関すること。
3. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
4. 災害救助法適用に関すること。
5. 災害復旧に関すること。
6. その他対策上必要な事項に関すること。

(3) 航空機災害対策本部の閉鎖

部長は、災害による事務及び業務が解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは、航空機災害対策本部を閉鎖するものとする。

3 職員の動員

市域で航空機災害対策本部が設置されたときは、40 ページの共通対策編「市の活動体制」を準用し、必要な人員を確保、応急対策にあたるものとする。

4 救援及び救護計画

航空機災害により多数の負傷者が発生し医療救護活動の必要が生じた場合は、112 ページの共通対策編「医療救護活動」を準用する。

5 避難指示

航空機災害現場付近の風向、地形及び家屋の密集等により、二次災害のおそれがあるとき又は被災区域の拡大が予想される場合は、80 ページの共通対策編「避難対策の実施」及び97 ページの同編「消防計画」により避難指示を行うものとする。

6 広報活動

航空機災害に関する広報は企画総務班が行うものとする。

第3節 搜索、救助、救急及び消火活動

1 搜索、救助、救急及び消火活動

鳴門市及び板野東部消防組合は、「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき搜索、救助、救急及び消火活動に係る応急対策に協力する。

2 医療救護活動

(1) 徳島空港事務所長は、「徳島空港医療救護に関する協定書」に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。また、地元医師会に要請後、速やかに一般社団法人徳島県医師会へ報告するものとする。

(2) 要請を受けた地元医師会は、あらかじめ編成してある救急隊各自で現場に赴き、医療救護活動を実施するものとする。

第4章 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

第1節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生の通報を受けたときは、災害等の状況の把握に務め、関係機関に通報する。
- (2) 鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。
- (3) 四国運輸局は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。
- (4) 県は、四国運輸局から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

2 鉄道事故発生直後の被害の第一次情報等の収集、連絡

- (1) 鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。
- (2) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

3 一般被害情報等の収集、連絡

- (1) 鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。
- (2) 県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ、消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

- (1) 鉄道事業者は、四国運輸局に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- (3) 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

5 通信手段の確保

鉄道事業者は、必要に応じ、列車無線の有効な活用、移動無線機の運用、臨時回線の構成等の通信回線運用措置を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

1 鉄道事業者の活動体制

発災後速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとるものとする。

第3節 救助、救急、医療及び消火活動

1 救助、救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助、救急活動を最優先とし、二次事故、

災害の防止に務め、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確に実施し、必要により関係機関に救援等を要請し、救助、救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 医療救護活動

鉄道事業者は、災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

3 消火活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、必要により関係機関に救援等を要請し、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生したときは、バス代行輸送など、代替交通手段の確保に努めるものとする。

第5章 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

第1節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

1 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡する。

2 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

- (1) 道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。
- (2) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

3 一般被害情報等の収集、連絡

- (1) 道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。
- (2) 県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

- (1) 道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- (4) 防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

第3節 救助、救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとする。

2 医療救護活動

道路管理者は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

3 消火活動

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 発災現場以外の市町村等は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

5 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 消防機関及び警察本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

6 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第6章 大規模な火事災害対策

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

1 大規模な火事発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

2 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

3 応急対策活動情報の連絡

(1) 市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(2) 防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 広域的な応援体制

(1) 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者、広域連合長に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防ぎよに関し必要な指示をする。

(2) 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

(3) 県は、市から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

第3節 救助、救急、医療及び消火活動

1 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

2 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策について定める。

第1節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保

1 林野火災発生直後の被害の第一次情報等の収集、連絡

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 県は、市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (3) 警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

2 一般被害情報等の収集、連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- (3) 防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び市対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 広域的な応援体制

- (1) 県は、災害が広域に及び、緊急の必要があり、市が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防ぎよに関し必要な指示をする。
- (2) 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。
- (3) 県は、市から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

第3節 救助、救急、医療及び消火活動

1 消防機関等による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに

に、消防機関に協力するよう努めるものとする。

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

2 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

3 二次災害の防止活動

市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第8章 原子力災害対策

原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について、市がとるべき措置については、本計画によるものとする。

第1節 総則

1 計画の目的

徳島県内には、「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、県外に立地する原子力施設のうち、本市と最も近距離にある高浜発電所までの直線距離も約160kmと、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）の範囲にも本市は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が原子力災害対策を重点的に実施すべき区域より広範囲に拡散し、市民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、市が関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 本市の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画原子力災害対策編」及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに、「県計画」の「大規模事故等災害対策編」の原子力災害対策等と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。

また、市や関係機関は、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備する。

3 鳴門市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「鳴門市地域防災計画」の「大規模事故等災害対策編」の「原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、共通対策編に記載のある対策を参考に対処する。

4 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき、防災基本計画又は県計画、市の活動体制等の見直し等により必要があると認める場合にはこれを修正する。

5 この計画で対象とする原子力災害

この計画では、指針による放射性物質又は放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所における事故を想定する。

6 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態は、指針によれば次のように想定さ

れている。

原子力災害対策指針(原子力規制委員会作成)より /①放射性物質又は放射線の放出/(i)原子炉施設で想定される放出形態より抜粋
原子炉施設においては、多重の物理的防護が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等がある。
これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「ブルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。
実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は、必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2節 体制の整備

市は、国、県、原子力事業者、原子力施設が立地する地方自治体(以下「立地府県等」という。)その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、あらかじめ次に掲げる体制等を整備する。

1 情報の収集・連絡体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

2 市の活動体制

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

3 モニタリング体制等

緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要請により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリング等を実施する。市は、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングにおいて、県をはじめとする関係機関との協力、連携体制の整備、事故時の連絡体制の整備等を行うものとする。

4 県外からの避難者の受入れ体制(広域避難対策)

- (1) 市は、原子力災害により、災害時相互応援協定締結市又は県を通じて県境を越えて避難する者が発生した都道府県(以下「避難元都道府県」という。)からの避難者の受入れ要請に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。(26ページ「広域応援・受援体制の整備」、及び89ページ「広域一時滞在(広域避難)対策の実施」を参照。)
- (2) 市は、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるとともに、必要に応じ、県と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

5 市民等への情報伝達体制

市は、県及び国と連携し、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提

供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

6 複合災害を想定した情報伝達体制の確保

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、デジタル防災行政無線等の体制の充実に努める。

7 相談窓口

市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

8 要配慮者等への情報伝達体制

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

9 原子力防災知識の普及・啓発

(1) 市は、県、国や原子力事業者と協力し、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

1. 放射性物質及び放射線の特性に関すること
2. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
3. 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第3節 緊急事態応急対策

ここでは、原子力発電所における警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の本市の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、ここに定める対策に準じて対応する。

1 災害情報等の伝達

原子力災害に対し万全を期すため、県は、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項を必要に応じ、ただちに市及び防災関係機関へ連絡する。

2 緊急事態応急体制の確立

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、市警戒本部会議等を招集・開催し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、県、原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図る。

3 市警戒本部、市対策本部の設置・閉鎖

市警戒本部の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定事象発生の連絡を受けた場合、又は特定事象発生のおそれがある場合は、市警戒本部を設置する。 2. 市警戒本部においては、各種情報の収集、指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。
市警戒本部の閉鎖	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市対策本部が設置されたとき。 2. 予想された災害の危険が解消されたとき。
市対策本部の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市の地域を対象とした原子力緊急事態宣言がなされたとき(原災法第22条第1項に基づく自動設置)

	2. 原子力事業所の事故等により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合、その他原子力災害時の応急対策にあたり市長が必要と認めたとき。
市対策本部の閉鎖	1. 市の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言がなされたとき(ただし原災法第22条第2項に基づく当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に該当する場合は除く。) 2. 本部長が原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

4 災害時のモニタリング

市は、県の実施する環境放射線モニタリング(空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料)が円滑に行われるよう協力するとともに、モニタリング検査の状況や検査結果に関する情報を県ウェブサイト等に公表していることを市民等に周知する。

5 飲食物の出荷制限、摂取制限等

飲食物に係る放射性物質濃度の検査の実施	市は、指針に基づいた基準を踏まえ、県及び国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除	市は、指針に基づいたOILの初期設定値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除を行う。 ※OIL(Operation Intervention Level)とは、運用上の介入レベルを意味する。防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果をOILの値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。
飲食物に係る放射性物質濃度の検査結果の公表	市は、県が実施した飲食物に係る放射性物質濃度の検査結果に関する情報を県ウェブサイト等に公表していることを市民等に周知する。

6 医療措置

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

7 市民等への的確な情報伝達活動

市は、デジタル防災行政無線や広報車、自主防災組織との連携等により、市民等に対し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、屋内退避、避難指示などの避難情報、農畜水産物の安全性の確認等、必要な情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

なお、その際、要配慮者及び一時滞在者等に配慮する。

8 相談窓口の設置

市は、市民等からの相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

9 市民等に対する屋内退避、避難指示

市は、原災法第15条第3項に基づき、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講じるものとする。

10 県外からの避難者の受け入れ体制の整備(広域避難対策)

(1) 市は、災害時相互応援協定締結市又は県より県境を越える広域避難の受け入れについて

要請があった場合は、広域避難の受入れに協力する。(共通対策編第3章第11節「広域一時滞在(広域避難)対策の実施」を参照。)

- (2) 県は、避難者を受入れるにあたり、避難元都道府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置するとともに、広域避難の受入れを実施する市運営の避難所を支援する。
- (3) なお、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要になった場合は、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、京都府舞鶴市の避難住民の受け入れを行うこととする。

1 1 避難者の生活支援

- (1) 市及び県は、避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- (2) また、新型インフルエンザ等感染症等の発生の公表が行われている期間において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程及び避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

1 2 避難者の情報提供

市及び県は、避難者に関する情報を活用して、避難者に対して避難元市町村からの情報を提供する。

第4節 中長期対策

ここでは、原子力災害中長期対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、これに定める対策に準じて対応する。

1 市民等への的確な情報伝達活動

市は、引き続き、市民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、必要な情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

2 風評被害等の影響の軽減

市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、市、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の防止のため、的確な情報提供等に努めることとする。

3 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

- (1) 市及び県は、避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続する。
- (2) 県は避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難の生活支援について、避難先市町村、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

第6編 防災気象情報編

第1章 総則

第1節 総則

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっています。

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル(危険度分布) 「災害切迫」(黒) 	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 キキクル(危険度分布) 「危険」(紫) 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)※1 洪水警報 キキクル(危険度分布) 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2) 	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> キキクル(危険度分布) 「注意」(黄) 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2) 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報(警報級の可能性) <p>注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※ 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

2 特別警報・警報・注意報

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

(1) 気象警報、注意報、天気予報等の発表区分

- 特別警報・警報・注意報は、「二次細分区域」毎に発表される。
(現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示)
- 「市町村等をまとめた地域」や「一次細分区域」等の地域区分を用いる場合がある。(大雨・洪水警報等の注意警戒文及び気象情報発表時のテレビやラジオによる放送等において、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるようにするため)

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等(二次細分区域)
徳島県	北部	徳島-鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部-阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇-美馬-穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田-貞光
		美馬南部-神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一字
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀-勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、美波町、牟岐町



第2節 特別警報

1 特別警報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。警戒レベル4に相当。

2 現象に応じた特別警報の発表基準

現象の種類	発 表 基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。

(注)発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

3 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

大雨特別警報 (浸水害)	以下①又は②の1km 格子に係る条件のいずれかを満たすと予想され、かつ、激しい雨(※1)がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に発表する。 ① 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数(※2)の値以上となる1km 格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する流域雨量指数(※3)の値以上となる1km 格子が概ね20個以上まとまって出現。
大雨特別警報 (土砂災害)	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数(※4)の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(※1)がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に発表する。

※1. 激しい雨とは1時間におおむね30mm以上の雨をいう。

※2. 表面雨量指数:降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを表す値。

※3. 流域雨量指数:降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を表す値。

※4. 土壌雨量指数:降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。

4 大雨特別警報の基準となる50年に一度の値（令和4年3月24日現在）

48時間降水量(R48)	541mm
3時間降水量(R03)	162mm
土壌雨量指数(Soil Water Index)	297mm

- 「50年に一度の値」の欄の値は、鳴門市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- 雨に関する鳴門市の50年に一度の値一覧については、気象庁ホームページに掲載されている。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf>
- R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
- 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

5 台風を要因とする特別警報

(1) 対象となる災害

主な事例として、「室戸台風」「伊勢湾台風」等

(2) 発表時期

台風等を要因とする特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風・高潮・波浪・暴風雪になると予想されるときに発表される。具体的には、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上）が発表指標とされている。

(3) 沖縄地方では発表指標が異なる

沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島では、中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風が襲来する頻度が本土よりも高いため、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/sの台風を発表指標とされている。

(4) 温帯低気圧についても発表されることがある

温帯低気圧は台風のように暴風警戒域を示されていないものの、猛烈に発達する温帯低気圧のような現象についても暴風の対象となる地域を予想することが可能。このため、台風・温帯低気圧によらず、伊勢湾台風級に発達した低気圧により猛烈な風が吹くような地域に対し特別警報を発表することとされている。

6 その他の現象を要因とする特別警報の指標

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

7 気象警報等に関連する用語

(1) 土壌雨量指数

降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いられている。

(2) 表面雨量指数

短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いられている。

(3) 流域雨量指数

流域雨量指数は、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の

洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いられている。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。

第3節 警報

1 気象に関する警報の種類と発表基準

種類	発表基準		
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。警戒レベル3相当。 具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。		
	表面雨量指数	17	
	土壌雨量指数	211	
※土壌雨量指数は、地域メッシュ(1km格子)毎に基準が異なる。			
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、「12時間降雪の深さ」が10cm以上と予想される場合。		
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。 具体的には、平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/sに到達することが予想される場合。		
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上と予想される場合。		
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、有義波高が6.0m以上と予想される場合。		
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒レベル4相当。 具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合。		
	瀬戸内側標高	2.0m以上	
	紀伊水道側標高	2.0m以上	
※徳島県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、この基準によらず高潮警報を発表する場合がある。			
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。警戒レベル3相当。 具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。		
	流域雨量指数基準	旧吉野川流域	33.5
		新池川流域	8.2
	複合基準	新池川流域	(7, 7.1)
※流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。			
吉野川 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに徳島地方气象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表される。警戒レベル5相当。 [吉野川洪水予報実施要領(平成19年4月19日)による]		
吉野川 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。警戒レベル4相当。 具体的には、以下の基準を満たしているときに徳島地方气象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。[同] ・吉野川:岩津の基準地点で氾濫危険情報の発表基準を満たしているとき。		

<p>吉野川 氾濫警戒情報 (洪水警報)</p>	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。警戒レベル3相当。 具体的には、以下の基準を満たしているときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。[同]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉野川:岩津の基準地点で氾濫警戒情報の発表基準を満たしているとき。
----------------------------------	---

第4節 注意報

1 気象に関する注意報の種類と発表基準

種類	発表基準				
大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒レベル2。 具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合。</p> <table border="1"> <tr> <td>表面雨量指数</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>154</td> </tr> </table> <p>※土壌雨量指数は、地域メッシュ(1km格子)毎に基準が異なる。</p>	表面雨量指数	11	土壌雨量指数	154
表面雨量指数	11				
土壌雨量指数	154				
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、「12時間降雪の深さ」が5cm以上と予想される場合。</p>				
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。 具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。</p>				
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/sに到達することが予想される場合。</p>				
波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、有義波高が3.0m以上と予想される場合。</p>				
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、警戒レベル2。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3相当。 具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合。 瀬戸内側標高1.4m以上 紀伊水道側標高1.4m以上 ※徳島県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、この基準によらず高潮警報を発表する場合がある。</p>				
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の「突風」や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>				
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>				
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。</p>				
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。 発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。</p>				
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、「積雪の深さ」が50cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。 降雪の深さが20cm以上 気象台における最高が7℃以上 降水量が10mm以上</p>				
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 鳴門市では、気象台における最低気温が-3℃以下が予想される場合。</p>				
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 鳴門市では、晩霜期を対象とし最低気温4℃以下が予想されたとき。</p>				
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</p>				

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 鳴門市では、気温 $-2^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$ の条件下で、「24時間降雪の深さ」が20cmに到達することが予想される場合。					
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合。					
	流域雨量指数基準	<table border="1"> <tr> <td>旧吉野川流域</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>新池川流域</td> <td>7.8</td> </tr> </table>	旧吉野川流域	26.8	新池川流域	7.8
	旧吉野川流域	26.8				
新池川流域	7.8					
複合基準	<table border="1"> <tr> <td>新池川流域</td> <td>(5, 4.9)</td> </tr> </table>	新池川流域	(5, 4.9)			
新池川流域	(5, 4.9)					
※流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。						
1. 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。 2. 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。 3. 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。 4. 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。 5. 大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。 6. 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。						

第5節 気象庁「あなたの街の防災情報」(キキクル等)

1 確認できる情報の種類と概要

あなたの街の防災情報	キキクル	流域雨量指数の予測値	雨雲の動き
			

種類	概要								
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。								
	<table border="1"> <tr> <td>「災害切迫」(黒)</td> <td>警戒レベル5相当</td> </tr> <tr> <td>「危険」(紫)</td> <td>警戒レベル4相当</td> </tr> <tr> <td>「警戒」(赤)</td> <td>警戒レベル3相当</td> </tr> <tr> <td>「注意」(黄)</td> <td>警戒レベル2相当</td> </tr> </table>	「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当	「危険」(紫)	警戒レベル4相当	「警戒」(赤)	警戒レベル3相当	「注意」(黄)	警戒レベル2相当
「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当								
「危険」(紫)	警戒レベル4相当								
「警戒」(赤)	警戒レベル3相当								
「注意」(黄)	警戒レベル2相当								
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。								
	<table border="1"> <tr> <td>「災害切迫」(黒)</td> <td>警戒レベル5相当</td> </tr> </table>	「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当						
「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当								

洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <table border="1" data-bbox="470 347 997 481"> <tr> <td>「災害切迫」(黒)</td> <td>警戒レベル5相当</td> </tr> <tr> <td>「危険」(紫)</td> <td>警戒レベル4相当</td> </tr> <tr> <td>「警戒」(赤)</td> <td>警戒レベル3相当</td> </tr> <tr> <td>「注意」(黄)</td> <td>警戒レベル2相当</td> </tr> </table>	「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当	「危険」(紫)	警戒レベル4相当	「警戒」(赤)	警戒レベル3相当	「注意」(黄)	警戒レベル2相当
「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当								
「危険」(紫)	警戒レベル4相当								
「警戒」(赤)	警戒レベル3相当								
「注意」(黄)	警戒レベル2相当								
流域雨量指数の予測値	「流域雨量指数」は、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いられている。 「流域雨量指数の予測値」とは、河川毎に、これまでに降った雨(解析雨量)とこれから降ると予想される雨(6時間先までの降水短時間予報等)を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値である。6時間先までの各時刻の予測値が、洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分けされ、気象庁HPで公表されている。 https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/								
雨雲の動き	高解像度降水ナウキャスト、雷ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト、アメダス10分間雨量、前5分間の雷の状況、線状降水帯の7種類がある。 雨、雷、竜巻の状況が確認できる。								

第6節 気象庁から発表されるその他の気象情報

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

2 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通傷害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対

象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方气象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として次のように作成・発表される。

徳島県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分
徳島県 徳島地方气象台 共同発表

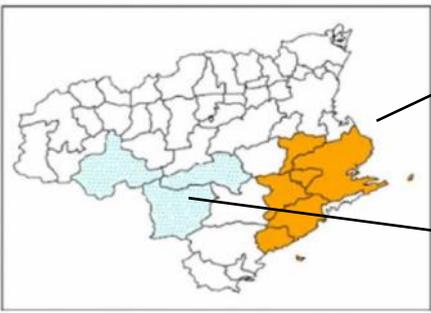
【警戒対象地域】
阿南市 勝浦町 那賀町鷲敷地域 那賀町相生地域 牟岐町 美波町日和佐地域

【警戒解除地域】
三好市東祖谷 那賀町木沢地区 那賀町木頭地区

【警戒文】

<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



警戒対象地域

警戒解除地域

問い合わせ先
088-621-2541(徳島県土整備部 砂防防災課)
088-622-3857(徳島地方气象台)

警戒を要する市町村名が明記される。

土砂災害の危険度が高い市町村

土砂災害の危険度が低くなった市町村

(2) 土砂災害警戒情報の発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、発表対象地域（下図参照。土砂災害警戒区域等の無い松茂町、藍住町、北島町を除く21市町村44地域）単位で発表される。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

発表対象地域



(3) 土砂災害警戒情報の解除基準

土壌雨量指数が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想される時、発表対象地域ごとに解除する。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報を補足する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は気象業務法第11条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は法第55条及び土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第27条に基づき市長に伝達する。

伝達系統については、61ページの「気象に関する特別警報・警報の伝達系統」に準ずる。

(5) 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊対策を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。そのため、土砂災害警戒情報の発表がない場合であっても、土砂災害が発生する可能性があることに留意が必要である。

4 記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部 1時間降水量	110 ミリ以上を観測または解析したとき
徳島県南部 1時間降水量	120 ミリ以上を観測または解析したとき

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(1) 竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻情報 第〇号
 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
 この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

(2) 竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報 第〇号
 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
 この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

6 吉野川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。吉野川については、四国地方整備局徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

(1) 洪水予報区間

- 左岸 徳島県三好市池田町から河口まで
- 右岸 徳島県三好市池田町から河口まで

(2) 水位又は流量の予報に関する基準点

(3) 池田（無堤・有堤）、岩津

(4) 担当官署名

(5) 徳島河川国道事務所、徳島地方気象台

(6) 発表基準

池田(無堤・有堤)・岩津のどちらかの基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	吉野川氾濫注意情報(洪水注意報)を公表する。
池田(無堤・有堤)・岩津のどちらかの基準地点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	吉野川氾濫警戒情報(洪水警報)を公表する。
池田(無堤・有堤)・岩津のどちらかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき	吉野川氾濫危険情報(洪水警報)を公表する。
洪水予報区間内で氾濫が発生したとき	吉野川氾濫発生情報(洪水警報)を公表する。

(7) 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

(8) 吉野川洪水予報の基準水位

河川名	観測所名		水防団	氾濫注意	避難	氾濫	計画
			待機水位	水位	判断水位	危険水位	
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	—
吉野川	池田(無堤)	いけだ(むてい)	4.1	6.7	7.4	8.0	11.872
	池田(有堤)	いけだ(ゆうてい)	4.1	6.7	8.0	9.7	11.872
	岩津	いわづ	3.3	5.3	6.8	7.5	12.937

(単位:m)

7 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

1. 気象庁では、台風の実況を3時間ごとに発表している。台風の1日(24時間)先までの12時間刻みの予報を3時間ごとに発表し、さらに5日(120時間)先までの24時間刻みの予報を8時間ごとに発表している。
2. 令和2年9月9日からは、台風及び24時間以内に台風に発達すると予想される熱帯低気圧(以下、「発達する熱帯低気圧」)について、台風接近時の防災行動計画(タイムライン)に沿った対応を効果的に支援するため、5日先までの予想進路や強度を台風情報として発表している。

(2) 台風の大きさ、強さ

1. 台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）を 3 段階、強さ（最大風速：10 分間平均風速の最大値）を 4 段階で表現する。

台風の大きさの分類	
平均風速 15m/s 以上の強風域の半径	分類
500 km未満	
500 km以上 800 km未満	大型(大きい)
800 km以上	超大型(非常に大きい)

台風の強さの分類	
最大風速	分類
17m/s 以上 33m/s 未満	
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

8 火災気象通報

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条第 1 項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に対して通報し、徳島県を通じて鳴門市や鳴門市消防本部に伝達される。

- (1) 火災気象通報の基準
- (2) 「乾燥注意報」基準（実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下）及び「強風注意報」基準（平均風速12m/s以上）と同じである。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第7節 火山に関する警報・予報等

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国 111 の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき、火山ごとに警戒等を必要とする市区町村を明示して、噴火警報・噴火予報を発表する。

1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁及び管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

気象庁及び管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3 噴火警戒レベル

気象庁及び管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

4 噴火速報

気象庁及び管区气象台が、登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- (1) 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- (2) 噴火の規模が小さく、事実を確認できない場合

5 火山の状況に関する解説情報

気象庁及び管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

6 降灰予報（定時）

- (1) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- (2) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

7 降灰予報（速報）

- (1) 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後速やかに5～10分程度で発表。
- (2) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

8 降灰予報（詳細）

- (1) 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- (2) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。詳細は以下気象庁HPを参照。
https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html

9 火山ガス予報

気象庁及び管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

10 火山に関する情報等

気象庁及び管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

(1) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(2) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

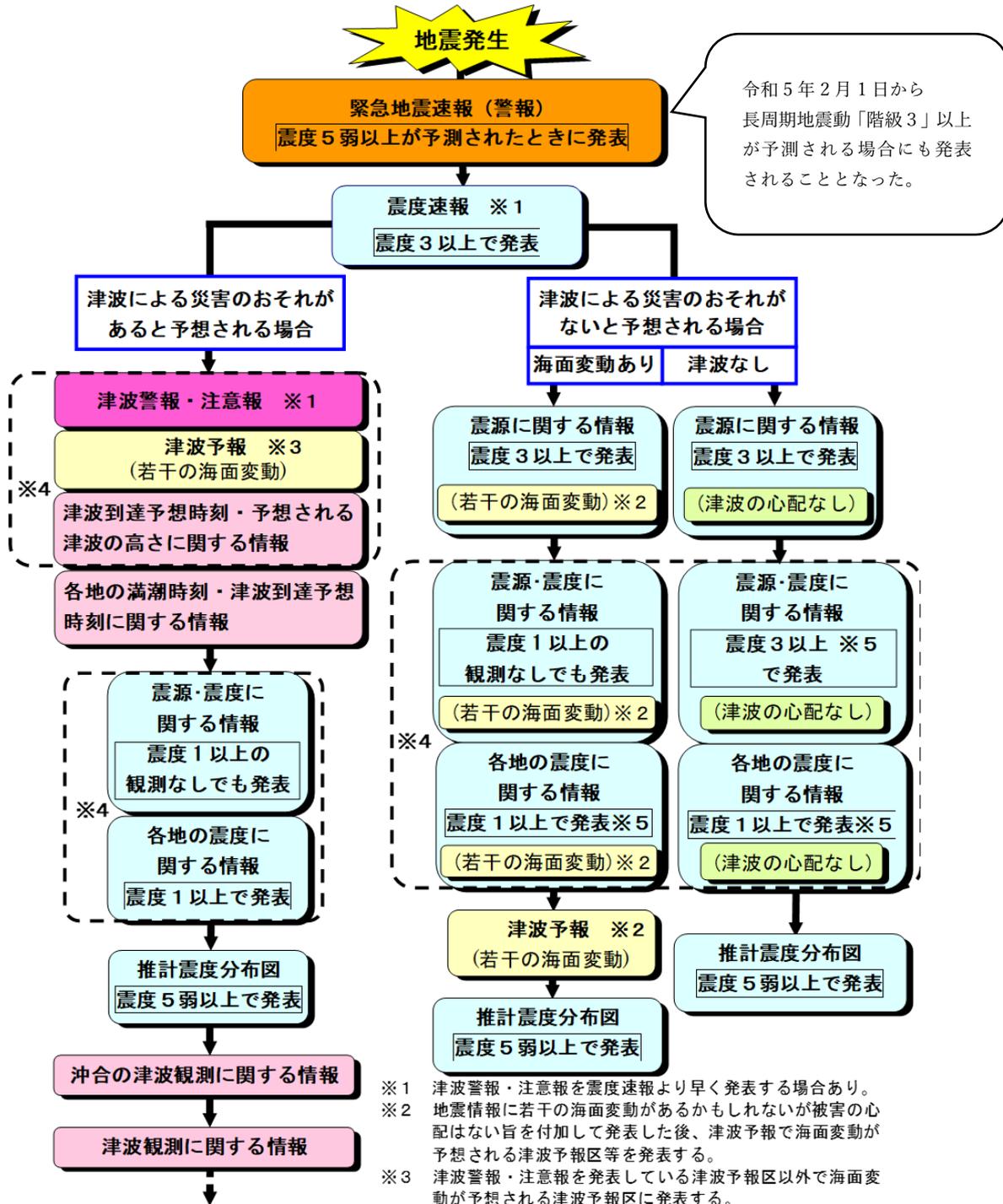
(3) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

第2章 地震及び津波関係

第1節 地震・津波情報 発表フローチャート図

地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

第2節 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

（※）緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県北部	鳴門市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の種類と内容

種類	内容
緊急地震速報（警報）	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上と予想された場合に発表する。 緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付ける。ただし、特別警報の対象となる最大震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の方に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。
緊急地震速報（予報）	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合。
1点の観測点のみの処理結果によって緊急地震速報（予報）を発信した後、所定の時間が経過しても2観測点目の処理が行われなかった場合は雷など地震以外の揺れ（ノイズ）と判断し、発表から数秒～10数秒程度でキャンセル報（地震以外の揺れで発表した緊急地震速報を取り消す情報）を発信します。島嶼部など観測点密度の低い地域では、実際の地震であってもキャンセル報を発信する場合があります。なお、この場合には、キャンセル報の発信までに30秒程度かかることがあります。 この基準は変更される場合があります。	

3 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

4 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> あわてて外へ飛び出さない。 その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 扉を開けて避難路を確保する。

駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ あわてて出口・階段等に殺到しない。 吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

5 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合。 ・ 震度 3 以上 ・ 大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 10 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等。	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

震源要素とは、発生日時、震源地、震源の深さ、地震の規模等である。

7 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区气象台・徳島地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・ (担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ (担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、最大震度の更新や発表地域が追加されない限りその都度の発表はしない) 	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・ (担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ (担当地域で)震度5弱以上を観測 ・ 社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
徳島県の地震	定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
大阪管区气象台 週間地震概況	定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの近畿、中国、四国地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

第3節 大津波警報・津波警報・津波注意報

1 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時に地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目途に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を、津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

2 鳴門市が属する津波予報区

津波予報区: 徳島県	区域: 徳島県	<p>津波予報区図</p> <p>香川県</p> <p>徳島県</p> <p>高知県</p> <p>愛媛県 瀬戸内海沿岸</p> <p>愛媛県 宇和海沿岸</p>
------------	---------	---

3 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ) 10m (5m < 予想高さ ≤ 10m) 5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

4 津波警報等の留意事項等

- (1) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (2) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- (3) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第4節 津波情報

1 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

2 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容																																	
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表																																	
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																	
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※2)																																	
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※3)																																	
<p>この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</p> <p>最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m 超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m 以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m 以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m 未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。</p> <p>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注))の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3m 超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m 以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1m 超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m 以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>			警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m 超	数値で発表	1m 以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m 以上	数値で発表	0.2m 未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																
大津波警報	1m 超	数値で発表																																
	1m 以下	「観測中」と発表																																
津波警報	0.2m 以上	数値で発表																																
	0.2m 未満	「観測中」と発表																																
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

3 津波情報の留意事項等

- (1) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - 1. 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - 2. 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- (2) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - 1. 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- (3) 津波観測に関する情報
 - 1. 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - 2. 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- (4) 沖合の津波観測に関する情報
 - 1. 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - 2. 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第5節 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

1 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。